2025年4月版

投資信託を活用して運用する

みらいふくらむ

変額保険（有期型）

特別勘定のしおり

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

特別勘定のしおり　目次

はじめに

「特別勘定のしおり」をお読みいただく際のご留意点	1
特別勘定について	1

特別勘定のしおり

特別勘定の名称	投資対象となる投資信託の名称	資産の運用に関する極めて重要な事項＊	資産の運用に関する重要な事項＊
国内株式インデックス	国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	5	20
国内株式アクティブ	大和住銀日本株式ファンドVA（適格機関投資家限定）	35	49
外国株式インデックス	JDFインデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）	57	72
米国株式インデックス	米国株式（S&P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	87	101
外国株式アクティブ1型	フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）	115	128
外国株式アクティブ2型	SMDAM・グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・オープン＜適格機関投資家限定＞	135	148
国内債券インデックス	国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	155	171
外国債券インデックス	外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	185	202
国内リート	国内リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	217	234
先進国リート	先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	247	264
バランス株式50	SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	277	300
マネー	SMAM・FGマネーファンドVA＜適格機関投資家限定＞	343	355

＊　保険業法施行規則第227条の2第3項第10号および第234条の21の2第1項第8号に定める内容

※　主な投資対象となる投資信託が廃止されるなど、その投資信託による運用が困難となる特別な事情がある場合、他の投資信託に変更することがあります。

はじめに

「特別勘定のしおり」をお読みいただく際のご留意点

○「特別勘定のしおり」は、保険業法施行規則第227条の2第3項第10号および第234条の21の2第1項第8号の規定に基づき当商品のご加入を検討されているお客さま、既にご加入されたご契約者に特別勘定の運用に関するご理解を深めていただくために作成された資料です。

○ ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」をあわせて必ずご覧ください。

○「特別勘定のしおり」で開示される投資信託の開示情報はあくまでも参考情報であり、お客さまが直接投資信託を保有するものではありません。本冊子に掲載する各ファンドの開示内容は、各特別勘定が主たる運用手段として用いる投資信託に関するものです。

○ この「特別勘定のしおり」の投資信託に関する記載事項は、各投資信託委託会社により開示される情報を三井住友海上プライマリー生命が提供するものであり、開示内容に関して三井住友海上プライマリー生命は一切の責任を負いません。

○ この「特別勘定のしおり」に記載される運用状況、財務諸表およびファンドの現況に関するいかなる情報も過去の実績であり、将来の運用実績を示唆あるいは保証するものではありません。

特別勘定について

○ 変額保険(有期型)は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金などが変動(増減)するため、他の保険種類にかかわる資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があります。当社は、そのため特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した方針に基づき運用します。

○ 特別勘定の資産運用は高い収益も期待できますが、一方で株価の低下や為替の変動などによる投資リスクも負うことになります。変額保険(有期型)では資産運用の実績が直接将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともに契約者に帰属することになります。

○ 変額保険(有期型)用の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、原則として、変額保険(有期型)契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。

○ 特別勘定における資産運用の成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

○ 契約者は特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

○ 特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定が投資対象とする投資信託の値動きと必ずしも一致しません。これは特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動等に備えて一定の現預金を保有することがあること等によるものです。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

国内株式インデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……5
2. 投資方針および投資リスク……7
3. その他詳細情報……10
4. 運用状況……12

Ⅱ　財務ハイライト情報……17

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……20

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……23
2. 投資信託（ファンド）の現況……30

Ⅲ　設定および解約の実績……31

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。「インデックス・マザー・ファンド国内株式」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／国内／株式／インデックス型（TOPIX）に分類されます。

3 特 色

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

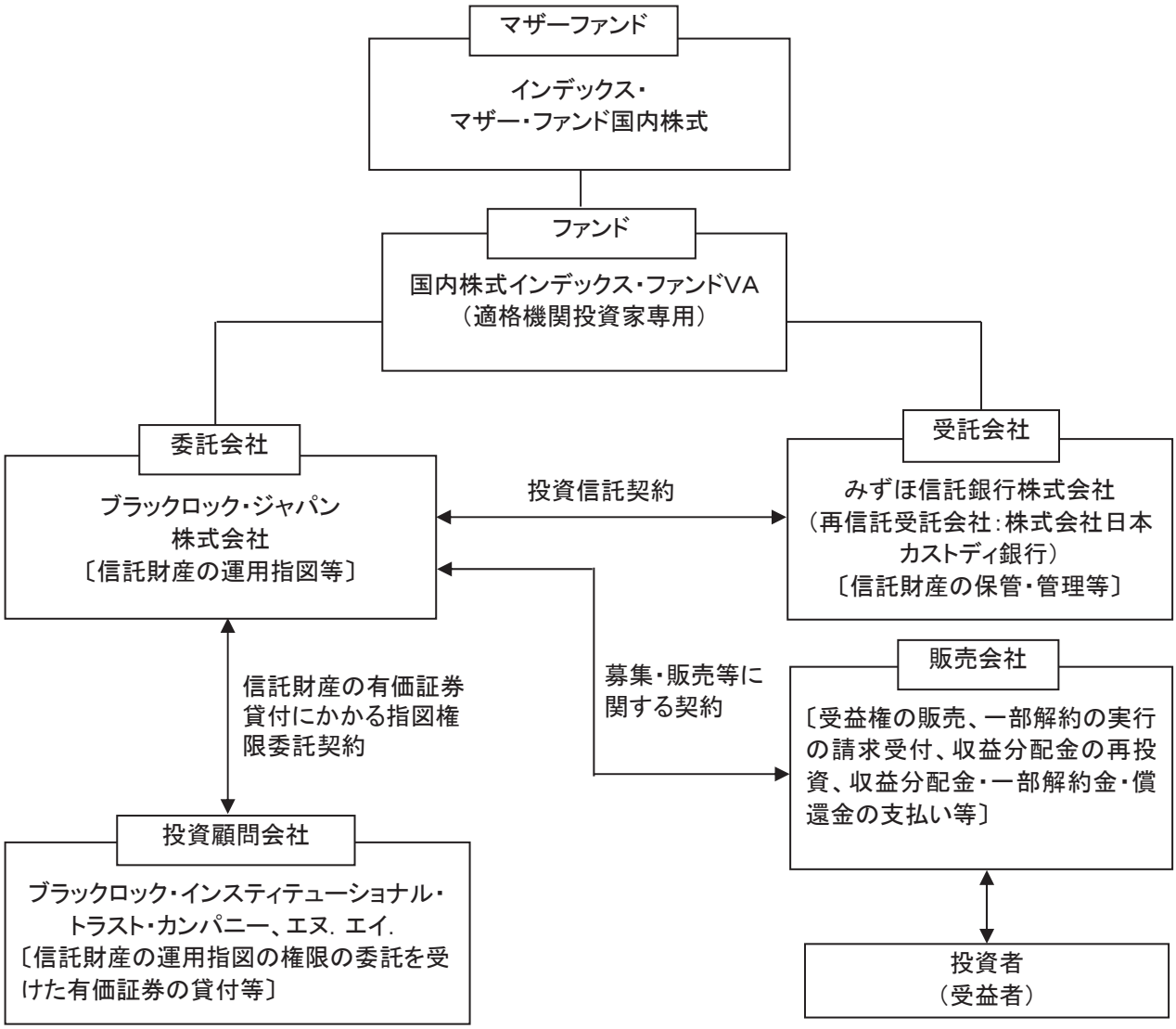
【ファンドのベンチマーク】

当ファンドは TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。

TOPIX（東証株価指数、配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値および TOPIX（東証株価指数、配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX（東証株価指数、配当込み）に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX（東証株価指数、配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

インデックス・マザー・ファンド国内株式の受益証券を主要投資対象とし、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。

- マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

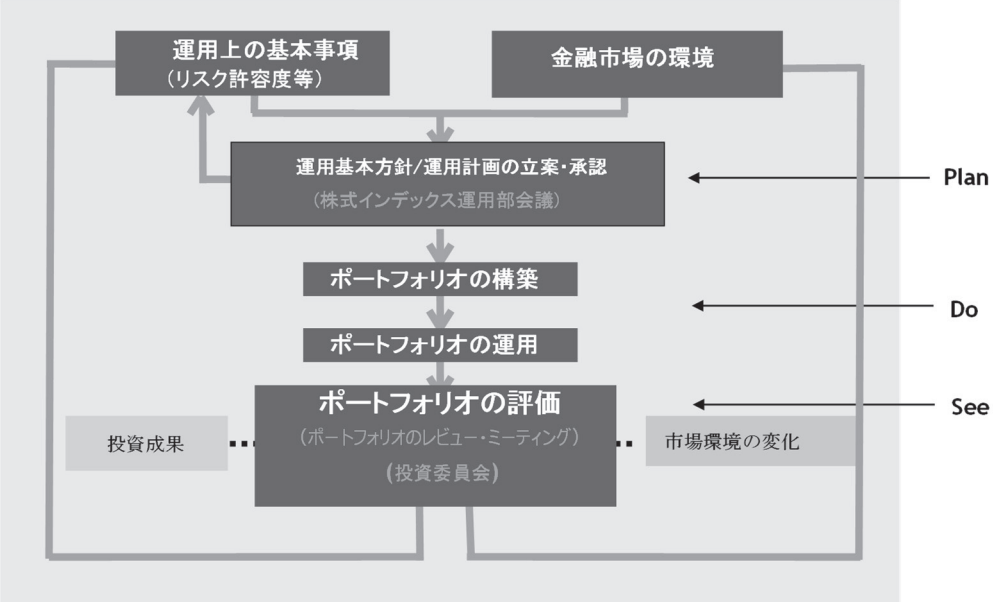
インデックス・マザー・ファンド国内株式

- わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動した投資成果を目指した運用を行います。
- 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 資金動向、市況動向の急激な変動が生じたときなど、信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
①株式への実質投資割合には制限を設けません。
②外貨建資産への投資は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。
②外貨建資産への投資は行いません。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 価格変動リスク
株価は、発行会社の業績、市場の需給、政治・経済情勢等を反映して変動します。株式市場における価格変動を受けて、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。

b. 流動性リスク
市場の急変時等には、希望した取引ができないことにより、運用の基本方針に従った運用が出来ない場合があります。

c. 信用リスク
組入株式等の発行会社等の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が大きく影響を受けることがあります。

d. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

e. ベンチマークと基準価額の乖離要因
ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。）
   (a) 有価証券
   (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）
   (c) 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）
   (d) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）と類似の取引に係る権利
   (b) 為替手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるインデックス・マザー・ファンド国内株式（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし本邦通貨建のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号並びに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号並びに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、配当金の受領、分配金の支払い、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 委託会社は、(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(e) (b)において、マザーファンドの信託財産に属する

当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

(b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、貸付先として、委託会社の関係会社もしくは約款に規定する委託を受けた者の関係会社を選定することができるものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

i. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2024 年 10 月末現在のものです。
「国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		7,035,141,678	100.01
	内 日本	7,035,141,678	100.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△842,831	△0.01
純資産総額		7,034,298,847	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	インデックス・マザー・ファンド国内株式 日本	親投資信託受益証券	3,014,328,668	2.2917 6,908,036,355	2.3339 7,035,141,678	ー ー	100.01

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2024 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 8 月 21 日）	11,433,004	11,433,004	1.1568	1.1568
第 2 期（2024 年 8 月 20 日）	6,636,914,770	6,636,914,770	1.4069	1.4069
2023 年 10 月末日	25,358,104	―	1.1731	―
11 月末日	36,347,377	―	1.2362	―
12 月末日	48,047,182	―	1.2331	―
2024 年 1 月末日	67,194,875	―	1.3292	―
2 月末日	87,831,382	―	1.3945	―
3 月末日	6,312,109,734	―	1.4560	―
4 月末日	6,393,024,798	―	1.4428	―
5 月末日	6,519,183,023	―	1.4588	―
6 月末日	6,736,667,734	―	1.4798	―
7 月末日	6,777,900,944	―	1.4715	―
8 月末日	6,724,042,097	―	1.4294	―
9 月末日	6,771,295,963	―	1.4074	―
10 月末日	7,034,298,847	―	1.4336	―

② 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第 1 期	―
第 2 期	―

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第 1 期	15.7
第 2 期	21.6

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「インデックス・マザー・ファンド国内株式」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
株式		12,557,426,540	96.14
	内　日本	12,557,426,540	96.14
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		504,549,250	3.86
純資産総額		13,061,975,790	100.00

（注）　当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	173,000	3,389.95 586,463,068	2,682.50 464,072,500	ー ー	3.55
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	209,000	1,496.07 312,679,636	1,628.50 340,356,500	ー ー	2.61
3	日立製作所 日本	株式 電気機器	84,400	2,577.29 217,523,446	3,924.00 331,185,600	ー ー	2.54
4	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	113,900	2,660.73 303,057,849	2,723.50 310,206,650	ー ー	2.37
5	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	26,000	6,222.32 161,780,473	9,533.00 247,858,000	ー ー	1.90
6	キーエンス 日本	株式 電気機器	3,300	68,877.55 227,295,917	69,780.00 230,274,000	ー ー	1.76
7	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	66,800	2,712.72 181,209,981	3,273.00 218,636,400	ー ー	1.67
8	三菱商事 日本	株式 卸売業	66,100	3,135.93 207,285,299	2,835.50 187,426,550	ー ー	1.43
9	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	23,100	6,652.82 153,680,199	7,653.00 176,784,300	ー ー	1.35
10	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	31,400	4,444.85 139,568,580	5,568.00 174,835,200	ー ー	1.34
11	信越化学工業 日本	株式 化学	29,300	6,104.01 178,847,547	5,755.00 168,621,500	ー ー	1.29
12	任天堂 日本	株式 その他製品	20,600	8,217.42 169,278,971	8,145.00 167,787,000	ー ー	1.28
13	三井物産 日本	株式 卸売業	51,500	3,192.36 164,406,848	3,162.00 162,843,000	ー ー	1.25
14	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	6,900	34,125.58 235,466,539	23,400.00 161,460,000	ー ー	1.24
15	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	16,100	8,481.66 136,554,736	9,498.00 152,917,800	ー ー	1.17
16	第一三共 日本	株式 医薬品	30,700	4,958.27 152,219,061	4,981.00 152,916,700	ー ー	1.17
17	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	970,400	179.92 174,603,924	147.70 143,328,080	ー ー	1.10

18	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	43,400	2,750.82 119,385,655	3,212.00 139,400,800	― ―	1.07
19	HOYA 日本	株式 精密機器	6,400	18,508.54 118,454,698	20,725.00 132,640,000	― ―	1.02
20	三菱重工業 日本	株式 機械	57,700	1,179.15 68,037,027	2,193.00 126,536,100	― ―	0.97
21	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	29,100	4,451.17 129,529,194	4,264.00 124,082,400	― ―	0.95
22	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	77,500	1,738.85 134,760,915	1,557.50 120,706,250	― ―	0.92
23	KDDI 日本	株式 情報・通信業	24,100	4,620.12 111,344,893	4,778.00 115,149,800	― ―	0.88
24	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	524,200	196.79 103,160,812	192.80 101,065,760	― ―	0.77
25	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	1,900	41,727.29 79,281,866	49,520.00 94,088,000	― ―	0.72
26	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	10,200	6,760.79 68,960,093	9,148.00 93,309,600	― ―	0.71
27	富士通 日本	株式 電気機器	30,400	2,334.38 70,965,186	2,963.00 90,075,200	― ―	0.69
28	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	19,600	3,931.64 77,060,298	4,281.00 83,907,600	― ―	0.64
29	セブン＆アイ・ホールディングス 日本	株式 小売業	37,900	2,133.42 80,856,759	2,199.00 83,342,100	― ―	0.64
30	キヤノン 日本	株式 電気機器	16,300	4,235.21 69,034,044	5,004.00 81,565,200	― ―	0.62

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	96.14
合計	96.14

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率（%）
電気機器	16.97
銀行業	7.48
情報・通信業	7.26
輸送用機器	7.06
卸売業	6.76
機械	5.40
化学	5.39
サービス業	4.80
医薬品	4.68
小売業	4.25
食料品	3.11
保険業	3.04
精密機器	2.44
その他製品	2.42
陸運業	2.21

建設業	2.04
不動産業	1.80
電気・ガス業	1.35
その他金融業	1.15
鉄鋼	0.80
証券、商品先物取引業	0.79
非鉄金属	0.76
海運業	0.65
ガラス・土石製品	0.63
ゴム製品	0.56
石油・石炭製品	0.52
金属製品	0.48
繊維製品	0.36
空運業	0.35
鉱業	0.26
倉庫・運輸関連業	0.14
パルプ・紙	0.13
水産・農林業	0.08
合計	96.14

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	TOPIX 先物 2024 年 12 月限	買建	18	472,456,333	485,010,000	3.71

（注 1）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

（注 2）評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

項目	第1期 （2023 年8月 21 日現在） 金額（円）	第2期 （2024 年8月 20 日現在） 金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,435,406	6,638,645,140
未収入金	－	102,970
その他未収収益	－	130,198
流動資産合計	11,435,406	6,638,878,308
資産合計	11,435,406	6,638,878,308
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	102,970
未払受託者報酬	116	314,762
未払委託者報酬	698	1,416,556
その他未払費用	1,588	129,250
流動負債合計	2,402	1,963,538
負債合計	2,402	1,963,538
純資産の部		
元本等		
元本	9,883,608	4,717,314,149
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,549,396	1,919,600,621
（分配準備積立金）	15,221	69,475,366
元本等合計	11,433,004	6,636,914,770
純資産合計	11,433,004	6,636,914,770
負債純資産合計	11,435,406	6,638,878,308

2. 損益および剰余金計算書

項目	第1期 （自　2023年3月15日 至　2023年8月21日）	第2期 （自　2023年8月22日 至　2024年8月20日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	43,523	76,529,218
その他収益	－	130,198
営業収益合計	43,523	76,659,416
営業費用		
受託者報酬	116	316,912
委託者報酬	698	1,426,446
その他費用	1,591	151,250
営業費用合計	2,405	1,894,608
営業利益又は営業損失（△）	41,118	74,764,808
経常利益又は経常損失（△）	41,118	74,764,808
当期純利益又は当期純損失（△）	41,118	74,764,808
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	54,497	5,277,091
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	1,549,396
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,589,444	1,916,907,588
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,589,444	1,916,907,588
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,669	68,344,080
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,669	68,344,080
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,549,396	1,919,600,621

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年3月15日　　ファンドの投資信託約款締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第2期計算期間（2023年8月22日から2024年8月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

2024年10月25日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、国内株式インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2023年8月22日から2024年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内株式インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2024年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

項目	第1期 （2023 年8月 21 日現在） 金額（円）	第2期 （2024 年8月 20 日現在） 金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,435,406	6,638,645,140
未収入金	－	102,970
その他未収収益	－	130,198
流動資産合計	11,435,406	6,638,878,308
資産合計	11,435,406	6,638,878,308
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	102,970
未払受託者報酬	116	314,762
未払委託者報酬	698	1,416,556
その他未払費用	1,588	129,250
流動負債合計	2,402	1,963,538
負債合計	2,402	1,963,538
純資産の部		
元本等		
元本	9,883,608	4,717,314,149
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,549,396	1,919,600,621
（分配準備積立金）	15,221	69,475,366
元本等合計	11,433,004	6,636,914,770
純資産合計	11,433,004	6,636,914,770
負債純資産合計	11,435,406	6,638,878,308

（2）損益及び剰余金計算書

項目	第1期 （自　2023年3月15日 至　2023年8月21日）	第2期 （自　2023年8月22日 至　2024年8月20日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	43,523	76,529,218
その他収益	－	130,198
営業収益合計	43,523	76,659,416
営業費用		
受託者報酬	116	316,912
委託者報酬	698	1,426,446
その他費用	1,591	151,250
営業費用合計	2,405	1,894,608
営業利益又は営業損失（△）	41,118	74,764,808
経常利益又は経常損失（△）	41,118	74,764,808
当期純利益又は当期純損失（△）	41,118	74,764,808
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	54,497	5,277,091
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	1,549,396
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,589,444	1,916,907,588
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,589,444	1,916,907,588
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,669	68,344,080
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,669	68,344,080
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,549,396	1,919,600,621

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 （2023年8月21日現在）	第2期 （2024年8月20日現在）
1　当該計算期間の末日における受益権総数	9,883,608口	4,717,314,149口
2　1口当たり純資産額	1.1568円	1.4069円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 （自　2023年3月15日 至　2023年8月21日）	第2期 （自　2023年8月22日 至　2024年8月20日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（15,221　円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0　円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（1,531,292　円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,883　円）、分配準備積立金（0　円）により、分配対象収益は1,549,396　円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（68,803,746円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（657,566　円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（1,784,669,798　円）、収益調整金（その他収益調整金）（65,455,457　円）、分配準備積立金（14,054　円）により、分配対象収益は1,919,600,621　円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「先物等の投資手法のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制
（1）市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
（2）信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
（3）取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第1期 （2023 年8月 21 日現在）	第2期 （2024 年8月 20 日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 （1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 （1）有価証券 同左 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）
1　期中元本変動額

項目	第1期 （2023 年8月 21 日現在）	第2期 （2024 年8月 20 日現在）
期首元本額	1,000,000 円	9,883,608 円
期中追加設定元本額	9,354,082 円	4,883,852,374 円
期中一部解約元本額	470,474 円	176,421,833 円

2　有価証券関係
第1期（2023 年8月 21 日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△10,861
合計	△10,861

第2期（2024 年8月 20 日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	71,327,377
合計	71,327,377

3　デリバティブ取引関係
　　該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	インデックス・マザー・ファンド国内株式	2,898,845,090	6,638,645,140	
親投資信託受益証券　合計			6,638,645,140	
合計			6,638,645,140	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2024 年 10 月末現在)

「国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	7,035,297,341 円
Ⅱ 負債総額	998,494 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,034,298,847 円
Ⅳ 発行済数量	4,906,658,895 口
Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4336 円

【参考情報】

「インデックス・マザー・ファンド国内株式」

Ⅰ 資産総額	13,265,670,892 円
Ⅱ 負債総額	203,695,102 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	13,061,975,790 円
Ⅳ 発行済数量	5,596,578,594 口
Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3339 円

Ⅲ 設定および解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	10,354,082	470,474	9,883,608
第 2 期	4,883,852,374	176,421,833	4,717,314,149

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

大和住銀日本株式ファンドVA
（適格機関投資家限定）

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格 35
2. 投資方針および投資リスク 37
3. その他詳細情報 41
4. 運用状況 43

Ⅱ　財務ハイライト情報 46

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目 48

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革 49

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表 49
2. 投資信託（ファンド）の現況 53

Ⅲ　設定及び解約の実績 53

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

大和住銀日本株式ファンドVA（適格機関投資家限定）

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

2 目的および基本的性格

「年金日本株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

当ファンドが該当する商品分類は、次の通りです。

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

3 特 色

■ マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

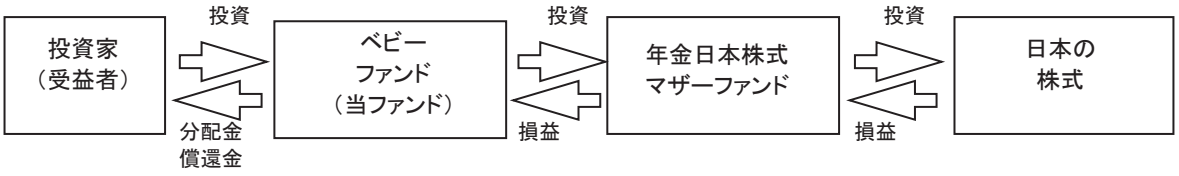
■ TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）に帰属します。JPXは、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、JPXは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

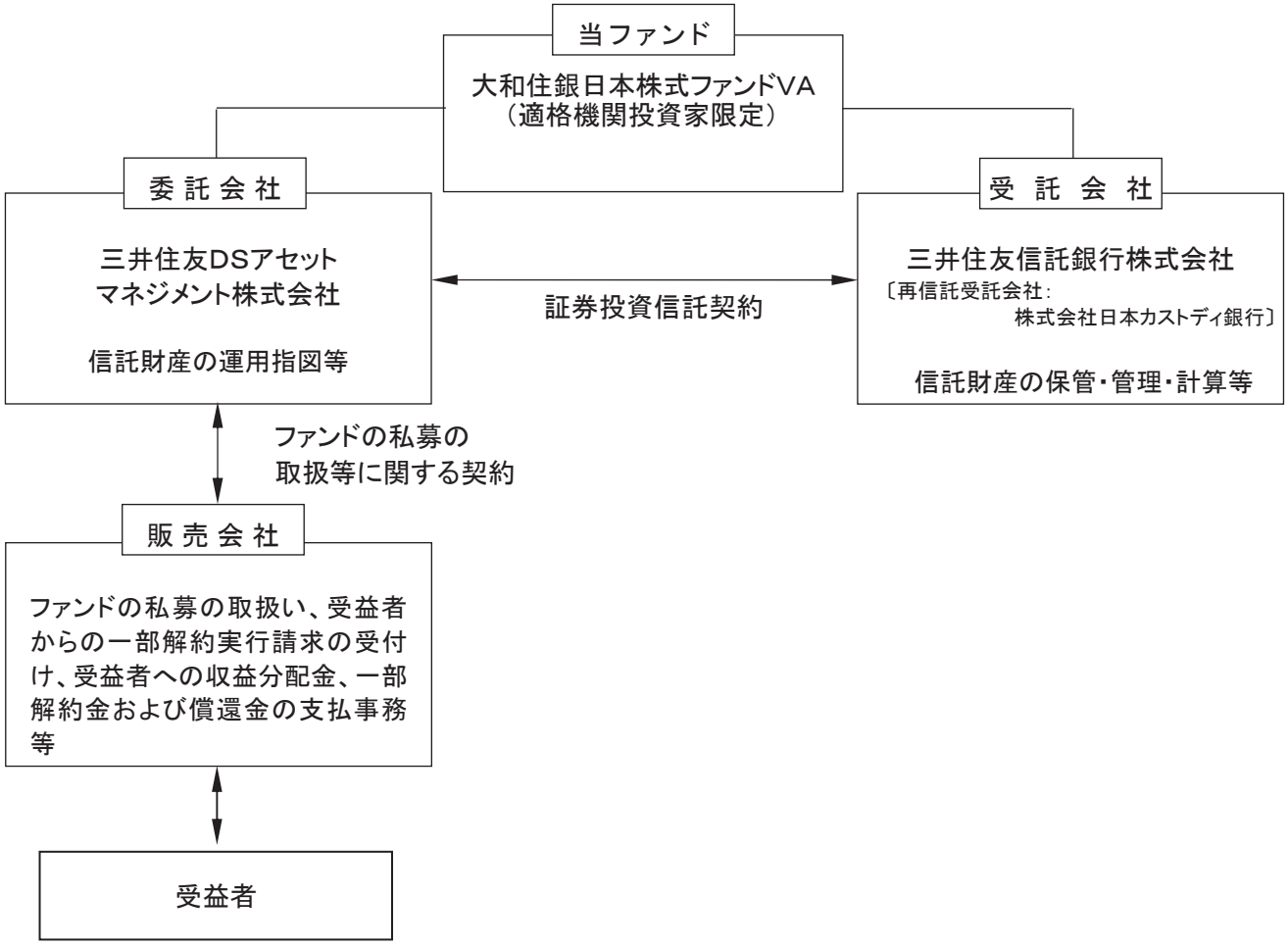
■ マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。

■ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。
「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

- マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- マザーファンドの投資方針につきましては、下記【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象をご参照ください。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

年金日本株式マザーファンド

（目的および基本的性格）

わが国の株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（特色）

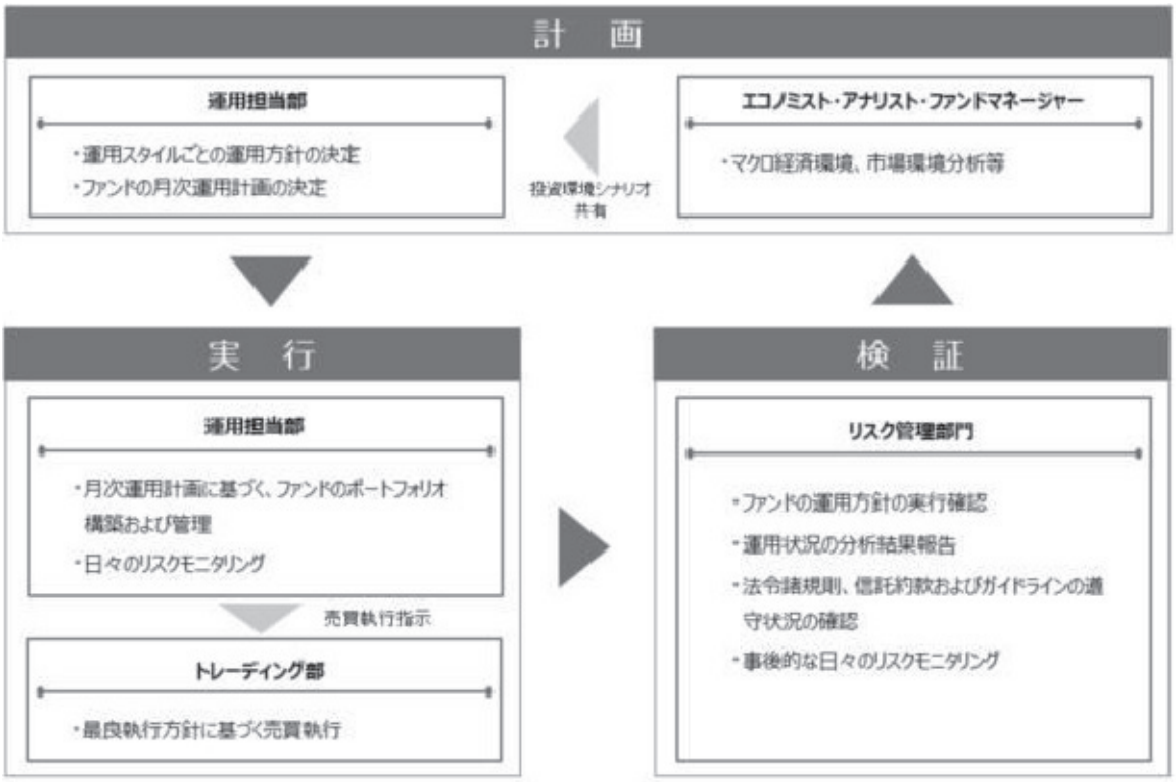
・TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

・マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。

・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

① ファンドの運用体制



※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

② 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

3 主な投資制限

信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の 20%以内とします。
③ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託への投資割合には制限を設けません。
④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑦ 外貨建資産への投資は、行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

年金日本株式マザーファンド

① 株式（新株引受権証券をおよび新株予約権証券含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の20%以内とします。
③ 投資信託証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑦ 外貨建資産への投資は、行いません。
⑧ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ ベンチマークに関する留意点

当ファンドはTOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

■ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■ 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

上記の投資リスクの管理体制は以下の通りです。
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
3. 金銭債権
4. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

(ロ)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「年金日本株式マザーファンド」の受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

2 投資制限

① ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により信用取引の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(ニ)上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ハ 先物取引等の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同

じ。）

(ロ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ　スワップ取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ　金利先渡取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ　有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ⅰ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

ⅱ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

(ロ)上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト　公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ　公社債の借入

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

(ロ)公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

リ　資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②　法令に基づく投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

4. 運用状況

1 投資状況（2024年10月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,042,016,232	100.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	△10,102,578	△0.33
合計（純資産総額）		3,031,913,654	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

2024 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	567,254,598	4.6471	2,636,108,801	5.3627	3,042,016,232	100.33

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.33
合　計	100.33

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

年月日	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12期（2014年11月19日）	16,378,270,787	16,378,270,787	18,603	18,603
第13期（2015年11月19日）	12,504,385,030	12,504,385,030	21,416	21,416
第14期（2016年11月21日）	6,105,458,882	6,105,458,882	19,127	19,127
第15期（2017年11月20日）	5,022,700,072	5,022,700,072	24,400	24,400
第16期（2018年11月19日）	3,011,701,704	3,011,701,704	22,852	22,852
第17期（2019年11月19日）	2,716,272,463	2,716,272,463	24,681	24,681
第18期（2020年11月19日）	2,341,033,199	2,341,033,199	25,132	25,132
第19期（2021年11月19日）	2,586,033,916	2,586,033,916	33,252	33,252
第20期（2022年11月21日）	2,456,606,144	2,456,606,144	34,872	34,872
第21期（2023年11月20日）	2,937,576,391	2,937,576,391	45,466	45,466
2023年10月末日	2,819,714,235	－	43,475	－
11月末日	2,903,662,827	－	45,667	－
12月末日	2,881,140,029	－	45,313	－
2024年 1月末日	3,037,271,784	－	49,172	－
2月末日	3,287,499,416	－	52,408	－
3月末日	3,394,321,321	－	55,161	－
4月末日	3,320,071,179	－	54,781	－
5月末日	3,300,756,505	－	55,258	－
6月末日	3,303,512,872	－	55,839	－
7月末日	3,228,476,414	－	55,442	－
8月末日	3,060,768,059	－	52,552	－
9月末日	3,003,613,776	－	51,662	－
10月末日	3,031,913,654	－	52,205	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

② 分配の推移

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第12期	2013年11月20日～2014年11月19日	0
第13期	2014年11月20日～2015年11月19日	0
第14期	2015年11月20日～2016年11月21日	0
第15期	2016年11月22日～2017年11月20日	0
第16期	2017年11月21日～2018年11月19日	0
第17期	2018年11月20日～2019年11月19日	0
第18期	2019年11月20日～2020年11月19日	0
第19期	2020年11月20日～2021年11月19日	0
第20期	2021年11月20日～2022年11月21日	0
第21期	2022年11月22日～2023年11月20日	0

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第12期	15.0
第13期	15.1
第14期	△10.7
第15期	27.6
第16期	△6.3
第17期	8.0
第18期	1.8
第19期	32.3
第20期	4.9
第21期	30.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2024年10月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	138,278,909,940	97.76
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	3,175,026,999	2.24
合計（純資産総額）		141,453,936,939	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	711,200	6,899.89	4,907,199,234	9,498.00	6,754,977,600	4.78
日本	株式	ＴＤＫ	電気機器	3,400,500	1,459.68	4,963,636,207	1,842.50	6,265,421,250	4.43
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	3,631,400	1,380.65	5,013,681,314	1,628.50	5,913,734,900	4.18
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,717,500	2,871.38	4,931,595,081	3,212.00	5,516,610,000	3.90
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,016,900	3,010.04	6,070,947,462	2,682.50	5,410,334,250	3.82
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,587,500	2,785.87	4,422,567,937	2,723.50	4,323,556,250	3.06
日本	株式	ＢＩＰＲＯＧＹ	情報・通信業	773,500	4,341.52	3,358,164,478	4,848.00	3,749,928,000	2.65
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	24,865,600	183.65	4,566,635,474	147.70	3,672,649,120	2.60
日本	株式	富士電機	電気機器	452,900	7,310.00	3,310,699,000	7,950.00	3,600,555,000	2.55
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	640,900	5,500.20	3,525,078,602	5,568.00	3,568,531,200	2.52
日本	株式	スズキ	輸送用機器	2,298,600	1,625.33	3,735,977,854	1,542.50	3,545,590,500	2.51
日本	株式	日本郵船	海運業	652,900	4,794.15	3,130,098,677	5,138.00	3,354,600,200	2.37
日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	798,800	2,303.50	1,840,035,800	3,926.00	3,136,088,800	2.22
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	276,400	12,140.00	3,355,496,000	10,785.00	2,980,974,000	2.11
日本	株式	日本電気	電気機器	223,900	9,363.53	2,096,494,205	13,235.00	2,963,316,500	2.09
日本	株式	東洋水産	食料品	302,500	8,123.38	2,457,322,785	9,032.00	2,732,180,000	1.93
日本	株式	積水ハウス	建設業	655,500	3,643.40	2,388,246,981	3,716.00	2,435,838,000	1.72

2024 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	株式	東京建物	不動産業	943,900	2,250.06	2,123,835,728	2,521.50	2,380,043,850	1.68
日本	株式	良品計画	小売業	933,400	2,499.36	2,332,899,996	2,512.00	2,344,700,800	1.66
日本	株式	ＳＯＭＰＯホールディングス	保険業	699,500	2,733.55	1,912,116,506	3,324.00	2,325,138,000	1.64
日本	株式	日立製作所	電気機器	590,200	2,501.73	1,476,521,084	3,924.00	2,315,944,800	1.64
日本	株式	小松製作所	機械	524,900	4,261.25	2,236,731,811	4,011.00	2,105,373,900	1.49
日本	株式	ニチレイ	食料品	489,400	3,613.29	1,768,346,560	4,258.00	2,083,865,200	1.47
日本	株式	東映	情報・通信業	418,900	4,068.00	1,704,085,200	4,910.00	2,056,799,000	1.45
日本	株式	日本郵政	サービス業	1,399,400	1,517.80	2,124,012,995	1,417.50	1,983,649,500	1.40
日本	株式	ＤＭＧ森精機	機械	649,100	3,062.26	1,987,713,446	2,960.50	1,921,660,550	1.36
日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	1,005,000	1,902.55	1,912,061,216	1,852.50	1,861,762,500	1.32
日本	株式	大林組	建設業	975,800	1,499.29	1,463,005,805	1,890.50	1,844,749,900	1.30
日本	株式	ダイセル	化学	1,336,800	1,466.87	1,960,906,790	1,362.00	1,820,721,600	1.29
日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	823,400	2,517.41	2,072,836,244	2,110.00	1,737,374,000	1.23

ロ 種類別・業種別投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	鉱業	0.75
	建設業	5.55
	食料品	4.00
	繊維製品	1.17
	化学	2.42
	医薬品	0.80
	石油・石炭製品	1.91
	ゴム製品	0.41
	鉄鋼	0.88
	非鉄金属	1.98
	金属製品	2.71
	機械	2.85
	電気機器	16.74
	輸送用機器	9.51
	精密機器	0.68
	その他製品	1.47
	電気・ガス業	1.21
	陸運業	0.02
	海運業	2.37
	情報・通信業	11.82
	卸売業	3.92
	小売業	2.83
	銀行業	12.17
	証券、商品先物取引業	0.35
	保険業	4.93
	不動産業	2.22
	サービス業	2.09
合　計		97.76

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1.財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1.財務諸表」については、PwC Japan有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

大和住銀日本株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）

(1)貸借対照表

（単位：円）

	第20期（2022年11月21日現在）	第21期（2023年11月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	13,712	20,765
コール・ローン	333,883	348,563
親投資信託受益証券	2,456,246,129	2,937,195,317
未収入金	9,354,981	10,708,653
流動資産合計	2,465,948,705	2,948,273,298
資産合計	2,465,948,705	2,948,273,298
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,073,653	1,231,560
未払委託者報酬	8,052,703	9,237,031
その他未払費用	216,205	228,316
流動負債合計	9,342,561	10,696,907
負債合計	9,342,561	10,696,907
純資産の部		
元本等		
元本	704,455,374	646,099,384
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,752,150,770	2,291,477,007
（分配準備積立金）	1,399,198,912	1,875,112,711
元本等合計	2,456,606,144	2,937,576,391
純資産合計	2,456,606,144	2,937,576,391
負債純資産合計	2,465,948,705	2,948,273,298

(2)損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第20期 自 2021年11月20日 至 2022年11月21日	第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
営業収益		
受取利息	－	3
有価証券売買等損益	131,025,206	718,803,216
営業収益合計	131,025,206	718,803,219
営業費用		
支払利息	2	148
受託者報酬	2,163,773	2,284,838
委託者報酬	16,228,927	17,136,874
その他費用	216,205	228,316
営業費用合計	18,608,907	19,650,176
営業利益又は営業損失（△）	112,416,299	699,153,043
経常利益又は経常損失（△）	112,416,299	699,153,043
当期純利益又は当期純損失（△）	112,416,299	699,153,043
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,126,646	38,501,229
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,808,337,634	1,752,150,770
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,794,726	115,005,699
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,794,726	115,005,699
剰余金減少額又は欠損金増加額	225,524,535	236,331,276
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	225,524,535	236,331,276
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,752,150,770	2,291,477,007

(3)注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2022年11月22日から2023年11月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第20期（2022年11月21日現在）	第21期（2023年11月20日現在）
1.当計算期間の末日における受益権の総数	704,455,374口	646,099,384口
2.１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　3.4872円（１万口当たりの純資産額34,872円）	1口当たり純資産額　4.5466円（１万口当たりの純資産額45,466円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第20期 自 2021年11月20日 至 2022年11月21日	第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(114,542,944円)、収益調整金（464,179,561円）、および分配準備積立金（1,284,655,968円）より、分配対象収益は1,863,378,473円（１万口当たり26,451.33円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(660,651,951円)、収益調整金（494,558,278円）、および分配準備積立金（1,214,460,760円）より、分配対象収益は2,369,670,989円（１万口当たり36,676.57円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する

項　目	第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
	場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第21期 （2023年11月20日現在）
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 20 期（自 2021 年 11 月 20 日　至 2022 年 11 月 21 日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	130,289,657円
合計	130,289,657円

第21期（自 2022年11月22日　至 2023年11月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	677,966,017円
合計	677,966,017円

（デリバティブ取引に関する注記）

　該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第20期 （2022年11月21日現在）	第21期 （2023年11月20日現在）
期首元本額	777,696,282円	704,455,374円
期中追加設定元本額	23,805,300円	36,394,332円
期中一部解約元本額	97,046,208円	94,750,322円

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
1. 財務諸表
（1）貸借対照表
（2）損益及び剰余金計算書
（3）注記表
（4）附属明細表
2. 投資信託（ファンド）の現況
純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2003年９月２日　信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表

大和住銀日本株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）

当ファンドは、第21期（2022年11月22日から2023年11月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年１月17日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士

監査意見
当監査法人は、大和住銀日本株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）の2022年11月22日から2023年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀日本株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）の2023年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(1)貸借対照表

（単位：円）

	第20期 (2022年11月21日現在)	第21期 (2023年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	13,712	20,765
コール・ローン	333,883	348,563
親投資信託受益証券	2,456,246,129	2,937,195,317
未収入金	9,354,981	10,708,653
流動資産合計	2,465,948,705	2,948,273,298
資産合計	2,465,948,705	2,948,273,298
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,073,653	1,231,560
未払委託者報酬	8,052,703	9,237,031
その他未払費用	216,205	228,316
流動負債合計	9,342,561	10,696,907
負債合計	9,342,561	10,696,907
純資産の部		
元本等		
元本	704,455,374	646,099,384
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,752,150,770	2,291,477,007
（分配準備積立金）	1,399,198,912	1,875,112,711
元本等合計	2,456,606,144	2,937,576,391
純資産合計	2,456,606,144	2,937,576,391
負債純資産合計	2,465,948,705	2,948,273,298

(2)損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第20期 自 2021年11月20日 至 2022年11月21日	第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
営業収益		
受取利息	－	3
有価証券売買等損益	131,025,206	718,803,216
営業収益合計	131,025,206	718,803,219
営業費用		
支払利息	2	148
受託者報酬	2,163,773	2,284,838
委託者報酬	16,228,927	17,136,874
その他費用	216,205	228,316
営業費用合計	18,608,907	19,650,176
営業利益又は営業損失（△）	112,416,299	699,153,043
経常利益又は経常損失（△）	112,416,299	699,153,043
当期純利益又は当期純損失（△）	112,416,299	699,153,043
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,126,646	38,501,229
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,808,337,634	1,752,150,770
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,794,726	115,005,699
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,794,726	115,005,699
剰余金減少額又は欠損金増加額	225,524,535	236,331,276
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	225,524,535	236,331,276
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,752,150,770	2,291,477,007

(3)注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2022年11月22日から2023年11月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第20期 (2022年11月21日現在)	第21期 (2023年11月20日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	704,455,374口	646,099,384口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　3.4872円 （1万口当たりの純資産額34,872円）	1口当たり純資産額　4.5466円 （1万口当たりの純資産額45,466円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第20期 自 2021年11月20日 至 2022年11月21日	第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（114,542,944円）、収益調整金（464,179,561円）、および分配準備積立金（1,284,655,968円）より、分配対象収益は1,863,378,473円（1万口当たり26,451.33円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（660,651,951円）、収益調整金（494,558,278円）、および分配準備積立金（1,214,460,760円）より、分配対象収益は2,369,670,989円（1万口当たり36,676.57円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リ

項　目	第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
	スクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第21期 (2023年11月20日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第20期（自 2021年11月20日　至 2022年11月21日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	130,289,657円
合計	130,289,657円

第21期（自 2022年11月22日　至 2023年11月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	677,966,017円
合計	677,966,017円

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第21期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第20期 (2022年11月21日現在)	第21期 (2023年11月20日現在)
期首元本額	777,696,282円	704,455,374円
期中追加設定元本額	23,805,300円	36,394,332円
期中一部解約元本額	97,046,208円	94,750,322円

(4)附属明細表

①有価証券明細表
(a)株式
該当事項はありません。
(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	633,521,411	2,937,195,317	
	親投資信託受益証券　小計		2,937,195,317	
合　計			2,937,195,317	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
大和住銀日本株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）は、「年金日本株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

年金日本株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2022年11月21日現在)	(2023年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	38,723,843	111,531,774
コール・ローン	942,931,348	1,872,211,047
株式	86,813,630,550	115,983,776,250
未収配当金	974,719,800	1,294,096,600
流動資産合計	88,770,005,541	119,261,615,671
資産合計	88,770,005,541	119,261,615,671
負債の部		
流動負債		
未払解約金	246,156,431	372,265,104
その他未払費用	1,853	2,859
流動負債合計	246,158,284	372,267,963
負債合計	246,158,284	372,267,963
純資産の部		
元本等		
元本	25,067,881,054	25,643,143,166
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	63,455,966,203	93,246,204,542
元本等合計	88,523,847,257	118,889,347,708
純資産合計	88,523,847,257	118,889,347,708
負債純資産合計	88,770,005,541	119,261,615,671

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2022年11月21日現在)	(2023年11月20日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	25,067,881,054口	25,643,143,166口
2．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　3.5314円 （１万口当たりの純資産額35,314円）	1口当たり純資産額　4.6363円 （１万口当たりの純資産額46,363円）

（金融商品に関する注記）
Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク

項　目	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2023年11月20日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2022年11月22日 至 2023年11月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2022年11月21日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	23,972,293,045円
同期中における追加設定元本額	2,426,617,850円
同期中における一部解約元本額	1,331,029,841円
2022年11月21日現在の元本の内訳	
大和住銀ＤＣ日本株式ファンド	7,897,881,921円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	328,596,774円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	891,058,143円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	1,343,664,986円
大和住銀ＤＣ国内株式ファンド	8,669,487,968円
大和住銀年金専用日本株式Ｆ－１（適格機関投資家限定）	5,112,019,166円
大和住銀日本株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	695,544,580円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	910,093円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	10,351,051円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,045,107円
大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	112,078,647円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	1,242,618円
合　計	25,067,881,054円

（2023年11月20日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	25,067,881,054円
同期中における追加設定元本額	2,596,156,304円
同期中における一部解約元本額	2,020,894,192円
2023年11月20日現在の元本の内訳	
大和住銀ＤＣ日本株式ファンド	7,947,693,737円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	224,791,914円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	785,941,674円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	1,196,316,496円
大和住銀ＤＣ国内株式ファンド	10,074,353,344円
大和住銀年金専用日本株式Ｆ－１（適格機関投資家限定）	4,676,710,186円
大和住銀日本株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	633,521,411円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	651,063円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,981,954円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,779,188円
大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	91,420,838円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	981,361円
合　計	25,643,143,166円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
ＩＮＰＥＸ	469,400	2,097.000	984,331,800	
大林組	677,200	1,276.000	864,107,200	
長谷工コーポレーション	945,500	1,811.500	1,712,773,250	
九電工	255,400	4,401.000	1,124,015,400	
宝ホールディングス	142,100	1,163.000	165,262,300	
日清オイリオグループ	149,700	4,285.000	641,464,500	
ニチレイ	441,600	3,207.000	1,416,211,200	
東洋水産	262,600	7,932.000	2,082,943,200	
セーレン	628,300	2,271.000	1,426,869,300	
信越化学工業	270,200	5,160.000	1,394,232,000	
三菱瓦斯化学	79,300	2,284.000	181,121,200	
ダイセル	557,100	1,422.500	792,474,750	
ＡＤＥＫＡ	436,300	2,823.000	1,231,674,900	
日本新薬	160,000	5,367.000	858,720,000	
出光興産	96,500	4,120.000	397,580,000	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	203,300	2,418.500	491,681,050	
ＡＧＣ	156,600	5,387.000	843,604,200	
ＪＦＥホールディングス	1,284,500	2,228.000	2,861,866,000	
三井金属鉱業	194,800	4,282.000	834,133,600	
三和ホールディングス	784,000	2,064.000	1,618,176,000	
オークマ	103,200	6,291.000	649,231,200	
ＤＭＧ森精機	592,300	2,663.500	1,577,591,050	
小松製作所	485,400	3,829.000	1,858,596,600	
クボタ	188,400	2,129.500	401,197,800	
ジェイテクト	65,400	1,342.000	87,766,800	
日立製作所	95,100	10,215.000	971,446,500	
富士電機	512,300	6,049.000	3,098,902,700	
日本電気	154,600	8,263.000	1,277,459,800	
富士通	33,500	20,600.000	690,100,000	
ルネサスエレクトロニクス	315,200	2,418.000	762,153,600	
アルバック	18,500	6,368.000	117,808,000	
パナソニック　ホールディングス	801,900	1,571.500	1,260,185,850	
ソニーグループ	201,400	12,930.000	2,604,102,000	
ＴＤＫ	710,100	6,505.000	4,619,200,500	
堀場製作所	13,000	9,237.000	120,081,000	
日本電子	184,000	5,655.000	1,040,520,000	
新光電気工業	85,700	5,350.000	458,495,000	
太陽誘電	153,700	3,807.000	585,135,900	
村田製作所	252,800	2,870.000	725,536,000	
小糸製作所	127,800	2,303.500	294,387,300	
豊田自動織機	342,200	12,015.000	4,111,533,000	
デンソー	534,800	2,462.000	1,316,677,600	
トヨタ自動車	1,735,400	2,780.000	4,824,412,000	
太平洋工業	202,000	1,378.000	278,356,000	
マツダ	1,518,900	1,678.000	2,548,714,200	
本田技研工業	1,652,400	1,564.500	2,585,179,800	
スズキ	607,900	6,124.000	3,722,779,600	

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
理研計器	105,800	6,130.000	648,554,000	
バンダイナムコホールディングス	331,300	3,021.000	1,000,857,300	
美津濃	99,400	3,975.000	395,115,000	
丸全昭和運輸	13,100	3,825.000	50,107,500	
ＳＧホールディングス	551,700	2,139.000	1,180,086,300	
日本郵船	403,600	3,770.000	1,521,572,000	
ＡＮＡホールディングス	235,600	3,105.000	731,538,000	
東映アニメーション	30,700	14,890.000	457,123,000	
ＢＩＰＲＯＧＹ	737,700	4,103.000	3,026,783,100	
日本電信電話	30,463,200	173.500	5,285,365,200	
東映	88,600	17,750.000	1,572,650,000	
ソフトバンクグループ	371,600	6,160.000	2,289,056,000	
双日	388,700	3,049.000	1,185,146,300	
ハピネット	163,300	2,393.000	390,776,900	
伊藤忠商事	203,800	6,150.000	1,253,370,000	
丸紅	601,300	2,339.000	1,406,440,700	
三菱商事	223,600	7,059.000	1,578,392,400	
良品計画	399,200	2,084.000	831,932,800	
イズミ	69,100	3,574.000	246,963,400	
ケーズホールディングス	345,500	1,280.000	442,240,000	
サンドラッグ	167,300	4,338.000	725,747,400	
西日本フィナンシャルホールディングス	691,700	1,646.000	1,138,538,200	
ひろぎんホールディングス	363,800	929.600	338,188,480	
北國フィナンシャルホールディングス	312,200	4,650.000	1,451,730,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	7,684,000	1,276.000	9,804,784,000	
群馬銀行	308,800	675.900	208,717,920	
七十七銀行	250,100	3,325.000	831,582,500	
みずほフィナンシャルグループ	695,400	2,562.000	1,781,614,800	
ＳＢＩホールディングス	144,300	3,175.000	458,152,500	
かんぽ生命保険	422,600	2,824.000	1,193,422,400	
ＳＯＭＰＯホールディングス	146,000	6,507.000	950,022,000	
第一生命ホールディングス	481,600	3,042.000	1,465,027,200	
野村不動産ホールディングス	206,500	3,729.000	770,038,500	
三井不動産	155,000	3,459.000	536,145,000	
三菱地所	663,900	1,942.000	1,289,293,800	
東京建物	912,200	2,095.000	1,911,059,000	
ベルシステム２４ホールディングス	683,800	1,645.000	1,124,851,000	
合　計	69,998,300		115,983,776,250	

(b)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書

2024年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	3,042,414,356円
Ⅱ　負債総額	10,500,702円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,031,913,654円
Ⅳ　発行済口数	580,768,825口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	5.2205円 （52,205円）

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定口数（口）	解約口数（口）
第12期	319,582,429	3,692,211,254
第13期	374,536,927	3,339,995,954
第14期	320,005,118	2,966,735,163
第15期	32,911,699	1,166,503,642
第16期	37,054,751	777,673,292
第17期	34,210,885	251,567,228
第18期	55,993,292	225,046,479
第19期	22,956,178	176,746,376
第20期	23,805,300	97,046,208
第21期	36,394,332	94,750,322

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

JDFインデックス・ファンド外国株式I
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格 57
2. 投資方針および投資リスク 59
3. その他詳細情報 63
4. 運用状況 65

Ⅱ　財務ハイライト情報 69

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革 72

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表 75
2. 投資信託（ファンド）の現況 82

Ⅲ　設定及び解約の実績 83

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託(ファンド)の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

JDF インデックス・ファンド外国株式 I(適格機関投資家専用)

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。先進国株式インデックス・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の株式等を主要投資対象とします。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／株式／インデックス型(その他)に分類されます。

3 特 色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCIコクサイ指数税引後配当込み、国内投信用、円建て))に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が 100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

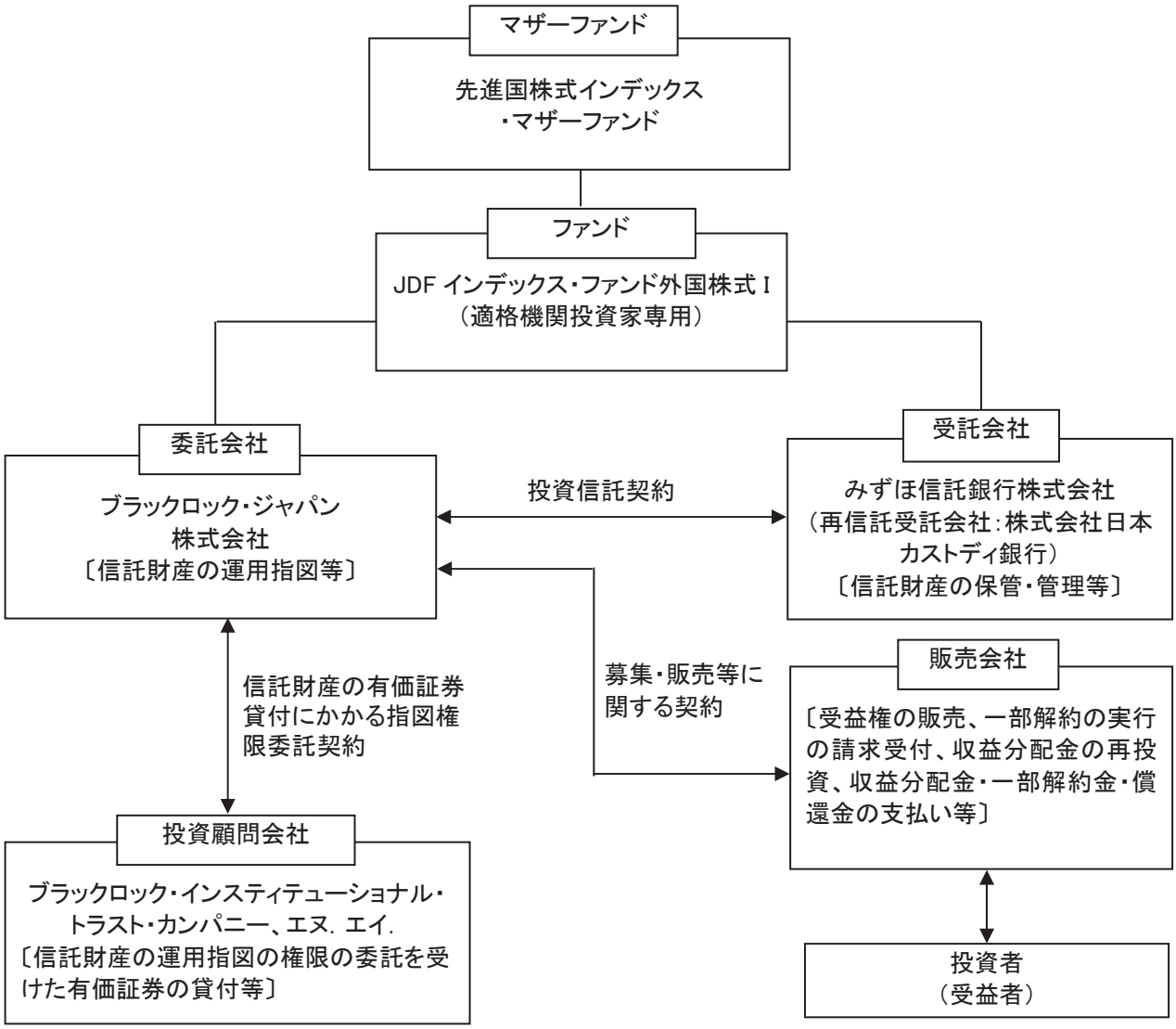
【ファンドのベンチマーク】
当ファンドは MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)をベンチマークとします。

「MSCI コクサイ指数」の著作権等について
当ファンドは、MSCIまたはその他の関連会社が、後援、推奨、販売、または販売促進するものではありません。 MSCIまたはその他の当事者は、当ファンドの投資者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的もしくは当ファンドへの投資に関する当否または一般的な株式市場のパフォーマンスを追跡している当インデックスの能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。 MSCIは、特定の商標、サービスマーク、MSCIのトレードネームおよび当インデックスのライセンサーであり、当インデックスは当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社、その関連会社、または当ファンドに関わらず、MSCIにより決定、構築、および計算されています。MSCIは、当インデックスの決定、構築、あるいは計算において、ブラックロック・ジャパン株式会社、その関連会社、または当ファンドの投資者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCIは、当ファンドの発行時期、発行価格、発行数量の決定について、また、当ファンドを現金で償還するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCIおよびその他の当事者は、当ファンドの投資者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関連するいかなる義務または責任も負いません。MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から当インデックスの計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCIまたはその他の当事者は、本対象指数またはそれに含まれるいかなるデータの正確性および／または完全性について保証するものではありません。 MSCIまたはその他当事者は、ライセンシー、その顧客または相手方、当ファンドの投資者その他の個人または法人が、契約に基づき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して、本対象指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表

明または保証を行いません。本対象指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCIまたはその他の当事者は、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行わず、かつMSCIは、特定の目的のための市場性または適切性について、一切の保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、派生的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCIまたはその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

先進国株式インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCIコクサイ指数税引後配当込み、国内投信用、円建て))に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

- 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が 100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

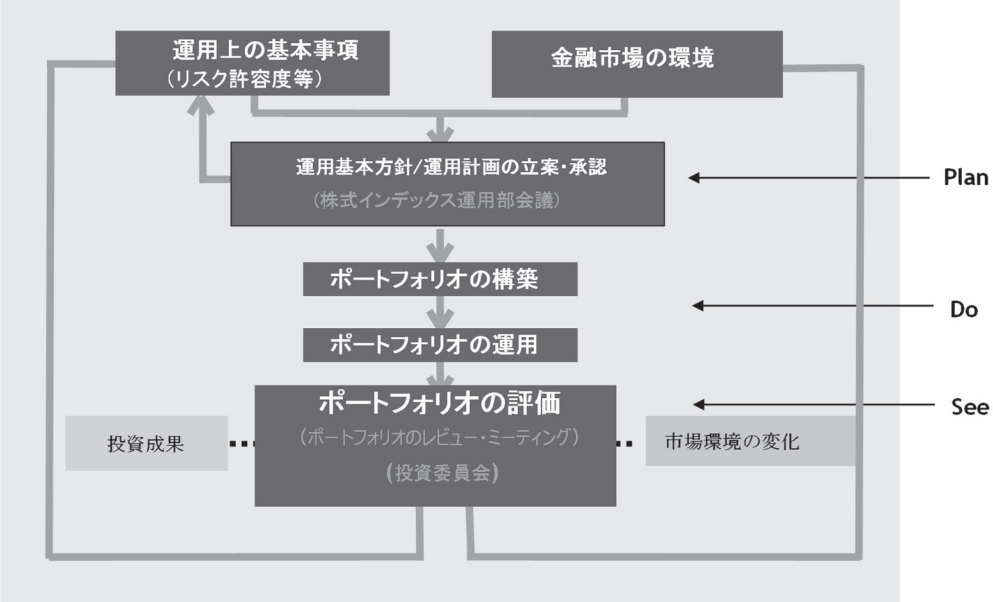
先進国株式インデックス・マザーファンド

- 日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て))(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が 100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

先進国株式インデックス・マザーファンド
① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動き他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 株価変動リスク
株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 為替変動リスク
主として外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. カントリー・リスク
海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. 対象とする株価指数との乖離

ファンドは、 MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て）の動きに連動することを目指しますが、基準価額が同指数から乖離する場合があります。乖離を引き起こす要因としてはファンドへの資金の流出入と実際にマザーファンドで株式を売買するタイミングのずれ、売買コスト、組入れ銘柄の配当金や権利処理等による現金の発生、先物価格と指数との価格差、信託報酬等費用の負担等があります。（これらの場合以外にも乖離する場合があります。）

e. 解約による資金流出に伴うリスク
一部解約の支払資金を手当てするために保有株式等を大量に売却する場合があります。その場合、市場動向や流動性の状況により、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。なお、ファミリーファンド方式による運用を行うため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によってはファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

②リスクの管理体制
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 JDFインデックス・ファンド外国株式 I（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   (a) 有価証券
   (b) デリバティブ取引に係る権利および（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）
   (c) 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
   (d) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）と類似の取引に係る権利
   (b) 為替手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である先進国株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし本邦通貨建のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号並びに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号並びに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、配当金の受領、分配金の支払い、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められた範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の売買に係る取引を委託会社の関係会社と行うことを指図することができます。

2 JDFインデックス・ファンド外国株式 I（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 委託会社は、(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供ある

いは受入れの指図を行うものとします。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

(b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、貸付先として、委託会社の関係会社もしくは約款に規定する委託を受けた者の関係会社を選定することができるものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

i. 外国為替予約取引の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

(b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

j. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2024 年 10 月末現在のものです。
「JDFインデックス・ファンド外国株式 I（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		119,614,757	100.10
	内 日本	119,614,757	100.10
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△120,313	△0.10
純資産総額		119,494,444	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資 比率 （%）
1	先進国株式インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	24,697,974	4.4040 108,770,228	4.8431 119,614,757	－ －	100.10

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.10
合計	100.10

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2024 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および直近 10 計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 8 期（2015 年 8 月 25 日）	9,342,859,427	9,342,859,427	1.4681	1.4681
第 9 期（2016 年 8 月 25 日）	5,757,503,158	5,757,503,158	1.3852	1.3852
第 10 期（2017 年 8 月 25 日）	6,196,525,192	6,196,525,192	1.7317	1.7317
第 11 期（2018 年 8 月 27 日）	1,534,891,374	1,534,891,374	1.9900	1.9900
第 12 期（2019 年 5 月 7 日）	228,934,915	228,934,915	2.0391	2.0391
第 13 期（2020 年 5 月 7 日）	170,593,504	170,593,504	1.8313	1.8313
第 14 期（2021 年 5 月 6 日）	200,706,257	200,706,257	2.8030	2.8030
第 15 期（2022 年 5 月 2 日）	177,266,919	177,266,919	3.2622	3.2622
第 16 期（2023 年 5 月 2 日）	150,483,677	150,483,677	3.6112	3.6112
第 17 期（2024 年 5 月 2 日）	148,060,293	148,060,293	4.8003	4.8003
2023 年 10 月末日	125,085,595	―	3.8270	―
11 月末日	136,037,611	―	4.1177	―
12 月末日	136,587,156	―	4.1832	―
2024 年 1 月末日	138,945,256	―	4.4419	―
2 月末日	146,012,978	―	4.6529	―
3 月末日	155,114,280	―	4.8462	―
4 月末日	151,571,769	―	4.9142	―
5 月末日	130,105,324	―	5.0377	―
6 月末日	80,965,136	―	5.3420	―
7 月末日	83,075,976	―	5.0436	―
8 月末日	91,125,141	―	4.9564	―
9 月末日	101,104,619	―	5.0096	―
10 月末日	119,494,444	―	5.3862	―

② 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第 8 期	−
第 9 期	−
第 10 期	−
第 11 期	−
第 12 期	−
第 13 期	−
第 14 期	−
第 15 期	−
第 16 期	−
第 17 期	−

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第 8 期	5.5
第 9 期	△5.6
第 10 期	25.0
第 11 期	14.9
第 12 期	2.5
第 13 期	△10.2
第 14 期	53.1
第 15 期	16.4
第 16 期	10.7
第 17 期	32.9

（注） 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。

【参考情報】

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		49,817,385,162	99.84
	内 アメリカ	47,945,922,208	96.09
	内 カナダ	1,871,462,954	3.75
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		80,122,825	0.16
純資産総額		49,897,507,987	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	iShares Core S&P 500 ETF アメリカ	投資信託受益証券	426,195	79,594.75 33,922,885,536	89,521.41 38,153,581,085	－ －	76.46
2	iShares Core MSCI Europe ETF アメリカ	投資信託受益証券	936,858	8,747.14 8,194,831,118	8,886.53 8,325,423,842	－ －	16.69
3	iShares Core S&P/TSX Capped Composite Index ETF カナダ	投資信託受益証券	433,886	3,922.44 1,701,894,130	4,313.25 1,871,462,954	－ －	3.75
4	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF アメリカ	投資信託受益証券	206,126	6,612.01 1,362,908,218	7,116.60 1,466,917,281	－ －	2.94

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.84
合計	99.84

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

区 分	第 16 期 （2023 年5月2日現在）	第 17 期 （2024 年5月2日現在）
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	150,656,496	148,217,133
流動資産合計	150,656,496	148,217,133
資産合計	150,656,496	148,217,133
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	16,191	14,096
未払委託者報酬	66,500	64,308
その他未払費用	90,128	78,436
流動負債合計	172,819	156,840
負債合計	172,819	156,840
純資産の部		
元本等		
元本	41,670,951	30,843,734
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	108,812,726	117,216,559
（分配準備積立金）	80,149,592	86,312,942
元本等合計	150,483,677	148,060,293
純資産合計	150,483,677	148,060,293
負債純資産合計	150,656,496	148,217,133

2. 損益および剰余金計算書

区　分	第 16 期 （自　2022 年5月3日 至　2023 年5月2日）	第 17 期 （自　2023 年5月3日 至　2024 年5月2日）
	金　額（円）	金　額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	16,908,285	40,340,009
営業収益合計	16,908,285	40,340,009
営業費用		
受託者報酬	33,368	28,025
委託者報酬	137,022	123,963
その他費用	185,790	156,007
営業費用合計	356,180	307,995
営業利益又は営業損失（△）	16,552,105	40,032,014
経常利益又は経常損失（△）	16,552,105	40,032,014
当期純利益又は当期純損失（△）	16,552,105	40,032,014
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,999,443	6,089,278
期首剰余金又は期首欠損金（△）	122,927,706	108,812,726
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,312,396	13,723,488
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,312,396	13,723,488
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,980,038	39,262,391
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,980,038	39,262,391
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	108,812,726	117,216,559

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

JDFインデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）の沿革

2008年2月7日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月2日 ファンド名称を「バークレイズ・グローバル・インベスターズ インデックス・ ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）」から「ブラックロック・インデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）」に変更

2017年5月18日 ファンド名称を「ブラックロック・インデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）」）から「JDFインデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）」に変更

2019年5月23日 マザーファンドを「インデックス・マザー・ファンド外国株式」から「先進国株式インデックス・マザーファンド」に変更

【参考情報】

インデックス・マザー・ファンド外国株式（旧マザーファンド）の沿革

2006年4月25日 信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月2日 ファンド名称を「BGIインデックス・マザー・ファンド外国株式」から「ブラックロック・インデックス・マザー・ファンド外国株式」に変更

2017年5月18日 ファンド名称を「ブラックロック・インデックス・マザー・ファンド外国株式」から「インデックス・マザー・ファンド外国株式」に変更

2019年4月4日 信託契約解約、信託終了

先進国株式インデックス・マザーファンド（新マザーファンド）の沿革

2013年9月3日 信託契約締結、設定、運用開始

2017年5月3日 ファンド名称を「先進国株式インデックス・マザーファンド」か先進国株式インデックス・マザーファンド」に変更

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第17期計算期間（2023年5月3日から2024年5月2日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

2024年7月12日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫
DocuSigned by: A1FCBAB206554BB...

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗
DocuSigned by: 7A753E38F46A4B4...

監査意見

当監査法人は、ＪＤＦインデックス･ファンド外国株式Ⅰ(適格機関投資家専用)の2023年5月3日から2024年5月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＤＦインデックス･ファンド外国株式Ⅰ(適格機関投資家専用)の2024年5月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

区　分	第 16 期 （2023 年5月2日現在）	第 17 期 （2024 年5月2日現在）
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	150,656,496	148,217,133
流動資産合計	150,656,496	148,217,133
資産合計	150,656,496	148,217,133
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	16,191	14,096
未払委託者報酬	66,500	64,308
その他未払費用	90,128	78,436
流動負債合計	172,819	156,840
負債合計	172,819	156,840
純資産の部		
元本等		
元本	41,670,951	30,843,734
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	108,812,726	117,216,559
（分配準備積立金）	80,149,592	86,312,942
元本等合計	150,483,677	148,060,293
純資産合計	150,483,677	148,060,293
負債純資産合計	150,656,496	148,217,133

（2）損益及び剰余金計算書

区　分	第 16 期 （自　2022 年5月3日 至　2023 年5月2日）	第 17 期 （自　2023 年5月3日 至　2024 年5月2日）
	金　額（円）	金　額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	16,908,285	40,340,009
営業収益合計	16,908,285	40,340,009
営業費用		
受託者報酬	33,368	28,025
委託者報酬	137,022	123,963
その他費用	185,790	156,007
営業費用合計	356,180	307,995
営業利益又は営業損失（△）	16,552,105	40,032,014
経常利益又は経常損失（△）	16,552,105	40,032,014
当期純利益又は当期純損失（△）	16,552,105	40,032,014
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,999,443	6,089,278
期首剰余金又は期首欠損金（△）	122,927,706	108,812,726
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,312,396	13,723,488
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,312,396	13,723,488
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,980,038	39,262,391
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,980,038	39,262,391
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	108,812,726	117,216,559

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第16期 （2023年５月２日現在）	第17期 （2024年５月２日現在）
1　当該計算期間の末日における受益権総数	41,670,951口	30,843,734口
2　1口当たり純資産額	3.6112円	4.8003円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第16期 （自　2022年５月３日 至　2023年５月２日）	第17期 （自　2023年５月３日 至　2024年５月２日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（2,599,609円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(11,953,053円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円)、収益調整金（その他収益調整金）（35,624,130円）、分配準備積立金(65,596,930円)により、分配対象収益は115,773,722円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（2,142,245円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(31,800,491円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0円)、収益調整金（その他収益調整金）（33,344,147円）、分配準備積立金(52,370,206円)により、分配対象収益は119,657,089円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。
当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制
(1) 市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
(2) 信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
(3) 取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第16期 （2023年５月２日現在）	第17期 （2024年５月２日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２　時価の算定方法 ⑴有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ⑵コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２　時価の算定方法 ⑴有価証券 同左 ⑵コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和３年９月24日改正内閣府令第61号)第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１　期中元本変動額

項目	第16期 （2023年５月２日現在）	第17期 （2024年５月２日現在）
期首元本額	54,339,213円	41,670,951円
期中追加設定元本額	1,027,610円	4,104,271円
期中一部解約元本額	13,695,872円	14,931,488円

2 有価証券関係

第16期(2023年５月２日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	14,835,732
合計	14,835,732

第17期(2024年５月２日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	34,196,655
合計	34,196,655

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	先進国株式インデックス・マザーファンド	34,374,770	148,217,133	
親投資信託受益証券　合計		34,374,770	148,217,133	
合計		34,374,770	148,217,133	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2024 年 10 月末現在)

「JDF インデックス・ファンド外国株式 I（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	119,614,757 円
Ⅱ 負債総額	120,313 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	119,494,444 円
Ⅳ 発行済数量	22,185,482 口
Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	5.3862 円

【参考情報】

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

Ⅰ 資産総額	49,921,068,789 円
Ⅱ 負債総額	23,560,802 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	49,897,507,987 円
Ⅳ 発行済数量	10,302,717,500 口
Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.8431 円

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 8 期	2,111,367,663	2,026,275,350	6,363,832,203
第 9 期	489,999,938	2,697,246,135	4,156,586,006
第 10 期	0	578,298,251	3,578,287,755
第 11 期	2,347,397,419	5,154,376,332	771,308,842
第 12 期	414,471	659,453,359	112,269,954
第 13 期	12,723,792	31,840,610	93,153,136
第 14 期	906,550	22,455,510	71,604,176
第 15 期	68,779	17,333,742	54,339,213
第 16 期	1,027,610	13,695,872	41,670,951
第 17 期	4,104,271	14,931,488	30,843,734

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

米国株式（S&P500）
インデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格 87
2. 投資方針および投資リスク 89
3. その他詳細情報 93
4. 運用状況 95

Ⅱ　財務ハイライト情報 98

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革 101

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表 104
2. 投資信託（ファンド）の現況 111

Ⅲ　設定および解約の実績 112

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

この投資信託は、S＆P500 指数（配当込み、円換算ベース）*（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主にブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）、および米国の株式へ投資します。

＊S＆P500 指数（配当込み、円換算ベース）とは、S＆Pダウ・ジョーンズ・インデックス社がS＆P500 指数（配当込み）に為替を乗じて算出した指数であるS＆P500®（TTM、円建て）を指します。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／株式／インデックス型（その他）に分類されます。

3 特　色

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国株式市場に投資を行い、対象指数に連動する運用成果を目指します。投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資するETF、および米国の株式を主要投資対象とします。
- マザーファンドの受益証券への投資は、原則、高位を維持します。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

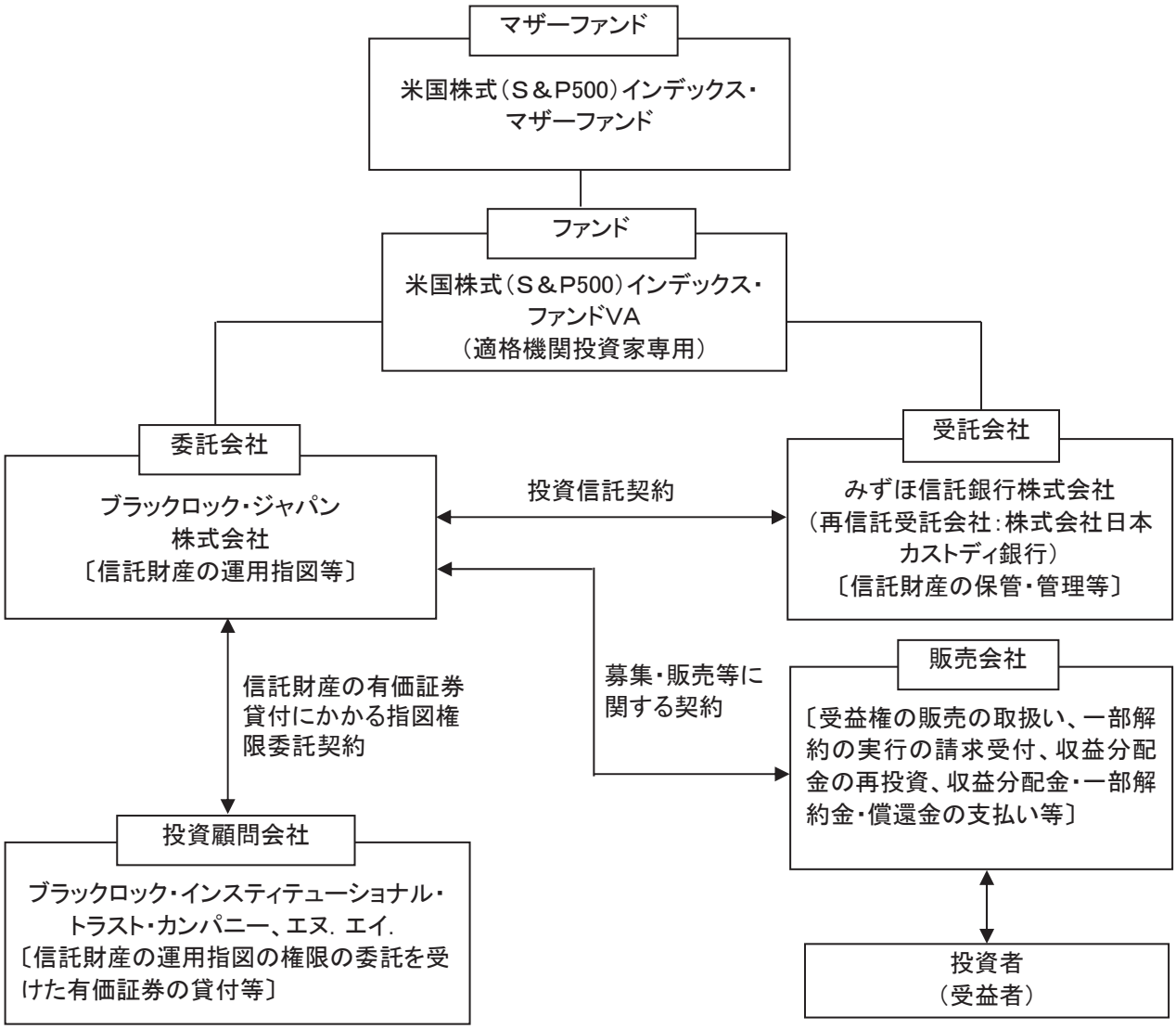
【ファンドのベンチマーク】
当ファンドはS＆P500 指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

■「S&P500指数」の著作権等について

当ファンドは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社（以下「S&P　DJI」）またはその関係会社によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、当ファンドへの投資適合性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追随する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社の当ファンドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社に考慮することなくS&P　DJIおよびその関係会社が決定、組成、計算する当該インデックスおよびその登録商標についての利用許諾を与えるものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者の要望等を考慮しません。S&P　DJIおよびその関係会社は当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。上記に関わらず、当該インデックスおよびそのデータの使用から生じる特定の、罰則的、直接的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&P　DJIおよびその関係会社が責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、S＆P500 指数（配当込み、円換算ベース）に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国株式市場に投資を行い、対象指数に連動する運用成果を目指します。投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資するETF、および米国の株式を主要投資対象とします。
- マザーファンドの受益証券への投資は、原則、高位を維持します。
- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

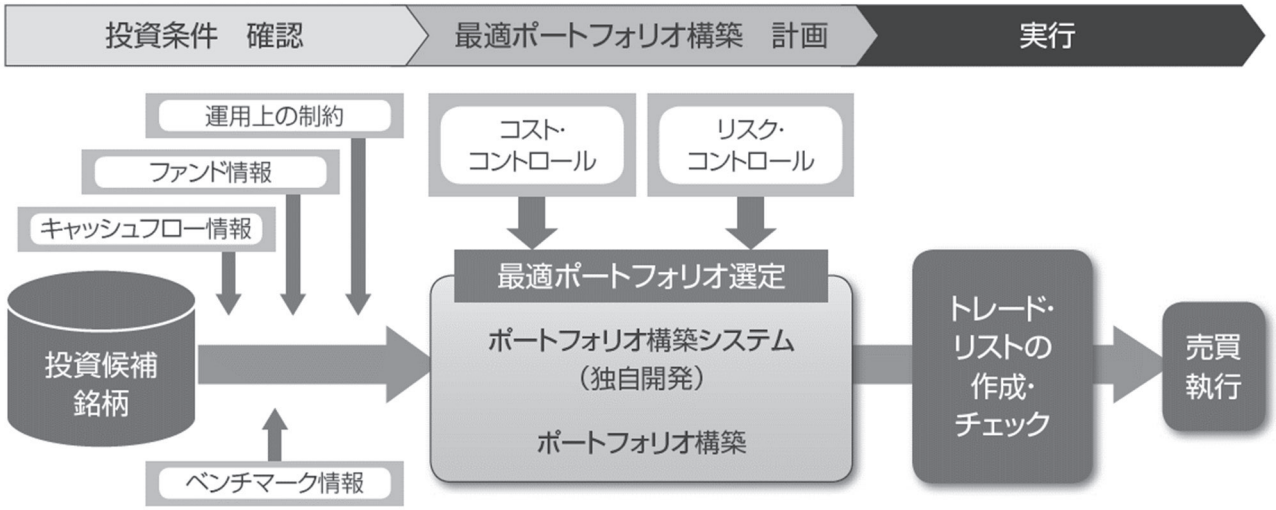
米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド

- 米国株式市場に投資を行い、S＆P500 指数（配当込み、円換算ベース）（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。投資にあたっては、ETFおよび米国の株式を主要投資対象とします。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。
1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。
1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 株価変動リスク
株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 為替変動リスク
主として外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. カントリー・リスク
海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与え

ます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

e. 上場投資信託証券への投資に関する留意点
金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、当ファンドでは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当ファンドは、当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）をほぼ直接に受けることが想定されます。

f. ベンチマークと基準価額の乖離要因
ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

(a) 有価証券
(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）
(c) 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）
(d) 約束手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第 14 号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション

取引を行うことの指図をすることができます。
（c）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
（b）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
（c）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
（d）（c）において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
（e）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
（f）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
（b）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
（c）委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲
（a）委託会社（約款第20条に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

（b）（a）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
（c）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
（b）（a）の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします
（c）信託財産の一部解約等の事由により、（b）の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
（b）（a）の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
（c）信託財産の一部解約等の事由により、（b）の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
（d）（a）の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

i. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

j. 外国為替予約の指図および範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

k. 資金借入れ
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
（b）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
（c）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
（d）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2024 年 10 月末現在のものです。
「米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		200,472,931	100.04
	内 日本	200,472,931	100.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△83,818	△0.04
純資産総額		200,389,113	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	116,068,163	1.5618 181,280,939	1.7272 200,472,931	ー ー	100.04

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2024 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 5 月 2 日）	1,475,161	1,475,161	1.0881	1.0881
第 2 期（2024 年 5 月 2 日）	63,981,876	63,981,876	1.5038	1.5038
2023 年 10 月末日	14,157,087	―	1.1891	―
11 月末日	18,154,802	―	1.2795	―
12 月末日	23,593,391	―	1.2984	―
2024 年 1 月末日	32,883,193	―	1.3907	―
2 月末日	42,529,004	―	1.4642	―
3 月末日	53,209,156	―	1.5247	―
4 月末日	65,454,655	―	1.5402	―
5 月末日	79,793,984	―	1.5766	―
6 月末日	103,616,363	―	1.6982	―
7 月末日	115,212,797	―	1.5942	―
8 月末日	131,051,091	―	1.5602	―
9 月末日	155,578,095	―	1.5776	―
10 月末日	200,389,113	―	1.7232	―

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第 1 期	―
第 2 期	―

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第 1 期	8.8
第 2 期	38.2

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		81,103,540,747	99.73
	内 アメリカ	81,103,540,747	99.73
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		217,560,661	0.27
純資産総額		81,321,101,408	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	iShares Core S&P 500 ETF アメリカ	投資信託 受益証券	905,968	79,115.44 71,676,058,605	89,521.41 81,103,540,747	ー ー	99.73

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.73
合計	99.73

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

区　分	第1期 （2023年5月2日現在）	第2期 （2024年5月2日現在）
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,475,308	64,006,439
流動資産合計	1,475,308	64,006,439
資産合計	1,475,308	64,006,439
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	－	2,019
未払委託者報酬	－	2,174
その他未払費用	147	20,370
流動負債合計	147	24,563
負債合計	147	24,563
純資産の部		
元本等		
元本	1,355,671	42,547,304
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	119,490	21,434,572
（分配準備積立金）	99,671	6,685,003
元本等合計	1,475,161	63,981,876
純資産合計	1,475,161	63,981,876
負債純資産合計	1,475,308	64,006,439

2. 損益および剰余金計算書

区　分	第1期 （自　2023年3月15日 至　2023年5月2日）	第2期 （自　2023年5月3日 至　2024年5月2日）
	金　額（円）	金　額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	99,849	6,795,629
営業収益合計	99,849	6,795,629
営業費用		
受託者報酬	－	2,343
委託者報酬	－	2,618
その他費用	150	24,379
営業費用合計	150	29,340
営業利益又は営業損失（△）	99,699	6,766,289
経常利益又は経常損失（△）	99,699	6,766,289
当期純利益又は当期純損失（△）	99,699	6,766,289
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	28	159,017
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	119,490
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,839	15,098,040
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,839	15,098,040
剰余金減少額又は欠損金増加額	20	390,230
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20	390,230
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	119,490	21,434,572

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年３月15日　　ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第２期計算期間（2023年５月３日から2024年５月２日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月１日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

2024年7月12日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫
DocuSigned by:
A1FCBAB206554BB...

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗
DocuSigned by:
7A753E38F46A4B4...

監査意見

当監査法人は、米国株式（S&P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2023年5月3日から2024年5月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国株式（S&P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2024年5月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1．財務諸表

（1）貸借対照表

区　分	第1期 （2023年5月2日現在）	第2期 （2024年5月2日現在）
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,475,308	64,006,439
流動資産合計	1,475,308	64,006,439
資産合計	1,475,308	64,006,439
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	－	2,019
未払委託者報酬	－	2,174
その他未払費用	147	20,370
流動負債合計	147	24,563
負債合計	147	24,563
純資産の部		
元本等		
元本	1,355,671	42,547,304
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	119,490	21,434,572
（分配準備積立金）	99,671	6,685,003
元本等合計	1,475,161	63,981,876
純資産合計	1,475,161	63,981,876
負債純資産合計	1,475,308	64,006,439

（2）損益及び剰余金計算書

区　分	第1期 （自　2023年3月15日 至　2023年5月2日）	第2期 （自　2023年5月3日 至　2024年5月2日）
	金　額（円）	金　額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	99,849	6,795,629
営業収益合計	99,849	6,795,629
営業費用		
受託者報酬	－	2,343
委託者報酬	－	2,618
その他費用	150	24,379
営業費用合計	150	29,340
営業利益又は営業損失（△）	99,699	6,766,289
経常利益又は経常損失（△）	99,699	6,766,289
当期純利益又は当期純損失（△）	99,699	6,766,289
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	28	159,017
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	119,490
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,839	15,098,040
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	19,839	15,098,040
剰余金減少額又は欠損金増加額	20	390,230
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	20	390,230
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	119,490	21,434,572

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 （2023年5月2日現在）	第2期 （2024年5月2日現在）
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,355,671口	42,547,304口
2 1口当たり純資産額	1.0881円	1.5038円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 （自 2023 年3月 15 日 至 2023 年5月2日）	第2期 （自 2023 年5月3日 至 2024 年5月2日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（3,666円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(96,005円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(19,819円)、収益調整金（その他収益調整金）(0円)、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は119,490円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（287,218円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(6,320,054円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(11,641,614円)、収益調整金（その他収益調整金）(3,107,955円)、分配準備積立金(77,731円)により、分配対象収益は21,434,572円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。
当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制
(1) 市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
(2) 信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
(3) 取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第1期 （2023年5月2日現在）	第2期 （2024年5月2日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 ⑴有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ⑵コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 ⑴有価証券 同左 ⑵コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）
1　期中元本変動額

項目	第1期 （2023年5月2日現在）	第2期 （2024年5月2日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,355,671円
期中追加設定元本額	357,120円	43,187,193円
期中一部解約元本額	1,449円	1,995,560円

2　有価証券関係
第1期(2023 年5月2日現在)
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	99,820
合計	99,820

第2期(2024 年5月2日現在)
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,636,247
合計	6,636,247

3　デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド	42,492,491	64,006,439	
親投資信託受益証券　合計		42,492,491	64,006,439	
合計		42,492,491	64,006,439	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2024 年 10 月末現在)

「米国株式（S＆P500）インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ　資産総額	200,472,931 円
Ⅱ　負債総額	83,818 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	200,389,113 円
Ⅳ　発行済数量	116,286,210 口
Ⅴ　1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7232 円

【参考情報】

「米国株式（S＆P500）インデックス・マザーファンド」

Ⅰ　資産総額	81,510,467,056 円
Ⅱ　負債総額	189,365,648 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	81,321,101,408 円
Ⅳ　発行済数量	47,081,926,636 口
Ⅴ　1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7272 円

Ⅲ 設定および解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	1,357,120	1,449	1,355,671
第 2 期	43,187,193	1,995,560	42,547,304

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

フランクリン・テンプルトン・
グローバル株式ファンド VA
（適格機関投資家専用）

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……115
2. 投資方針および投資リスク……117
3. その他詳細情報……121
4. 運用状況……123

Ⅱ　財務ハイライト情報……126

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目……127

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　ファンドの沿革……128

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……128
2. 投資信託（ファンド）の現況……131

Ⅲ　設定及び解約の実績……131

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、「フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」に該当します。
追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外…投資信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式…投資信託約款において、株式による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※信託金の上限は 1,000 億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

3 特 色

■ **MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。**

【MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)】
MSCI コクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成されています。
MSCI コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全て MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc.では、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

■ ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

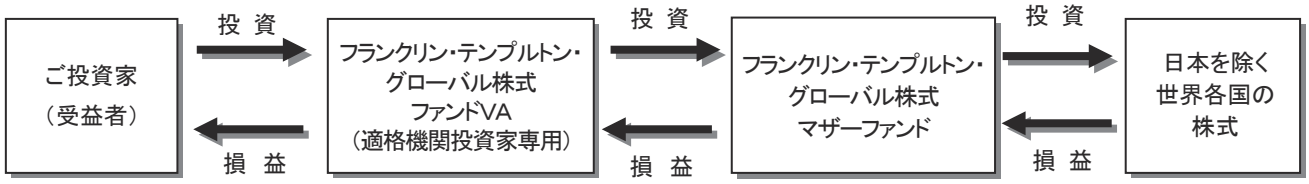
■ ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。

■ 外貨建資産への実質投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

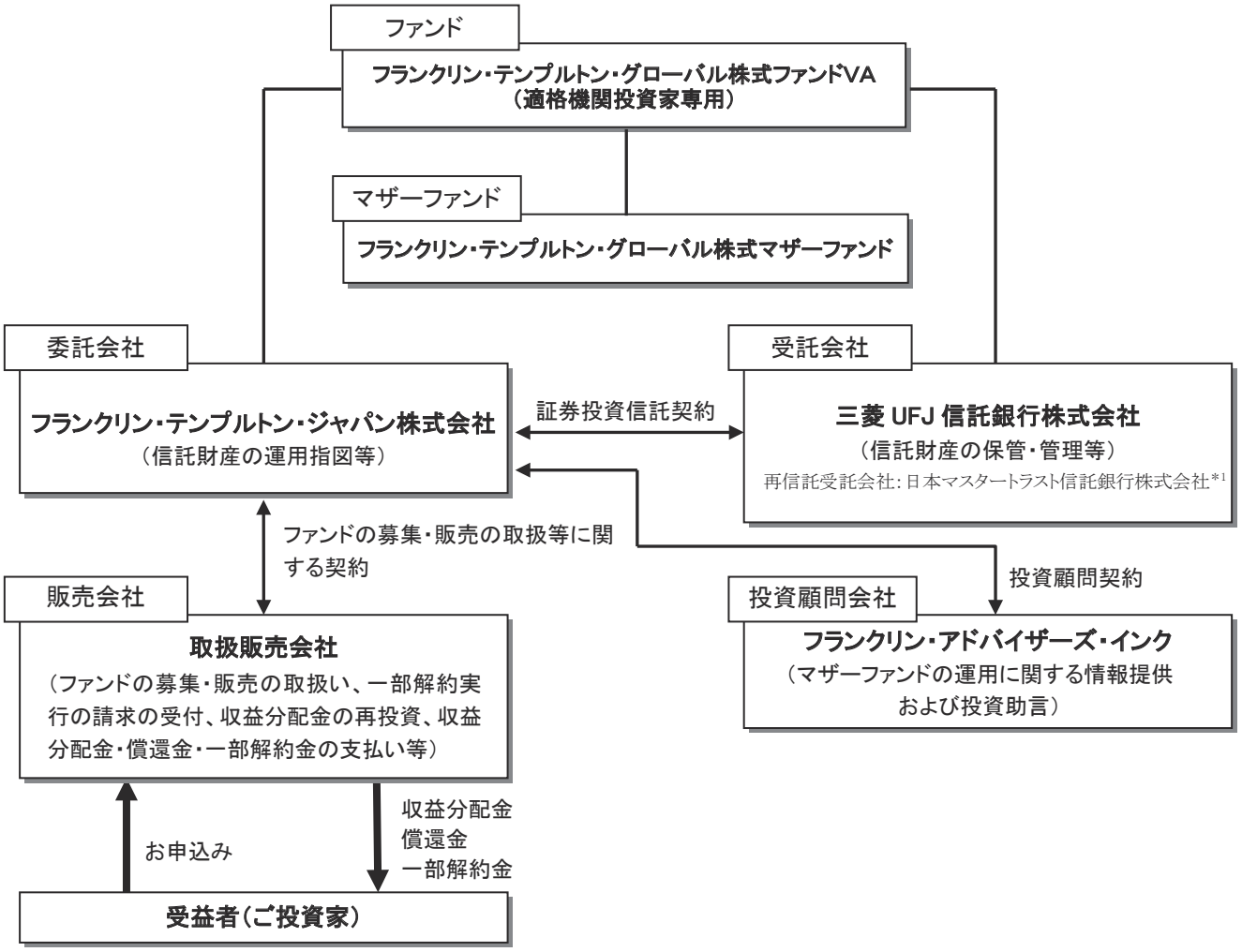
■ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ **ファミリーファンド方式で運用します。**

ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



4 仕組み



*1 受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。

①ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

②ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。

③株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

④外貨建資産への実質投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑥異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑦金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

⑧資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

①主として日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式に投資をすることにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

②MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。

③ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

④ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。

⑤株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

⑥外貨建資産への投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑦国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑧異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑨金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

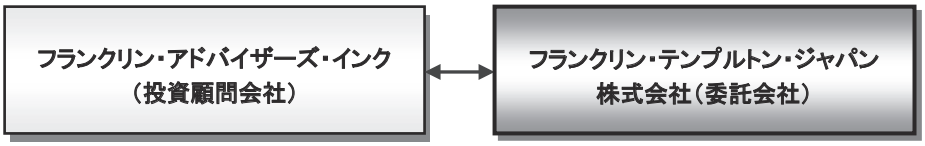
⑩資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

2 運用体制

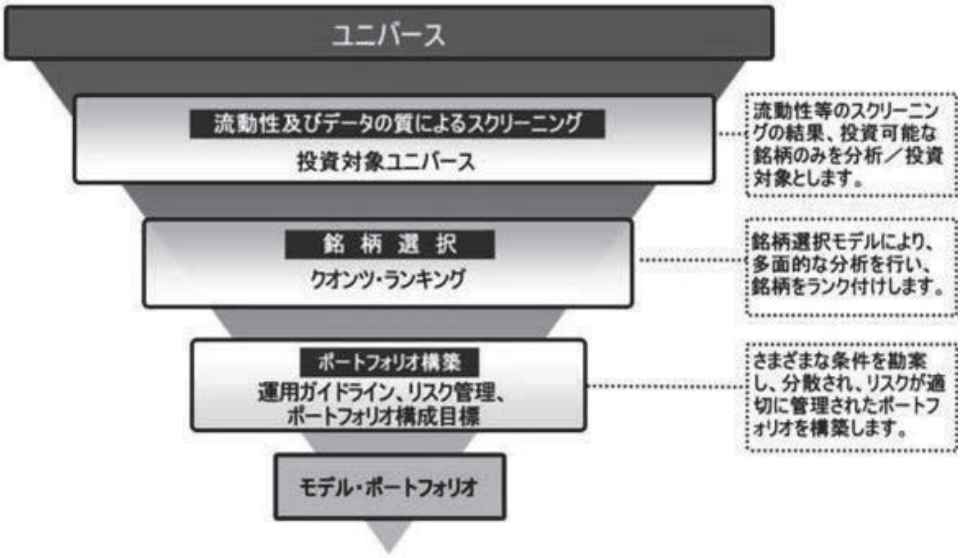
①運用体制

当ファンドの実質的運用はマザーファンドにて行います。
その運用は、委託会社がフランクリン・アドバイザーズ・インクの投資助言を受けて行います。



◇フランクリン・アドバイザーズ・インクの概要
・米国カリフォルニア州サンマテオを拠点として、世界中の幅広い投資家にソリューションを提供
・米国株式、グローバル株式を対象とした運用戦略の他、セクター戦略、マルチ・アセット戦略を提供

＜投資顧問会社におけるポートフォリオ構築プロセス＞
ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。



②内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社では、組織規則においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。また、実際の売買執行等について社内規程を設けているほか、各部署において業務マニュアルを策定しております。
運用に関しては、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。
ファンドのリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告等、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

③委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社から投資助言の提供を受けることが適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施します。委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。
※上記体制は 2024 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

①株式への投資割合
株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合
新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合
マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合
同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債等への投資割合
同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

①株式への投資割合
株式への投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合
新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合
投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合
同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合
同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債等への投資割合
同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

4 投資リスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**

当ファンドが主たる組入対象とする有価証券等には主として次のような性質があり、基準価額を変動させる要因となります。

①株価変動リスク
株式の実質組入比率において、原則として高位を維持しますので、株式市場の変動に大きく影響されることが予想されます。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落することにより、当ファンドの基準価額も値下がりすることがあります。

②信用リスク
一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品にデフォルト（元利金支払いの不履行及び遅延）が生じた場合、またはデフォルトが予想される局面となった場合には、当該商品の価格は大きく下落し（価格がゼロになることもあります。）、当ファンドの受益証券の基準価額の下落要因になります。

③外国証券へ投資するリスク
外国通貨建証券は、一般的に外国為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、外国証券は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて、価格が大きく変動する可能性もあります。

④デリバティブ活用のリスク
当ファンドは有価証券、為替、金利関連のデリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性があり、運用上意図した投資成果が得られない場合もあります。デリバティブに基づく損失は、基準価額を引下げるか、またはより一層の変動をもたらします。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

リスク管理体制
委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。
また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。
流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は 2024 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
(イ) 有価証券
(ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
(5)有価証券先渡取引（金融商品取引法第 28 条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
(6)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第 28 条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
(7)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
(8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
(9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法第 66 号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和 63 年法第 77 号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利
(10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 61 号）第１条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）
(ハ) 金銭債権
(ニ) 約束手形
b. 次に掲げる特定資産以外の資産
(イ)為替手形
②委託会社は、信託金を、主としてフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるフランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンドの受益証券並びに次の有価証券に投資することを指図します。
a.株券または新株引受権証書
b.国債証券
c.地方債証券
d.特別の法律により法人の発行する債券
e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
f.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
h.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
i.特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
j.コマーシャル・ペーパー
k.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a.から k.までの証券または証書の性質を有するもの
m.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。）
n.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第 11 号で定めるものをいいます。）
o.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第 18 号で定めるものをいいます。）
p.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
q.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第 20 号で定めるものをいいます。）
r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
s.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
t.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第 16 号で定めるものをいいます。）
u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
v.外国の者に対する権利で上記 u.の権利の性質を有するもの
なお、上記 a.の証券または証書、l.及び q.の証券または証書のうち a.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.から f.までの証券並びに l.及び q.の証券または証書のうち、b.から f.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及び n.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
③上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①の a.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記①の b.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

2 フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

＜信託約款に基づく投資制限＞
①株式への投資制限
a.株式への実質投資割合には、制限を設けません。
b.委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
c.上記 b.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
②投資する株式等の範囲
a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
b.上記 a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
③新株引受権証券及び新株予約権証券の投資制限
a.委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
b.委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
c.上記 a.及び b.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券の投資制限
a.委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
b.上記 a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限
a.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
b.上記 a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
⑥外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
⑦信用取引の指図範囲
a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
b.上記 a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
(イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
(ロ) 株式分割により取得する株券
(ハ) 有償増資により取得する株券
(ニ) 売出しにより取得する株券
(ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
(ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
⑧先物取引等の運用指図
a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本⑧において規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本⑧において規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
c.委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(ｲ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券及び組入抵当証券の利払金及び償還金等並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

(ﾛ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用している額(以下本(ﾛ)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

(ﾊ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本⑧において規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本 c.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d.上記 c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

a.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b.金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本 c.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

d.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本 d.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

e.上記 c.及び d.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f.金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

g.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(ｲ)及び(ﾛ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(ｲ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ﾛ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記 a.の(ｲ)及び(ﾛ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の空売りの指図範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記⑬の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記 a.の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記 b.の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑬有価証券の借入れ

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記 a.の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記 b.の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記 a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑭資金の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.上記 a.の資金借入額は、下記(ｲ)から(ﾊ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(ｲ) 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(ﾛ) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内

(ﾊ) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内

c.上記 b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮外国為替予約の指図

a.委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額ついて、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b.上記 a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜投信法に基づく投資制限＞

(ｲ) 同一株式の投資制限

委託会社は、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一の法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数にかかる議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

4. 運用状況

1 投資状況（2024 年 10 月末現在）

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	38,851,670	100.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△43,667	△0.11
合計（純資産総額）		38,808,003	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	6,150,807,722	71.31
	カナダ	290,562,302	3.37
	ドイツ	74,154,520	0.86
	イタリア	80,460,978	0.93
	フランス	131,677,958	1.53
	オランダ	256,363,355	2.97
	スペイン	26,663,935	0.31
	オーストリア	42,803,701	0.50
	アイルランド	170,154,198	1.97
	ポルトガル	33,367,341	0.39
	イギリス	359,257,775	4.17
	スイス	218,123,326	2.53
	スウェーデン	58,356,699	0.68
	デンマーク	103,089,520	1.20
	ケイマン諸島	56,785,477	0.66
	オーストラリア	62,923,607	0.73
	イスラエル	64,226,369	0.74
	小計	8,179,778,783	94.84
投資証券	アメリカ	136,833,413	1.59
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	308,394,242	3.58
合計（純資産総額）		8,625,006,438	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 投資資産（2024 年 10 月末現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量又は券面総額	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	4,029,880	8.6880	35,011,911	9.6409	38,851,670	100.11

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.11
合計	100.11

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産（2024 年 10 月末現在）

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	情報技術	22,510	12,154.76	273,603,821	21,407.42	481,881,236	5.59
2	アメリカ	株式	APPLE INC	情報技術	12,625	27,770.42	350,601,678	35,352.56	446,326,120	5.17
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	情報技術	5,502	63,906.55	351,613,882	66,453.90	365,629,408	4.24
4	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	コミュニケーション・サービス	2,306	75,590.88	174,312,570	90,924.15	209,671,095	2.43
5	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	6,970	27,157.40	189,287,122	29,611.03	206,388,929	2.39
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	コミュニケーション・サービス	5,735	21,475.79	123,163,709	27,062.14	155,201,428	1.80
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	コミュニケーション・サービス	5,770	21,272.99	122,745,177	26,804.03	154,659,278	1.79
8	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品	8,879	9,004.84	79,953,977	12,504.75	111,029,760	1.29
9	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品	811	114,291.25	92,690,211	135,063.38	109,536,407	1.27
10	アメリカ	株式	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	金融	8,261	8,617.66	71,190,552	11,665.88	96,371,878	1.12
11	アメリカ	株式	APPLOVIN CORP-CLASS A	情報技術	3,639	11,157.33	40,601,549	26,372.30	95,968,822	1.11
12	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	ヘルスケア	3,779	22,509.45	85,063,221	24,676.12	93,251,059	1.08
13	アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財・サービス	1,566	51,309.61	80,350,856	58,266.43	91,245,235	1.06
14	アメリカ	株式	MGIC INVESTMENT CORP	金融	23,119	3,055.89	70,649,343	3,896.31	90,078,800	1.04
15	アメリカ	株式	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	金融	5,117	14,724.85	75,347,096	17,318.30	88,617,745	1.03
16	アメリカ	株式	FORTINET INC	情報技術	7,286	10,618.06	77,363,188	12,097.61	88,143,213	1.02
17	アメリカ	株式	KROGER CO	生活必需品	10,193	7,622.08	77,691,865	8,563.89	87,291,767	1.01
18	アメリカ	株式	QUALCOMM INC	情報技術	3,297	24,242.85	79,928,695	25,753.13	84,908,092	0.98
19	イギリス	株式	3I GROUP PLC	金融	13,046	4,911.56	64,076,301	6,443.94	84,067,691	0.97
20	アメリカ	株式	LOWE'S COS INC	一般消費財・サービス	2,010	36,976.53	74,322,843	40,159.95	80,721,519	0.94
21	イタリア	株式	UNICREDIT SPA	金融	11,766	5,153.62	60,637,543	6,838.43	80,460,978	0.93
22	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	情報技術	2,743	30,976.89	84,969,628	28,469.49	78,091,817	0.91
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	ヘルスケア	2,456	27,048.32	66,430,679	30,958.46	76,033,978	0.88
24	オランダ	株式	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	生活必需品	14,611	4,588.40	67,041,253	5,066.92	74,032,837	0.86
25	アメリカ	株式	STATE STREET CORP	金融	5,155	12,132.50	62,543,043	14,277.76	73,601,880	0.85
26	フランス	株式	HERMES INTERNATIONAL	一般消費財・サービス	209	385,646.48	80,600,116	350,799.91	73,317,183	0.85
27	アメリカ	株式	DECKERS OUTDOOR CORP	一般消費財・サービス	2,796	22,932.30	64,118,729	26,045.05	72,821,968	0.84
28	アメリカ	株式	DELL TECHNOLOGIES -C	情報技術	3,520	14,543.56	51,193,339	19,881.01	69,981,176	0.81
29	アメリカ	株式	VISTRA CORP	公益事業	3,654	8,379.52	30,618,787	19,068.26	69,675,424	0.81
30	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融	848	72,942.12	61,854,923	78,923.33	66,926,985	0.78

（注１）2024 年 10 月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。
（注２）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
株式	エネルギー	3.48
	素材	3.61
	資本財・サービス	9.84
	一般消費財・サービス	9.13
	生活必需品	6.33
	ヘルスケア	10.77
	金融	14.44
	情報技術	25.78
	コミュニケーション・サービス	8.77
	公益事業	2.24
	不動産	0.44
投資証券	—	1.59
合計		96.42

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類または各業種の評価額の比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

期間末		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 12 計算期間末	（2015 年 3 月 2 日）	2,464,190	2,464,190	25,600	25,600
第 13 計算期間末	（2016 年 3 月 1 日）	2,108,475	2,108,475	21,905	21,905
第 14 計算期間末	（2017 年 3 月 1 日）	2,554,413	2,554,413	26,538	26,538
第 15 計算期間末	（2018 年 3 月 1 日）	2,905,409	2,905,409	30,184	30,184
第 16 計算期間末	（2019 年 3 月 1 日）	2,941,115	2,941,115	30,555	30,555
第 17 計算期間末	（2020 年 3 月 2 日）	2,768,051	2,768,051	28,757	28,757
第 18 計算期間末	（2021 年 3 月 1 日）	3,598,988	3,598,988	37,390	37,390
第 19 計算期間末	（2022 年 3 月 1 日）	4,483,198	4,483,198	46,576	46,576
第 20 計算期間末	（2023 年 3 月 1 日）	5,038,064	5,038,064	52,340	52,340
第 21 計算期間末	（2024 年 3 月 1 日）	13,385,110	13,385,110	71,937	71,937
	2023 年 10 月末日	7,534,081	—	58,534	—
	11 月末日	8,809,289		61,992	
	12 月末日	9,971,718	—	63,606	—
	2024 年 1 月末日	11,529,455	—	67,795	—
	2 月末日	13,351,412	—	71,756	—
	3 月末日	15,285,725	—	75,209	—
	4 月末日	17,078,699	—	76,135	—
	5 月末日	19,642,553	—	78,791	—
	6 月末日	22,886,509	—	82,945	—
	7 月末日	23,851,295	—	77,774	—
	8 月末日	26,571,083	—	76,095	—
	9 月末日	31,419,936	—	76,895	—
	10 月末日	38,808,003	—	82,796	—

（注）基準価額は 1 万口当たりの純資産額です。

② 分配の推移

期	期間	1 万口当たりの分配金（円）
第 12 計算期間	2014 年 3 月 4 日～2015 年 3 月 2 日	0
第 13 計算期間	2015 年 3 月 3 日～2016 年 3 月 1 日	0
第 14 計算期間	2016 年 3 月 2 日～2017 年 3 月 1 日	0
第 15 計算期間	2017 年 3 月 2 日～2018 年 3 月 1 日	0
第 16 計算期間	2018 年 3 月 2 日～2019 年 3 月 1 日	0
第 17 計算期間	2019 年 3 月 2 日～2020 年 3 月 2 日	0
第 18 計算期間	2020 年 3 月 3 日～2021 年 3 月 1 日	0
第 19 計算期間	2021 年 3 月 2 日～2022 年 3 月 1 日	0
第 20 計算期間	2022 年 3 月 2 日～2023 年 3 月 1 日	0
第 21 計算期間	2023 年 3 月 2 日～2024 年 3 月 1 日	0

③ 収益率の推移

期	期間	収益率（%）
第 12 計算期間	2014 年 3 月 4 日～2015 年 3 月 2 日	30.67
第 13 計算期間	2015 年 3 月 3 日～2016 年 3 月 1 日	△14.43
第 14 計算期間	2016 年 3 月 2 日～2017 年 3 月 1 日	21.15
第 15 計算期間	2017 年 3 月 2 日～2018 年 3 月 1 日	13.74
第 16 計算期間	2018 年 3 月 2 日～2019 年 3 月 1 日	1.23
第 17 計算期間	2019 年 3 月 2 日～2020 年 3 月 2 日	△5.88
第 18 計算期間	2020 年 3 月 3 日～2021 年 3 月 1 日	30.02
第 19 計算期間	2021 年 3 月 2 日～2022 年 3 月 1 日	24.57
第 20 計算期間	2022 年 3 月 2 日～2023 年 3 月 1 日	12.38
第 21 計算期間	2023 年 3 月 2 日～2024 年 3 月 1 日	37.44
第 22 中間計算期間	2024 年 3 月 2 日～2024 年 9 月 1 日	5.78

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1．財務諸表」については、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第20期 2023年3月1日現在	第21期 2024年3月1日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,057,288	13,422,363
流動資産合計	5,057,288	13,422,363
資産合計	5,057,288	13,422,363
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,132	4,125
未払委託者報酬	15,989	30,936
その他未払費用	1,103	2,192
流動負債合計	19,224	37,253
負債合計	19,224	37,253
純資産の部		
元本等		
元本	962,557	1,860,673
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,075,507	11,524,437
（分配準備積立金）	3,980,082	6,644,681
元本等合計	5,038,064	13,385,110
純資産合計	5,038,064	13,385,110
負債純資産合計	5,057,288	13,422,363

（2）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第20期 自 2022年3月2日 至 2023年3月1日	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日
営業収益		
有価証券売買等損益	593,026	2,793,882
営業収益合計	593,026	2,793,882
営業費用		
受託者報酬	4,244	6,588
委託者報酬	31,735	49,335
その他費用	2,181	3,453
営業費用合計	38,160	59,376
営業利益又は営業損失（△）	554,866	2,734,506
経常利益又は経常損失（△）	554,866	2,734,506
当期純利益又は当期純損失（△）	554,866	2,734,506
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	20,941
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,520,641	4,075,507
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	4,831,942
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	4,831,942
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	96,577
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	96,577
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,075,507	11,524,437

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第20期 2023年3月1日現在	第21期 2024年3月1日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 962,557口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,860,673口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 5.2340円 （一万口当たり純資産額） (52,340円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 7.1937円 （一万口当たり純資産額） (71,937円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第20期 自 2022年3月2日 至 2023年3月1日	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	93,646円	160,869円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	461,220円	2,552,696円
収益調整金額	165,459円	4,879,756円
分配準備積立金額	3,425,216円	3,931,116円
当ファンドの分配対象収益額	4,145,541円	11,524,437円
当ファンドの期末残存口数	962,557口	1,860,673口
1万口当たり収益分配対象額	43,067.99円	61,936.90円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（金融商品に関する注記）
Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第20期 自 2022年3月2日 至 2023年3月1日	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期 自 2022年 3月 2日 至 2023年 3月 1日	第21期 自 2023年 3月 2日 至 2024年 3月 1日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
1　元本の移動

項目	第20期 自 2022年 3月 2日 至 2023年 3月 1日	第21期 自 2023年 3月 2日 至 2024年 3月 1日
期首元本額	962,557円	962,557円
期中追加設定元本額	－円	919,012円
期中解約元本額	－円	20,896円

2　有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第20期 2023年 3月 1日現在	第21期 2024年 3月 1日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	591,436	2,770,121
合計	591,436	2,770,121

3　デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

ファンドの沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ ファンドの沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
　1. 財務諸表
　　（1）貸借対照表
　　（2）損益及び剰余金計算書
　　（3）注記表
　　（4）附属明細表
　2. 投資信託（ファンド）の現況
　　純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ ファンドの沿革

2003 年6月 30 日	信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2006 年1月 1日	名称を「シティ・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）」から「LM・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）」に変更
2022 年 8 月 10 日	名称を「LM・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）」から「フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）」に変更

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

1．財務諸表

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第 21 期計算期間（2023 年 3 月 2 日から 2024 年 3 月 1 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年５月３０日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　村　　寛

監査意見
当監査法人は、フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の２０２３年３月２日から２０２４年３月１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の２０２４年３月１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドＶＡ
（適格機関投資家専用）

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第20期 2023年3月1日現在	第21期 2024年3月1日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,057,288	13,422,363
流動資産合計	5,057,288	13,422,363
資産合計	5,057,288	13,422,363
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,132	4,125
未払委託者報酬	15,989	30,936
その他未払費用	1,103	2,192
流動負債合計	19,224	37,253
負債合計	19,224	37,253
純資産の部		
元本等		
元本	962,557	1,860,673
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,075,507	11,524,437
（分配準備積立金）	3,980,082	6,644,681
元本等合計	5,038,064	13,385,110
純資産合計	5,038,064	13,385,110
負債純資産合計	5,057,288	13,422,363

（2）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第20期 自 2022年3月2日 至 2023年3月1日	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日
営業収益		
有価証券売買等損益	593,026	2,793,882
営業収益合計	593,026	2,793,882
営業費用		
受託者報酬	4,244	6,588
委託者報酬	31,735	49,335
その他費用	2,181	3,453
営業費用合計	38,160	59,376
営業利益又は営業損失（△）	554,866	2,734,506
経常利益又は経常損失（△）	554,866	2,734,506
当期純利益又は当期純損失（△）	554,866	2,734,506
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	20,941
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,520,641	4,075,507
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	4,831,942
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	4,831,942
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	96,577
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	96,577
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,075,507	11,524,437

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第20期 2023年3月1日現在	第21期 2024年3月1日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 962,557口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,860,673口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 5.2340円 （一万口当たり純資産額） (52,340円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 7.1937円 （一万口当たり純資産額） (71,937円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第20期 自 2022年3月2日 至 2023年3月1日	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	93,646円	160,869円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	461,220円	2,552,696円
収益調整金額	165,459円	4,879,756円
分配準備積立金額	3,425,216円	3,931,116円
当ファンドの分配対象収益額	4,145,541円	11,524,437円
当ファンドの期末残存口数	962,557口	1,860,673口
1万口当たり収益分配対象額	43,067.99円	61,936.90円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（金融商品に関する注記）
Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第20期 自 2022年3月2日 至 2023年3月1日	第21期 自 2023年3月2日 至 2024年3月1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期 自 2022年 3月 2日 至 2023年 3月 1日	第21期 自 2023年 3月 2日 至 2024年 3月 1日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
1　元本の移動

項目	第20期 自 2022年 3月 2日 至 2023年 3月 1日	第21期 自 2023年 3月 2日 至 2024年 3月 1日
期首元本額	962,557円	962,557円
期中追加設定元本額	－円	919,012円
期中解約元本額	－円	20,896円

2　有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第20期 2023年 3月 1日現在	第21期 2024年 3月 1日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	591,436	2,770,121
合計	591,436	2,770,121

3　デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（4）附属明細表

第１　有価証券明細表
① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド	1,610,748	13,422,363	
	小計	銘柄数：1	1,610,748	13,422,363	
		組入時価比率：100.3%		100.0%	
合計				13,422,363	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2024 年 10 月末現在）

Ⅰ　資産総額	38,851,670 円
Ⅱ　負債総額	43,667 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	38,808,003 円
Ⅳ　発行済口数	4,687,211 口
Ⅴ　1 万口当たり純資産額　（Ⅲ／Ⅳ×10,000）	82,796 円

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2024 年 10 月末現在）

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

Ⅰ　資産総額	8,625,006,438 円
Ⅱ　負債総額	— 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,625,006,438 円
Ⅳ　発行済口数	894,625,251 口
Ⅴ　1 万口当たり純資産額　（Ⅲ／Ⅳ×10,000）	96,409 円

Ⅲ 設定及び解約の実績

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第 12 計算期間	—	—
第 13 計算期間	—	—
第 14 計算期間	—	—
第 15 計算期間	—	—
第 16 計算期間	—	—
第 17 計算期間	—	—
第 18 計算期間	—	—
第 19 計算期間	—	—
第 20 計算期間	—	—
第 21 計算期間	919,012	20,896
第 22 中間計算期間	1,675,826	44,679

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

SMDAM・グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・オープン
＜適格機関投資家限定＞

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……135
2. 投資方針および投資リスク……137
3. その他詳細情報……140
4. 運用状況……142

Ⅱ　財務ハイライト情報……145

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目……147

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……148

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……148
2. 投資信託（ファンド）の現況……152

Ⅲ　設定及び解約の実績……152

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

SMDAM・グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・オープン＜適格機関投資家限定＞

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

2 目的および基本的性格

投資信託証券への投資を通じて、世界の取引所に上場している株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

当ファンドが該当する商品分類は、次の通りです。

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

3 特 色

■ マザーファンド受益証券および投資信託証券（以下「別に定める投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

■ 別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行います。

ⅰ）主として世界の取引所に上場している株式※に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※不動産投資信託（REIT）、DR（預託証書）等を含みます。

ⅱ）キャッシュフローの創出力、成長性、安定性やESG※※評価等を勘案し、長期的視点で、持続的な成長が期待できる企業を厳選して投資します。

※※ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）および Governance（企業統治）の総称です。

■ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

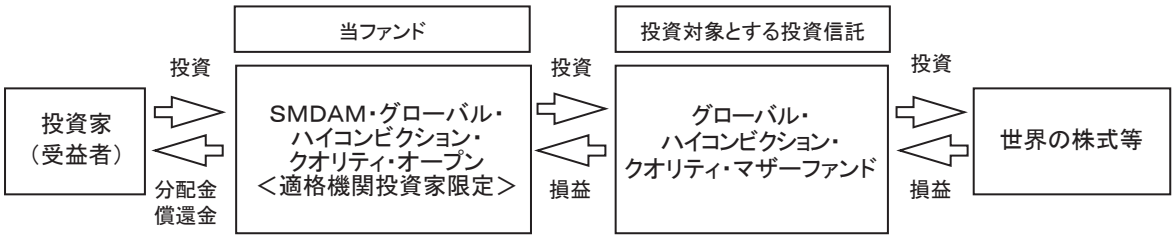
■ 今後、投資対象となる別に定める投資信託証券が追加または変更になる場合があります。ただし、上記に規定する運用と同種の運用戦略を有するものに限ります。

■ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

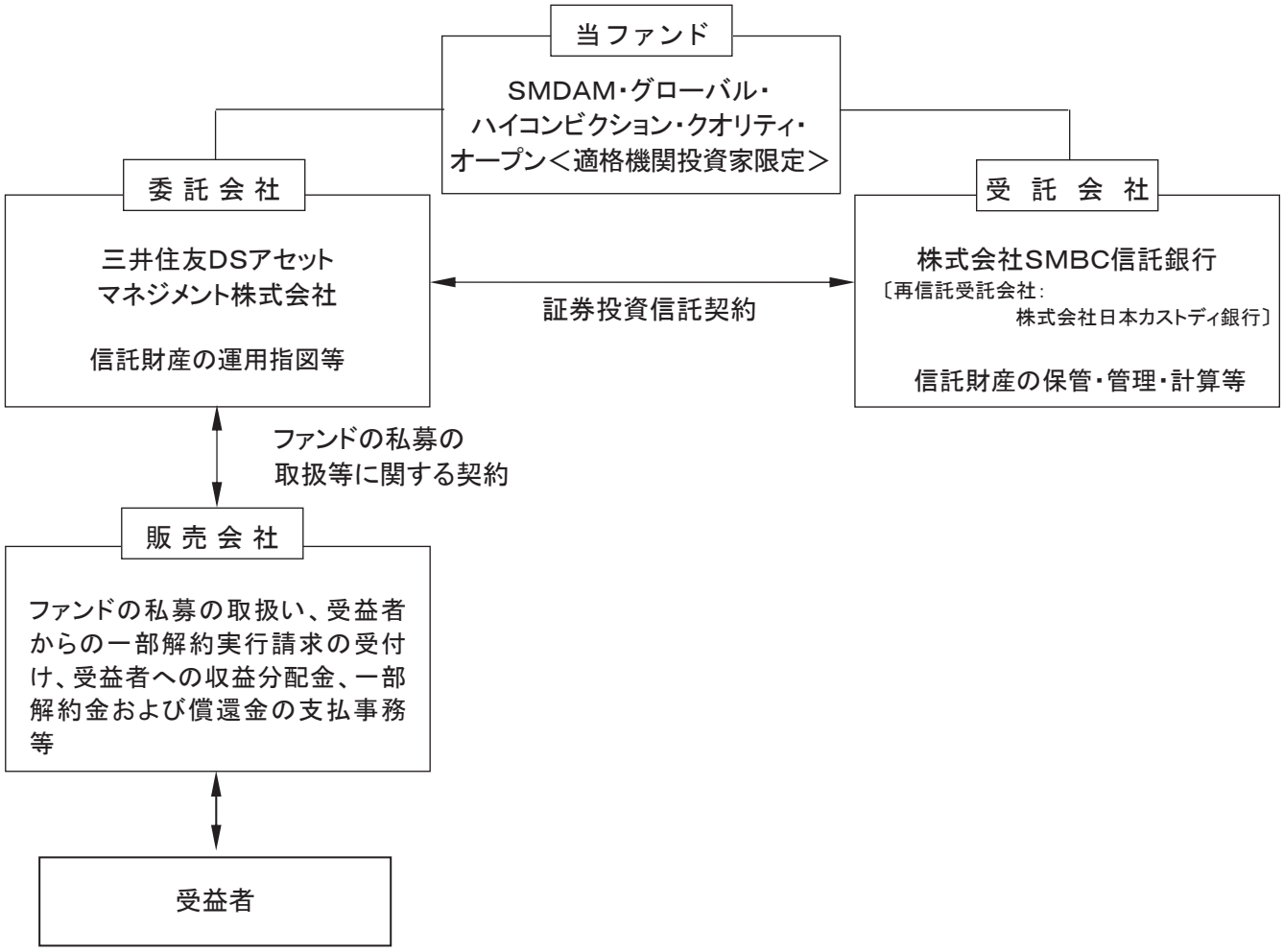
＊「別に定める投資信託証券」は以下のものとします。

親投資信託 グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・マザーファンド

■ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

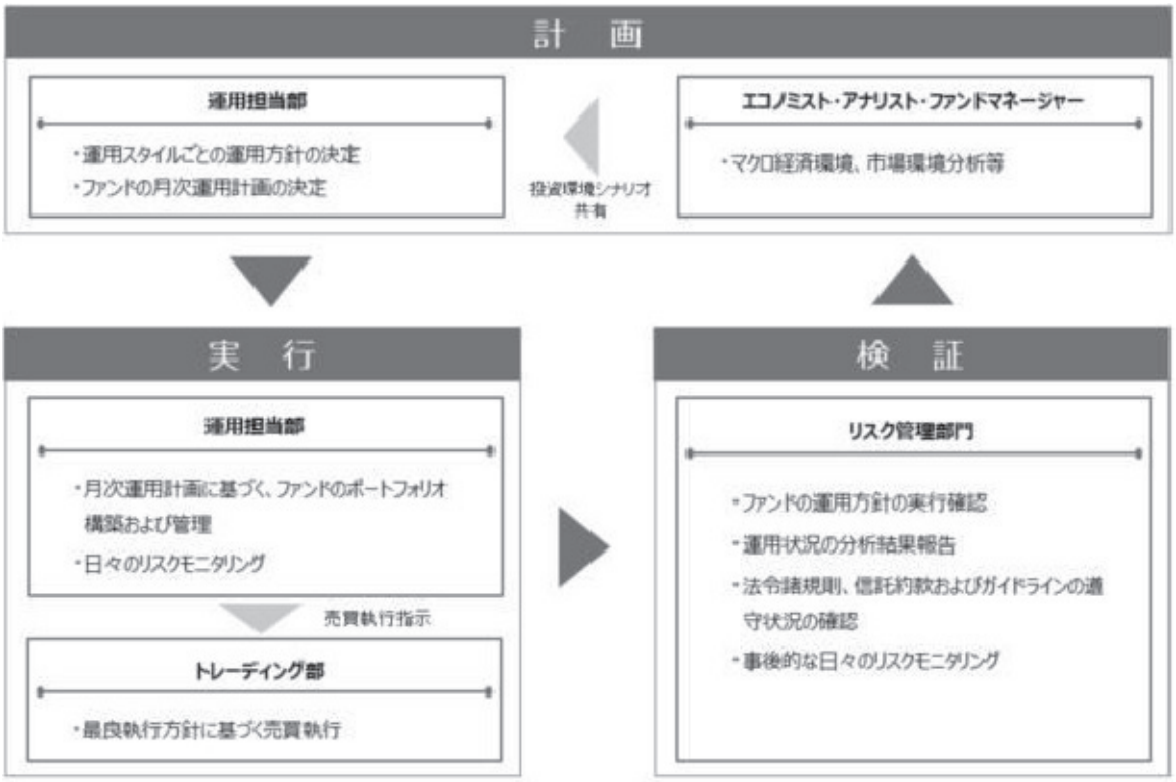
当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。ただし、全ての別に定める投資信託証券に投資するとは限りません。
- 別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行います。
  - ⅰ）主として世界の取引所に上場している株式※に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
    ※不動産投資信託（REIT）、DR（預託証書）等を含みます。
  - ⅱ）キャッシュフローの創出力、成長性、安定性やESG※※評価等を勘案し、長期的視点で、持続的な成長が期待できる企業を厳選して投資します。
    ※※ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）および Governance（企業統治）の総称です。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 原則として、別に定める投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。
- 今後、投資対象となる別に定める投資信託証券が追加または変更になる場合があります。ただし、上記に規定する運用と同種の運用戦略を有するものに限ります。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

＊「別に定める投資信託証券」は以下のものとします。
親投資信託　グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・マザーファンド

2 運用体制

① ファンドの運用体制



※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

② 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

3 主な投資制限

信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

■ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。また、現地税務代理人との契約が必要となる場合があります。これらの契約関連費用は、原則としてファンドが実質的に負担することになるため、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

さらに、保有期間に応じたキャピタル・ゲイン税等が遡及的に課税される場合があり、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■ 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

上記の投資リスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
3. 金銭債権

(ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

2 投資制限

① ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ)公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)公社債の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ロ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ハ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ニ 資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

② 法令に基づく投資制限
同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の概要

●今後、投資対象とする投資信託証券が追加または変更になる場合があります。

ファンド名	グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
主要投資対象	世界の株式
運用の基本方針	・主として世界の取引所に上場している株式※に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ※不動産投資信託（REIT）、DR（預託証書）等を含みます。 ・キャッシュフローの創出力、成長性、安定性やESG※※評価等を勘案し、長期的視点で、持続的な成長が期待できる企業を厳選して投資します。 ※※ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）および Governance（企業統治）の総称です。 ・組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ 0.15%
運用会社	三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

4. 運用状況

1 投資状況（2024年10月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,616,296,647	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	△1,090,752	△0.07
合計（純資産総額）		1,615,205,895	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

2024 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・マザーファンド	1,047,366,931	1.3927	1,458,667,925	1.5432	1,616,296,647	100.07

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.07
合　計	100.07

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

年月日	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 （2023年 9月 25日）	1,165,924,456	1,165,924,456	11,915	11,915
第2期 （2024年 3月 25日）	1,541,494,841	1,541,494,841	15,753	15,753
第3期 （2024年 9月 24日）	1,458,780,858	1,458,780,858	14,908	14,908
2023年10月末日	1,126,315,337	－	11,510	－
11月末日	1,236,223,643	－	12,634	－
12月末日	1,254,566,280	－	12,821	－
2024年 1月末日	1,385,540,672	－	14,160	－
2月末日	1,484,471,355	－	15,171	－
3月末日	1,540,306,076	－	15,741	－
4月末日	1,527,196,542	－	15,607	－
5月末日	1,570,557,121	－	16,050	－
6月末日	1,696,425,590	－	17,337	－
7月末日	1,483,903,383	－	15,165	－
8月末日	1,465,211,003	－	14,974	－
9月末日	1,461,098,160	－	14,932	－
10月末日	1,615,205,895	－	16,507	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

② 分配の推移

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2023年 3月 30日～2023年 9月 25日	0
第2期	2023年 9月 26日～2024年 3月 25日	0
第3期	2024年 3月 26日～2024年 9月 24日	0

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第1期	19.2
第2期	32.2
第3期	△5.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2024年10月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	1,413,663,337	73.15
	日本	184,090,900	9.53
	フランス	90,358,890	4.68
	インド	79,552,782	4.12
	スイス	66,111,132	3.42
	中国	38,630,918	2.00
	アイルランド	36,420,958	1.88
	小計	1,908,828,917	98.77
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	23,848,413	1.23
合計（純資産総額）		1,932,677,330	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	7,812	14,486.56	113,169,023	21,407.43	167,234,838	8.65
日本	株式	ディスコ	機械	2,500	54,400.00	136,000,000	44,470.00	111,175,000	5.75
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	718	116,990.13	83,998,911	145,958.00	104,797,844	5.42
アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	ソフトウェア・サービス	1,098	91,292.89	100,239,591	82,415.57	90,492,294	4.68
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	915	98,904.21	90,497,355	95,427.34	87,316,016	4.52
インド	株式	ICICI BANK LTD-SPON ADR	銀行	16,548	3,994.64	66,103,302	4,807.40	79,552,782	4.12
アメリカ	株式	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	金融サービス	3,946	16,167.54	63,797,101	19,787.30	78,080,668	4.04
アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	978	60,544.91	59,212,926	78,935.62	77,199,039	3.99
アメリカ	株式	FORTINET INC	ソフトウェア・サービス	6,142	10,493.61	64,451,764	12,097.61	74,303,542	3.84
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	993	76,746.25	76,209,029	74,773.52	74,250,100	3.84
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2,703	23,164.30	62,613,110	26,804.03	72,451,304	3.75
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	467	118,396.52	55,291,175	130,106.96	60,759,950	3.14
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	1,502	35,905.52	53,930,085	40,398.68	60,678,815	3.14
アメリカ	株式	ARES MANAGEMENT CORP - A	金融サービス	2,291	20,567.79	47,120,799	25,965.16	59,486,181	3.08
アメリカ	株式	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	ソフトウェア・サービス	1,195	50,059.05	59,820,563	47,236.62	56,447,758	2.92

2024年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
アメリカ	株式	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	商業・専門サービス	1,987	22,677.38	45,059,950	28,189.87	56,013,266	2.90
アメリカ	株式	ARISTA NETWORKS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	873	50,561.85	44,140,493	60,841.44	53,114,577	2.75
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	1,079	43,520.07	46,958,151	44,580.18	48,102,016	2.49
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	567	89,403.06	50,691,537	84,597.26	47,966,644	2.48
アメリカ	株式	IDEXX LABORATORIES INC	ヘルスケア機器・サービス	670	81,539.82	54,631,679	69,303.93	46,433,633	2.40
アメリカ	株式	AIRBNB INC-CLASS A	消費者サービス	2,095	25,790.01	54,030,071	20,971.86	43,936,046	2.27
アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	684	51,853.50	35,467,794	53,247.01	36,420,958	1.88
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半導体製造装置	1,376	29,613.89	40,748,714	25,753.14	35,436,316	1.83
スイス	株式	LONZA GROUP AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	357	93,573.66	33,405,797	95,240.19	34,000,747	1.76
アメリカ	株式	INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	金融サービス	1,402	18,768.02	26,312,759	23,697.43	33,223,801	1.72
スイス	株式	GALDERMA GROUP AG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,189	12,920.19	28,282,306	14,668.97	32,110,385	1.66
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	耐久消費財・アパレル	288	138,152.48	39,787,913	103,055.81	29,680,074	1.54
日本	株式	イビデン	電気機器	5,100	6,596.00	33,639,600	4,969.00	25,341,900	1.31
アメリカ	株式	LULULEMON ATHLETICA INC	耐久消費財・アパレル	540	61,946.11	33,450,900	46,683.51	25,209,097	1.30
日本	株式	ダイヘン	電気機器	3,900	9,671.80	37,720,021	6,460.00	25,194,000	1.30

ロ 種類別・業種別投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	機械	6.91
	電気機器	2.61
株式（外国）	資本財	3.14
	商業・専門サービス	2.90
	耐久消費財・アパレル	2.84
	消費者サービス	2.27
	食品・飲料・タバコ	0.85
	ヘルスケア機器・サービス	7.54
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.15
	銀行	4.12
	金融サービス	11.33
	ソフトウェア・サービス	27.11
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.75
	半導体・半導体製造装置	10.49
	メディア・娯楽	3.75
合　計		98.77

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1.財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1.財務諸表」については、PwC Japan有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

SMDAM・グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・オープン
＜適格機関投資家限定＞

(1)貸借対照表

（単位：円）

	第2期 (2024年3月25日現在)	第3期 (2024年9月24日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,633	6,124
コール・ローン	88,035	93,947
親投資信託受益証券	1,546,364,770	1,464,617,650
流動資産合計	1,546,470,438	1,464,717,721
資産合計	1,546,470,438	1,464,717,721
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	142,318	169,832
未払委託者報酬	4,804,897	5,733,141
その他未払費用	28,382	33,890
流動負債合計	4,975,597	5,936,863
負債合計	4,975,597	5,936,863
純資産の部		
元本等		
元本	978,517,107	978,517,107
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	562,977,734	480,263,751
（分配準備積立金）	540,494,841	540,494,841
元本等合計	1,541,494,841	1,458,780,858
純資産合計	1,541,494,841	1,458,780,858
負債純資産合計	1,546,470,438	1,464,717,721

(2)損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第2期 自 2023年9月26日 至 2024年3月25日	第3期 自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	380,545,982	△76,777,120
営業収益合計	380,545,982	△76,777,120
営業費用		
受託者報酬	142,318	169,832
委託者報酬	4,804,897	5,733,141
その他費用	28,382	33,890
営業費用合計	4,975,597	5,936,863
営業利益又は営業損失（△）	375,570,385	△82,713,983
経常利益又は経常損失（△）	375,570,385	△82,713,983
当期純利益又は当期純損失（△）	375,570,385	△82,713,983
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	187,407,349	562,977,734
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	562,977,734	480,263,751

(3)注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期 自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2024年3月26日から2024年9月24日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 (2024年3月25日現在)	第3期 (2024年9月24日現在)
1.当計算期間の末日における受益権の総数	978,517,107口	978,517,107口
2.1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.5753円 （1万口当たりの純資産額15,753円）	1口当たり純資産額　1.4908円 （1万口当たりの純資産額14,908円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第2期 自 2023年9月26日 至 2024年3月25日	第3期 自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,543,362円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（373,027,023円）、収益調整金（22,482,893円）、および分配準備積立金（164,924,456円）より、分配対象収益は562,977,734円（1万口当たり5,753.38円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（685,014円）、および分配準備積立金（540,494,841円）より、分配対象収益は541,179,855円（1万口当たり5,530.61円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第3期 自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期 (2024年9月24日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第2期（自 2023年9月26日　至 2024年3月25日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	380,551,117円
合計	380,551,117円

第3期（自 2024年3月26日　至 2024年9月24日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△76,769,649円
合計	△76,769,649円

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第2期 (2024年3月25日現在)	第3期 (2024年9月24日現在)
期首元本額	978,517,107円	978,517,107円
期中追加設定元本額	−円	−円
期中一部解約元本額	−円	−円

Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
1. 財務諸表
（1）貸借対照表
（2）損益及び剰余金計算書
（3）注記表
（4）附属明細表
2. 投資信託（ファンド）の現況
純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年３月30日　信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表

ＳＭＤＡＭ・グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・オープン
＜適格機関投資家限定＞

当ファンドは、第3期（2024年3月26日から2024年9月24日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024 年 11 月 20 日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　和出 渉

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　榊原 康太

監査意見
当監査法人は、ＳＭＤＡＭ・グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・オープン＜適格機関投資家限定＞の 2024 年 3 月 26 日から 2024 年 9 月 24 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＭＤＡＭ・グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・オープン＜適格機関投資家限定＞の 2024 年 9 月 24 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(1)貸借対照表

（単位：円）

	第2期 (2024年3月25日現在)	第3期 (2024年9月24日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,633	6,124
コール・ローン	88,035	93,947
親投資信託受益証券	1,546,364,770	1,464,617,650
流動資産合計	1,546,470,438	1,464,717,721
資産合計	1,546,470,438	1,464,717,721
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	142,318	169,832
未払委託者報酬	4,804,897	5,733,141
その他未払費用	28,382	33,890
流動負債合計	4,975,597	5,936,863
負債合計	4,975,597	5,936,863
純資産の部		
元本等		
元本	978,517,107	978,517,107
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	562,977,734	480,263,751
（分配準備積立金）	540,494,841	540,494,841
元本等合計	1,541,494,841	1,458,780,858
純資産合計	1,541,494,841	1,458,780,858
負債純資産合計	1,546,470,438	1,464,717,721

(2)損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第2期 自 2023年9月26日 至 2024年3月25日	第3期 自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	380,545,982	△76,777,120
営業収益合計	380,545,982	△76,777,120
営業費用		
受託者報酬	142,318	169,832
委託者報酬	4,804,897	5,733,141
その他費用	28,382	33,890
営業費用合計	4,975,597	5,936,863
営業利益又は営業損失（△）	375,570,385	△82,713,983
経常利益又は経常損失（△）	375,570,385	△82,713,983
当期純利益又は当期純損失（△）	375,570,385	△82,713,983
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	187,407,349	562,977,734
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	562,977,734	480,263,751

(3)注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	第3期 自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2024年3月26日から2024年9月24日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第2期 (2024年3月25日現在)	第3期 (2024年9月24日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	978,517,107口	978,517,107口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.5753円 （1万口当たりの純資産額15,753円）	1口当たり純資産額　1.4908円 （1万口当たりの純資産額14,908円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第2期 自 2023年9月26日 至 2024年3月25日	第3期 自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,543,362円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（373,027,023円）、収益調整金（22,482,893円）、および分配準備積立金（164,924,456円）より、分配対象収益は562,977,734円（1万口当たり5,753.38円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（685,014円）、および分配準備積立金（540,494,841円）より、分配対象収益は541,179,855円（1万口当たり5,530.61円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第3期 自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する

項　目	第3期 自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
	場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第3期 (2024年9月24日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第2期（自 2023年9月26日　至 2024年3月25日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	380,551,117円
合計	380,551,117円

第3期（自 2024年3月26日　至 2024年9月24日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△76,769,649円
合計	△76,769,649円

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第2期 (2024年3月25日現在)	第3期 (2024年9月24日現在)
期首元本額	978,517,107円	978,517,107円
期中追加設定元本額	-円	-円
期中一部解約元本額	-円	-円

(4)附属明細表

①有価証券明細表
(a)株式
該当事項はありません。
(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・マザーファンド	1,051,639,011	1,464,617,650	
	親投資信託受益証券　小計		1,464,617,650	
合　計			1,464,617,650	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
ＳＭＤＡＭ・グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・オープン＜適格機関投資家限定＞は、「グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2024年9月24日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	12,761,839
金銭信託	885,168
コール・ローン	13,579,596
株式	1,722,458,246
未収配当金	465,647
流動資産合計	1,750,150,496
資産合計	1,750,150,496
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,256,693,581
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	493,456,915
元本等合計	1,750,150,496
純資産合計	1,750,150,496
負債純資産合計	1,750,150,496

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2024年9月24日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	1,256,693,581口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.3927円 （1万口当たりの純資産額13,927円）

（金融商品に関する注記）
Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属す

項　目	自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
	る資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2024年9月24日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年3月26日 至 2024年9月24日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2024年9月24日現在)	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	1,260,089,550円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	3,395,969円
2024年9月24日現在の元本の内訳	
トータルヘッジ用ファンドＳＭＢ１号＜適格機関投資家限定＞	205,054,570円
ＳＭＤＡＭ・グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・オープン＜適格機関投資家限定＞	1,051,639,011円
合　計	1,256,693,581円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	ディスコ	2,500	35,660.000	89,150,000	
	ダイキン工業	1,200	18,230.000	21,876,000	
	イビデン	5,100	4,419.000	22,536,900	
	ダイヘン	3,900	6,570.000	25,623,000	
日本・円小計		12,700		159,185,900	
アメリカ・ドル	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,987	159.860	317,641.82	
	LULULEMON ATHLETICA INC	540	259.800	140,292.00	
	AIRBNB INC-CLASS A	2,095	129.030	270,317.85	
	IDEXX LABORATORIES INC	670	507.660	340,132.20	
	INTUITIVE SURGICAL INC	978	489.070	478,310.46	
	ELI LILLY & CO	467	918.520	428,948.84	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	151	1,091.980	164,888.98	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	567	610.350	346,068.45	
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	16,548	31.360	518,945.28	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	2,291	156.250	357,968.75	
	INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	1,402	135.190	189,536.38	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	3,946	121.060	477,702.76	
	VISA INC-CLASS A SHARES	1,079	288.630	311,431.77	
	ACCENTURE PLC-CL A	684	339.210	232,019.64	
	ADOBE INC	993	527.870	524,174.91	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	1,195	293.140	350,302.30	
	FORTINET INC	6,142	77.440	475,636.48	
	INTUIT INC	915	641.970	587,402.55	
	SERVICENOW INC	718	925.550	664,544.90	
	SYNOPSYS INC	1,098	505.790	555,357.42	
	ARISTA NETWORKS INC	873	385.570	336,602.61	
	NVIDIA CORP	7,812	116.260	908,223.12	
	QUALCOMM INC	1,376	165.960	228,360.96	
	ALPHABET INC-CL A	2,703	161.850	437,480.55	
アメリカ・ドル小計		57,230		9,642,290.98 (1,385,982,904)	
スイス・フラン	GALDERMA GROUP AG	2,189	81.790	179,038.31	
	LONZA GROUP AG-REG	357	534.600	190,852.20	
スイス・フラン小計		2,546		369,890.51 (62,748,226)	
オフショア・人民元	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	500	1,261.540	630,770.00	
	SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	3,800	222.340	844,892.00	
オフショア・人民元小計		4,300		1,475,662.00 (30,039,904)	
ユーロ	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,502	238.350	358,001.70	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	288	595.100	171,388.80	
ユーロ小計		1,790		529,390.50 (84,501,312)	
合　計		78,566		1,722,458,246 (1,563,272,346)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	24銘柄	79.2%	88.7%
スイス・フラン	株式	2銘柄	3.6%	4.0%
オフショア・人民元	株式	2銘柄	1.7%	1.9%
ユーロ	株式	2銘柄	4.8%	5.4%

(b)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書

2024年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,616,400,609円
Ⅱ　負債総額	1,194,714円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,615,205,895円
Ⅳ　発行済口数	978,517,107口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.6507円 （16,507円）

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	978,517,107	0
第2期	0	0
第3期	0	0

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

国内債券インデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……155
2. 投資方針および投資リスク……157
3. その他詳細情報……161
4. 運用状況……163

Ⅱ　財務ハイライト情報……168

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……171

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……174
2. 投資信託（ファンド）の現況……181

Ⅲ　設定および解約の実績……182

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的及び基本的性格

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（以下、「ベンチマーク」といいます。）に連動する運用成果を目指します。国内債券インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／国内／債券／インデックス型（その他）に分類されます。

3 特　色

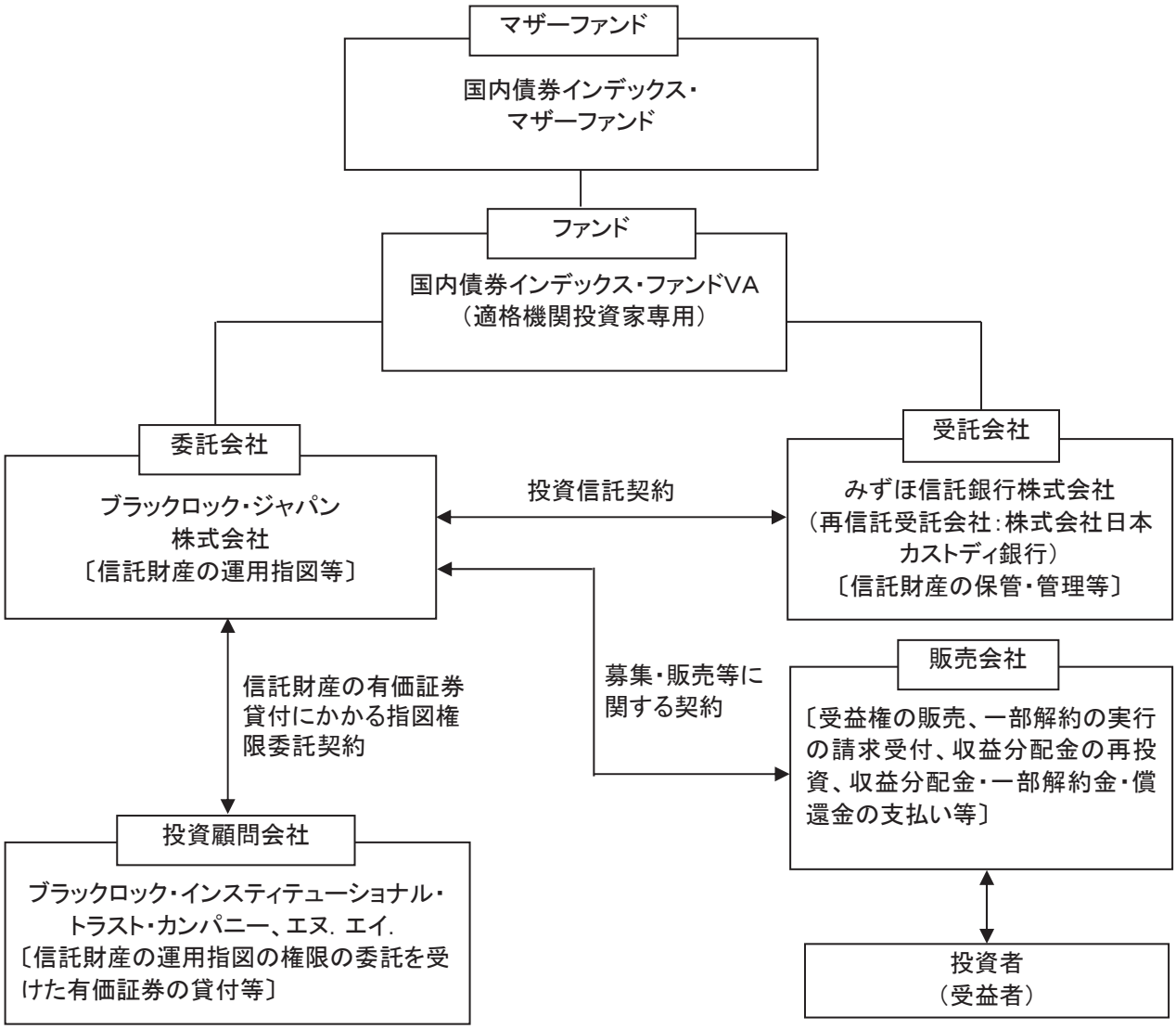
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI 総合）に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

【ファンドのベンチマーク】
当ファンドは NOMURA-BPI 総合をベンチマークとします。

■「NOMURA-BPI 総合」の著作権等について
NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、将来変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

投資方針
マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として円建ての債券等に投資を行い NOMURA-BPI 総合の動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。

投資対象
マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

- 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

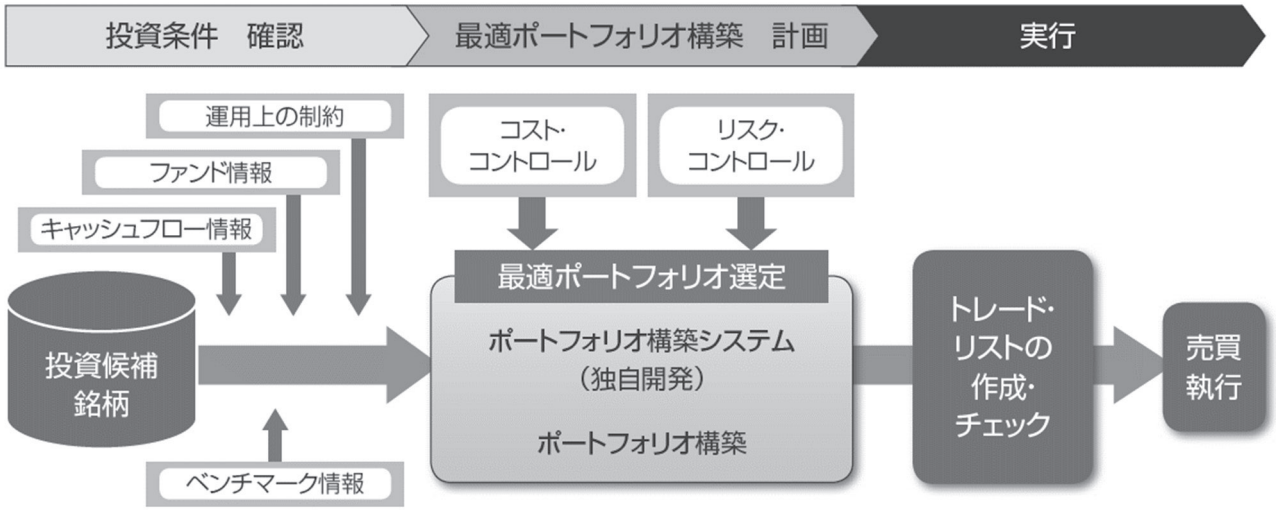
国内債券インデックス・マザーファンド

- 円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI 総合）に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、定量債券運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 金利変動リスク
債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 信用リスク
債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

d. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）
3. 約束手形（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 金銭債権（1. および3. に掲げるものに該当するものを除きます。）

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内債券インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号並びに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号並びに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、b. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 先物取引等の運用指図

（a） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

（b） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（c） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の運用指図

（a） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（b） スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（c） スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（d） 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

c. 金利先渡取引および為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

（a） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡

取引を行うことの指図をすることができます。

(b)　金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

d. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社（約款第20条に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

e. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を返還するための指図をするものとします。

f. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

g. 外貨建資産への投資制限

(a) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(b) (a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

i. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、また再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2024 年 10 月末現在のものです。
「国内債券インデックス・ファンド VA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		8,308,222	100.03
	内 日本	8,308,222	100.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△2,684	△0.03
純資産総額		8,305,538	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	国内債券インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	8,018,746	1.0354 8,302,683	1.0361 8,308,222	ー ー	100.03

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2024 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 8 月 2 日）	1,126,844	1,126,844	0.9888	0.9888
第 2 期（2024 年 8 月 2 日）	5,142,320	5,142,320	0.9619	0.9619
2023 年 10 月末日	1,173,048	―	0.9615	―
11 月末日	1,235,573	―	0.9817	―
12 月末日	1,288,355	―	0.9856	―
2024 年 1 月末日	1,314,395	―	0.9783	―
2 月末日	1,371,551	―	0.9814	―
3 月末日	1,631,620	―	0.9801	―
4 月末日	1,849,223	―	0.9689	―
5 月末日	2,141,886	―	0.9532	―
6 月末日	4,904,941	―	0.9556	―
7 月末日	5,105,035	―	0.9545	―
8 月末日	5,266,292	―	0.9655	―
9 月末日	5,608,472	―	0.9680	―
10 月末日	8,305,538	―	0.9630	―

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第 1 期	―
第 2 期	―

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第 1 期	△1.1
第 2 期	△2.7

（注） 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。なお、第 1 期計算期間については、前期末基準価額を 10,000 円（1 万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「国内債券インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
国債証券		45,585,791,720	86.86
	内 日本	45,585,791,720	86.86
地方債証券		2,480,681,236	4.73
	内 日本	2,480,681,236	4.73
特殊債券		1,496,522,303	2.85
	内 日本	1,496,522,303	2.85
社債券		3,083,729,140	5.88
	内 日本	3,083,729,140	5.88
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△167,234,777	△0.32
純資産総額		52,479,489,622	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	153 5年国債 日本	国債証券	530,000,000	98.86 523,982,700	98.90 524,201,800	0.005 2027/6/20	1.00
2	170 5年国債 日本	国債証券	520,000,000	100.49 522,565,600	100.24 521,289,600	0.6 2029/6/20	0.99
3	374 10年国債 日本	国債証券	510,000,000	98.76 503,696,400	99.34 506,679,900	0.8 2034/3/20	0.97
4	148 20年国債 日本	国債証券	450,000,000	105.84 476,293,500	105.64 475,411,500	1.5 2034/3/20	0.91
5	145 20年国債 日本	国債証券	430,000,000	107.62 462,781,000	107.65 462,929,400	1.7 2033/6/20	0.88
6	122 20年国債 日本	国債証券	430,000,000	107.39 461,801,000	107.03 460,246,200	1.8 2030/9/20	0.88
7	460 2年国債 日本	国債証券	460,000,000	99.87 459,443,400	99.88 459,452,600	0.3 2026/5/1	0.88
8	146 20年国債 日本	国債証券	410,000,000	107.80 442,020,900	107.64 441,340,400	1.7 2033/9/20	0.84
9	163 5年国債 日本	国債証券	430,000,000	99.68 428,646,500	99.65 428,520,800	0.4 2028/9/20	0.82
10	464 2年国債 日本	国債証券	420,000,000	100.02 420,108,600	99.96 419,844,600	0.4 2026/9/1	0.80
11	149 5年国債 日本	国債証券	420,000,000	99.16 416,501,400	99.23 416,778,600	0.005 2026/9/20	0.79
12	165 5年国債 日本	国債証券	420,000,000	98.97 415,690,800	99.14 416,425,800	0.3 2028/12/20	0.79
13	371 10年国債 日本	国債証券	430,000,000	96.08 413,178,400	96.80 416,278,700	0.4 2033/6/20	0.79
14	158 5年国債 日本	国債証券	420,000,000	98.78 414,914,000	98.80 414,964,200	0.1 2028/3/20	0.79
15	35 30年国債 日本	国債証券	390,000,000	106.66 415,997,100	106.23 414,316,500	2 2041/9/20	0.79
16	345 10年国債 日本	国債証券	415,000,000	99.35 412,310,500	99.32 412,190,450	0.1 2026/12/20	0.79
17	375 10年国債 日本	国債証券	380,000,000	101.94 387,377,550	101.81 386,908,400	1.1 2034/6/20	0.74
18	367 10年国債 日本	国債証券	400,000,000	95.83 383,343,000	96.34 385,368,000	0.2 2032/6/20	0.73
19	342 10年国債 日本	国債証券	385,000,000	99.61 383,506,200	99.64 383,648,650	0.1 2026/3/20	0.73
20	17 40年国債 日本	国債証券	410,000,000	96.56 395,932,250	93.21 382,177,400	2.2 2064/3/20	0.73
21	30 30年国債 日本	国債証券	340,000,000	112.14 381,285,600	111.98 380,732,000	2.3 2039/3/20	0.73

22	148 5年国債 日本	国債証券	380,000,000	99.28 377,275,400	99.35 377,564,200	0.005 2026/6/20	0.72
23	348 10年国債 日本	国債証券	380,000,000	99.05 376,413,800	99.04 376,371,000	0.1 2027/9/20	0.72
24	33 30年国債 日本	国債証券	352,000,000	107.17 377,249,160	106.89 376,266,880	2 2040/9/20	0.72
25	139 20年国債 日本	国債証券	350,000,000	107.03 374,623,000	106.75 373,635,500	1.6 2032/6/20	0.71
26	461 2年国債 日本	国債証券	370,000,000	100.07 370,265,700	100.00 370,025,900	0.4 2026/6/1	0.71
27	457 2年国債 日本	国債証券	370,000,000	99.66 368,760,500	99.70 368,912,200	0.1 2026/2/1	0.70
28	365 10年国債 日本	国債証券	383,000,000	95.59 366,109,700	96.15 368,258,330	0.1 2031/12/20	0.70
29	160 5年国債 日本	国債証券	370,000,000	99.03 366,421,700	99.01 366,362,900	0.2 2028/6/20	0.70
30	34 30年国債 日本	国債証券	330,000,000	109.45 361,205,700	109.42 361,086,000	2.2 2041/3/20	0.69

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	86.86
地方債証券	4.73
特殊債券	2.85
社債券	5.88
合計	100.32

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

マザーファンドの投資不動産物件
該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

項目	第1期 （2023年8月2日現在） 金額（円）	第2期 （2024年8月2日現在） 金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,127,545	5,144,732
未収入金	－	4,386
流動資産合計	1,127,545	5,149,118
資産合計	1,127,545	5,149,118
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	4,386
未払受託者報酬	－	195
未払委託者報酬	280	820
その他未払費用	421	1,397
流動負債合計	701	6,798
負債合計	701	6,798
純資産の部		
元本等		
元本	1,139,613	5,345,926
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,769	△203,606
（分配準備積立金）	2,810	17,493
元本等合計	1,126,844	5,142,320
純資産合計	1,126,844	5,142,320
負債純資産合計	1,127,545	5,149,118

2. 損益および剰余金計算書

項目	第1期 （自　2023年3月15日 至　2023年8月2日）	第2期 （自　2023年8月3日 至　2024年8月2日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	△11,994	△21,133
営業収益合計	△11,994	△21,133
営業費用		
受託者報酬	－	195
委託者報酬	280	1,188
その他費用	424	1,993
営業費用合計	704	3,376
営業利益又は営業損失（△）	△12,698	△24,509
経常利益又は経常損失（△）	△12,698	△24,509
当期純利益又は当期純損失（△）	△12,698	△24,509
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11	△1,538
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	△12,769
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	3,362
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	3,362
剰余金減少額又は欠損金増加額	60	171,228
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60	171,228
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,769	△203,606

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年３月15日　　ファンドの投資信託約款締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第２期計算期間（2023年８月３日から2024年８月２日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月１日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

独立監査人の監査報告書

2024年10月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 光夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、国内債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2023年8月3日から2024年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2024年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

項目	第1期 （2023年8月2日現在）	第2期 （2024年8月2日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,127,545	5,144,732
未収入金	－	4,386
流動資産合計	1,127,545	5,149,118
資産合計	1,127,545	5,149,118
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	4,386
未払受託者報酬	－	195
未払委託者報酬	280	820
その他未払費用	421	1,397
流動負債合計	701	6,798
負債合計	701	6,798
純資産の部		
元本等		
元本	1,139,613	5,345,926
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,769	△203,606
（分配準備積立金）	2,810	17,493
元本等合計	1,126,844	5,142,320
純資産合計	1,126,844	5,142,320
負債純資産合計	1,127,545	5,149,118

（2）損益及び剰余金計算書

項目	第1期 （自　2023年3月15日 至　2023年8月2日）	第2期 （自　2023年8月3日 至　2024年8月2日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	△11,994	△21,133
営業収益合計	△11,994	△21,133
営業費用		
受託者報酬	－	195
委託者報酬	280	1,188
その他費用	424	1,993
営業費用合計	704	3,376
営業利益又は営業損失（△）	△12,698	△24,509
経常利益又は経常損失（△）	△12,698	△24,509
当期純利益又は当期純損失（△）	△12,698	△24,509
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11	△1,538
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	△12,769
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	3,362
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	3,362
剰余金減少額又は欠損金増加額	60	171,228
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60	171,228
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,769	△203,606

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 （2023 年8月2日現在）	第2期 （2024 年8月2日現在）
1　当該計算期間の末日における受益権総数	1,139,613 口	5,345,926 口
2　投資信託財産の計算に関する規則第55 条の6第 10 号に規定する額	元本の欠損 12,769 円	元本の欠損 203,606 円
3　1口当たり純資産額	0.9888 円	0.9619 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 （自　2023年3月15日 至　2023年8月2日）	第2期 （自　2023年8月3日 至　2024年8月2日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（2,810円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（68円）、分配準備積立金（0円）により、分配対象収益は2,878円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（14,860円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（13,763円）、分配準備積立金（2,633円）により、分配対象収益は31,256円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制
(1) 市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
(2) 信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
(3) 取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第1期 （2023年8月2日現在）	第2期 （2024年8月2日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 （1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 （1）有価証券 同左 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）
1　期中元本変動額

項目	第1期 （2023年8月2日現在）	第2期 （2024年8月2日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,139,613円
期中追加設定元本額	142,939円	4,348,600円
期中一部解約元本額	3,326円	142,287円

2　有価証券関係
第1期(2023 年8月2日現在)
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△12,006
合計	△12,006

第2期（2024 年8月2日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△19,675
合計	△19,675

3　デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内債券インデックス・マザーファンド	4,973,639	5,144,732	
親投資信託受益証券　合計			5,144,732	
合計			5,144,732	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2024 年 10 月末現在)

「国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	8,308,222 円
Ⅱ 負債総額	2,684 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,305,538 円
Ⅳ 発行済数量	8,624,212 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9630 円

【参考情報】

「国内債券インデックス・マザーファンド」

Ⅰ 資産総額	52,846,687,852 円
Ⅱ 負債総額	367,198,230 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	52,479,489,622 円
Ⅳ 発行済数量	50,650,171,963 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0361 円

Ⅲ 設定および解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	1,142,939	3,326	1,139,613
第 2 期	4,348,600	142,287	5,345,926

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

外国債券インデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……185
2. 投資方針および投資リスク……187
3. その他詳細情報……191
4. 運用状況……193

Ⅱ　財務ハイライト情報……199

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……202

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……205
2. 投資信託（ファンド）の現況……212

Ⅲ　設定および解約の実績……213

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

この投資信託は、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。先進国債券インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／債券／インデックス型（その他）に分類されます。

3 特　色

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

【ファンドのベンチマーク】

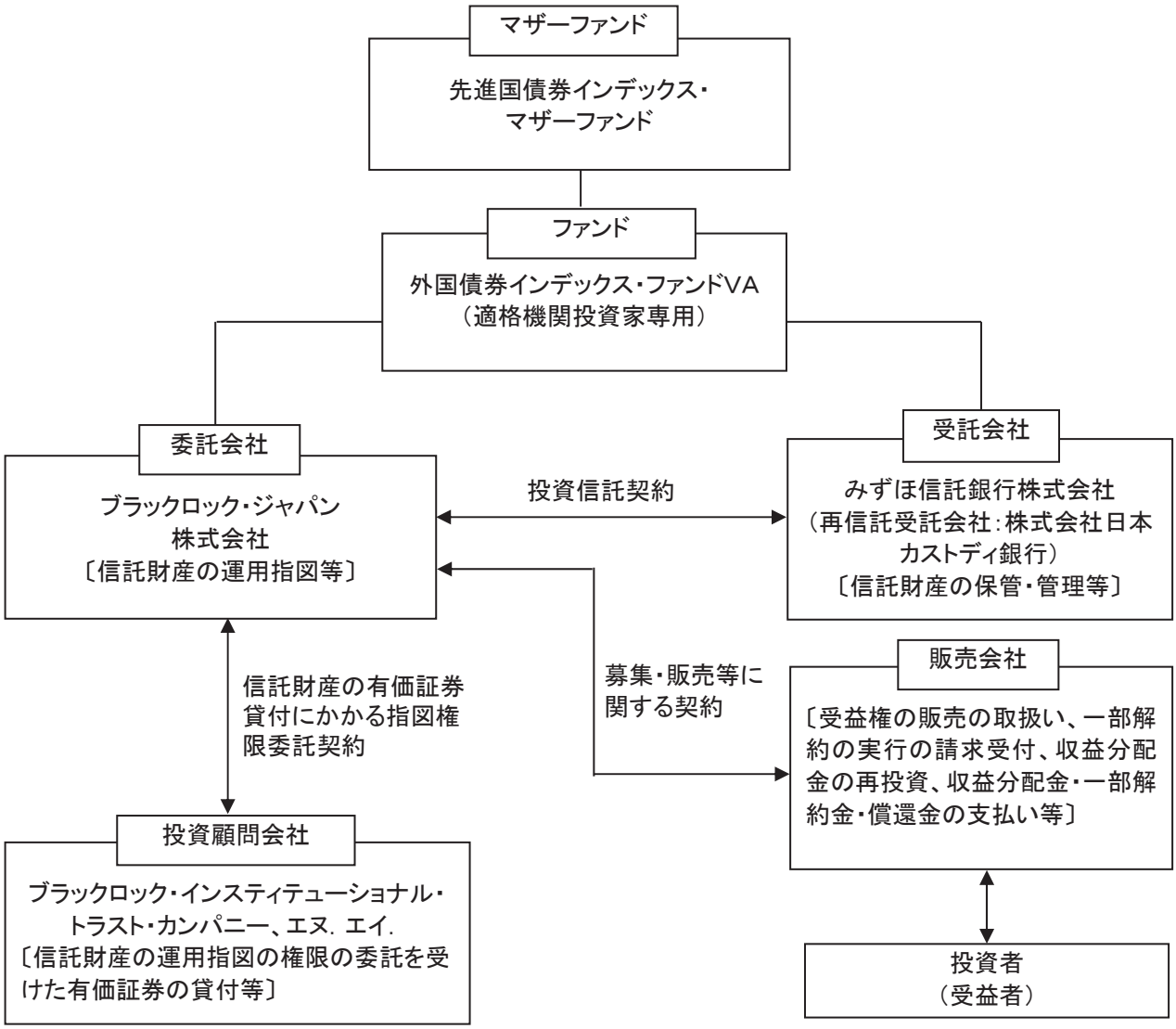
当ファンドはFTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース）をベンチマークとします。

■「ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース）」の著作権などについて

ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

先進国債券インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券を通じた投資にあたっては、効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券を通じた投資にあたっては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

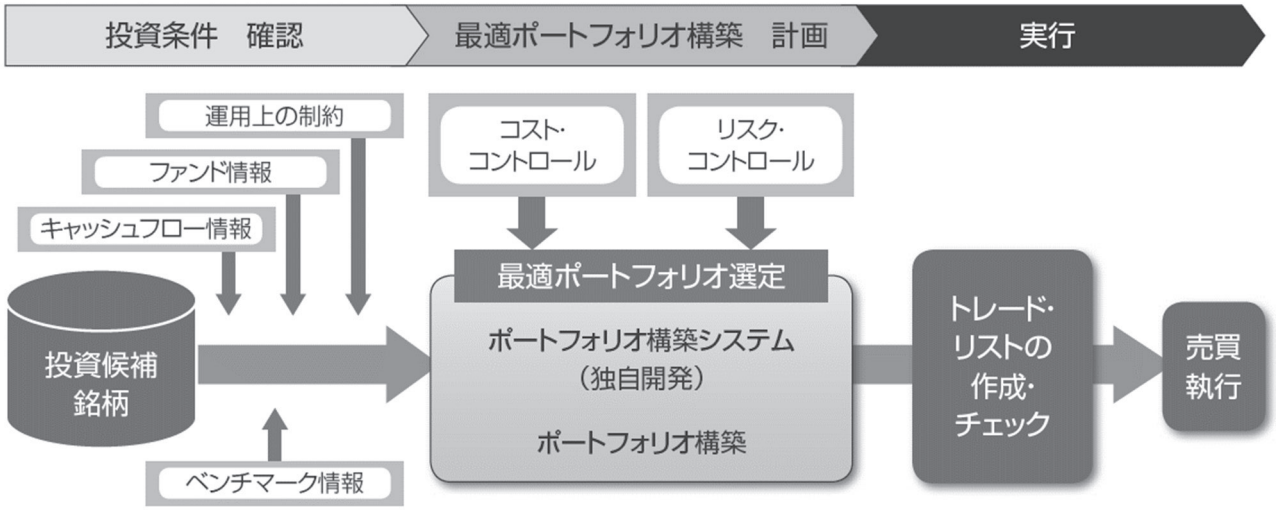
先進国債券インデックス・マザーファンド

- 日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、定量債券運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 金利変動リスク
債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 信用リスク
債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. 為替変動リスク
主として外貨建資産に投資します。
原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. カントリー・リスク
海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

f. ベンチマークと基準価額の乖離要因
ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

（a） 有価証券

（b） デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）

（c） 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）

（d） 約束手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国債券インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第 14 号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

（a） 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（b）(a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

（a） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（b）(a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（c） 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

（a） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

（b） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（c） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に

資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社（約款第20条に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

i. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

j. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

k. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2024 年 10 月末現在のものです。
「外国債券インデックス・ファンド VA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		110,493,644	100.04
	内 日本	110,493,644	100.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△43,988	△0.04
純資産総額		110,449,656	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	先進国債券インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	68,315,596	1.5686 107,165,221	1.6174 110,493,644	ー ー	100.04

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2024 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 8 月 2 日）	2,954,170	2,954,170	1.0696	1.0696
第 2 期（2024 年 8 月 2 日）	74,332,712	74,332,712	1.1649	1.1649
2023 年 10 月末日	12,162,899	―	1.0696	―
11 月末日	15,748,317	―	1.1070	―
12 月末日	20,751,304	―	1.1079	―
2024 年 1 月末日	26,628,129	―	1.1275	―
2 月末日	33,017,838	―	1.1422	―
3 月末日	39,891,865	―	1.1566	―
4 月末日	47,730,230	―	1.1781	―
5 月末日	56,006,953	―	1.1846	―
6 月末日	69,692,948	―	1.2258	―
7 月末日	75,306,531	―	1.1804	―
8 月末日	82,614,445	―	1.1501	―
9 月末日	92,692,628	―	1.1519	―
10 月末日	110,449,656	―	1.2002	―

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第 1 期	―
第 2 期	―

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第 1 期	7.0
第 2 期	8.9

（注） 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
国債証券		62,140,402,867	99.00
	内 アメリカ	28,908,036,917	46.06
	内 中国	7,061,095,274	11.25
	内 フランス	4,652,196,197	7.41
	内 イタリア	4,351,535,974	6.93
	内 ドイツ	3,601,831,586	5.74
	内 イギリス	3,233,003,401	5.15
	内 スペイン	2,812,246,689	4.48
	内 カナダ	1,204,557,485	1.92
	内 ベルギー	979,425,617	1.56
	内 オランダ	822,545,811	1.31
	内 オーストラリア	787,701,523	1.25
	内 オーストリア	686,634,412	1.09
	内 メキシコ	450,903,217	0.72
	内 ポルトガル	370,183,434	0.59
	内 フィンランド	318,759,222	0.51
	内 マレーシア	317,110,761	0.51
	内 ポーランド	317,097,965	0.51
	内 アイルランド	292,288,927	0.47
	内 シンガポール	255,159,896	0.41
	内 イスラエル	192,719,460	0.31
	内 ニュージーランド	165,052,744	0.26
	内 デンマーク	164,659,706	0.26
	内 スウェーデン	103,779,402	0.17
	内 ノルウェー	91,877,247	0.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		627,504,019	1.00
純資産総額		62,767,906,886	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2034/05/15 アメリカ	国債証券	470,138,400	104.39 490,818,565	100.75 473,664,438	4.375 2034/5/15	0.75
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2026/05/15 アメリカ	国債証券	460,920,000	98.92 455,986,713	99.11 456,850,938	3.625 2026/5/15	0.73
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2028/11/15 アメリカ	国債証券	453,238,000	97.51 441,971,236	96.17 435,887,480	3.125 2028/11/15	0.69
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2026/06/15 アメリカ	国債証券	430,192,000	99.83 429,503,016	99.86 429,603,844	4.125 2026/6/15	0.68
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2028/08/15 アメリカ	国債証券	430,192,000	96.17 413,756,473	95.51 410,917,378	2.875 2028/8/15	0.65
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2034/02/15 アメリカ	国債証券	401,000,400	100.29 402,187,992	97.89 392,541,792	4 2034/2/15	0.63
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.625% 2029/02/15 アメリカ	国債証券	414,828,000	95.68 396,928,124	94.02 390,035,541	2.625 2029/2/15	0.62
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2029/03/31 アメリカ	国債証券	419,437,200	93.62 392,718,325	92.85 389,486,761	2.375 2029/3/31	0.62
9	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.5% 2033/11/25 フランス	国債証券	370,140,600	104.73 387,670,267	103.58 383,428,647	3.5 2033/11/25	0.61
10	CHINA GOVERNMENT BOND 2.3% 2026/05/15 中国	国債証券	375,525,060	101.27 380,326,147	101.22 380,108,906	2.3 2026/5/15	0.61
11	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.25% 2029/06/30 アメリカ	国債証券	384,100,000	97.31 373,783,441	96.14 369,276,139	3.25 2029/6/30	0.59
12	CHINA GOVERNMENT BOND 2.18% 2026/08/15 中国	国債証券	351,353,332	101.06 355,098,932	101.12 355,291,229	2.18 2026/8/15	0.57

13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2027/06/30 アメリカ	国債証券	384,100,000	92.15 353,957,797	90.88 349,095,883	0.5 2027/6/30	0.56
14	CHINA GOVERNMENT BOND 2.4% 2028/07/15 中国	国債証券	338,835,830	102.46 347,178,317	102.15 346,131,710	2.4 2028/7/15	0.55
15	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2033/08/15 アメリカ	国債証券	354,908,400	99.19 352,038,286	97.15 344,815,691	3.875 2033/8/15	0.55
16	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2033/11/15 アメリカ	国債証券	336,471,600	103.96 349,825,314	101.70 342,202,113	4.5 2033/11/15	0.55
17	CHINA GOVERNMENT BOND 2.46% 2026/02/15 中国	国債証券	336,677,640	101.33 341,178,247	101.19 340,705,819	2.46 2026/2/15	0.54
18	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2027/02/28 アメリカ	国債証券	338,008,000	94.74 320,249,373	94.99 321,094,393	1.875 2027/2/28	0.51
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2029/02/28 アメリカ	国債証券	350,299,200	91.66 321,084,790	91.01 318,840,686	1.875 2029/2/28	0.51
20	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2027/04/15 アメリカ	国債証券	314,962,000	101.21 318,775,968	100.81 317,521,066	4.5 2027/4/15	0.51
21	DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 4.75% 2034/7/4 ドイツ	国債証券	261,766,100	122.09 319,607,004	120.36 315,073,719	4.75 2034/7/4	0.50
22	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2027/01/15 アメリカ	国債証券	314,962,000	100.32 315,987,637	99.67 313,953,133	4 2027/1/15	0.50
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2026/07/15 アメリカ	国債証券	307,280,000	100.58 309,068,461	100.49 308,792,370	4.5 2026/7/15	0.49
24	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2030/11/30 アメリカ	国債証券	305,743,600	102.66 313,900,716	100.96 308,681,580	4.375 2030/11/30	0.49
25	CHINA GOVERNMENT BOND 2.35% 2034/02/25 中国	国債証券	302,146,600	101.38 306,336,564	101.50 306,694,631	2.35 2034/2/25	0.49

26	SPAIN GOVERNMENT BOND 3.5% 2029/05/31 スペイン	国債証券	295,112,100	103.77 306,267,287	103.63 305,828,210	3.5 2029/5/31	0.49
27	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2027/08/31 アメリカ	国債証券	307,280,000	97.57 299,838,062	97.30 299,009,844	3.125 2027/8/31	0.48
28	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25 フランス	国債証券	298,446,700	100.23 299,140,740	99.88 298,101,695	2.75 2030/2/25	0.47
29	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2031/01/31 アメリカ	国債証券	301,134,400	100.58 302,898,835	98.90 297,840,740	4 2031/1/31	0.47
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2031/02/28 アメリカ	国債証券	293,452,400	102.04 299,458,921	100.27 294,266,260	4.25 2031/2/28	0.47

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	99.00
合計	99.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

マザーファンドの投資不動産物件
該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

項目	第1期 （2023 年8月2日現在） 金額（円）	第2期 （2024 年8月2日現在） 金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,955,179	74,382,794
流動資産合計	2,955,179	74,382,794
資産合計	2,955,179	74,382,794
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	26	4,265
未払委託者報酬	389	17,170
その他未払費用	594	28,647
流動負債合計	1,009	50,082
負債合計	1,009	50,082
純資産の部		
元本等		
元本	2,761,828	63,809,396
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	192,342	10,523,316
（分配準備積立金）	79,678	1,521,954
元本等合計	2,954,170	74,332,712
純資産合計	2,954,170	74,332,712
負債純資産合計	2,955,179	74,382,794

2. 損益および剰余金計算書

項目	第1期 （自　2023 年3月 15 日 至　2023 年8月2日）	第2期 （自　2023 年8月3日 至　2024 年8月2日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	81,655	1,563,494
営業収益合計	81,655	1,563,494
営業費用		
受託者報酬	26	5,413
委託者報酬	389	21,826
その他費用	597	36,437
営業費用合計	1,012	63,676
営業利益又は営業損失（△）	80,643	1,499,818
経常利益又は経常損失（△）	80,643	1,499,818
当期純利益又は当期純損失（△）	80,643	1,499,818
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	965	51,171
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	192,342
剰余金増加額又は欠損金減少額	113,035	9,016,758
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	113,035	9,016,758
剰余金減少額又は欠損金増加額	371	134,431
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	371	134,431
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	192,342	10,523,316

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年3月15日　　ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、第2期計算期間（2023年８月３日から2024年８月２日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月１日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

2024年10月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、外国債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2023年8月3日から2024年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、外国債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の2024年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

項目	第1期 （2023 年8月2日現在） 金額（円）	第2期 （2024 年8月2日現在） 金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,955,179	74,382,794
流動資産合計	2,955,179	74,382,794
資産合計	2,955,179	74,382,794
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	26	4,265
未払委託者報酬	389	17,170
その他未払費用	594	28,647
流動負債合計	1,009	50,082
負債合計	1,009	50,082
純資産の部		
元本等		
元本	2,761,828	63,809,396
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	192,342	10,523,316
（分配準備積立金）	79,678	1,521,954
元本等合計	2,954,170	74,332,712
純資産合計	2,954,170	74,332,712
負債純資産合計	2,955,179	74,382,794

（2）損益及び剰余金計算書

項目	第1期 （自　2023 年3月 15 日 至　2023 年8月2日）	第2期 （自　2023 年8月3日 至　2024 年8月2日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	81,655	1,563,494
営業収益合計	81,655	1,563,494
営業費用		
受託者報酬	26	5,413
委託者報酬	389	21,826
その他費用	597	36,437
営業費用合計	1,012	63,676
営業利益又は営業損失（△）	80,643	1,499,818
経常利益又は経常損失（△）	80,643	1,499,818
当期純利益又は当期純損失（△）	80,643	1,499,818
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	965	51,171
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	192,342
剰余金増加額又は欠損金減少額	113,035	9,016,758
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	113,035	9,016,758
剰余金減少額又は欠損金増加額	371	134,431
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	371	134,431
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	192,342	10,523,316

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 （2023年8月2日現在）	第2期 （2024年8月2日現在）
1　当該計算期間の末日における受益権総数	2,761,828口	63,809,396口
2　1口当たり純資産額	1.0696円	1.1649円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 （自　2023年3月15日 至　2023年8月2日）	第2期 （自　2023年8月3日 至　2024年8月2日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（18,475　円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（61,203 円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（108,127 円）、収益調整金（その他収益調整金）（4,537　円）、分配準備積立金（0　円）により、分配対象収益は 192,342　円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（923,955 円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（524,692　円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（6,966,633 円）、収益調整金（その他収益調整金）（2,034,729　円）、分配準備積立金（73,307　円）により、分配対象収益は 10,523,316　円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「流動性リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3　金融商品に係るリスク管理体制
(1) 市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
(2) 信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
(3) 取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第1期 （2023年8月2日現在）	第2期 （2024年8月2日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 （1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2　時価の算定方法 （1）有価証券 同左 （2）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）
1　期中元本変動額

項目	第1期 （2023年8月2日現在）	第2期 （2024年8月2日現在）
期首元本額	1,000,000円	2,761,828円
期中追加設定元本額	1,794,122円	62,540,284円
期中一部解約元本額	32,294円	1,492,716円

2　有価証券関係
第1期(2023 年8月2日現在)
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	80,679
合計	80,679

第2期(2024 年8月2日現在)
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,511,061
合計	1,511,061

3　デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	先進国債券インデックス・マザーファンド	47,404,751	74,382,794	
親投資信託受益証券　合計			74,382,794	
合計			74,382,794	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2024 年 10 月末現在)

「外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	110,493,644 円
Ⅱ 負債総額	43,988 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	110,449,656 円
Ⅳ 発行済数量	92,023,798 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2002 円

【参考情報】

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

Ⅰ 資産総額	63,583,042,031 円
Ⅱ 負債総額	815,135,145 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	62,767,906,886 円
Ⅳ 発行済数量	38,807,266,712 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6174 円

Ⅲ 設定および解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	2,794,122	32,294	2,761,828
第 2 期	62,540,284	1,492,716	63,809,396

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

国内リートインデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……217
2. 投資方針および投資リスク……219
3. その他詳細情報……223
4. 運用状況……226

Ⅱ　財務ハイライト情報……231

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……234

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……237
2. 投資信託（ファンド）の現況……243

Ⅲ　設定および解約の実績……244

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

国内リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

この投資信託は、日本の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S＆P　J－REIT指数（配当込み））（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。国内リート・インデックス・マザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型（その他）に分類されます。

3 特　色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

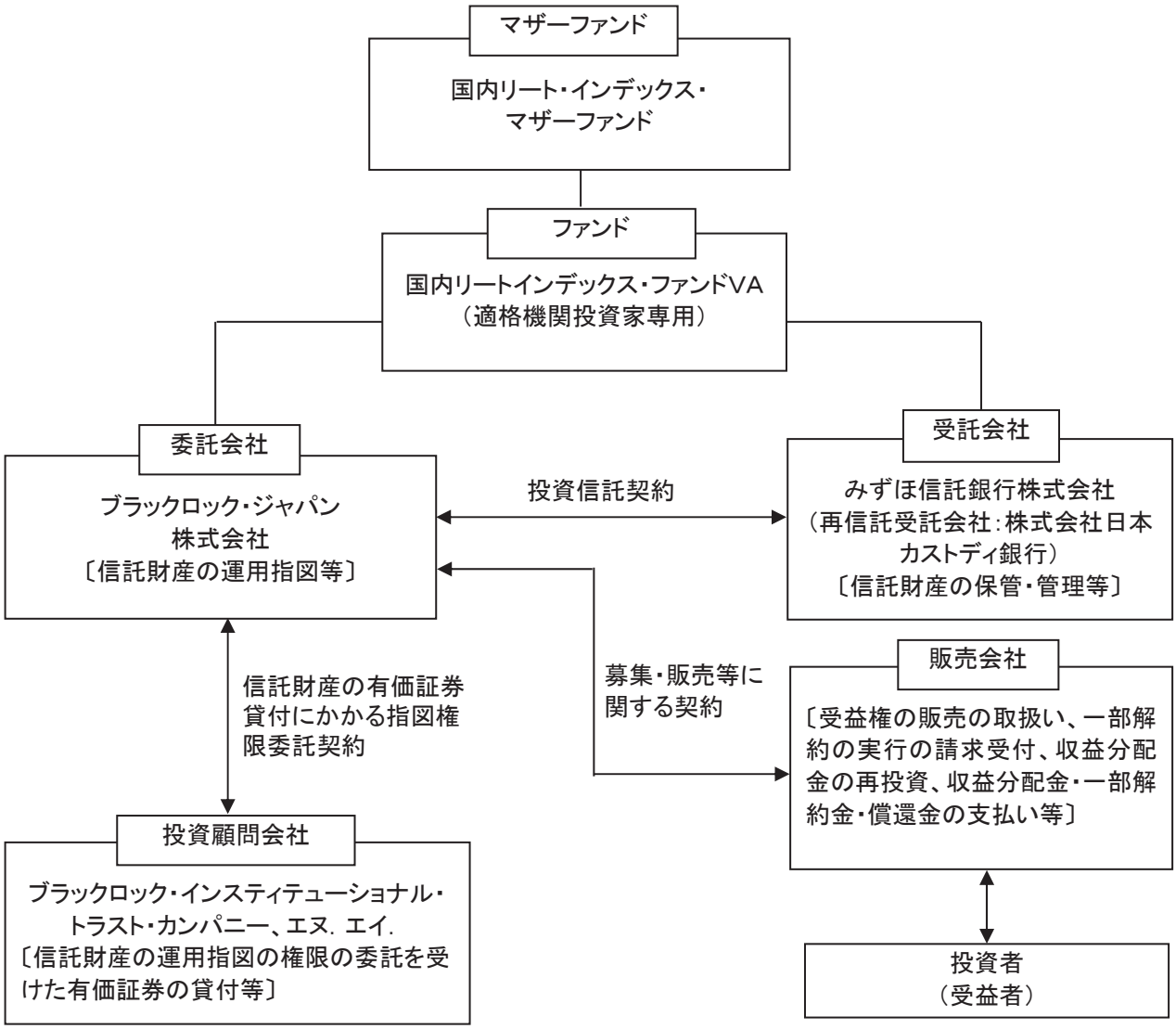
【ファンドのベンチマーク】
当ファンドはS＆P　J－REIT指数（配当込み）をベンチマークとします。

■「S&P　J-REIT指数（配当込み）」の著作権等について

当ファンドは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社（以下「S&P　DJI」）またはその関係会社によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、当ファンドへの投資適合性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追随する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社の当ファンドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社に考慮することなくS&P　DJIおよびその関係会社が決定、組成、計算する当該インデックスおよびその登録商標についての利用許諾を与えるものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者の要望等を考慮しません。S&P　DJIおよびその関係会社は当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。上記に関わらず、当該インデックスおよびそのデータの使用から生じる特定の、罰則的、直接的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&P　DJIおよびその関係会社が責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

国内リート・インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日本の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S＆P　J－REIT指数（配当込み））に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

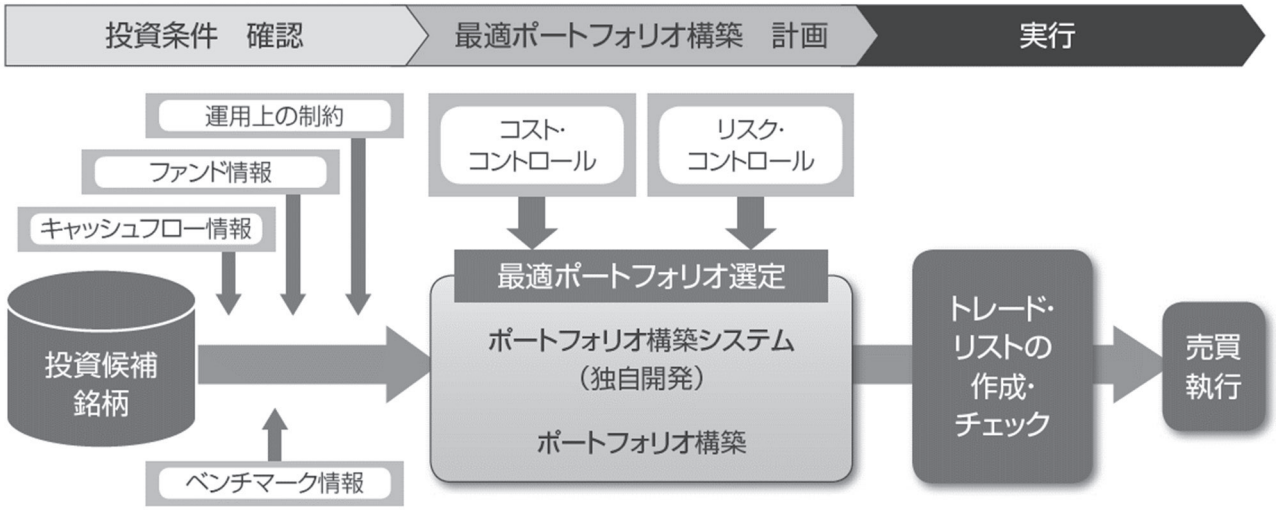
国内リート・インデックス・マザーファンド

- 日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数（S＆P　J－REIT指数（配当込み））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 不動産投資信託証券への投資リスク
不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合にはファンドの運用成果に影響を与えます。

b. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

c. ベンチマークと基準価額の乖離要因
ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 国内リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

(a) 有価証券
(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）
(c) 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。）
(d) 約束手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内リート・インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第 14 号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 国内リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

（b）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（c）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

（a）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（b）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（c）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（d）(c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（e）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（f）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（b）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（c）委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

（a）委託会社（約款第20条に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

（b）(a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（c）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（b）(a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします

（c）信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（b）(a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

（c）信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（d）(a)　の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

i. 外貨建資産への投資制限

（a）委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額、組入投資信託証券（親投資信託を含みます。）に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

（b）(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する組入投資信託証券の時価総額に組入投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

j. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

k. 資金借入れ

（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（b）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行

う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（c）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（d）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

下の運用状況は 2024 年 10 月末現在のものです。
「国内リートインデックス・ファンド VA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		27,571,691	100.07
	内 日本	27,571,691	100.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△18,872	△0.07
純資産総額		27,552,819	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	国内リート・インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	16,036,580	1.7622 28,259,784	1.7193 27,571,691	ー ー	100.07

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2024 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 11 月 2 日）	5,511,754	5,511,754	1.0401	1.0401
2023 年 10 月末日	5,456,202	―	1.0306	―
11 月末日	7,011,694	―	1.0505	―
12 月末日	8,359,511	―	1.0331	―
2024 年 1 月末日	9,955,401	―	1.0318	―
2 月末日	10,980,228	―	0.9814	―
3 月末日	12,368,541	―	1.0383	―
4 月末日	14,836,012	―	1.0489	―
5 月末日	16,244,597	―	1.0126	―
6 月末日	18,359,191	―	1.0068	―
7 月末日	20,592,411	―	1.0097	―
8 月末日	23,639,947	―	1.0385	―
9 月末日	25,677,336	―	1.0212	―
10 月末日	27,552,819	―	0.9981	―

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第 1 期	―
2023 年 11 月 3 日～2024 年 5 月 2 日	―

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第 1 期	4.0
2023 年 11 月 3 日～2024 年 5 月 2 日	1.9

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。なお、第 1 期計算期間については、前期末基準価額を 10,000 円（1 万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
投資証券		1,944,568,968	96.59
	内 日本	1,944,568,968	96.59
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		68,546,786	3.41
純資産総額		2,013,115,754	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	日本ビルファンド投資法人 日本	投資証券	1,190	122,137.86 145,344,055	130,500.00 155,295,000	ー ー	7.71
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 日本	投資証券	199	560,965.48 111,632,131	554,000.00 110,246,000	ー ー	5.48
3	GLP投資法人 日本	投資証券	685	134,795.61 92,334,997	134,100.00 91,858,500	ー ー	4.56
4	日本都市ファンド投資法人 日本	投資証券	978	97,635.58 95,487,606	93,400.00 91,345,200	ー ー	4.54
5	野村不動産マスターファンド投資法人 日本	投資証券	614	163,171.33 100,187,198	144,000.00 88,416,000	ー ー	4.39
6	KDX不動産投資法人 日本	投資証券	572	159,946.97 91,489,668	145,100.00 82,997,200	ー ー	4.12
7	日本プロロジスリート投資法人 日本	投資証券	338	267,548.03 90,431,237	245,000.00 82,810,000	ー ー	4.11
8	大和ハウスリート投資法人 日本	投資証券	323	263,323.16 85,053,383	232,100.00 74,968,300	ー ー	3.72
9	インヴィンシブル投資法人 日本	投資証券	1,067	61,292.07 65,398,645	62,300.00 66,474,100	ー ー	3.30
10	アドバンス・レジデンス投資法人 日本	投資証券	201	331,291.51 66,589,595	306,000.00 61,506,000	ー ー	3.06
11	オリックス不動産投資法人 日本	投資証券	386	171,530.29 66,210,695	157,300.00 60,717,800	ー ー	3.02
12	ユナイテッド・アーバン投資法人 日本	投資証券	434	151,190.32 65,616,603	136,700.00 59,327,800	ー ー	2.95
13	ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本	投資証券	714	71,580.47 51,108,462	70,500.00 50,337,000	ー ー	2.50
14	日本プライムリアルティ投資法人 日本	投資証券	140	349,142.19 48,879,907	335,000.00 46,900,000	ー ー	2.33

15	積水ハウス・リート投資法人 日本	投資証券	613	79,648.69 48,824,651	72,500.00 44,442,500	― ―	2.21
16	日本アコモデーションファンド投資法人 日本	投資証券	70	623,167.88 43,621,752	610,000.00 42,700,000	― ―	2.12
17	産業ファンド投資法人 日本	投資証券	355	134,780.91 47,847,224	115,200.00 40,896,000	― ―	2.03
18	ラサールロジポート投資法人 日本	投資証券	262	150,431.40 39,413,029	145,000.00 37,990,000	― ―	1.89
19	日本ロジスティクスファンド投資法人 日本	投資証券	131	281,455.30 36,870,645	272,900.00 35,749,900	― ―	1.78
20	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 日本	投資証券	340	113,819.42 38,698,604	101,500.00 34,510,000	― ―	1.71
21	アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本	投資証券	99	400,423.62 39,641,939	325,000.00 32,175,000	― ―	1.60
22	イオンリート投資法人 日本	投資証券	248	142,051.81 35,228,851	127,400.00 31,595,200	― ―	1.57
23	大和証券リビング投資法人 日本	投資証券	336	108,857.20 36,576,021	91,600.00 30,777,600	― ―	1.53
24	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 日本	投資証券	99	320,888.86 31,767,998	298,900.00 29,591,100	― ―	1.47
25	大和証券オフィス投資法人 日本	投資証券	98	320,024.87 31,362,438	301,000.00 29,498,000	― ―	1.47
26	フロンティア不動産投資法人 日本	投資証券	72	450,691.75 32,449,806	404,000.00 29,088,000	― ―	1.44
27	森ヒルズリート投資法人 日本	投資証券	228	140,682.96 32,075,716	126,800.00 28,910,400	― ―	1.44
28	三菱地所物流リート投資法人 日本	投資証券	70	382,106.05 26,747,424	356,000.00 24,920,000	― ―	1.24
29	ヒューリックリート投資法人 日本	投資証券	175	153,378.32 26,841,207	132,000.00 23,100,000	― ―	1.15
30	NTT都市開発リート投資法人 日本	投資証券	207	125,640.28 26,007,538	109,200.00 22,604,400	― ―	1.12

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	96.59
合計	96.59

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
不動産投信指数先物取引	日本	大阪取引所	東証 REIT 指数先物 2024 年 12 月限	買建	34	58,911,332	57,035,000	2.83

（注1） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

（注2） 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

区　　分	第1期 （2023 年 11 月2日現在）
	金　額（円）
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	5,512,878
流動資産合計	5,512,878
資産合計	5,512,878
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	49
未払委託者報酬	352
その他未払費用	723
流動負債合計	1,124
負債合計	1,124
純資産の部	
元本等	
元本	5,299,458
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	212,296
（分配準備積立金）	59,905
元本等合計	5,511,754
純資産合計	5,511,754
負債純資産合計	5,512,878

2. 損益および剰余金計算書

区　　分	第1期 （自　2023 年3月 15 日 至　2023 年 11 月2日）
	金　額（円）
営業収益	
有価証券売買等損益	2,741
営業収益合計	2,741
営業費用	
受託者報酬	84
委託者報酬	812
その他費用	1,684
営業費用合計	2,580
営業利益又は営業損失（△）	161
経常利益又は経常損失（△）	161
当期純利益又は当期純損失（△）	161
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	503
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－
剰余金増加額又は欠損金減少額	213,147
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	213,147
剰余金減少額又は欠損金増加額	509
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	509
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	212,296

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年3月15日　　ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは2023年３月15日に新規設定されたため、第１期計算期間を2023年３月15日から2023年11月２日までとしております。

(3) 当ファンドは、第１期計算期間（2023年３月15日から2023年11月２日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024 年 1 月 19 日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫
DocuSigned by:
A1FCBAB206554BB...

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗
DocuSigned by:
7A753E38F46A4B4...

監査意見

当監査法人は、国内リートインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の 2023 年 3 月 15 日から 2023 年 11 月 2 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内リートインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の 2023 年 11 月 2 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

区　　分	第1期 （2023 年 11 月2日現在） 金　額（円）
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	5,512,878
流動資産合計	5,512,878
資産合計	5,512,878
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	49
未払委託者報酬	352
その他未払費用	723
流動負債合計	1,124
負債合計	1,124
純資産の部	
元本等	
元本	5,299,458
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	212,296
（分配準備積立金）	59,905
元本等合計	5,511,754
純資産合計	5,511,754
負債純資産合計	5,512,878

（2）損益及び剰余金計算書

区　　分	第1期 （自　2023 年3月 15 日 至　2023 年 11 月2日）
	金　額（円）
営業収益	
有価証券売買等損益	2,741
営業収益合計	2,741
営業費用	
受託者報酬	84
委託者報酬	812
その他費用	1,684
営業費用合計	2,580
営業利益又は営業損失（△）	161
経常利益又は経常損失（△）	161
当期純利益又は当期純損失（△）	161
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	503
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－
剰余金増加額又は欠損金減少額	213,147
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	213,147
剰余金減少額又は欠損金増加額	509
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	509
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	212,296

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）
1　当該計算期間の末日における受益権総数	5,299,458 口
2　1口当たり純資産額	1.0401 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 （自　2023 年3月 15 日 至　2023 年 11 月2日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（59,905 円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(136,588 円)、収益調整金（その他収益調整金）(15,803 円)、分配準備積立金(0 円)により、分配対象収益は 212,296 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項
1 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。
当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制
(1) 市場リスクの管理
ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。
(2) 信用リスクの管理
ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。
(3) 取引先リスクの管理
リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第1期 （2023年11月2日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2　時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）
設定元本額	1,000,000 円
期中追加設定元本額	4,323,039 円
期中一部解約元本額	23,581 円

2 有価証券関係

第1期（2023年11月2日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	2,205
合　計	2,205

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第１　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内リート・インデックス・マザーファンド	3,082,231	5,512,878	
親投資信託受益証券　合計		3,082,231	5,512,878	
合計		3,082,231	5,512,878	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2024 年 10 月末現在)

「国内リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	27,571,691 円
Ⅱ 負債総額	18,872 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	27,552,819 円
Ⅳ 発行済数量	27,605,875 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9981 円

【参考情報】

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

Ⅰ 資産総額	2,017,745,291 円
Ⅱ 負債総額	4,629,537 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,013,115,754 円
Ⅳ 発行済数量	1,170,895,276 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7193 円

Ⅲ 設定および解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	5,323,039	23,581	5,299,458
2023 年 11 月 3 日～ 2024 年 5 月 2 日	10,085,647	1,227,987	14,157,118

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

先進国リートインデックス・ファンドVA
（適格機関投資家専用）

ブラックロック・ジャパン株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格 247
2. 投資方針および投資リスク 249
3. その他詳細情報 253
4. 運用状況 255

Ⅱ　財務ハイライト情報 261

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革 264

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表 267
2. 投資信託（ファンド）の現況 273

Ⅲ　設定および解約の実績 274

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

この投資信託は、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S＆P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。先進国リート・インデックス・マザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

＊当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信/海外／不動産投信／インデックス型（その他）に分類されます。

3 特　色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

【ファンドのベンチマーク】

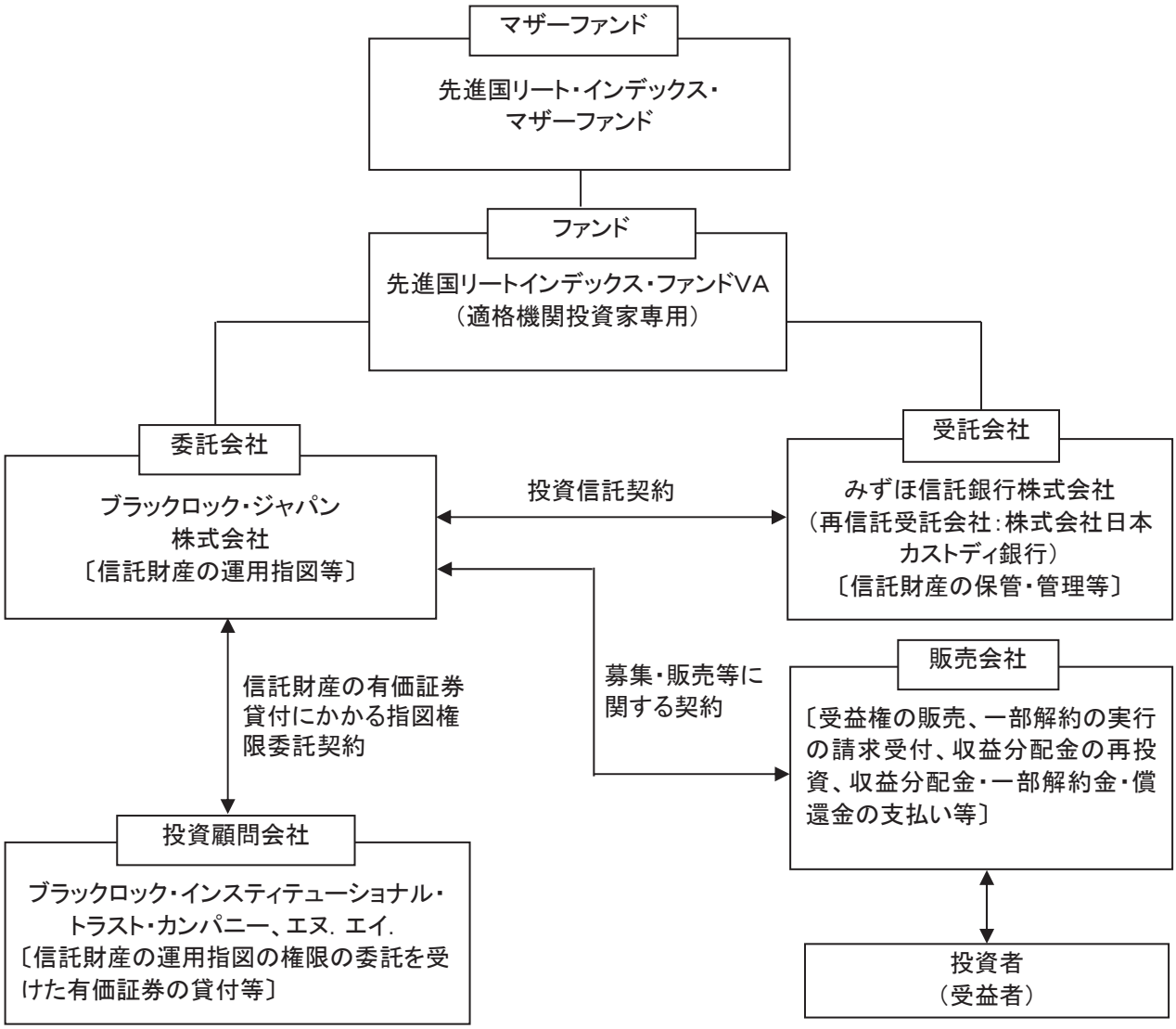
当ファンドはS＆P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

■「S&P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み）」の著作権等について

当ファンドは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社（以下「S&P　DJI」）またはその関係会社によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、当ファンドへの投資適合性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追随する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社の当ファンドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社に考慮することなくS&P　DJIおよびその関係会社が決定、組成、計算する当該インデックスおよびその登録商標についての利用許諾を与えるものではありません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者の要望等を考慮しません。S&P　DJIおよびその関係会社は当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。S&P　DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。上記に関わらず、当該インデックスおよびそのデータの使用から生じる特定の、罰則的、直接的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&P　DJIおよびその関係会社が責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

先進国リート・インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S＆P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

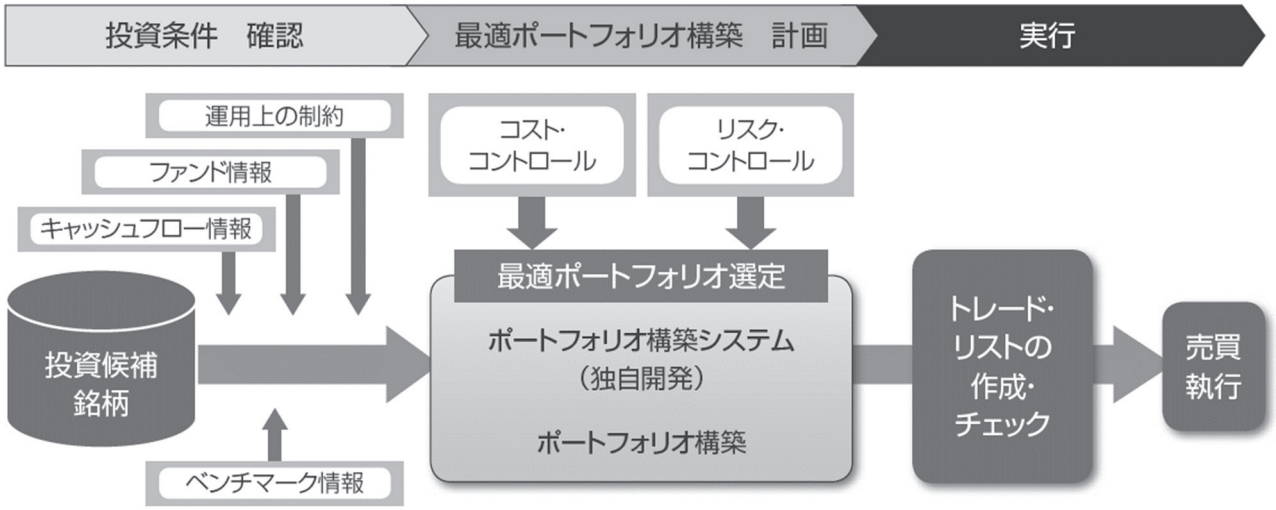
先進国リート・インデックス・マザーファンド

- 日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数（S＆P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が 100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。
また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

（注）上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。
① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

①基準価額の主な変動要因

a. 不動産投資信託証券への投資リスク
不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合にはファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 為替変動リスク
主として外貨建資産に投資します。
原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. カントリー・リスク
海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証 券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. デリバティブ取引のリスク
先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資

に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

e. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（注）上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

(a) 有価証券
(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）
(c) 金銭債権（(a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
(d) 約束手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国リート・インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第 14 号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション

取引を行うことの指図をすることができます。
（c）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
（b）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
（c）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
（d）(c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
（e）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
（f）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
（b）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
（c）委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲
（a）委託会社（約款第20条に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。）は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

（b）(a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
（c）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
（b）(a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします
（c）信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
（b）(a) の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
（c）信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
（e）(a) の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

i. 外国為替予約の指図および範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

j. 資金借入れ
（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
（b）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
（c）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
（d）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2024 年 10 月末現在のものです。
「先進国リートインデックス・ファンド VA（適格機関投資家専用）」

1 投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		3,442,135	100.08
	内 日本	3,442,135	100.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△2,707	△0.08
純資産総額		3,439,428	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率（%）
1	先進国リート・インデックス・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	1,202,997	2.3197 2,790,652	2.8613 3,442,135	ー ー	100.08

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2024 年 10 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	1口当たりの純資産額（分配落）（円）	1口当たりの純資産額（分配付）（円）
第 1 期（2023 年 11 月 2 日）	1,366,855	1,366,855	1.0227	1.0227
2023 年 10 月末日	1,319,243	―	0.9907	―
11 月末日	1,534,012	―	1.0936	―
12 月末日	1,802,519	―	1.1816	―
2024 年 1 月末日	1,847,151	―	1.1714	―
2 月末日	1,962,388	―	1.1915	―
3 月末日	2,135,029	―	1.2382	―
4 月末日	2,220,123	―	1.2154	―
5 月末日	2,381,884	―	1.2353	―
6 月末日	2,581,875	―	1.2941	―
7 月末日	2,873,455	―	1.3138	―
8 月末日	2,940,156	―	1.3075	―
9 月末日	3,085,889	―	1.3405	―
10 月末日	3,439,428	―	1.4130	―

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第 1 期	―
2023 年 11 月 3 日～2024 年 5 月 2 日	―

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第 1 期	2.3
2023 年 11 月 3 日～2024 年 5 月 2 日	16.6

（注） 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

【参考情報】

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類		金額（円）	投資比率（%）
株式		15,040,362	0.30
	内 アメリカ	10,915,435	0.22
	内 オランダ	3,576,758	0.07
	内 カナダ	548,169	0.01
投資証券		4,870,282,276	98.37
	内 アメリカ	3,864,135,153	78.04
	内 オーストラリア	344,941,997	6.97
	内 イギリス	218,267,326	4.41
	内 シンガポール	147,351,902	2.98
	内 フランス	88,014,027	1.78
	内 カナダ	64,291,171	1.30
	内 ベルギー	44,128,661	0.89
	内 香港	41,722,804	0.84
	内 スペイン	22,245,581	0.45
	内 ガーンジィ	9,868,653	0.20
	内 韓国	8,474,437	0.17
	内 イスラエル	6,036,251	0.12
	内 ニュージーランド	4,208,923	0.09
	内 オランダ	2,997,237	0.06
	内 アイルランド	1,594,687	0.03
	内 ドイツ	1,585,518	0.03
	内 イタリア	417,948	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		65,857,803	1.33
純資産総額		4,951,180,441	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	PROLOGIS INC アメリカ	投資証券	19,266	16,188.22 311,882,424	17,802.26 342,978,472	－ －	6.93
2	EQUINIX INC アメリカ	投資証券	1,976	115,740.57 228,703,373	139,846.20 276,336,092	－ －	5.58
3	WELLTOWER INC アメリカ	投資証券	12,041	13,554.89 163,214,456	21,271.45 256,129,625	－ －	5.17
4	DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ	投資証券	6,404	20,008.57 128,134,905	27,988.59 179,238,986	－ －	3.62
5	PUBLIC STORAGE アメリカ	投資証券	3,278	38,241.18 125,354,594	51,596.92 169,134,707	－ －	3.42
6	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証券	6,377	18,214.78 116,155,670	26,438.37 168,597,493	－ －	3.41
7	REALTY INCOME CORP アメリカ	投資証券	18,121	7,550.81 136,828,244	9,292.14 168,382,999	－ －	3.40
8	GOODMAN GROUP オーストラリア	投資証券	36,356	2,316.94 84,234,680	3,699.17 134,487,315	－ －	2.72
9	IRON MOUNTAIN INC アメリカ	投資証券	6,104	9,654.90 58,933,540	19,610.60 119,703,160	－ －	2.42
10	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証券	4,410	16,942.57 74,716,768	25,310.65 111,619,982	－ －	2.25
11	VICI PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	21,789	4,325.43 94,246,807	4,981.00 108,531,200	－ －	2.19
12	AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ	投資証券	2,955	25,714.06 75,985,066	34,993.04 103,404,452	－ －	2.09
13	VENTAS INC アメリカ	投資証券	8,597	6,712.93 57,711,103	10,213.98 87,809,647	－ －	1.77
14	EQUITY RESIDENTIAL アメリカ	投資証券	7,099	8,419.32 59,768,756	11,361.67 80,656,552	－ －	1.63
15	INVITATION HOMES INC アメリカ	投資証券	11,854	4,683.49 55,518,141	5,105.45 60,520,089	－ －	1.22
16	ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ	投資証券	1,336	32,860.11 43,901,116	45,173.23 60,351,439	－ －	1.22
17	MID-AMERICA APARTMENT COMM アメリカ	投資証券	2,432	18,387.80 44,719,134	23,376.32 56,851,224	－ －	1.15
18	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT アメリカ	投資証券	3,239	14,990.37 48,553,824	17,424.31 56,437,347	－ －	1.14
19	KIMCO REALTY CORP アメリカ	投資証券	14,027	2,821.75 39,580,747	3,690.43 51,765,700	－ －	1.05

20	HEALTHPEAK PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	14,644	2,460.77 36,035,569	3,490.70 51,117,822	― ―	1.03
21	SUN COMMUNITIES INC アメリカ	投資証券	2,438	17,727.13 43,218,762	20,417.21 49,777,181	― ―	1.01
22	SEGRO PLC イギリス	投資証券	28,140	1,489.94 41,926,963	1,616.75 45,495,548	― ―	0.92
23	GAMING AND LEISURE PROPERTIE アメリカ	投資証券	5,709	6,928.81 39,556,603	7,801.83 44,540,699	― ―	0.90
24	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES アメリカ	投資証券	3,881	10,120.35 39,277,108	10,770.16 41,799,006	― ―	0.84
25	UDR INC アメリカ	投資証券	6,245	4,971.73 31,048,513	6,691.02 41,785,432	― ―	0.84
26	CAMDEN PROPERTY TRUST アメリカ	投資証券	2,219	13,403.74 29,742,904	18,031.19 40,011,211	― ―	0.81
27	HOST HOTELS & RESORTS INC アメリカ	投資証券	14,616	2,491.67 36,418,332	2,727.10 39,859,439	― ―	0.81
28	WP CAREY INC アメリカ	投資証券	4,554	8,303.18 37,812,701	8,633.03 39,314,825	― ―	0.79
29	LINK REIT 香港	投資証券	53,600	711.35 38,128,400	723.58 38,783,995	― ―	0.78
30	BXP INC アメリカ	投資証券	3,023	8,509.57 25,724,441	12,713.70 38,433,545	― ―	0.78

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
株式	0.30
投資証券	98.37
合計	98.67

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率（%）
エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.30
合計	0.30

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
不動産投信指数先物取引	アメリカ	シカゴ証券取引所	DJ US REAL ESTATE DEC 24	買建	6	36,216,792	35,426,311	0.72
	ドイツ	EUREX 取引所	STOXX 600 REAL DEC 24	買建	16	19,323,700	17,900,132	0.36

（注1） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

（注2） 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1．財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1．貸借対照表

区　　分	第1期 （2023 年 11 月2日現在）
	金　　額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,367,192
流動資産合計	1,367,192
資産合計	1,367,192
負債の部	
流動負債	
未払委託者報酬	147
その他未払費用	190
流動負債合計	337
負債合計	337
純資産の部	
元本等	
元本	1,336,556
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,299
（分配準備積立金）	32,548
元本等合計	1,366,855
純資産合計	1,366,855
負債純資産合計	1,367,192

2. 損益および剰余金計算書

区　　分	第1期 （自　2023 年3月 15 日 至　2023 年 11 月2日）
	金　額（円）
営業収益	
有価証券売買等損益	10,023
営業収益合計	10,023
営業費用	
受託者報酬	8
委託者報酬	585
その他費用	765
営業費用合計	1,358
営業利益又は営業損失（△）	8,665
経常利益又は経常損失（△）	8,665
当期純利益又は当期純損失（△）	8,665
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,702
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,640
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	23,640
剰余金減少額又は欠損金増加額	304
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	304
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,299

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2023年３月15日　　ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは 2023 年３月 15 日に新規設定されたため、第１期計算期間を 2023 年３月 15 日から 2023 年 11 月２日までとしております。

(3) 当ファンドは、第１期計算期間（2023 年３月 15 日から 2023 年 11 月２日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024 年 1 月 19 日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫
DocuSigned by: A1FCBAB206554BB...

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奈良 将太朗
DocuSigned by: 7A753E38F46A4B4...

監査意見

当監査法人は、先進国リートインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の 2023 年 3 月 15 日から 2023 年 11 月 2 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国リートインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）の 2023 年 11 月 2 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

区　　分	第1期 （2023 年 11 月2日現在）
	金　額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,367,192
流動資産合計	1,367,192
資産合計	1,367,192
負債の部	
流動負債	
未払委託者報酬	147
その他未払費用	190
流動負債合計	337
負債合計	337
純資産の部	
元本等	
元本	1,336,556
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,299
（分配準備積立金）	32,548
元本等合計	1,366,855
純資産合計	1,366,855
負債純資産合計	1,367,192

（2）損益及び剰余金計算書

区　分	第1期 （自　2023 年3月 15 日 至　2023 年 11 月2日）
	金　額（円）
営業収益	
有価証券売買等損益	10,023
営業収益合計	10,023
営業費用	
受託者報酬	8
委託者報酬	585
その他費用	765
営業費用合計	1,358
営業利益又は営業損失（△）	8,665
経常利益又は経常損失（△）	8,665
当期純利益又は当期純損失（△）	8,665
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,702
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,640
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	23,640
剰余金減少額又は欠損金増加額	304
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	304
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,299

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,336,556 口
2 1口当たり純資産額	1.0227 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 （自 2023 年3月 15 日 至 2023 年 11 月2日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（32,548 円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）(0 円)、収益調整金（その他収益調整金）(1,122 円)、分配準備積立金(0 円）により、分配対象収益は 33,670 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc.の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第1期 （2023年11月2日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2　時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月 24 日改正内閣府令第 61 号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1　期中元本変動額

項目	第1期 （2023 年 11 月2日現在）
設定元本額	1,000,000 円
期中追加設定元本額	375,180 円
期中一部解約元本額	38,624 円

2　有価証券関係

第1期（2023年11月2日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	8,301
合　計	8,301

3　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	先進国リート・インデックス・マザーファンド	661,374	1,367,192	
親投資信託受益証券　合計		661,374	1,367,192	
合計		661,374	1,367,192	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書(2024 年 10 月末現在)

「先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）」

Ⅰ 資産総額	3,442,135 円
Ⅱ 負債総額	2,707 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,439,428 円
Ⅳ 発行済数量	2,434,081 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4130 円

【参考情報】

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

Ⅰ 資産総額	4,953,902,519 円
Ⅱ 負債総額	2,722,078 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,951,180,441 円
Ⅳ 発行済数量	1,730,399,080 口
Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.8613 円

Ⅲ 設定および解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第 1 期	1,375,180	38,624	1,336,556
2023 年 11 月 3 日～ 2024 年 5 月 2 日	615,388	120,459	1,831,485

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

SMAM・バランスファンドVA50
＜適格機関投資家専用＞

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格……277
2. 投資方針および投資リスク……279
3. その他詳細情報……286
4. 運用状況……288

Ⅱ　財務ハイライト情報……297

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目……299

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革……300

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表……300
2. 投資信託（ファンド）の現況……340

Ⅲ　設定及び解約の実績……340

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

2 目的および基本的性格

「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、実質的に内外の株式および公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

当ファンドが該当する商品分類は、次の通りです。

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

3 特 色

■ 国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の4つの資産に投資するマザーファンドに分散投資を行います。

■ マザーファンド受益証券への投資を通じて行う各資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。ただし、それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲を設けて調整を行います。

（基本資産配分比率）

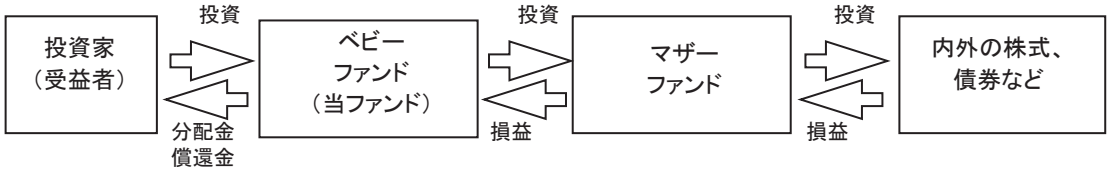
国内株式	国内債券	外国株式	外国債券
25%	25%	25%	25%

■ 各資産ともインデックスに連動する投資成果を目指した運用を行います。

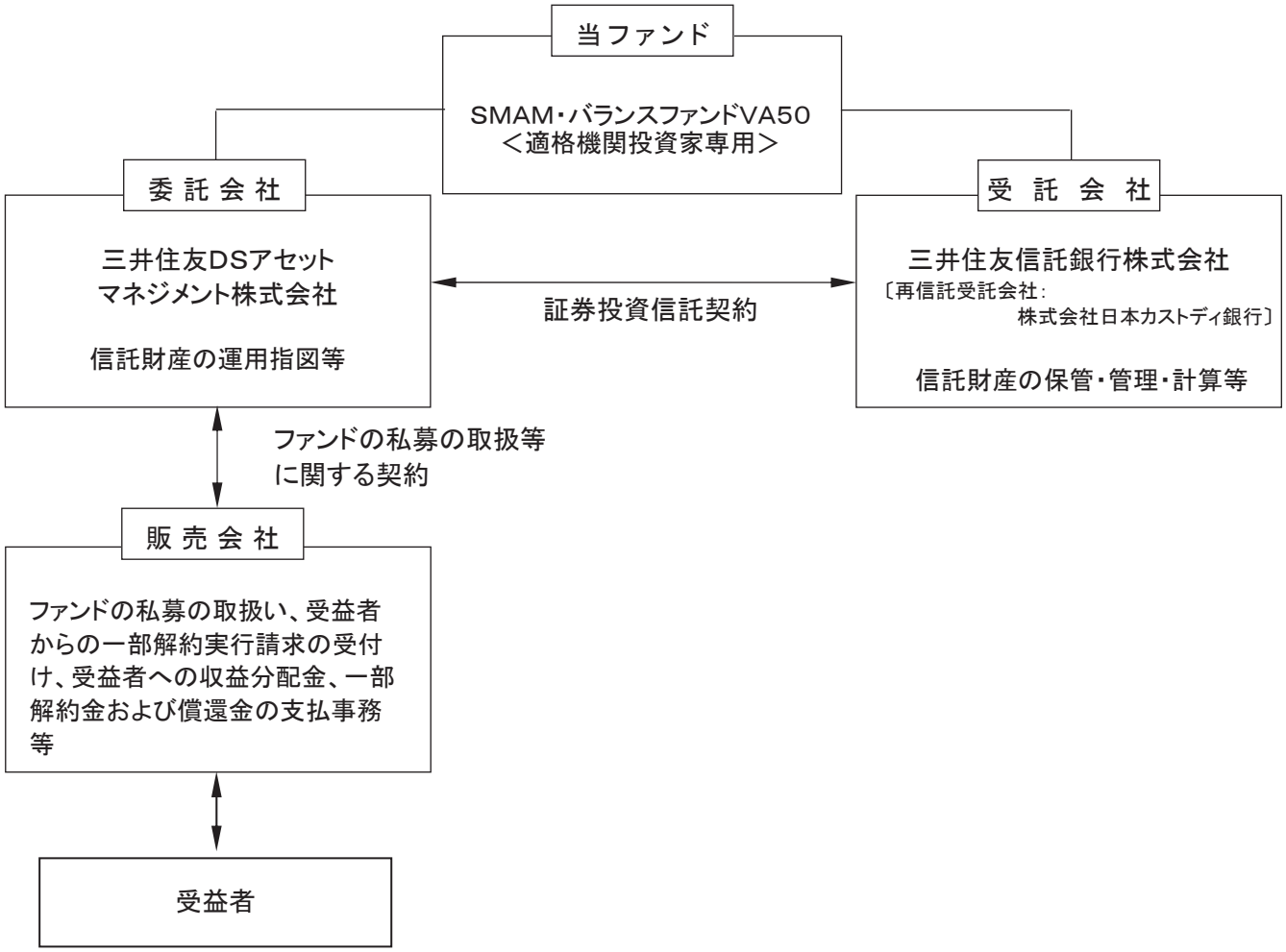
■ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、実質的に内外の株式および公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

- 国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の4つの資産に投資するマザーファンドに分散投資を行います。
- それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲を設けて調整を行います。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- マザーファンドの投資方針につきましては、下記【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象をご参照ください。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

（目的および基本的性格）
主としてわが国の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（特色）
・主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
・株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）に帰属します。JPXは、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、JPXは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

国内債券パッシブ・マザーファンド

（目的および基本的性格）
主としてわが国の公社債および短期金融資産に投資し、NOMURA－BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（特色）
・NOMURA－BPI（総合）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
・公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
・資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

NOMURA－BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。
また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

（目的および基本的性格）
主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
（特色）
・主として世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。
・株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

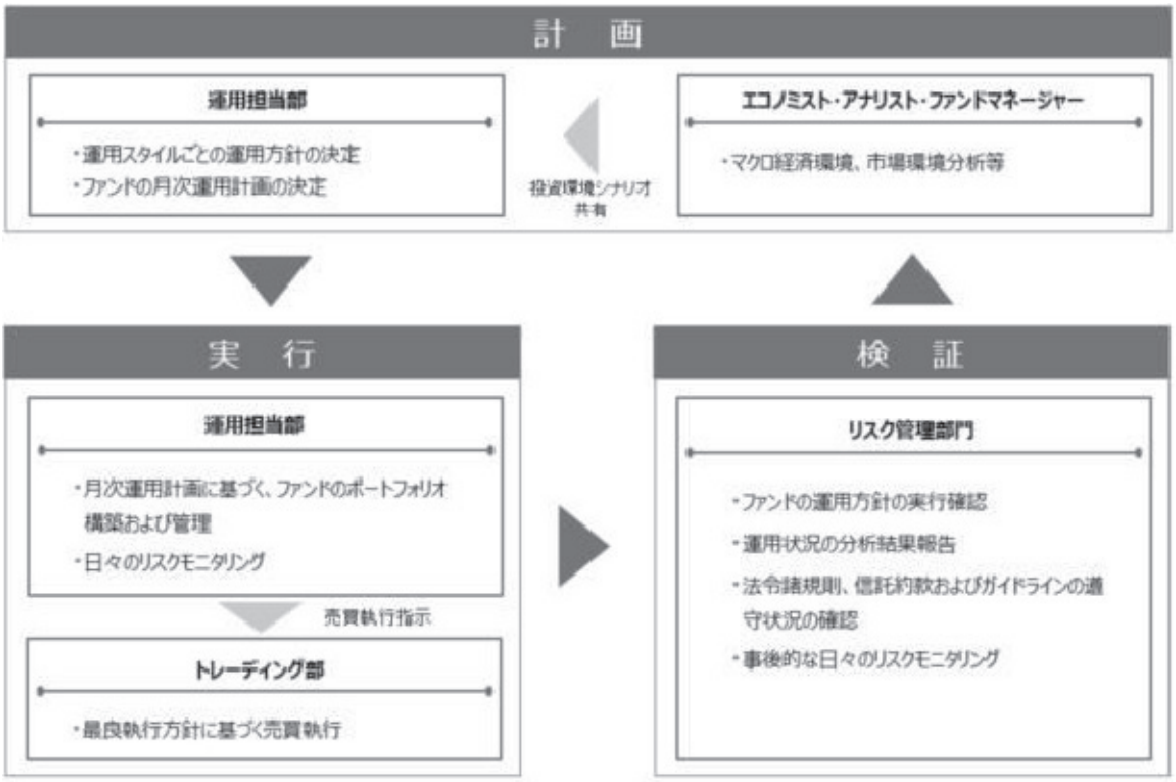
外国債券パッシブ・マザーファンド

（目的および基本的性格）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指した運用を行います。
（特色）
・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
・ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
・ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
・保有する外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
・公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
・資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

2 運用体制

① ファンドの運用体制



※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

② 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

3 主な投資制限

信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

① 株式以外の資産（他の投資信託証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への実質投資割合は、信託財産総額の 75%以下とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 75%以下とします。
⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資制限の詳細につきましては、「３．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

国内株式インデックス･マザーファンド（B号）

① 外貨建資産への投資は行いません。
② 株式への投資割合には制限を設けません。
③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
④ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

国内債券パッシブ・マザーファンド

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
④ 外貨建資産への投資は行いません。
⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑥ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国株式インデックス・マザーファンド

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
④ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
④ 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
⑧ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

4 投資リスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 債券市場リスク
一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

■ 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 分配金に関する留意事項
分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

上記の投資リスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

(ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 投資制限

① ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 信用取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国

の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ヘ)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ト)「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

ⅰ)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ⅱ)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ)上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ)有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)有価証券の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 外貨建資産への投資制限

(イ)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の75を超えることとなる運用の指図はしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の75超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(ロ)上記(イ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ル 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヲ 外国為替予約取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ)外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ)上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ワ 資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)上記(イ)の資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

ⅰ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

ⅱ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

ⅲ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(ハ)資金借入れの期間は、有価証券等の売却代金または償還金の入金日までに限るものとします。

(ニ)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

②法令に基づく投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

4. 運用状況

1 投資状況(2024年10月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	75,302,973,041	99.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	219,842,857	0.29
合計(純資産総額)		75,522,815,898	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

2024年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	1,971,382,900	8.3530	16,466,961,409	9.8271	19,372,976,896	25.65
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	8,159,692,849	2.2204	18,117,782,016	2.3507	19,180,989,980	25.40
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	3,825,404,678	4.6546	17,805,740,946	4.8568	18,579,225,440	24.60
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	15,221,396,268	1.2117	18,443,075,035	1.1937	18,169,780,725	24.06

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.71
合　計	99.71

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

年月日	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10期（2015年 2月18日）	140,988,505,124	140,988,505,124	15,735	15,735
第11期（2016年 2月18日）	114,902,492,338	114,902,492,338	14,765	14,765
第12期（2017年 2月20日）	111,394,282,559	111,394,282,559	16,056	16,056
第13期（2018年 2月19日）	103,262,472,683	103,262,472,683	17,311	17,311
第14期（2019年 2月18日）	93,184,814,615	93,184,814,615	17,275	17,275
第15期（2020年 2月18日）	90,674,433,057	90,674,433,057	18,675	18,675
第16期（2021年 2月18日）	87,944,293,020	87,944,293,020	20,456	20,456
第17期（2022年 2月18日）	80,620,965,818	80,620,965,818	21,404	21,404
第18期（2023年 2月20日）	73,451,884,352	73,451,884,352	22,103	22,103
第19期（2024年 2月19日）	77,596,449,826	77,596,449,826	26,512	26,512
2023年10月末日	72,196,868,725	－	23,859	－
11月末日	74,950,334,065	－	24,973	－
12月末日	74,679,624,831	－	25,095	－
2024年 1月末日	76,740,415,372	－	26,027	－
2月末日	77,900,825,105	－	26,762	－
3月末日	78,844,787,330	－	27,412	－
4月末日	78,511,882,256	－	27,488	－
5月末日	78,078,878,934	－	27,659	－
6月末日	79,417,484,811	－	28,438	－
7月末日	76,359,602,398	－	27,725	－
8月末日	74,486,144,071	－	27,302	－
9月末日	73,806,802,735	－	27,306	－
10月末日	75,522,815,898	－	28,192	－

② 分配の推移

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2014年 2月19日～2015年 2月18日	0
第11期	2015年 2月19日～2016年 2月18日	0
第12期	2016年 2月19日～2017年 2月20日	0
第13期	2017年 2月21日～2018年 2月19日	0
第14期	2018年 2月20日～2019年 2月18日	0
第15期	2019年 2月19日～2020年 2月18日	0
第16期	2020年 2月19日～2021年 2月18日	0
第17期	2021年 2月19日～2022年 2月18日	0
第18期	2022年 2月19日～2023年 2月20日	0
第19期	2023年 2月21日～2024年 2月19日	0

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第10期	16.2
第11期	△6.2
第12期	8.7
第13期	7.8
第14期	△0.2
第15期	8.1
第16期	9.5
第17期	4.6
第18期	3.3
第19期	19.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2024年10月31日現在）

〔国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号)〕

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	339,035,412,560	97.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	7,107,417,077	2.05
合計（純資産総額）		346,142,829,637	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	7,113,480,000	2.06
合計	買建	－	7,113,480,000	2.06

〔外国株式インデックス・マザーファンド〕

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	640,648,778,759	71.99
	イギリス	31,422,994,656	3.53
	カナダ	28,985,168,898	3.26
	スイス	24,607,735,874	2.77
	フランス	23,054,446,011	2.59
	ドイツ	20,272,264,699	2.28
	アイルランド	16,849,373,301	1.89
	オーストラリア	15,062,739,662	1.69
	オランダ	14,389,070,640	1.62
	デンマーク	7,557,807,416	0.85
	スウェーデン	7,262,167,983	0.82
	スペイン	6,105,905,756	0.69
	イタリア	4,994,093,768	0.56
	香港	3,352,384,855	0.38
	シンガポール	2,517,558,406	0.28
	フィンランド	2,305,173,413	0.26
	ジャージィー	1,959,699,816	0.22
	イスラエル	1,856,381,441	0.21
	ベルギー	1,773,005,030	0.20
	ケイマン諸島	1,325,379,837	0.15
	ノルウェー	1,324,945,964	0.15
	バミューダ	1,046,585,494	0.12
	オランダ領キュラソー	749,490,489	0.08
	リベリア	693,677,354	0.08
	ニュージーランド	585,078,819	0.07
	ルクセンブルグ	458,546,264	0.05
	オーストリア	426,650,388	0.05
	ポルトガル	339,230,802	0.04
	パナマ	288,766,441	0.03
	マン島	65,004,662	0.01
	小計	862,280,106,898	96.89
新株予約権証券	カナダ	－	0.00
投資証券	アメリカ	15,018,749,574	1.69
	オーストラリア	1,551,078,481	0.17
	フランス	316,382,473	0.04
	イギリス	260,384,570	0.03
	シンガポール	196,529,623	0.02
	香港	172,574,307	0.02
	ケイマン諸島	83,803,053	0.01
	ベルギー	73,388,767	0.01
	カナダ	42,561,320	0.00
	小計	17,715,452,168	1.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	9,919,040,632	1.12
合計（純資産総額）		889,914,599,698	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	イギリス	374,554,730	0.04
株価指数先物取引	買建	ドイツ	1,291,087,093	0.15
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7,867,136,200	0.88
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	289,721,880	0.03
合計	買建	－	9,822,499,903	1.10

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	－	393,278,437	0.04

〔外国債券パッシブ・マザーファンド〕

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	87,858,869,820	46.17
	中国	21,335,048,530	11.21
	フランス	14,321,848,135	7.53
	イタリア	12,996,068,496	6.83
	ドイツ	11,227,604,685	5.90
	イギリス	9,991,750,593	5.25
	スペイン	8,503,674,085	4.47
	カナダ	3,585,587,254	1.88
	ベルギー	2,983,147,632	1.57
	オランダ	2,486,154,213	1.31
	オーストラリア	2,397,703,354	1.26
	オーストリア	2,179,502,062	1.15
	メキシコ	1,356,731,866	0.71
	ポーランド	977,862,847	0.51
	フィンランド	941,293,555	0.49
	マレーシア	928,308,683	0.49
	アイルランド	895,796,523	0.47
	シンガポール	775,879,510	0.41
	イスラエル	558,810,768	0.29
	ニュージーランド	503,396,304	0.26
	デンマーク	500,758,008	0.26
	スウェーデン	292,451,112	0.15
	ノルウェー	286,211,508	0.15
	小計	187,884,459,543	98.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	2,426,500,949	1.28
合計（純資産総額）		190,310,960,492	100.00

〔国内債券パッシブ・マザーファンド〕

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	107,578,995,790	77.84
地方債証券	日本	11,734,452,650	8.49
特殊債券	日本	10,067,174,185	7.28
社債券	日本	8,115,729,300	5.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	713,438,372	0.52
合計（純資産総額）		138,209,790,297	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資資産

〔国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）〕

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,663,300	2,807.51	13,092,241,495	2,682.50	12,509,302,250	3.61
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	5,666,700	1,292.20	7,322,526,444	1,628.50	9,228,220,950	2.67
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,280,100	2,237.63	5,102,028,318	3,924.00	8,947,112,400	2.58
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,071,000	2,572.52	7,900,199,494	2,723.50	8,363,868,500	2.42
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	703,100	5,902.05	4,149,733,484	9,533.00	6,702,652,300	1.94
日本	株式	キーエンス	電気機器	87,900	63,722.05	5,601,168,417	69,780.00	6,133,662,000	1.77
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,804,400	2,449.86	4,420,531,382	3,273.00	5,905,801,200	1.71
日本	株式	三菱商事	卸売業	1,784,200	2,334.92	4,165,969,684	2,835.50	5,059,099,100	1.46
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	623,000	5,834.47	3,634,875,421	7,653.00	4,767,819,000	1.38
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	844,900	3,731.52	3,152,761,176	5,568.00	4,704,403,200	1.36
日本	株式	信越化学工業	化学	786,700	5,271.01	4,146,703,207	5,755.00	4,527,458,500	1.31
日本	株式	任天堂	その他製品	554,300	6,986.21	3,872,458,836	8,145.00	4,514,773,500	1.30
日本	株式	三井物産	卸売業	1,393,900	2,732.95	3,809,460,529	3,162.00	4,407,511,800	1.27
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	185,400	24,435.81	4,530,399,545	23,400.00	4,338,360,000	1.25
日本	株式	第一三共	医薬品	828,800	4,140.03	3,431,258,930	4,981.00	4,128,252,800	1.19
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	434,200	6,183.88	2,685,041,428	9,498.00	4,124,031,600	1.19
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	26,233,800	172.29	4,519,880,902	147.70	3,874,732,260	1.12
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,168,000	2,539.09	2,965,662,705	3,212.00	3,751,616,000	1.08
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	173,200	16,832.38	2,915,368,874	20,725.00	3,589,570,000	1.04
日本	株式	三菱重工業	機械	1,552,200	877.45	1,361,970,456	2,193.00	3,403,974,600	0.98
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	784,500	4,168.55	3,270,229,156	4,264.00	3,345,108,000	0.97
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,073,900	1,517.27	3,146,666,284	1,557.50	3,230,099,250	0.93
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	648,900	4,622.36	2,999,448,391	4,778.00	3,100,444,200	0.90
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	14,132,000	180.79	2,554,953,148	192.80	2,724,649,600	0.79
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	52,200	38,645.36	2,017,287,885	49,520.00	2,584,944,000	0.75
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	275,400	5,058.85	1,393,208,165	9,148.00	2,519,359,200	0.73
日本	株式	富士通	電気機器	812,300	2,135.96	1,735,038,024	2,963.00	2,406,844,900	0.70
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	526,100	3,824.38	2,012,007,564	4,281.00	2,252,234,100	0.65
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1,022,000	1,871.38	1,912,554,997	2,199.00	2,247,378,000	0.65
日本	株式	キヤノン	電気機器	438,200	3,853.76	1,688,718,982	5,004.00	2,192,752,800	0.63

ロ 種類別･業種別の投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.26
	建設業	2.07
	食料品	3.16
	繊維製品	0.39
	パルプ・紙	0.14
	化学	5.49
	医薬品	4.76
	石油・石炭製品	0.54
	ゴム製品	0.57
	ガラス・土石製品	0.66
	鉄鋼	0.82
	非鉄金属	0.77
	金属製品	0.50
	機械	5.52
	電気機器	17.24
	輸送用機器	7.20
	精密機器	2.49
	その他製品	2.46
	電気・ガス業	1.38
	陸運業	2.27
	海運業	0.67
	空運業	0.35
	倉庫・運輸関連業	0.14

2024 年 10 月 31 日現在

種類	業種	投資比率（%）
	情報・通信業	7.38
	卸売業	6.89
	小売業	4.34
	銀行業	7.63
	証券、商品先物取引業	0.79
	保険業	3.10
	その他金融業	1.18
	不動産業	1.83
	サービス業	4.91
合　計		97.95

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

2024 年 10 月 31 日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ先物　０６１２月２０２４年１２月	買建	264	日本・円	7,041,025,400	7,113,480,000	2.06

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

〔外国株式インデックス・マザーファンド〕

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体･半導体製造装置	2,140,976	8,440.17	18,070,210,104	21,407.43	45,832,792,567	5.15
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー･ハードウェアおよび機器	1,267,835	29,310.33	37,160,668,550	35,352.56	44,821,217,978	5.04
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア･サービス	614,555	59,064.28	36,298,247,082	66,453.91	40,839,582,168	4.59
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財･サービス流通・小売り	815,581	23,214.47	18,933,284,485	29,611.04	24,150,199,330	2.71
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	190,914	54,262.01	10,359,378,248	90,924.15	17,358,693,554	1.95
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	511,965	21,266.18	10,887,541,043	26,804.03	13,722,727,471	1.54
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	440,743	21,440.19	9,449,614,968	27,062.15	11,927,453,001	1.34
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体･半導体製造装置	385,648	15,509.34	5,981,145,956	27,138.97	10,466,089,348	1.18
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	250,319	36,721.28	9,192,033,922	39,569.98	9,905,118,324	1.11
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品･バイオテクノロジー･ライフサイエンス	70,460	95,702.30	6,743,184,096	130,106.96	9,167,336,486	1.03
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	250,548	24,630.42	6,171,101,308	34,478.35	8,638,482,237	0.97
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	115,198	56,593.87	6,519,501,051	69,900.05	8,052,346,466	0.90
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	391,612	15,846.35	6,205,621,057	17,928.25	7,020,918,465	0.79
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器･サービス	80,086	81,945.55	6,562,691,565	86,493.17	6,926,892,364	0.78
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	136,922	39,420.43	5,397,524,209	44,580.18	6,104,007,734	0.69
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	72,554	64,013.13	4,644,408,457	78,923.33	5,726,203,400	0.64
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品･パーソナル用品	206,240	23,473.44	4,841,162,210	25,528.82	5,265,064,331	0.59
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通･小売り	38,756	94,938.18	3,679,424,088	135,063.39	5,234,516,649	0.59
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財･サービス流通・小売り	86,252	48,688.90	4,199,514,638	60,306.77	5,201,579,767	0.58
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品･バイオテクノロジー･ライフサイエンス	209,337	23,461.15	4,911,287,327	24,676.12	5,165,625,016	0.58
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通･小売り	386,888	8,287.13	3,206,190,916	12,504.76	4,837,941,432	0.54
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品･バイオテクノロジー･ライフサイエ	280,469	15,881.79	4,454,350,224	17,243.03	4,836,133,978	0.54

2024 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
			ンス						
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品･バイオテクノロジー･ライフサイエンス	153,598	22,099.63	3,394,458,669	30,958.46	4,755,157,539	0.53
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	37,630	76,199.97	2,867,404,709	115,804.61	4,357,727,609	0.49
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	612,206	4,816.21	2,948,514,893	6,500.51	3,979,650,245	0.45
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア･サービス	144,981	18,223.38	2,642,043,754	26,819.40	3,888,303,199	0.44
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア･サービス	84,391	36,253.19	3,059,442,701	45,538.90	3,843,072,972	0.43
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体･半導体製造装置	34,974	109,104.29	3,815,813,591	105,706.82	3,696,990,322	0.42
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	358,565	9,056.28	3,247,264,586	10,127.95	3,631,527,961	0.41
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品･バイオテクノロジー･ライフサイエンス	220,308	15,998.68	3,524,636,846	16,106.08	3,548,298,537	0.40

ロ 種類別･業種別の投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	4.06
	素材	3.54
	資本財	6.98
	商業・専門サービス	1.58
	運輸	1.52
	自動車・自動車部品	1.68
	耐久消費財・アパレル	1.21
	消費者サービス	1.94
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.79
	生活必需品流通・小売り	1.74
	食品・飲料・タバコ	2.98
	家庭用品・パーソナル用品	1.49
	ヘルスケア機器・サービス	3.92
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.41
	銀行	5.62
	金融サービス	6.94
	保険	3.07
	ソフトウェア・サービス	9.84
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.56
	半導体・半導体製造装置	9.32
	電気通信サービス	1.15
	公益事業	2.67
	メディア・娯楽	6.59
	不動産管理・開発	0.29
新株予約権証券	－	0.00
投資証券	－	1.99
合　計		98.89

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

2024年10月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価（円）	評価額	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	イギリス	ＩＣＥ－ＥＵ	ＦＴＳＥ １００ ＩＤＸ ＦＵＴ ＤＥＣ２４ 2024年12月	買建	23	イギリス・ポンド	1,914,601.00	381,024,745	1,882,090.00	374,554,730	0.04
	ドイツ	ＥＵＲＥＸ	ＥＵＲＯ ＳＴＯＸＸ ５０ ＤＥＣ２４ 2024年12月	買建	158	ユーロ	7,837,716.00	1,306,782,388	7,743,580.00	1,291,087,093	0.15
	アメリカ	シカゴ商品取引所	Ｓ＆Ｐ ５００ ＥＭＩＮＩ ＦＵＴ ＤＥＣ２４ 2024年12月	買建	175	アメリカ・ドル	51,327,025.00	7,885,884,121	51,205,000.00	7,867,136,200	0.88
	オーストラリア	シドニー先物取引所	ＳＰＩ ２００ ＦＵＴＵＲＥＳ	買建	14	オーストラリア・ドル	2,902,888.00	292,756,254	2,872,800.00	289,721,880	0.03

2024年10月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価(円)	評価額	時価(円)	投資比率(%)
			ＤＥＣ２４ 2024年12月								

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2024年10月31日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	ユーロ	買建	892,000.00	147,972,988	148,709,958	0.02
	イギリス・ポンド	買建	340,000.00	67,814,020	67,654,254	0.01
	デンマーク・クローネ	買建	2,304,000.00	51,236,352	51,490,483	0.01
	スイス・フラン	買建	285,000.00	50,368,050	50,526,367	0.01
	オーストラリア・ドル	買建	482,000.00	48,459,798	48,604,060	0.01
	ノルウェー・クローネ	買建	1,550,000.00	21,719,685	21,712,865	0.00
	ニュージーランド・ドル	買建	50,000.00	4,580,605	4,580,450	0.00

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

〔外国債券パッシブ・マザーファンド〕

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11,450,000	14,444.46	1,653,891,196	14,780.63	1,692,382,011	1.625	2026/05/15	0.89
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000	2,171.27	1,650,166,077	2,175.06	1,653,044,994	2.040	2027/02/25	0.87
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	72,000,000	2,165.72	1,559,321,699	2,188.91	1,576,012,285	2.390	2026/11/15	0.83
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8,200,000	14,686.29	1,204,276,104	14,949.79	1,225,882,497	2.250	2026/03/31	0.64
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	50,000,000	2,168.94	1,084,471,688	2,197.54	1,098,770,663	2.690	2026/08/12	0.58
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,700,000	2,457.89	951,205,225	2,722.53	1,053,620,402	3.720	2051/04/12	0.55
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	43,500,000	2,140.41	931,078,719	2,146.35	933,663,808	2.110	2034/08/25	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,800,000	15,308.25	887,878,646	15,356.16	890,657,532	4.250	2025/12/31	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,250,000	13,792.98	862,061,197	13,714.06	857,128,752	1.625	2029/08/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	15,581.71	872,575,641	15,257.99	854,447,350	4.125	2032/11/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,445.38	849,495,994	15,482.76	851,552,004	4.375	2034/05/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,185.31	835,191,913	15,356.16	844,589,039	4.125	2027/02/15	0.44
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,146.16	815,540,712	2,200.79	836,301,359	2.400	2028/07/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,900,000	13,487.59	795,768,086	13,787.96	813,489,691	0.750	2028/01/31	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	15,207.90	806,018,793	15,296.09	810,692,829	3.875	2026/01/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	14,203.25	809,585,238	14,026.41	799,505,379	2.875	2032/05/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	14,708.57	808,971,446	14,404.21	792,231,600	3.375	2033/05/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	14,632.67	775,531,700	14,706.73	779,456,588	2.750	2028/02/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	13,453.03	753,369,438	13,774.13	771,351,463	0.625	2027/12/31	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	15,002.12	765,108,302	15,043.51	767,218,854	4.000	2034/02/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,368.15	768,407,414	15,296.40	764,819,920	4.000	2028/02/29	0.40
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	35,000,000	2,161.57	756,549,475	2,168.77	759,069,885	1.990	2026/03/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	15,333.32	751,332,512	15,317.14	750,539,850	4.000	2027/01/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	16,049.74	770,387,732	15,629.18	750,200,766	4.500	2033/11/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,303.71	765,185,583	14,930.58	746,529,078	3.875	2033/08/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,503.83	744,183,609	15,503.20	744,153,496	4.625	2026/11/15	0.39
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,400,000	2,215.67	717,878,200	2,291.84	742,556,594	3.020	2031/05/27	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,970,000	15,405.47	765,652,017	14,870.66	739,071,899	3.875	2034/08/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	12,769.79	727,877,950	12,813.27	730,356,317	1.125	2031/02/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	13,131.92	722,255,494	13,119.93	721,596,378	1.625	2031/05/15	0.38

ロ 種類別の投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	98.72
合　計	98.72

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔国内債券パッシブ・マザーファンド〕

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2024 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	国債証券	１５０　５年国債	2,590,000,000	99.03	2,564,877,000	99.12	2,567,259,800	0.005	2026/12/20	1.86
日本	国債証券	４６１　２年国債	2,000,000,000	100.16	2,003,216,000	100.01	2,000,140,000	0.400	2026/06/01	1.45
日本	国債証券	３７５　１０年国債	1,710,000,000	101.74	1,739,792,500	101.82	1,741,087,800	1.100	2034/06/20	1.26
日本	国債証券	４６５　２年国債	1,640,000,000	100.05	1,640,882,900	99.95	1,639,212,800	0.400	2026/10/01	1.19
日本	国債証券	３６７　１０年国債	1,290,000,000	95.23	1,228,475,000	96.34	1,242,811,800	0.200	2032/06/20	0.90
日本	国債証券	１５４　５年国債	1,220,000,000	98.91	1,206,641,000	99.05	1,208,349,000	0.100	2027/09/20	0.87
日本	国債証券	３６９　１０年国債	1,220,000,000	96.98	1,183,156,000	98.16	1,197,527,600	0.500	2032/12/20	0.87
日本	国債証券	３６５　１０年国債	1,220,000,000	95.02	1,159,275,800	96.15	1,173,042,200	0.100	2031/12/20	0.85
日本	国債証券	１４８　５年国債	1,180,000,000	99.27	1,171,421,400	99.36	1,172,436,200	0.005	2026/06/20	0.85
日本	国債証券	１５６　５年国債	1,180,000,000	99.10	1,169,380,000	99.24	1,171,055,600	0.200	2027/12/20	0.85
日本	国債証券	３６６　１０年国債	1,210,000,000	95.44	1,154,843,300	96.63	1,169,174,600	0.200	2032/03/20	0.85
日本	国債証券	３７０　１０年国債	1,190,000,000	96.62	1,149,778,000	97.91	1,165,152,800	0.500	2033/03/20	0.84
日本	国債証券	３６８　１０年国債	1,210,000,000	95.14	1,151,201,200	96.08	1,162,616,400	0.200	2032/09/20	0.84
日本	国債証券	３６１　１０年国債	1,160,000,000	96.34	1,117,544,000	97.04	1,125,675,600	0.100	2030/12/20	0.81
日本	国債証券	３７１　１０年国債	1,150,000,000	95.52	1,098,480,000	96.81	1,113,303,500	0.400	2033/06/20	0.81
日本	国債証券	３５９　１０年国債	1,130,000,000	96.82	1,094,066,000	97.38	1,100,405,300	0.100	2030/06/20	0.80
日本	国債証券	３６３　１０年国債	1,120,000,000	95.76	1,072,535,200	96.63	1,082,200,000	0.100	2031/06/20	0.78
日本	国債証券	１４９　５年国債	1,090,000,000	99.16	1,080,844,000	99.23	1,081,639,700	0.005	2026/09/20	0.78
日本	国債証券	３６４　１０年国債	1,120,000,000	95.48	1,069,343,200	96.41	1,079,758,400	0.100	2031/09/20	0.78
日本	国債証券	３６２　１０年国債	1,100,000,000	96.04	1,056,440,000	96.84	1,065,207,000	0.100	2031/03/20	0.77
日本	国債証券	３７２　１０年国債	1,050,000,000	98.61	1,035,356,500	99.92	1,049,128,500	0.800	2033/09/20	0.76
日本	国債証券	３５７　１０年国債	1,050,000,000	97.31	1,021,755,000	97.66	1,025,377,500	0.100	2029/12/20	0.74
日本	国債証券	３７３　１０年国債	1,020,000,000	96.50	984,300,000	97.88	998,376,000	0.600	2033/12/20	0.72
日本	国債証券	３７４　１０年国債	1,000,000,000	97.71	977,141,600	99.35	993,490,000	0.800	2034/03/20	0.72
日本	国債証券	３５８　１０年国債	930,000,000	97.06	902,675,400	97.52	906,936,000	0.100	2030/03/20	0.66
日本	国債証券	１４７　２０年国債	840,000,000	105.61	887,090,400	106.67	896,053,200	1.600	2033/12/20	0.65
日本	国債証券	１５８　５年国債	880,000,000	98.59	867,595,000	98.80	869,448,800	0.100	2028/03/20	0.63
日本	国債証券	３６０　１０年国債	870,000,000	96.60	840,378,400	97.21	845,753,100	0.100	2030/09/20	0.61
日本	国債証券	１７２　５年国債	810,000,000	100.02	810,162,000	99.80	808,347,600	0.500	2029/06/20	0.58
日本	国債証券	３４４　１０年国債	811,000,000	99.38	805,971,800	99.41	806,215,100	0.100	2026/09/20	0.58

ロ 種類別の投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	77.84
地方債証券	8.49
特殊債券	7.28
社債券	5.87
合　計	99.48

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「財務諸表」については、PwC Japan有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞

(1)貸借対照表

（単位：円）

	第18期 (2023年2月20日現在)	第19期 (2024年2月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24,622,870	12,810,630
コール・ローン	486,927,633	518,310,031
親投資信託受益証券	73,061,641,995	77,187,697,799
未収入金	62,540,000	205,000,000
流動資産合計	73,635,732,498	77,923,818,460
資産合計	73,635,732,498	77,923,818,460
負債の部		
流動負債		
未払解約金	56,984,097	202,821,102
未払受託者報酬	12,642,251	12,410,652
未払委託者報酬	113,780,683	111,696,302
その他未払費用	441,115	440,578
流動負債合計	183,848,146	327,368,634
負債合計	183,848,146	327,368,634
純資産の部		
元本等		
元本	33,232,346,305	29,268,425,588
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	40,219,538,047	48,328,024,238
(分配準備積立金)	34,224,292,865	42,895,295,402
元本等合計	73,451,884,352	77,596,449,826
純資産合計	73,451,884,352	77,596,449,826
負債純資産合計	73,635,732,498	77,923,818,460

(2)損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第18期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
営業収益		
受取利息	5,212	6,102
有価証券売買等損益	2,754,695,132	13,876,875,804
営業収益合計	2,754,700,344	13,876,881,906
営業費用		
支払利息	233,752	207,055
受託者報酬	25,595,009	24,573,485
委託者報酬	230,355,761	221,162,188
その他費用	902,022	896,639
営業費用合計	257,086,544	246,839,367
営業利益又は営業損失（△）	2,497,613,800	13,630,042,539
経常利益又は経常損失（△）	2,497,613,800	13,630,042,539
当期純利益又は当期純損失（△）	2,497,613,800	13,630,042,539
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	182,006,609	743,020,617
期首剰余金又は期首欠損金（△）	42,954,345,656	40,219,538,047
剰余金増加額又は欠損金減少額	182,225,959	189,352,896
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	182,225,959	189,352,896
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,232,640,759	4,967,888,627
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,232,640,759	4,967,888,627
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,219,538,047	48,328,024,238

(3)注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2023年2月21日から2024年2月19日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第 18 期 (2023 年 2 月 20 日現在)	第 19 期 (2024 年 2 月 19 日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	33,232,346,305口	29,268,425,588口
2．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.2103円 （1万口当たりの純資産額2,103円）	1口当たり純資産額　2.6512円 （1万口当たりの純資産額6,512円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第 18 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 19 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,231,158,491 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (1,084,448,700 円)、収益調整金 (5,995,245,182 円)、および分配準備積立金 (31,908,685,674 円) より、分配対象収益は 40,219,538,047 円（1 万口当たり 12,102.53 円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,299,342,289 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (11,587,679,633 円)、収益調整金 (5,432,728,836 円)、および分配準備積立金 (30,008,273,480 円) より、分配対象収益は 48,328,024,238 円（1 万口当たり 16,512.00 円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運

項　目	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
	用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第19期 （2024年2月19日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

第18期（自 2022年2月19日　至 2023年2月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,377,516,671円
合計	2,377,516,671円

第19期（自 2023年2月21日　至 2024年2月19日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	12,613,467,816円
合計	12,613,467,816円

（デリバティブ取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第18期 （2023年2月20日現在）	第19期 （2024年2月19日現在）
期首元本額	37,666,620,162円	33,232,346,305円
期中追加設定元本額	153,919,903円	140,275,552円
期中一部解約元本額	4,588,193,760円	4,104,196,269円

Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
1. 財務諸表
（1）貸借対照表
（2）損益及び剰余金計算書
（3）注記表
（4）附属明細表
2. 投資信託（ファンド）の現況
純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2005年８月19日　信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞

当ファンドは、第19期（2023年2月21日から2024年2月19日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年４月17日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山口健志
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　榊原有太

監査意見
当監査法人は、ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞の2023年２月21日から2024年２月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞の2024年２月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(1)貸借対照表

(単位：円)

	第18期 (2023年2月20日現在)	第19期 (2024年2月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24,622,870	12,810,630
コール・ローン	486,927,633	518,310,031
親投資信託受益証券	73,061,641,995	77,187,697,799
未収入金	62,540,000	205,000,000
流動資産合計	73,635,732,498	77,923,818,460
資産合計	73,635,732,498	77,923,818,460
負債の部		
流動負債		
未払解約金	56,984,097	202,821,102
未払受託者報酬	12,642,251	12,410,652
未払委託者報酬	113,780,683	111,696,302
その他未払費用	441,115	440,578
流動負債合計	183,848,146	327,368,634
負債合計	183,848,146	327,368,634
純資産の部		
元本等		
元本	33,232,346,305	29,268,425,588
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	40,219,538,047	48,328,024,238
(分配準備積立金)	34,224,292,865	42,895,295,402
元本等合計	73,451,884,352	77,596,449,826
純資産合計	73,451,884,352	77,596,449,826
負債純資産合計	73,635,732,498	77,923,818,460

(2)損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第18期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
営業収益		
受取利息	5,212	6,102
有価証券売買等損益	2,754,695,132	13,876,875,804
営業収益合計	2,754,700,344	13,876,881,906
営業費用		
支払利息	233,752	207,055
受託者報酬	25,595,009	24,573,485
委託者報酬	230,355,761	221,162,188
その他費用	902,022	896,639
営業費用合計	257,086,544	246,839,367
営業利益又は営業損失(△)	2,497,613,800	13,630,042,539
経常利益又は経常損失(△)	2,497,613,800	13,630,042,539
当期純利益又は当期純損失(△)	2,497,613,800	13,630,042,539
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	182,006,609	743,020,617
期首剰余金又は期首欠損金(△)	42,954,345,656	40,219,538,047
剰余金増加額又は欠損金減少額	182,225,959	189,352,896
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	−	−
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	182,225,959	189,352,896
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,232,640,759	4,967,888,627
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,232,640,759	4,967,888,627
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	−	−
分配金	−	−
期末剰余金又は期末欠損金(△)	40,219,538,047	48,328,024,238

(3)注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2023年2月21日から2024年2月19日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項　目	第18期 (2023年2月20日現在)	第19期 (2024年2月19日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	33,232,346,305口	29,268,425,588口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.2103円 (1万口当たりの純資産額22,103円)	1口当たり純資産額 2.6512円 (1万口当たりの純資産額26,512円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項　目	第18期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,231,158,491円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,084,448,700円)、収益調整金(5,995,245,182円)、および分配準備積立金(31,908,685,674円)より、分配対象収益は40,219,538,047円(1万口当たり12,102.53円)でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,299,342,289円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(11,587,679,633円)、収益調整金(5,432,728,836円)、および分配準備積立金(30,008,273,480円)より、分配対象収益は48,328,024,238円(1万口当たり16,512.00円)でありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第19期 (2024年2月19日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

第18期（自 2022年2月19日　至 2023年2月20日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,377,516,671円
合計	2,377,516,671円

第19期（自 2023年2月21日　至 2024年2月19日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	12,613,467,816円
合計	12,613,467,816円

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第18期 (2023年2月20日現在)	第19期 (2024年2月19日現在)
期首元本額	37,666,620,162円	33,232,346,305円
期中追加設定元本額	153,919,903円	140,275,552円
期中一部解約元本額	4,588,193,760円	4,104,196,269円

(4)附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式
該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	4,280,490,537	19,925,255,400	
	外国株式インデックス・マザーファンド	2,350,373,208	19,632,667,406	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	8,585,342,356	19,062,894,167	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	15,309,103,584	18,566,880,826	
	親投資信託受益証券　小計		77,187,697,799	
合　計			77,187,697,799	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞は、「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」および「国内債券パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」

貸借対照表

（単位：円）

	(2023年2月20日現在)	(2024年2月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	91,354,068	151,525,799
コール・ローン	1,806,565,228	6,130,638,350
株式	227,099,948,860	312,887,275,500
派生商品評価勘定	71,296,200	337,272,800
未収配当金	386,632,074	448,456,093
差入委託証拠金	85,050,000	318,139,266
流動資産合計	229,540,846,430	320,273,307,808
資産合計	229,540,846,430	320,273,307,808
負債の部		
流動負債		
前受金	60,195,000	299,540,000
未払解約金	207,364,628	401,163,556
その他未払費用	4,022	6,296
流動負債合計	267,563,650	700,709,852
負債合計	267,563,650	700,709,852
純資産の部		
元本等		
元本	66,694,933,603	68,652,536,502
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	162,578,349,177	250,920,061,454
元本等合計	229,273,282,780	319,572,597,956
純資産合計	229,273,282,780	319,572,597,956
負債純資産合計	229,540,846,430	320,273,307,808

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2023年2月20日現在)	(2024年2月19日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	66,694,933,603口	68,652,536,502口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　3.4376円 (1万口当たりの純資産額3,4376円)	1口当たり純資産額　4.6549円 (1万口当たりの純資産額4,6549円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2024年2月19日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2023年2月20日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX 先物 0503月	2,087,623,800	－	2,158,920,000	71,296,200
	小計	2,087,623,800	－	2,158,920,000	71,296,200
合　計		2,087,623,800	－	2,158,920,000	71,296,200

（2024年2月19日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX 先物 0603月	6,331,907,200	－	6,669,180,000	337,272,800
	小計	6,331,907,200	－	6,669,180,000	337,272,800
合　計		6,331,907,200	－	6,669,180,000	337,272,800

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2023年2月20日現在)	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	62,902,449,020円
同期中における追加設定元本額	11,516,103,947円
同期中における一部解約元本額	7,723,619,364円
2023年2月20日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,538,705,047円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	1,046,654,371円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	4,623,835,621円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	3,605,644,771円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	147,761,638円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	4,345,488円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	20,012,677円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	64,767,362円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	167,250,433円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	153,122,393円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	269,345,967円
国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）	1,348,113,012円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・日本株インデックスファンド	23,030,551,462円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	299,747,190円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	374,945,391円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	240,188,472円
イオン・バランス戦略ファンド	76,636,609円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	46,120,874円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	202,062,283円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	189,680,711円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	708,126,037円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	397,110,891円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	452,733,238円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	52,873,871円
三井住友ＤＳ・国内株式インデックス年金ファンド	864,398,532円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	40,587,104円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	218,482,974円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	213,292,698円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	5,969,579円
日興ＦＷＳ・日本株インデックス	1,480,422,415円
三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド	23,888,431円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	48,704円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	55,576円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	66,034円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	75,894円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	75,894円
ＳＭＡＭ・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,474,878,301円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	10,250,775円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	66,570,035円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	1,343,208,711円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	1,399,810,680円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	5,379,538,379円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	35,485,948円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定	129,345,747円

＞	
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	649,463,451円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	44,118,775円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	235,268,102円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	755,439,439円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	516,776,916円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	1,580,224,876円
ＳＭＡＭ・バランスＶＡ株４０Ｔ＜適格機関投資家限定＞	352,709円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	34,600,904円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	39,166,060円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	30,431,766円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	16,165,009円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	93,119,594円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	217,333,061円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	50,002,197円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	37,859,485円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	7,534,461円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	38,647,210円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	509,415,497円
ＳＭＡＭ・国内株式インデックスファンド・ＶＡ（適格機関投資家専用）	161,677,856円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	195,183,336円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	81,328,537円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	88,233,756円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	41,808,540円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	38,301,054円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	25,100,514円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	32,264,198円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	411,569,060円
ＳＭＤＡＭ・日米３資産バランスオープン＜適格機関投資家限定＞	16,759,020円
合　計	66,694,933,603円

（2024年2月19日現在）

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	66,694,933,603円
同期中における追加設定元本額	12,224,638,562円
同期中における一部解約元本額	10,267,035,663円
2024年2月19日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,610,932,403円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	949,961,119円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	4,265,977,635円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	3,595,634,334円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	130,598,984円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	3,203,821円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	14,229,977円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	53,239,517円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	153,254,108円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	144,511,849円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	269,291,771円
国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）	1,309,758,991円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・日本株インデックスファンド	27,132,737,932円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	221,601,247円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	300,520,430円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	171,090,572円
イオン・バランス戦略ファンド	39,912,446円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	54,537,428円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	204,850,244円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	199,716,157円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	785,479,676円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	464,369,199円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	549,442,592円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	56,885,557円
三井住友ＤＳ・国内株式インデックス年金ファンド	1,250,531,612円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	40,309,273円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	242,913,662円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	260,765,250円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	5,166,142円
日興ＦＷＳ・日本株インデックス	2,145,052,179円
三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド	93,785,449円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	6,322,843円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	3,764,569円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	5,202,001円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	1,447,722円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	954,679円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	554,713円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	9,305,882円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	44,390,170円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	28,782,101円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	13,003,454円
ＳＭＡＭ・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,256,076,772円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	9,688,938円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	41,808,833円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	849,339,497円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	1,104,911,885円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	4,280,490,537円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	28,176,463円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	103,031,751円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	579,227,237円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	32,471,530円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	180,897,773円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	613,786,918円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	397,985,143円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	1,181,339,430円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	25,855,907円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	28,373,066円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	24,833,310円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	13,994,879円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	63,823,970円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	163,440,585円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	35,139,781円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	30,414,882円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	6,584,711円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	28,852,126円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	382,031,267円
ＳＭＡＭ・国内株式インデックスファンド・ＶＡ（適格機関投資家専用）	153,717,263円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	145,695,201円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	59,423,376円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	44,183,537円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	28,268,521円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	38,577,357円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	16,635,173円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	26,525,958円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	737,175,410円
ＳＭＤＡＭ・日米３資産バランスオープン＜適格機関投資家限定＞	9,891,604円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	95,876,221円
合　計	68,652,536,502円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	4,100	3,595.000	14,739,500	
ニッスイ	115,600	944.100	109,137,960	
マルハニチロ	17,100	2,958.000	50,581,800	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
雪国まいたけ	11,400	952.000	10,852,800	
カネコ種苗	4,700	1,436.000	6,749,200	
サカタのタネ	13,200	3,830.000	50,556,000	
ホクト	10,100	1,838.000	18,563,800	
住石ホールディングス	14,400	2,131.000	30,686,400	
日鉄鉱業	4,500	5,150.000	23,175,000	
三井松島ホールディングス	6,700	3,000.000	20,100,000	
ＩＮＰＥＸ	434,300	2,033.500	883,149,050	
石油資源開発	13,300	6,200.000	82,460,000	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	5,500	2,499.000	13,744,500	
ショーボンドホールディングス	15,700	6,242.000	97,999,400	
ミライト・ワン	38,100	1,751.000	66,713,100	
タマホーム	7,600	3,965.000	30,134,000	
日本アクア	5,000	1,017.000	5,085,000	
安藤・間	66,300	1,239.000	82,145,700	
東急建設	32,300	808.000	26,098,400	
コムシスホールディングス	37,500	3,339.000	125,212,500	
ビーアールホールディングス	21,600	374.000	8,078,400	
高松コンストラクショングループ	7,200	2,723.000	19,605,600	
東建コーポレーション	3,200	9,600.000	30,720,000	
ヤマウラ	6,900	1,504.000	10,377,600	
オリエンタル白石	44,000	390.000	17,160,000	
大成建設	76,900	4,859.000	373,657,100	
大林組	293,400	1,440.500	422,642,700	
清水建設	233,600	914.800	213,697,280	
飛島建設	9,600	1,482.000	14,227,200	
長谷工コーポレーション	83,000	1,886.000	156,538,000	
松井建設	8,200	858.000	7,035,600	
錢高組	1,500	4,150.000	6,225,000	
鹿島建設	182,000	2,843.500	517,517,000	
不動テトラ	5,600	2,228.000	12,476,800	
鉄建建設	6,700	2,561.000	17,158,700	
西松建設	15,700	4,587.000	72,015,900	
三井住友建設	65,600	443.000	29,060,800	
大豊建設	3,600	3,140.000	11,304,000	
奥村組	12,900	5,080.000	65,532,000	
東鉄工業	10,900	3,035.000	33,081,500	
淺沼組	6,400	4,150.000	26,560,000	
戸田建設	109,300	958.000	104,709,400	
熊谷組	13,400	3,865.000	51,791,000	
北野建設	1,900	3,095.000	5,880,500	
矢作建設工業	11,500	1,585.000	18,227,500	
ピーエス三菱	10,900	1,057.000	11,521,300	
日本ハウスホールディングス	19,500	306.000	5,967,000	
新日本建設	11,500	1,242.000	14,283,000	
東亜道路工業	3,400	6,420.000	21,828,000	
日本道路	8,500	2,038.000	17,323,000	
東亜建設工業	7,100	4,675.000	33,192,500	
日本国土開発	24,300	521.000	12,660,300	
若築建設	3,900	3,140.000	12,246,000	
東洋建設	26,300	1,322.000	34,768,600	
五洋建設	114,800	764.400	87,753,120	
世紀東急工業	10,800	1,938.000	20,930,400	
福田組	3,100	5,330.000	16,523,000	
住友林業	71,600	4,109.000	294,204,400	
日本基礎技術	2,500	453.000	1,132,500	
巴コーポレーション	11,500	655.000	7,532,500	
大和ハウス工業	225,400	4,337.000	977,559,800	
ライト工業	14,400	1,895.000	27,288,000	
積水ハウス	247,400	3,292.000	814,440,800	
日特建設	8,200	1,152.000	9,446,400	
ユアテック	17,800	1,260.000	22,428,000	
日本リーテック	7,700	1,243.000	9,571,100	
四電工	3,500	4,000.000	14,000,000	
中電工	11,500	2,953.000	33,959,500	
関電工	49,000	1,593.000	78,057,000	
きんでん	56,500	2,650.000	149,725,000	
東京エネシス	8,700	1,165.000	10,135,500	
トーエネック	2,900	5,190.000	15,051,000	
住友電設	7,400	3,075.000	22,755,000	
日本電設工業	13,200	2,091.000	27,601,200	
エクシオグループ	38,000	3,117.000	118,446,000	
新日本空調	5,300	2,862.000	15,168,600	
九電工	19,700	5,710.000	112,487,000	
三機工業	16,900	1,913.000	32,329,700	
日揮ホールディングス	81,600	1,412.000	115,219,200	
中外炉工業	3,300	2,829.000	9,335,700	
ヤマト	7,000	974.000	6,818,000	
太平電業	5,000	4,460.000	22,300,000	
高砂熱学工業	19,600	4,390.000	86,044,000	
三晃金属工業	1,300	4,955.000	6,441,500	
朝日工業社	4,000	2,986.000	11,944,000	
明星工業	16,000	1,230.000	19,680,000	
大氣社	9,200	4,885.000	44,942,000	
ダイダン	10,600	1,811.000	19,196,600	
日比谷総合設備	6,900	2,560.000	17,664,000	
テスホールディングス	18,200	448.000	8,153,600	
インフロニア・ホールディングス	94,300	1,500.000	141,450,000	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
東洋エンジニアリング	11,300	848.000	9,582,400	
レイズネクスト	11,400	2,349.000	26,778,600	
ニップン	21,400	2,399.000	51,338,600	
日清製粉グループ本社	76,500	2,137.000	163,480,500	
日東富士製粉	1,700	5,370.000	9,129,000	
昭和産業	6,700	3,455.000	23,148,500	
鳥越製粉	10,700	730.000	7,811,000	
中部飼料	11,300	1,280.000	14,464,000	
フィード・ワン	12,900	1,015.000	13,093,500	
日本甜菜製糖	5,200	2,120.000	11,024,000	
ＤＭ三井製糖ホールディングス	7,900	3,280.000	25,912,000	
ウェルネオシュガー	4,700	2,282.000	10,725,400	
森永製菓	34,800	2,748.000	95,630,400	
中村屋	2,800	3,130.000	8,764,000	
江崎グリコ	23,200	4,697.000	108,970,400	
井村屋グループ	4,800	2,459.000	11,803,200	
不二家	5,700	2,507.000	14,289,900	
山崎製パン	55,500	3,907.000	216,838,500	
モロゾフ	2,800	4,150.000	11,620,000	
亀田製菓	5,100	4,430.000	22,593,000	
寿スピリッツ	43,000	1,928.000	82,904,000	
カルビー	37,300	3,155.000	117,681,500	
森永乳業	29,600	3,156.000	93,417,600	
六甲バター	6,300	1,379.000	8,687,700	
ヤクルト本社	118,000	3,158.000	372,644,000	
明治ホールディングス	100,900	3,461.000	349,214,900	
雪印メグミルク	19,500	2,219.000	43,270,500	
プリマハム	10,600	2,283.000	24,199,800	
日本ハム	35,600	5,284.000	188,110,400	
丸大食品	8,400	1,652.000	13,876,800	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	8,900	3,195.000	28,435,500	
柿安本店	3,300	2,592.000	8,553,600	
伊藤ハム米久ホールディングス	12,100	4,150.000	50,215,000	
サッポロホールディングス	27,600	7,051.000	194,607,600	
アサヒグループホールディングス	189,900	5,327.000	1,011,597,300	
キリンホールディングス	340,400	2,148.500	731,349,400	
宝ホールディングス	54,800	1,187.000	65,047,600	
オエノンホールディングス	26,200	351.000	9,196,200	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	65,100	1,907.500	124,178,250	
ライフドリンク　カンパニー	1,700	5,110.000	8,687,000	
サントリー食品インターナショナル	57,700	4,737.000	273,324,900	
ダイドーグループホールディングス	9,000	3,030.000	27,270,000	
伊藤園	28,100	4,254.000	119,537,400	
キーコーヒー	8,400	2,047.000	17,194,800	
日清オイリオグループ	11,300	5,100.000	57,630,000	
不二製油グループ本社	18,900	2,399.000	45,341,100	
かどや製油	1,800	3,810.000	6,858,000	
Ｊ－オイルミルズ	8,300	1,942.000	16,118,600	
キッコーマン	54,500	9,336.000	508,812,000	
味の素	195,800	5,670.000	1,110,186,000	
ブルドックソース	4,700	2,123.000	9,978,100	
キユーピー	43,800	2,726.500	119,420,700	
ハウス食品グループ本社	26,800	3,146.000	84,312,800	
カゴメ	36,400	3,604.000	131,185,600	
アリアケジャパン	7,200	5,700.000	41,040,000	
エバラ食品工業	2,800	2,921.000	8,178,800	
ニチレイ	37,700	3,747.000	141,261,900	
東洋水産	41,800	8,549.000	357,348,200	
イートアンドホールディングス	4,100	2,132.000	8,741,200	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,800	1,268.000	7,354,400	
日清食品ホールディングス	87,000	4,442.000	386,454,000	
永谷園ホールディングス	4,200	2,205.000	9,261,000	
フジッコ	7,600	1,945.000	14,782,000	
ロック・フィールド	9,100	1,675.000	15,242,500	
日本たばこ産業	499,800	3,912.000	1,955,217,600	
ケンコーマヨネーズ	6,300	2,120.000	13,356,000	
わらべや日洋ホールディングス	6,200	2,832.000	17,558,400	
なとり	5,400	2,153.000	11,626,200	
ファーマフーズ	11,800	989.000	11,670,200	
ユーグレナ	51,500	640.000	32,960,000	
紀文食品	7,100	1,191.000	8,456,100	
ピックルスホールディングス	5,200	1,258.000	6,541,600	
ミヨシ油脂	5,200	1,250.000	6,500,000	
理研ビタミン	7,200	2,430.000	17,496,000	
片倉工業	9,000	1,800.000	16,200,000	
グンゼ	5,900	5,650.000	33,335,000	
東洋紡	36,100	1,081.000	39,024,100	
ユニチカ	30,500	158.000	4,819,000	
富士紡ホールディング	3,500	4,465.000	15,627,500	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
ス				
倉敷紡績	6,600	3,100.000	20,460,000	
シキボウ	6,100	1,200.000	7,320,000	
日本毛織	21,800	1,371.000	29,887,800	
帝国繊維	9,300	2,137.000	19,874,100	
帝人	81,200	1,259.500	102,271,400	
東レ	561,800	695.100	390,507,180	
ダイニック	6,300	761.000	4,794,300	
セーレン	16,000	2,429.000	38,864,000	
小松マテーレ	13,300	781.000	10,387,300	
ワコールホールディングス	16,700	3,639.000	60,771,300	
ホギメディカル	11,200	3,555.000	39,816,000	
ＴＳＩホールディングス	28,500	702.000	20,007,000	
ワールド	10,800	1,970.000	21,276,000	
三陽商会	2,800	2,736.000	7,660,800	
オンワードホールディングス	54,600	527.000	28,774,200	
ルックホールディングス	3,700	2,455.000	9,083,500	
ゴールドウイン	14,800	9,057.000	134,043,600	
デサント	14,300	3,200.000	45,760,000	
特種東海製紙	4,000	3,835.000	15,340,000	
王子ホールディングス	344,800	570.000	196,536,000	
日本製紙	44,400	1,165.000	51,726,000	
北越コーポレーション	49,600	1,322.000	65,571,200	
大王製紙	37,000	1,091.500	40,385,500	
レンゴー	75,900	1,015.500	77,076,450	
トーモク	5,400	2,297.000	12,403,800	
ザ・パック	6,200	3,815.000	23,653,000	
北の達人コーポレーション	37,700	229.000	8,633,300	
クラレ	122,300	1,519.500	185,834,850	
旭化成	558,400	1,049.500	586,040,800	
レゾナック・ホールディングス	80,900	3,260.000	263,734,000	
住友化学	622,100	313.600	195,090,560	
住友精化	3,500	5,070.000	17,745,000	
日産化学	40,000	6,237.000	249,480,000	
ラサ工業	3,500	2,321.000	8,123,500	
クレハ	20,400	2,677.000	54,610,800	
多木化学	3,300	3,755.000	12,391,500	
テイカ	5,900	1,386.000	8,177,400	
石原産業	14,800	1,513.000	22,392,400	
日本曹達	8,800	5,960.000	52,448,000	
東ソー	113,000	1,999.000	225,887,000	
トクヤマ	26,600	2,339.500	62,230,700	
セントラル硝子	13,300	2,905.000	38,636,500	
東亞合成	41,100	1,520.000	62,472,000	
大阪ソーダ	5,800	11,480.000	66,584,000	
関東電化工業	16,400	943.000	15,465,200	
デンカ	30,100	2,528.000	76,092,800	
信越化学工業	758,200	6,178.000	4,684,159,600	
堺化学工業	6,300	1,994.000	12,562,200	
第一稀元素化学工業	8,000	927.000	7,416,000	
エア・ウォーター	80,000	2,202.000	176,160,000	
日本酸素ホールディングス	82,000	4,159.000	341,038,000	
日本化学工業	3,000	2,150.000	6,450,000	
日本パーカライジング	39,800	1,270.000	50,546,000	
高圧ガス工業	12,800	878.000	11,238,400	
四国化成ホールディングス	11,000	1,760.000	19,360,000	
戸田工業	2,100	1,640.000	3,444,000	
ステラ　ケミファ	5,000	3,890.000	19,450,000	
保土谷化学工業	2,400	3,540.000	8,496,000	
日本触媒	12,600	5,702.000	71,845,200	
大日精化工業	5,800	2,757.000	15,990,600	
カネカ	21,000	3,718.000	78,078,000	
三菱瓦斯化学	63,000	2,642.500	166,477,500	
三井化学	69,000	4,067.000	280,623,000	
ＪＳＲ	77,200	4,060.000	313,432,000	
東京応化工業	39,900	4,140.000	165,186,000	
大阪有機化学工業	6,800	3,005.000	20,434,000	
三菱ケミカルグループ	604,200	862.000	520,820,400	
ＫＨネオケム	13,300	2,279.000	30,310,700	
ダイセル	117,400	1,438.000	168,821,200	
住友ベークライト	12,200	8,136.000	99,259,200	
積水化学工業	169,000	2,092.000	353,548,000	
日本ゼオン	59,000	1,284.500	75,785,500	
アイカ工業	22,000	3,535.000	77,770,000	
ＵＢＥ	42,300	2,582.000	109,218,600	
積水樹脂	11,300	2,518.000	28,453,400	
タキロンシーアイ	18,900	639.000	12,077,100	
旭有機材	5,500	3,965.000	21,807,500	
ニチバン	5,700	1,871.000	10,664,700	
リケンテクノス	18,200	960.000	17,472,000	
大倉工業	4,000	3,135.000	12,540,000	
群栄化学工業	2,100	3,660.000	7,686,000	
ミライアル	2,700	1,462.000	3,947,400	
ダイキョーニシカワ	18,600	733.000	13,633,800	
森六ホールディングス	4,400	2,782.000	12,240,800	
恵和	6,100	1,209.000	7,374,900	
日本化薬	64,000	1,306.500	83,616,000	
カーリットホールディングス	8,700	993.000	8,639,100	

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額		備考
		単価	金額	
日本精化	4,800	2,647.000	12,705,600	
扶桑化学工業	7,500	4,665.000	34,987,500	
トリケミカル研究所	11,000	4,180.000	45,980,000	
ＡＤＥＫＡ	30,000	3,004.000	90,120,000	
日油	25,500	7,160.000	182,580,000	
ハリマ化成グループ	5,800	899.000	5,214,200	
花王	188,100	5,651.000	1,062,953,100	
第一工業製薬	3,300	3,170.000	10,461,000	
石原ケミカル	4,200	1,882.000	7,904,400	
三洋化成工業	4,800	4,185.000	20,088,000	
大日本塗料	10,800	1,087.000	11,739,600	
日本ペイントホールディングス	446,000	1,105.000	492,830,000	
関西ペイント	83,000	2,296.500	190,609,500	
中国塗料	14,500	2,100.000	30,450,000	
日本特殊塗料	5,200	1,368.000	7,113,600	
藤倉化成	12,900	453.000	5,843,700	
太陽ホールディングス	12,300	3,205.000	39,421,500	
ＤＩＣ	33,000	3,020.000	99,660,000	
サカタインクス	18,300	1,390.000	25,437,000	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	17,200	2,904.000	49,948,800	
富士フイルムホールディングス	156,400	9,441.000	1,476,572,400	
資生堂	174,600	4,175.000	728,955,000	
ライオン	111,000	1,317.000	146,187,000	
高砂香料工業	5,600	3,430.000	19,208,000	
マンダム	17,900	1,311.000	23,466,900	
ミルボン	11,700	3,499.000	40,938,300	
ファンケル	36,300	2,125.000	77,137,500	
コーセー	17,000	8,436.000	143,412,000	
コタ	8,000	1,584.000	12,672,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	42,600	1,464.000	62,366,400	
ノエビアホールディングス	7,300	5,240.000	38,252,000	
新日本製薬	5,000	1,723.000	8,615,000	
Ｉ－ｎｅ	1,100	2,093.000	2,302,300	
アクシージア	4,800	851.000	4,084,800	
エステー	7,100	1,549.000	10,997,900	
アグロ　カネショウ	3,900	1,267.000	4,941,300	
コニシ	27,400	1,386.000	37,976,400	
長谷川香料	15,800	3,190.000	50,402,000	
小林製薬	25,000	6,099.000	152,475,000	
荒川化学工業	7,700	1,121.000	8,631,700	
メック	6,700	4,180.000	28,006,000	
日本高純度化学	2,400	2,741.000	6,578,400	
タカラバイオ	22,200	1,069.000	23,731,800	
ＪＣＵ	9,200	4,040.000	37,168,000	
新田ゼラチン	6,000	678.000	4,068,000	
ＯＡＴアグリオ	2,800	1,690.000	4,732,000	
デクセリアルズ	23,000	5,976.000	137,448,000	
アース製薬	7,400	4,175.000	30,895,000	
北興化学工業	9,600	1,074.000	10,310,400	
大成ラミック	3,500	3,075.000	10,762,500	
クミアイ化学工業	33,100	831.000	27,506,100	
日本農薬	15,900	715.000	11,368,500	
アキレス	5,700	1,483.000	8,453,100	
有沢製作所	14,400	1,158.000	16,675,200	
日東電工	55,900	14,045.000	785,115,500	
レック	12,800	1,097.000	14,041,600	
三光合成	11,700	642.000	7,511,400	
きもと	21,600	207.000	4,471,200	
藤森工業	6,300	3,870.000	24,381,000	
前澤化成工業	5,900	1,574.000	9,286,600	
未来工業	3,200	5,260.000	16,832,000	
ＪＳＰ	6,000	2,182.000	13,092,000	
エフピコ	15,900	2,870.000	45,633,000	
天馬	6,400	2,414.000	15,449,600	
信越ポリマー	14,800	1,619.000	23,961,200	
東リ	20,000	400.000	8,000,000	
ニフコ	29,200	3,749.000	109,470,800	
バルカー	6,800	4,450.000	30,260,000	
ユニ・チャーム	173,300	5,174.000	896,654,200	
協和キリン	104,500	2,858.000	298,661,000	
武田薬品工業	743,800	4,435.000	3,298,753,000	
アステラス製薬	739,900	1,682.500	1,244,881,750	
住友ファーマ	71,500	368.000	26,312,000	
塩野義製薬	106,600	7,135.000	760,591,000	
日本新薬	23,200	4,962.000	115,118,400	
中外製薬	263,100	5,779.000	1,520,454,900	
科研製薬	17,500	3,588.000	62,790,000	
エーザイ	102,600	6,297.000	646,072,200	
ロート製薬	83,400	2,944.500	245,571,300	
小野薬品工業	181,300	2,418.000	438,383,400	
久光製薬	19,900	4,030.000	80,197,000	
持田製薬	11,000	3,175.000	34,925,000	
参天製薬	157,900	1,539.000	243,008,100	
扶桑薬品工業	4,000	2,212.000	8,848,000	
ツムラ	29,500	2,766.500	81,611,750	
キッセイ薬品工業	15,500	3,320.000	51,460,000	
生化学工業	15,900	760.000	12,084,000	
栄研化学	17,000	1,896.000	32,232,000	
鳥居薬品	5,000	4,030.000	20,150,000	
ＪＣＲファーマ	30,000	928.000	27,840,000	
東和薬品	14,500	3,065.000	44,442,500	
富士製薬工業	7,900	1,796.000	14,188,400	
ゼリア新薬工業	11,300	2,173.000	24,554,900	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
そーせいグループ	29,300	1,382.000	40,492,600	
第一三共	730,700	4,873.000	3,560,701,100	
杏林製薬	17,400	1,772.000	30,832,800	
大幸薬品	18,100	336.000	6,081,600	
ダイト	8,000	1,987.000	15,896,000	
大塚ホールディングス	175,700	5,512.000	968,458,400	
ペプチドリーム	45,000	1,550.000	69,750,000	
セルソース	2,800	1,312.000	3,673,600	
あすか製薬ホールディングス	9,700	2,045.000	19,836,500	
サワイグループホールディングス	20,800	5,900.000	122,720,000	
日本コークス工業	83,300	118.000	9,829,400	
ニチレキ	9,600	2,439.000	23,414,400	
ユシロ化学工業	6,100	2,168.000	13,224,800	
富士石油	22,100	339.000	7,491,900	
出光興産	468,000	927.500	434,070,000	
ＥＮＥＯＳホールディングス	1,320,500	653.900	863,474,950	
コスモエネルギーホールディングス	25,400	6,552.000	166,420,800	
横浜ゴム	42,700	4,052.000	173,020,400	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	48,700	2,872.000	139,866,400	
ブリヂストン	244,700	6,288.000	1,538,673,600	
住友ゴム工業	83,000	1,754.000	145,582,000	
オカモト	4,100	4,855.000	19,905,500	
フコク	5,000	1,550.000	7,750,000	
ニッタ	8,200	3,740.000	30,668,000	
住友理工	13,800	1,115.000	15,387,000	
三ツ星ベルト	11,300	4,920.000	55,596,000	
バンドー化学	12,700	1,717.000	21,805,900	
日東紡績	10,800	4,905.000	52,974,000	
ＡＧＣ	74,000	5,420.000	401,080,000	
日本山村硝子	2,600	1,480.000	3,848,000	
日本電気硝子	33,500	3,589.000	120,231,500	
オハラ	5,300	1,176.000	6,232,800	
住友大阪セメント	12,900	3,665.000	47,278,500	
太平洋セメント	52,600	3,254.000	171,160,400	
日本ヒューム	9,800	878.000	8,604,400	
日本コンクリート工業	21,500	456.000	9,804,000	
三谷セキサン	4,000	5,680.000	22,720,000	
アジアパイルホールディングス	17,400	791.000	13,763,400	
東海カーボン	76,300	1,030.500	78,627,150	
日本カーボン	4,900	5,440.000	26,656,000	
東洋炭素	6,100	6,820.000	41,602,000	
ノリタケカンパニーリミテド	4,800	7,990.000	38,352,000	
ＴＯＴＯ	54,500	3,747.000	204,211,500	
日本碍子	95,900	1,923.500	184,463,650	
日本特殊陶業	68,700	4,319.000	296,715,300	
ダントーホールディングス	5,000	949.000	4,745,000	
ＭＡＲＵＷＡ	3,200	31,500.000	100,800,000	
品川リフラクトリーズ	13,000	2,103.000	27,339,000	
黒崎播磨	2,000	13,760.000	27,520,000	
ヨータイ	6,200	1,445.000	8,959,000	
東京窯業	13,600	472.000	6,419,200	
フジミインコーポレーテッド	22,800	3,270.000	74,556,000	
ニチアス	22,000	3,745.000	82,390,000	
ニチハ	10,800	3,500.000	37,800,000	
日本製鉄	385,800	3,585.000	1,383,093,000	
神戸製鋼所	175,800	2,035.500	357,840,900	
中山製鋼所	18,000	933.000	16,794,000	
合同製鐵	4,500	6,020.000	27,090,000	
ＪＦＥホールディングス	240,500	2,332.500	560,966,250	
東京製鐵	24,100	1,720.000	41,452,000	
共英製鋼	9,600	2,292.000	22,003,200	
大和工業	15,800	8,533.000	134,821,400	
東京鐵鋼	4,300	5,370.000	23,091,000	
大阪製鐵	5,300	2,369.000	12,555,700	
淀川製鋼所	9,300	4,280.000	39,804,000	
中部鋼鈑	7,300	2,524.000	18,425,200	
丸一鋼管	25,700	3,994.000	102,645,800	
モリ工業	2,000	4,785.000	9,570,000	
大同特殊鋼	53,500	1,770.500	94,721,750	
日本冶金工業	6,200	4,550.000	28,210,000	
山陽特殊製鋼	8,200	2,230.000	18,286,000	
愛知製鋼	5,100	3,530.000	18,003,000	
日本金属	3,600	857.000	3,085,200	
大平洋金属	6,300	1,404.000	8,845,200	
新日本電工	50,900	304.000	15,473,600	
栗本鐵工所	4,600	3,300.000	15,180,000	
三菱製鋼	5,800	1,436.000	8,328,800	
日本精線	1,300	5,720.000	7,436,000	
新家工業	2,000	3,530.000	7,060,000	
大紀アルミニウム工業所	12,200	1,240.000	15,128,000	
日本軽金属ホールディングス	23,900	1,737.000	41,514,300	
三井金属鉱業	25,700	4,385.000	112,694,500	
三菱マテリアル	62,300	2,622.000	163,350,600	
住友金属鉱山	100,600	4,105.000	412,963,000	
ＤＯＷＡホールディングス	21,100	5,616.000	118,497,600	
古河機械金属	12,900	1,777.000	22,923,300	
大阪チタニウムテクノロジーズ	15,100	2,756.000	41,615,600	
東邦チタニウム	17,900	1,756.000	31,432,400	
ＵＡＣＪ	12,000	4,175.000	50,100,000	
ＣＫサンエツ	2,400	3,840.000	9,216,000	
古河電気工業	29,500	2,899.500	85,535,250	
住友電気工業	321,000	2,151.500	690,631,500	
フジクラ	103,300	1,759.500	181,756,350	
ＳＷＣＣ	9,700	3,340.000	32,398,000	
平河ヒューテック	5,500	1,358.000	7,469,000	
リョービ	9,300	2,660.000	24,738,000	
アーレスティ	8,500	786.000	6,681,000	
ＡＲＥホールディングス	34,600	1,958.000	67,746,800	
稲葉製作所	6,200	1,515.000	9,393,000	
宮地エンジニアリンググループ	4,800	3,965.000	19,032,000	
トーカロ	22,100	1,618.000	35,757,800	
アルファ	4,200	1,643.000	6,900,600	
ＳＵＭＣＯ	154,200	2,210.000	340,782,000	
川田テクノロジーズ	2,300	9,110.000	20,953,000	
ＲＳ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＩＥＳ	5,900	2,591.000	15,286,900	
信和	9,900	745.000	7,375,500	
東洋製罐グループホールディングス	51,100	2,495.500	127,520,050	
ホッカンホールディングス	5,500	1,850.000	10,175,000	
横河ブリッジホールディングス	10,500	2,766.000	29,043,000	
三和ホールディングス	85,400	2,656.000	226,822,400	
文化シヤッター	24,000	1,606.000	38,544,000	
三協立山	10,700	886.000	9,480,200	
アルインコ	7,600	1,046.000	7,949,600	
ＬＩＸＩＬ	136,100	1,961.000	266,892,100	
ノーリツ	13,800	1,654.000	22,825,200	
長府製作所	8,400	2,103.000	17,665,200	
リンナイ	46,200	3,527.000	162,947,400	
日東精工	13,700	580.000	7,946,000	
岡部	16,500	826.000	13,629,000	
ジーテクト	9,300	2,007.000	18,665,100	
東プレ	14,900	2,295.000	34,195,500	
高周波熱錬	14,000	1,080.000	15,120,000	
東京製綱	5,700	1,555.000	8,863,500	
パイオラックス	11,600	2,685.000	31,146,000	
エイチワン	9,600	690.000	6,624,000	
日本発条	75,100	1,472.500	110,584,750	
立川ブラインド工業	4,600	1,466.000	6,743,600	
三益半導体工業	6,400	3,160.000	20,224,000	
日本製鋼所	22,900	2,497.000	57,181,300	
三浦工業	34,600	2,961.000	102,450,600	
タクマ	25,200	1,911.000	48,157,200	
ツガミ	18,000	1,149.000	20,682,000	
オークマ	8,100	7,060.000	57,186,000	
芝浦機械	8,300	3,400.000	28,220,000	
アマダ	132,300	1,605.000	212,341,500	
アイダエンジニアリング	16,400	846.000	13,874,400	
ＦＵＪＩ	38,100	2,616.500	99,688,650	
牧野フライス製作所	9,100	5,770.000	52,507,000	
オーエスジー	38,200	2,105.500	80,430,100	
旭ダイヤモンド工業	23,100	865.000	19,981,500	
ＤＭＧ森精機	51,000	3,377.000	172,227,000	
ソディック	22,400	723.000	16,195,200	
ディスコ	40,700	43,540.000	1,772,078,000	
日東工器	4,400	1,915.000	8,426,000	
日進工具	7,100	1,000.000	7,100,000	
豊和工業	5,500	765.000	4,207,500	
石川製作所	3,100	1,199.000	3,716,900	
リケンＮＰＲ	7,000	2,998.000	20,986,000	
島精機製作所	13,500	1,405.000	18,967,500	
オプトラン	13,700	1,790.000	24,523,000	
ＮＣホールディングス	2,000	1,512.000	3,024,000	
イワキ	6,300	2,343.000	14,760,900	
フリュー	9,200	1,234.000	11,352,800	
ヤマシンフィルタ	21,800	361.000	7,869,800	
日阪製作所	8,800	985.000	8,668,000	
やまびこ	13,300	1,830.000	24,339,000	
野村マイクロ・サイエンス	3,000	14,280.000	42,840,000	
平田機工	4,000	7,520.000	30,080,000	
ＰＥＧＡＳＵＳ	11,000	464.000	5,104,000	
マルマエ	4,300	1,930.000	8,299,000	
タツモ	5,200	3,845.000	19,994,000	
ナブテスコ	52,500	2,442.500	128,231,250	
三井海洋開発	10,600	3,035.000	32,171,000	
レオン自動機	9,100	1,398.000	12,721,800	
ＳＭＣ	25,200	82,860.000	2,088,072,000	
ホソカワミクロン	5,700	4,250.000	24,225,000	
ユニオンツール	3,600	3,785.000	13,626,000	
瑞光	6,500	1,827.000	11,875,500	
オイレス工業	11,100	2,054.000	22,799,400	
日精エー・エス・ビー機械	3,400	4,360.000	14,824,000	
サトーホールディングス	11,600	2,243.000	26,018,800	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
技研製作所	8,100	2,098.000	16,993,800	
日本エアーテック	5,400	1,157.000	6,247,800	
日精樹脂工業	6,900	1,132.000	7,810,800	
ワイエイシイホールディングス	2,700	2,294.000	6,193,800	
小松製作所	394,400	4,319.000	1,703,413,600	
住友重機械工業	48,900	4,489.000	219,512,100	
日立建機	33,400	4,219.000	140,914,600	
日工	12,800	761.000	9,740,800	
巴工業	3,800	3,730.000	14,174,000	
井関農機	8,400	1,009.000	8,475,600	
ＴＯＷＡ	9,700	7,830.000	75,951,000	
ローツェ	4,500	19,860.000	89,370,000	
クボタ	440,400	2,182.500	961,173,000	
荏原実業	4,500	3,170.000	14,265,000	
三菱化工機	2,900	3,850.000	11,165,000	
月島ホールディングス	11,500	1,327.000	15,260,500	
帝国電機製作所	5,900	2,704.000	15,953,600	
新東工業	16,700	1,150.000	19,205,000	
澁谷工業	8,000	3,135.000	25,080,000	
アイチコーポレーション	11,800	1,113.000	13,133,400	
小森コーポレーション	19,300	1,305.000	25,186,500	
鶴見製作所	6,300	3,315.000	20,884,500	
酒井重工業	1,400	6,480.000	9,072,000	
荏原製作所	34,700	11,000.000	381,700,000	
酉島製作所	7,600	2,500.000	19,000,000	
北越工業	8,700	2,493.000	21,689,100	
ダイキン工業	100,600	21,420.000	2,154,852,000	
オルガノ	11,500	6,760.000	77,740,000	
トーヨーカネツ	3,400	4,500.000	15,300,000	
栗田工業	47,200	5,881.000	277,583,200	
椿本チエイン	11,500	4,695.000	53,992,500	
大同工業	6,300	753.000	4,743,900	
木村化工機	8,700	721.000	6,272,700	
アネスト岩田	14,100	1,331.000	18,767,100	
ダイフク	142,200	3,332.000	473,810,400	
サムコ	2,300	5,020.000	11,546,000	
加藤製作所	4,300	1,425.000	6,127,500	
タダノ	47,500	1,300.500	61,773,750	
フジテック	24,600	3,699.000	90,995,400	
ＣＫＤ	23,900	2,767.000	66,131,300	
平和	27,700	2,070.000	57,339,000	
理想科学工業	7,200	3,275.000	23,580,000	
ＳＡＮＫＹＯ	19,600	9,089.000	178,144,400	
日本金銭機械	9,900	1,424.000	14,097,600	
マースグループホールディングス	5,100	2,826.000	14,412,600	
フクシマガリレイ	6,100	5,780.000	35,258,000	
ダイコク電機	4,700	4,390.000	20,633,000	
竹内製作所	15,100	5,120.000	77,312,000	
アマノ	23,600	3,732.000	88,075,200	
ＪＵＫＩ	13,700	502.000	6,877,400	
ジャノメ	9,400	683.000	6,420,200	
マックス	10,500	3,100.000	32,550,000	
グローリー	20,100	2,905.000	58,390,500	
新晃工業	8,200	3,085.000	25,297,000	
大和冷機工業	12,400	1,470.000	18,228,000	
セガサミーホールディングス	75,500	1,795.500	135,560,250	
ＴＰＲ	9,300	2,121.000	19,725,300	
ツバキ・ナカシマ	19,100	765.000	14,611,500	
ホシザキ	49,700	5,436.000	270,169,200	
大豊工業	8,300	832.000	6,905,600	
日本精工	152,800	790.900	120,849,520	
ＮＴＮ	182,300	289.000	52,684,700	
ジェイテクト	73,400	1,350.000	99,090,000	
不二越	6,300	3,325.000	20,947,500	
日本トムソン	20,600	607.000	12,504,200	
ＴＨＫ	48,100	3,092.000	148,725,200	
ユーシン精機	7,700	674.000	5,189,800	
前澤給装工業	6,300	1,299.000	8,183,700	
イーグル工業	9,300	1,806.000	16,795,800	
前澤工業	5,600	1,063.000	5,952,800	
日本ピラー工業	7,800	5,530.000	43,134,000	
キッツ	30,000	1,288.000	38,640,000	
マキタ	97,900	3,857.000	377,600,300	
三井Ｅ＆Ｓ	35,800	1,241.000	44,427,800	
日立造船	71,500	1,039.000	74,288,500	
三菱重工業	147,600	11,270.000	1,663,452,000	
ＩＨＩ	63,700	3,138.000	199,890,600	
スター精密	15,100	1,646.000	24,854,600	
日清紡ホールディングス	64,000	1,257.500	80,480,000	
イビデン	43,700	7,157.000	312,760,900	
コニカミノルタ	180,000	473.600	85,248,000	
ブラザー工業	111,300	2,502.500	278,528,250	
ミネベアミツミ	145,400	3,039.000	441,870,600	
日立製作所	405,600	12,185.000	4,942,236,000	
三菱電機	939,100	2,276.000	2,137,391,600	
富士電機	50,900	9,064.000	461,357,600	
東洋電機製造	5,000	1,062.000	5,310,000	
安川電機	91,000	5,439.000	494,949,000	
シンフォニア　テクノロジー	10,000	2,510.000	25,100,000	
明電舎	14,700	2,730.000	40,131,000	
オリジン	3,500	1,223.000	4,280,500	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
山洋電気	3,600	6,070.000	21,852,000	
デンヨー	6,900	2,342.000	16,159,800	
ＰＨＣホールディングス	13,400	1,327.000	17,781,800	
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	32,500	4,710.000	153,075,000	
ソシオネクスト	60,000	3,842.000	230,520,000	
東芝テック	11,300	3,040.000	34,352,000	
芝浦メカトロニクス	5,200	6,710.000	34,892,000	
マブチモーター	41,400	2,831.500	117,224,100	
ニデック	186,500	5,724.000	1,067,526,000	
トレックス・セミコンダクター	4,100	1,836.000	7,527,600	
東光高岳	5,300	2,393.000	12,682,900	
ダブル・スコープ	25,300	756.000	19,126,800	
ダイヘン	8,100	7,070.000	57,267,000	
ヤーマン	15,200	1,019.000	15,488,800	
ＪＶＣケンウッド	69,200	715.000	49,478,000	
ミマキエンジニアリング	9,000	1,003.000	9,027,000	
Ｉ－ＰＥＸ	6,200	1,785.000	11,067,000	
大崎電気工業	21,500	673.000	14,469,500	
オムロン	64,500	5,535.000	357,007,500	
日東工業	11,200	4,250.000	47,600,000	
ＩＤＥＣ	12,300	2,807.000	34,526,100	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	31,800	2,722.500	86,575,500	
サクサホールディングス	2,000	3,170.000	6,340,000	
メルコホールディングス	3,000	3,220.000	9,660,000	
日本電気	111,000	9,958.000	1,105,338,000	
富士通	77,700	23,455.000	1,822,453,500	
沖電気工業	37,500	1,112.000	41,700,000	
電気興業	3,700	2,114.000	7,821,800	
サンケン電気	7,700	7,872.000	60,614,400	
アイホン	4,900	2,810.000	13,769,000	
ルネサスエレクトロニクス	551,900	2,402.000	1,325,663,800	
セイコーエプソン	106,700	2,420.000	258,214,000	
ワコム	63,400	631.000	40,005,400	
アルバック	19,700	8,742.000	172,217,400	
アクセル	4,600	1,968.000	9,052,800	
ＥＩＺＯ	6,100	5,110.000	31,171,000	
日本信号	19,000	965.000	18,335,000	
京三製作所	19,500	458.000	8,931,000	
能美防災	11,200	2,280.000	25,536,000	
ホーチキ	6,700	2,239.000	15,001,300	
エレコム	19,900	1,613.000	32,098,700	
パナソニック　ホールディングス	997,400	1,419.500	1,415,809,300	
シャープ	138,500	820.000	113,570,000	
アンリツ	59,000	1,161.500	68,528,500	
富士通ゼネラル	23,800	1,986.500	47,278,700	
ソニーグループ	590,900	13,475.000	7,962,377,500	
ＴＤＫ	133,200	7,779.000	1,036,162,800	
帝国通信工業	4,100	1,876.000	7,691,600	
タムラ製作所	36,200	570.000	20,634,000	
アルプスアルパイン	74,600	1,032.000	76,987,200	
日本電波工業	10,800	1,374.000	14,839,200	
鈴木	5,500	1,155.000	6,352,500	
メイコー	9,100	4,410.000	40,131,000	
日本トリム	2,200	3,230.000	7,106,000	
ローランド　ディー．ジー．	4,600	5,020.000	23,092,000	
フォスター電機	8,700	1,126.000	9,796,200	
ＳＭＫ	2,500	2,443.000	6,107,500	
ヨコオ	7,300	1,556.000	11,358,800	
ホシデン	19,300	1,988.000	38,368,400	
ヒロセ電機	12,500	16,075.000	200,937,500	
日本航空電子工業	19,200	2,750.000	52,800,000	
ＴＯＡ	10,100	1,128.000	11,392,800	
マクセル	17,400	1,565.000	27,231,000	
古野電気	11,500	2,181.000	25,081,500	
スミダコーポレーション	11,300	1,194.000	13,492,200	
アイコム	3,600	3,455.000	12,438,000	
リオン	3,800	2,653.000	10,081,400	
横河電機	91,100	3,070.000	279,677,000	
新電元工業	3,400	3,090.000	10,506,000	
アズビル	57,600	4,578.000	263,692,800	
東亜ディーケーケー	6,000	987.000	5,922,000	
日本光電工業	35,000	4,182.000	146,370,000	
チノー	4,000	2,305.000	9,220,000	
日本電子材料	7,800	2,055.000	16,029,000	
堀場製作所	15,900	14,130.000	224,667,000	
アドバンテスト	240,300	6,796.000	1,633,078,800	
エスペック	7,100	2,662.000	18,900,200	
キーエンス	83,500	68,780.000	5,743,130,000	
日置電機	4,100	6,820.000	27,962,000	
シスメックス	72,000	8,170.000	588,240,000	
日本マイクロニクス	15,400	6,000.000	92,400,000	
メガチップス	6,800	4,265.000	29,002,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	6,400	3,705.000	23,712,000	
コーセル	10,600	1,535.000	16,271,000	
イリソ電子工業	7,600	3,070.000	23,332,000	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
オプテックスグループ	15,100	1,820.000	27,482,000	
千代田インテグレ	3,800	2,650.000	10,070,000	
レーザーテック	38,400	40,440.000	1,552,896,000	
スタンレー電気	52,000	2,553.500	132,782,000	
ウシオ電機	41,800	2,027.500	84,749,500	
ヘリオス　テクノ　ホールディング	7,800	554.000	4,321,200	
日本セラミック	8,000	2,545.000	20,360,000	
遠藤照明	4,500	1,560.000	7,020,000	
古河電池	6,500	974.000	6,331,000	
山一電機	7,300	2,213.000	16,154,900	
図研	7,200	4,265.000	30,708,000	
日本電子	20,600	6,519.000	134,291,400	
カシオ計算機	61,300	1,199.500	73,529,350	
ファナック	407,300	4,085.000	1,663,820,500	
日本シイエムケイ	19,800	607.000	12,018,600	
エンプラス	2,600	8,790.000	22,854,000	
大真空	11,200	887.000	9,934,400	
ローム	153,400	2,623.000	402,368,200	
浜松ホトニクス	66,000	5,270.000	347,820,000	
三井ハイテック	7,400	7,839.000	58,008,600	
新光電気工業	29,100	5,475.000	159,322,500	
京セラ	519,200	2,205.500	1,145,095,600	
太陽誘電	40,100	3,365.000	134,936,500	
村田製作所	759,700	2,981.000	2,264,665,700	
双葉電子工業	17,400	516.000	8,978,400	
北陸電気工業	3,200	1,400.000	4,480,000	
ニチコン	20,800	1,206.000	25,084,800	
ＫＯＡ	12,600	1,508.000	19,000,800	
市光工業	15,900	539.000	8,570,100	
小糸製作所	91,000	1,962.500	178,587,500	
ミツバ	16,200	1,348.000	21,837,600	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	28,500	18,350.000	522,975,000	
キヤノン電子	9,100	2,275.000	20,702,500	
キヤノン	416,800	4,196.000	1,748,892,800	
リコー	206,900	1,278.500	264,521,650	
象印マホービン	23,500	1,417.000	33,299,500	
東京エレクトロン	177,000	34,800.000	6,159,600,000	
イノテック	6,100	1,860.000	11,346,000	
トヨタ紡織	34,500	2,439.000	84,145,500	
ユニプレス	15,100	1,066.000	16,096,600	
豊田自動織機	71,200	14,715.000	1,047,708,000	
モリタホールディングス	14,600	1,628.000	23,768,800	
三櫻工業	14,000	1,007.000	14,098,000	
デンソー	687,100	2,683.500	1,843,832,850	
東海理化電機製作所	22,700	2,358.000	53,526,600	
川崎重工業	68,500	3,794.000	259,889,000	
名村造船所	19,900	1,863.000	37,073,700	
日本車輌製造	5,000	2,299.000	11,495,000	
三菱ロジスネクスト	15,200	1,463.000	22,237,600	
日産自動車	1,120,000	564.300	632,016,000	
いすゞ自動車	241,500	2,147.500	518,621,250	
トヨタ自動車	4,587,000	3,430.000	15,733,410,000	
日野自動車	124,800	472.700	58,992,960	
三菱自動車工業	326,400	454.600	148,381,440	
ＧＭＢ	2,500	1,181.000	2,952,500	
武蔵精密工業	19,800	1,639.000	32,452,200	
日産車体	16,000	977.000	15,632,000	
新明和工業	25,900	1,185.000	30,691,500	
極東開発工業	13,300	2,426.000	32,265,800	
トピー工業	7,100	2,910.000	20,661,000	
ティラド	3,000	3,855.000	11,565,000	
タチエス	13,200	2,020.000	26,664,000	
ＮＯＫ	32,200	2,089.500	67,281,900	
フタバ産業	24,000	998.000	23,952,000	
カヤバ	7,800	4,880.000	38,064,000	
大同メタル工業	19,500	550.000	10,725,000	
プレス工業	36,200	654.000	23,674,800	
ミクニ	10,000	465.000	4,650,000	
太平洋工業	18,400	1,457.000	26,808,800	
アイシン	64,100	5,266.000	337,550,600	
マツダ	277,000	1,741.500	482,395,500	
今仙電機製作所	6,300	687.000	4,328,100	
本田技研工業	2,033,500	1,744.000	3,546,424,000	
スズキ	152,700	6,712.000	1,024,922,400	
ＳＵＢＡＲＵ	260,900	3,358.000	876,102,200	
安永	4,400	748.000	3,291,200	
ヤマハ発動機	360,000	1,362.500	490,500,000	
エクセディ	13,000	2,852.000	37,076,000	
豊田合成	23,800	2,932.000	69,781,600	
愛三工業	14,000	1,434.000	20,076,000	
日本プラスト	11,000	519.000	5,709,000	
ヨロズ	10,000	918.000	9,180,000	
エフ・シー・シー	14,200	2,100.000	29,820,000	
シマノ	33,800	20,175.000	681,915,000	
テイ・エス　テック	34,000	1,949.500	66,283,000	
ジャムコ	4,000	1,352.000	5,408,000	
テルモ	233,000	5,633.000	1,312,489,000	
日機装	19,100	1,176.000	22,461,600	
日本エム・ディ・エム	5,400	720.000	3,888,000	
島津製作所	110,300	3,828.000	422,228,400	
長野計器	6,200	2,181.000	13,522,200	
ブイ・テクノロジー	4,400	2,650.000	11,660,000	
東京計器	6,900	2,326.000	16,049,400	
愛知時計電機	3,800	2,510.000	9,538,000	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
インターアクション	4,500	1,152.000	5,184,000	
オーバル	8,400	510.000	4,284,000	
東京精密	17,800	9,696.000	172,588,800	
マニー	33,200	2,086.000	69,255,200	
ニコン	121,700	1,553.000	189,000,100	
トプコン	43,500	1,753.000	76,255,500	
オリンパス	514,200	2,195.000	1,128,669,000	
理研計器	5,500	7,900.000	43,450,000	
タムロン	5,400	6,410.000	34,614,000	
ＨＯＹＡ	164,300	18,445.000	3,030,513,500	
ノーリツ鋼機	7,900	3,050.000	24,095,000	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	11,900	2,134.000	25,394,600	
朝日インテック	101,000	2,880.000	290,880,000	
シチズン時計	78,100	1,066.000	83,254,600	
リズム	1,700	3,640.000	6,188,000	
メニコン	29,000	1,714.000	49,706,000	
松風	4,000	2,690.000	10,760,000	
セイコーグループ	12,800	3,135.000	40,128,000	
ニプロ	69,000	1,265.500	87,319,500	
スノーピーク	12,300	988.000	12,152,400	
パラマウントベッドホールディングス	18,900	2,490.000	47,061,000	
トランザクション	5,200	2,557.000	13,296,400	
ニホンフラッシュ	8,600	960.000	8,256,000	
前田工繊	7,000	3,355.000	23,485,000	
永大産業	17,800	281.000	5,001,800	
アートネイチャー	9,800	790.000	7,742,000	
バンダイナムコホールディングス	232,000	2,910.000	675,120,000	
ＳＨＯＥＩ	18,700	2,057.000	38,465,900	
フランスベッドホールディングス	10,500	1,312.000	13,776,000	
パイロットコーポレーション	12,400	3,845.000	47,678,000	
萩原工業	6,300	1,500.000	9,450,000	
フジシールインターナショナル	16,700	1,985.000	33,149,500	
タカラトミー	37,700	2,331.000	87,878,700	
広済堂ホールディングス	19,000	671.000	12,749,000	
プロネクサス	7,700	1,221.000	9,401,700	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	103,000	3,518.000	362,354,000	
大日本印刷	91,300	4,556.000	415,962,800	
共同印刷	2,800	3,180.000	8,904,000	
ＮＩＳＳＨＡ	15,100	1,530.000	23,103,000	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	5,700	2,818.000	16,062,600	
アシックス	71,500	5,758.000	411,697,000	
ツツミ	2,000	2,119.000	4,238,000	
ローランド	6,200	4,810.000	29,822,000	
小松ウオール工業	3,300	3,395.000	11,203,500	
ヤマハ	52,600	3,325.000	174,895,000	
河合楽器製作所	2,400	3,405.000	8,172,000	
クリナップ	10,500	761.000	7,990,500	
ピジョン	53,000	1,573.500	83,395,500	
キングジム	9,000	879.000	7,911,000	
リンテック	16,300	3,085.000	50,285,500	
イトーキ	17,100	2,070.000	35,397,000	
任天堂	528,000	8,356.000	4,411,968,000	
三菱鉛筆	11,800	2,474.000	29,193,200	
タカラスタンダード	15,200	1,868.000	28,393,600	
コクヨ	36,500	2,466.000	90,009,000	
グローブライド	6,800	2,020.000	13,736,000	
オカムラ	24,900	2,173.000	54,107,700	
美津濃	8,300	5,170.000	42,911,000	
東京電力ホールディングス	757,200	789.000	597,430,800	
中部電力	307,200	1,917.500	589,056,000	
関西電力	322,700	1,943.000	627,006,100	
中国電力	144,800	990.000	143,352,000	
北陸電力	85,000	730.000	62,050,000	
東北電力	218,500	1,004.000	219,374,000	
四国電力	75,300	1,042.500	78,500,250	
九州電力	190,200	1,140.000	216,828,000	
北海道電力	80,400	635.100	51,062,040	
沖縄電力	20,600	1,093.000	22,515,800	
電源開発	68,800	2,489.000	171,243,200	
エフオン	8,600	413.000	3,551,800	
イーレックス	15,100	761.000	11,491,100	
レノバ	22,200	1,241.000	27,550,200	
東京瓦斯	176,700	3,216.000	568,267,200	
大阪瓦斯	169,500	3,064.000	519,348,000	
東邦瓦斯	35,600	2,944.500	104,824,200	
北海道瓦斯	5,100	2,281.000	11,633,100	
広島ガス	19,100	385.000	7,353,500	
西部ガスホールディングス	7,800	1,887.000	14,718,600	
静岡ガス	18,000	964.000	17,352,000	
メタウォーター	9,800	2,219.000	21,746,200	
ＳＢＳホールディングス	7,200	2,325.000	16,740,000	
東武鉄道	90,400	3,881.000	350,842,400	
相鉄ホールディングス	27,300	2,732.500	74,597,250	
東急	231,200	1,773.500	410,033,200	
京浜急行電鉄	98,600	1,285.000	126,701,000	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
小田急電鉄	136,900	2,129.000	291,460,100	
京王電鉄	43,600	4,227.000	184,297,200	
京成電鉄	53,800	7,580.000	407,804,000	
富士急行	10,200	3,960.000	40,392,000	
東日本旅客鉄道	152,900	9,051.000	1,383,897,900	
西日本旅客鉄道	102,300	6,283.000	642,750,900	
東海旅客鉄道	320,200	3,786.000	1,212,277,200	
西武ホールディングス	101,300	2,169.500	219,770,350	
鴻池運輸	14,000	1,822.000	25,508,000	
西日本鉄道	21,600	2,438.000	52,660,800	
ハマキョウレックス	6,300	3,900.000	24,570,000	
サカイ引越センター	7,800	2,576.000	20,092,800	
近鉄グループホールディングス	82,700	4,476.000	370,165,200	
阪急阪神ホールディングス	110,200	4,378.000	482,455,600	
南海電気鉄道	39,300	2,932.000	115,227,600	
京阪ホールディングス	45,400	3,504.000	159,081,600	
神戸電鉄	2,800	2,855.000	7,994,000	
名古屋鉄道	90,800	2,182.500	198,171,000	
山陽電気鉄道	6,700	2,128.000	14,257,600	
アルプス物流	6,700	1,911.000	12,803,700	
ヤマトホールディングス	106,900	2,419.500	258,644,550	
山九	21,000	5,381.000	113,001,000	
丸全昭和運輸	5,000	4,465.000	22,325,000	
センコーグループホールディングス	42,900	1,129.000	48,434,100	
トナミホールディングス	1,900	4,440.000	8,436,000	
ニッコンホールディングス	26,100	3,229.000	84,276,900	
福山通運	8,400	4,250.000	35,700,000	
セイノーホールディングス	47,300	2,316.000	109,546,800	
神奈川中央交通	2,600	3,015.000	7,839,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	20,500	1,423.000	29,171,500	
Ｃ＆Ｆロジホールディングス	8,300	1,777.000	14,749,100	
九州旅客鉄道	58,100	3,363.000	195,390,300	
ＳＧホールディングス	145,500	1,907.000	277,468,500	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	28,400	8,068.000	229,131,200	
日本郵船	238,300	4,772.000	1,137,167,600	
商船三井	181,000	5,262.000	952,422,000	
川崎汽船	67,000	7,035.000	471,345,000	
ＮＳユナイテッド海運	4,600	5,210.000	23,966,000	
明海グループ	7,400	795.000	5,883,000	
飯野海運	30,600	1,334.000	40,820,400	
乾汽船	11,600	1,049.000	12,168,400	
日本航空	206,700	2,787.000	576,072,900	
ＡＮＡホールディングス	224,700	3,232.000	726,230,400	
トランコム	2,400	6,390.000	15,336,000	
日新	6,500	2,911.000	18,921,500	
三菱倉庫	20,000	4,581.000	91,620,000	
三井倉庫ホールディングス	7,500	4,665.000	34,987,500	
住友倉庫	21,500	2,610.000	56,115,000	
澁澤倉庫	3,300	3,065.000	10,114,500	
東陽倉庫	3,700	1,524.000	5,638,800	
日本トランスシティ	16,800	616.000	10,348,800	
川西倉庫	5,200	1,152.000	5,990,400	
安田倉庫	6,500	1,189.000	7,728,500	
上組	39,000	3,444.000	134,316,000	
キムラユニティー	4,300	1,554.000	6,682,200	
キユーソー流通システム	6,300	933.000	5,877,900	
エーアイテイー	5,400	1,844.000	9,957,600	
内外トランスライン	3,500	2,411.000	8,438,500	
日本コンセプト	3,300	1,914.000	6,316,200	
ＮＥＣネッツエスアイ	29,400	2,358.000	69,325,200	
クロスキャット	5,200	1,194.000	6,208,800	
システナ	138,200	280.000	38,696,000	
デジタルアーツ	5,200	4,555.000	23,686,000	
日鉄ソリューションズ	14,000	4,950.000	69,300,000	
キューブシステム	5,600	1,108.000	6,204,800	
コア	4,400	1,817.000	7,994,800	
手間いらず	1,800	2,774.000	4,993,200	
ラクーンホールディングス	8,100	694.000	5,621,400	
ソリトンシステムズ	4,800	1,384.000	6,643,200	
ソフトクリエイトホールディングス	7,100	1,909.000	13,553,900	
ＴＩＳ	91,000	3,396.000	309,036,000	
グリー	23,300	528.000	12,302,400	
コーエーテクモホールディングス	51,800	1,856.000	96,140,800	
三菱総合研究所	3,900	4,865.000	18,973,500	
ファインデックス	8,200	1,169.000	9,585,800	
ブレインパッド	6,600	1,435.000	9,471,000	
ＫＬａｂ	18,400	379.000	6,973,600	
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	526.000	7,890,000	
ネクソン	187,500	2,550.000	478,125,000	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
アイスタイル	26,400	435.000	11,484,000	
エムアップホールディングス	10,800	1,029.000	11,113,200	
エイチーム	6,700	584.000	3,912,800	
エニグモ	12,700	355.000	4,508,500	
コロプラ	31,500	598.000	18,837,000	
ブロードリーフ	42,900	576.000	24,710,400	
クロス・マーケティンググループ	5,000	603.000	3,015,000	
デジタルハーツホールディングス	5,700	1,091.000	6,218,700	
メディアドゥ	3,700	1,247.000	4,613,900	
じげん	24,900	507.000	12,624,300	
フィックスターズ	9,800	1,836.000	17,992,800	
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	4,400	1,461.000	6,428,400	
オプティム	7,200	1,093.000	7,869,600	
セレス	3,800	1,625.000	6,175,000	
ＳＨＩＦＴ	5,700	26,900.000	153,330,000	
ティーガイア	9,000	2,136.000	19,224,000	
テクマトリックス	15,200	2,050.000	31,160,000	
プロシップ	4,300	1,475.000	6,342,500	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	22,000	2,320.500	51,051,000	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	16,800	8,467.000	142,245,600	
システムリサーチ	2,800	3,410.000	9,548,000	
インターネットイニシアティブ	41,600	2,851.000	118,601,600	
さくらインターネット	9,600	5,240.000	50,304,000	
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	2,700	2,750.000	7,425,000	
ＳＲＡホールディングス	4,400	3,940.000	17,336,000	
朝日ネット	9,600	632.000	6,067,200	
ｅＢＡＳＥ	12,200	735.000	8,967,000	
アバントグループ	10,700	1,331.000	14,241,700	
アドソル日進	3,800	1,684.000	6,399,200	
フリービット	5,100	1,658.000	8,455,800	
コムチュア	11,000	1,898.000	20,878,000	
アイル	4,000	3,535.000	14,140,000	
マークラインズ	4,700	3,200.000	15,040,000	
メディカル・データ・ビジョン	12,600	580.000	7,308,000	
ｇｕｍｉ	13,100	406.000	5,318,600	
テラスカイ	3,900	1,545.000	6,025,500	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	5,200	1,900.000	9,880,000	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	2,700	2,064.000	5,572,800	
ラクス	39,900	2,199.500	87,760,050	
ダブルスタンダード	3,700	1,901.000	7,033,700	
オープンドア	6,300	821.000	5,172,300	
アカツキ	4,400	2,494.000	10,973,600	
ＵＢＩＣＯＭホールディングス	3,100	1,428.000	4,426,800	
カナミックネットワーク	12,600	525.000	6,615,000	
チェンジホールディングス	19,600	1,554.000	30,458,400	
オークネット	4,500	1,981.000	8,914,500	
マクロミル	17,000	784.000	13,328,000	
オロ	3,700	2,805.000	10,378,500	
ユーザーローカル	3,200	2,382.000	7,622,400	
マネーフォワード	18,900	5,816.000	109,922,400	
ＳＵＮ　ＡＳＴＥＲＩＳＫ	6,200	997.000	6,181,400	
プラスアルファ・コンサルティング	4,900	2,462.000	12,063,800	
電算システムホールディングス	4,200	2,672.000	11,222,400	
ＡＰＰＩＥＲ　ＧＲＯＵＰ	28,400	1,844.000	52,369,600	
ビジョナル	6,000	9,440.000	56,640,000	
プロトコーポレーション	10,500	1,292.000	13,566,000	
野村総合研究所	185,400	4,088.000	757,915,200	
日本システム技術	2,800	3,240.000	9,072,000	
インテージホールディングス	9,500	1,776.000	16,872,000	
インフォコム	10,600	2,258.000	23,934,800	
シンプレクス・ホールディングス	13,500	2,550.000	34,425,000	
ＨＥＲＯＺ	3,500	1,935.000	6,772,500	
ラクスル	20,100	1,075.000	21,607,500	
メルカリ	51,400	2,192.000	112,668,800	
ＩＰＳ	3,000	2,280.000	6,840,000	
システムサポート	3,400	1,885.000	6,409,000	
イーソル	7,500	1,007.000	7,552,500	
ウイングアーク１ｓｔ	8,700	3,030.000	26,361,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	2,600	1,178.000	3,062,800	
サーバーワークス	2,000	4,105.000	8,210,000	
Ｓａｎｓａｎ	27,300	1,512.000	41,277,600	
ギフティ	7,600	1,460.000	11,096,000	
メドレー	11,300	4,765.000	53,844,500	
ベース	3,100	3,560.000	11,036,000	
ＪＭＤＣ	14,400	3,734.000	53,769,600	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
フォーカスシステムズ	6,800	1,065.000	7,242,000	
クレスコ	7,000	1,898.000	13,286,000	
フジ・メディア・ホールディングス	80,000	1,950.500	156,040,000	
オービック	27,900	22,185.000	618,961,500	
ジャストシステム	11,900	2,558.000	30,440,200	
ＴＤＣソフト	7,200	2,238.000	16,113,600	
ＬＩＮＥヤフー	1,191,800	423.200	504,369,760	
トレンドマイクロ	39,600	7,183.000	284,446,800	
ＩＤホールディングス	6,100	1,640.000	10,004,000	
日本オラクル	16,600	11,585.000	192,311,000	
アルファシステムズ	3,000	3,475.000	10,425,000	
フューチャー	18,500	1,674.000	30,969,000	
ＣＡＣ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	5,300	1,799.000	9,534,700	
ＳＢテクノロジー	3,700	2,128.000	7,873,600	
オービックビジネスコンサルタント	12,300	7,010.000	86,223,000	
アイティフォー	11,500	1,395.000	16,042,500	
東計電算	2,800	3,495.000	9,786,000	
大塚商会	41,300	6,303.000	260,313,900	
サイボウズ	11,600	2,046.000	23,733,600	
電通総研	10,000	5,450.000	54,500,000	
ＡＣＣＥＳＳ	10,400	940.000	9,776,000	
デジタルガレージ	14,700	3,325.000	48,877,500	
イーエムシステムズ	14,500	740.000	10,730,000	
ウェザーニューズ	2,500	5,110.000	12,775,000	
ＣＩＪ	14,700	712.000	10,466,400	
ビジネスエンジニアリング	1,500	3,930.000	5,895,000	
ＷＯＷＯＷ	7,000	1,134.000	7,938,000	
スカラ	8,700	717.000	6,237,900	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	3,000	3,150.000	9,450,000	
ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	8,000	732.000	5,856,000	
ネットワンシステムズ	34,200	2,580.000	88,236,000	
アルゴグラフィックス	7,500	4,225.000	31,687,500	
マーベラス	14,200	746.000	10,593,200	
エイベックス	14,200	1,293.000	18,360,600	
ＢＩＰＲＯＧＹ	27,000	4,599.000	124,173,000	
都築電気	4,500	2,365.000	10,642,500	
ＴＢＳホールディングス	42,300	4,300.000	181,890,000	
日本テレビホールディングス	73,300	2,221.000	162,799,300	
朝日放送グループホールディングス	9,600	691.000	6,633,600	
テレビ朝日ホールディングス	19,900	2,106.000	41,909,400	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	73,700	914.000	67,361,800	
テレビ東京ホールディングス	6,000	3,030.000	18,180,000	
日本ＢＳ放送	6,500	898.000	5,837,000	
ビジョン	12,600	1,114.000	14,036,400	
ＵＳＥＮ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	9,300	4,495.000	41,803,500	
日本通信	78,500	218.000	17,113,000	
日本電信電話	24,885,900	181.300	4,511,813,670	
ＫＤＤＩ	646,100	4,601.000	2,972,706,100	
ソフトバンク	1,342,700	1,958.000	2,629,006,600	
光通信	8,600	25,210.000	216,806,000	
エムティーアイ	8,200	763.000	6,256,600	
ＧＭＯインターネットグループ	30,600	2,657.500	81,319,500	
ファイバーゲート	5,000	1,032.000	5,160,000	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	44,800	3,024.000	135,475,200	
学研ホールディングス	14,400	992.000	14,284,800	
ゼンリン	14,500	858.000	12,441,000	
アイネット	5,700	2,277.000	12,978,900	
松竹	4,700	9,956.000	46,793,200	
東宝	46,000	4,795.000	220,570,000	
東映	2,400	19,850.000	47,640,000	
ＮＴＴデータグループ	222,500	2,364.000	525,990,000	
ピー・シー・エー	5,200	1,626.000	8,455,200	
ビジネスブレイン太田昭和	3,900	2,296.000	8,954,400	
ＤＴＳ	17,200	3,905.000	67,166,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	39,200	6,670.000	261,464,000	
シーイーシー	11,700	1,792.000	20,966,400	
カプコン	75,300	5,830.000	438,999,000	
アイ・エス・ビー	4,600	1,371.000	6,306,600	
ジャステック	5,500	1,358.000	7,469,000	
ＳＣＳＫ	58,000	2,697.500	156,455,000	
ＮＳＷ	3,300	2,962.000	9,774,600	
アイネス	6,300	1,492.000	9,399,600	
ＴＫＣ	12,700	3,685.000	46,799,500	
富士ソフト	17,200	6,210.000	106,812,000	
ＮＳＤ	29,000	2,723.000	78,967,000	
コナミグループ	32,100	9,795.000	314,419,500	
福井コンピュータホールディングス	6,500	2,623.000	17,049,500	
ＪＢＣＣホールディングス	6,200	3,890.000	24,118,000	
ミロク情報サービス	7,900	1,979.000	15,634,100	
ソフトバンクグループ	413,400	8,548.000	3,533,743,200	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
高千穂交易	2,700	3,915.000	10,570,500	
伊藤忠食品	2,000	7,750.000	15,500,000	
エレマテック	8,000	1,789.000	14,312,000	
あらた	13,200	3,190.000	42,108,000	
トーメンデバイス	1,400	5,120.000	7,168,000	
東京エレクトロン　デバイス	9,600	6,740.000	64,704,000	
円谷フィールズホールディングス	15,700	1,621.000	25,449,700	
双日	98,600	3,812.000	375,863,200	
アルフレッサ　ホールディングス	87,600	2,323.500	203,538,600	
横浜冷凍	24,300	1,089.000	26,462,700	
ラサ商事	5,000	1,648.000	8,240,000	
アルコニックス	12,000	1,393.000	16,716,000	
神戸物産	68,900	3,759.000	258,995,100	
あい　ホールディングス	13,800	2,442.000	33,699,600	
ダイワボウホールディングス	38,700	2,708.000	104,799,600	
マクニカホールディングス	21,200	8,168.000	173,161,600	
ラクト・ジャパン	3,800	2,214.000	8,413,200	
グリムス	3,800	1,929.000	7,330,200	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	13,400	1,295.000	17,353,000	
八洲電機	7,700	1,330.000	10,241,000	
メディアスホールディングス	7,000	742.000	5,194,000	
レスターホールディングス	8,000	2,990.000	23,920,000	
ジオリーブグループ	3,000	1,320.000	3,960,000	
大光	8,900	626.000	5,571,400	
ＴＯＫＡＩホールディングス	42,300	1,003.000	42,426,900	
三洋貿易	10,100	1,335.000	13,483,500	
ビューティガレージ	3,000	2,251.000	6,753,000	
ウイン・パートナーズ	6,800	1,282.000	8,717,600	
シップヘルスケアホールディングス	31,500	2,149.500	67,709,250	
コメダホールディングス	21,600	2,762.000	59,659,200	
フルサト・マルカホールディングス	8,300	2,267.000	18,816,100	
ヤマエグループホールディングス	5,000	2,583.000	12,915,000	
小野建	8,700	1,753.000	15,251,100	
南陽	2,500	2,429.000	6,072,500	
佐鳥電機	4,600	2,266.000	10,423,600	
エコートレーディング	2,500	1,270.000	3,175,000	
伯東	5,000	5,900.000	29,500,000	
コンドーテック	7,600	1,216.000	9,241,600	
ナガイレーベン	11,000	2,332.000	25,652,000	
三菱食品	9,300	5,080.000	47,244,000	
松田産業	6,800	2,423.000	16,476,400	
第一興商	33,800	1,921.000	64,929,800	
メディパルホールディングス	89,200	2,380.000	212,296,000	
ＳＰＫ	4,400	2,049.000	9,015,600	
萩原電気ホールディングス	4,500	4,700.000	21,150,000	
アズワン	13,000	5,239.000	68,107,000	
スズデン	3,800	2,210.000	8,398,000	
尾家産業	2,500	1,707.000	4,267,500	
シモジマ	6,700	1,275.000	8,542,500	
ドウシシャ	9,000	2,127.000	19,143,000	
高速	6,000	2,373.000	14,238,000	
たけびし	3,700	1,969.000	7,285,300	
リックス	2,000	3,695.000	7,390,000	
丸文	8,300	1,530.000	12,699,000	
ハピネット	7,900	3,200.000	25,280,000	
日本ライフライン	25,700	1,267.000	32,561,900	
タカショー	9,600	515.000	4,944,000	
ＩＤＯＭ	26,800	883.000	23,664,400	
進和	5,800	2,433.000	14,111,400	
ダイトロン	3,600	2,896.000	10,425,600	
シークス	12,300	1,550.000	19,065,000	
オーハシテクニカ	4,700	1,761.000	8,276,700	
白銅	3,400	2,479.000	8,428,600	
伊藤忠商事	593,300	6,620.000	3,927,646,000	
丸紅	735,800	2,458.500	1,808,964,300	
長瀬産業	39,500	2,466.000	97,407,000	
蝶理	6,000	2,996.000	17,976,000	
豊田通商	77,300	9,342.000	722,136,600	
三共生興	14,600	771.000	11,256,600	
兼松	33,700	2,375.000	80,037,500	
三井物産	665,500	6,512.000	4,333,736,000	
日本紙パルプ商事	4,600	4,975.000	22,885,000	
カメイ	9,500	1,884.000	17,898,000	
ＯＵＧホールディングス	600	2,620.000	1,572,000	
スターゼン	6,600	2,758.000	18,202,800	
山善	22,400	1,290.000	28,896,000	
椿本興業	2,500	6,810.000	17,025,000	
住友商事	532,900	3,605.000	1,921,104,500	
内田洋行	3,500	7,930.000	27,755,000	
三菱商事	1,749,900	3,196.000	5,592,680,400	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
第一実業	9,300	1,967.000	18,293,100	
キヤノンマーケティングジャパン	20,200	4,251.000	85,870,200	
西華産業	4,000	2,992.000	11,968,000	
佐藤商事	6,300	1,771.000	11,157,300	
菱洋エレクトロ	7,500	3,900.000	29,250,000	
東京産業	8,900	740.000	6,586,000	
ユアサ商事	7,500	5,050.000	37,875,000	
神鋼商事	2,300	7,290.000	16,767,000	
阪和興業	15,500	5,790.000	89,745,000	
正栄食品工業	5,800	4,675.000	27,115,000	
カナデン	6,700	1,570.000	10,519,000	
ＲＹＯＤＥＮ	7,100	2,625.000	18,637,500	
岩谷産業	19,900	7,383.000	146,921,700	
ナイス	2,600	1,601.000	4,162,600	
極東貿易	5,900	2,130.000	12,567,000	
アステナホールディングス	18,300	475.000	8,692,500	
三愛オブリ	22,900	1,925.000	44,082,500	
稲畑産業	16,900	3,185.000	53,826,500	
ＧＳＩクレオス	5,400	2,417.000	13,051,800	
明和産業	12,500	707.000	8,837,500	
ワキタ	16,100	1,594.000	25,663,400	
東邦ホールディングス	23,300	3,268.000	76,144,400	
サンゲツ	22,000	3,610.000	79,420,000	
ミツウロコグループホールディングス	12,800	1,535.000	19,648,000	
シナネンホールディングス	3,000	4,175.000	12,525,000	
伊藤忠エネクス	21,100	1,532.000	32,325,200	
サンリオ	25,200	7,433.000	187,311,600	
サンワ　テクノス	4,600	2,265.000	10,419,000	
リョーサン	8,800	5,080.000	44,704,000	
新光商事	12,300	1,224.000	15,055,200	
トーホー	4,000	2,905.000	11,620,000	
三信電気	3,900	2,293.000	8,942,700	
東陽テクニカ	9,200	1,493.000	13,735,600	
モスフードサービス	12,600	3,480.000	43,848,000	
加賀電子	7,000	6,400.000	44,800,000	
ソーダニッカ	8,000	1,185.000	9,480,000	
立花エレテック	6,400	3,085.000	19,744,000	
ＰＡＬＴＡＣ	13,800	4,333.000	59,795,400	
三谷産業	18,600	392.000	7,291,200	
太平洋興発	6,400	836.000	5,350,400	
西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	2,300	6,970.000	16,031,000	
ＫＰＰグループホールディングス	25,000	632.000	15,800,000	
ヤマタネ	4,500	2,549.000	11,470,500	
泉州電業	4,800	3,700.000	17,760,000	
トラスコ中山	18,200	2,380.000	43,316,000	
オートバックスセブン	30,100	1,649.500	49,649,950	
モリト	7,300	1,419.000	10,358,700	
加藤産業	10,600	4,810.000	50,986,000	
イエローハット	15,000	1,909.000	28,635,000	
ＪＫホールディングス	7,200	1,020.000	7,344,000	
日伝	6,500	2,888.000	18,772,000	
杉本商事	5,000	2,244.000	11,220,000	
因幡電機産業	21,900	3,510.000	76,869,000	
東テク	3,000	6,820.000	20,460,000	
ミスミグループ本社	132,700	2,094.500	277,940,150	
タキヒヨー	2,900	1,206.000	3,497,400	
スズケン	33,200	4,929.000	163,642,800	
ジェコス	6,100	1,161.000	7,082,100	
ローソン	19,100	10,250.000	195,775,000	
サンエー	6,600	4,550.000	30,030,000	
カワチ薬品	7,000	2,728.000	19,096,000	
エービーシー・マート	38,600	2,560.500	98,835,300	
ハードオフコーポレーション	3,800	1,779.000	6,760,200	
アスクル	18,200	2,050.000	37,310,000	
ゲオホールディングス	9,500	2,116.000	20,102,000	
アダストリア	10,600	3,530.000	37,418,000	
くら寿司	10,300	4,100.000	42,230,000	
キャンドゥ	4,200	2,718.000	11,415,600	
パルグループホールディングス	17,200	2,252.000	38,734,400	
エディオン	34,700	1,523.000	52,848,100	
サーラコーポレーション	18,900	808.000	15,271,200	
ハローズ	4,000	4,315.000	17,260,000	
フジオフードグループ本社	10,600	1,365.000	14,469,000	
あみやき亭	2,400	4,440.000	10,656,000	
大黒天物産	2,700	8,810.000	23,787,000	
ハニーズホールディングス	7,200	1,622.000	11,678,400	
アルペン	7,300	2,005.000	14,636,500	
クオールホールディングス	12,200	1,643.000	20,044,600	
ジンズホールディングス	5,300	3,815.000	20,219,500	
ビックカメラ	46,200	1,331.000	61,492,200	
ＤＣＭホールディングス	50,000	1,396.000	69,800,000	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	125,400	1,564.000	196,125,600	
Ｊ.フロント　リテイリング	104,200	1,577.000	164,323,400	
ドトール・日レスホールディングス	15,400	2,095.000	32,263,000	
マツキヨココカラ＆カンパニー	161,200	2,613.500	421,296,200	
ブロンコビリー	5,200	3,270.000	17,004,000	
ＺＯＺＯ	57,700	3,434.000	198,141,800	
トレジャー・ファクトリー	4,200	1,512.000	6,350,400	
物語コーポレーション	14,600	4,695.000	68,547,000	
三越伊勢丹ホールディングス	149,600	2,129.500	318,573,200	
ウエルシアホールディングス	46,200	2,632.500	121,621,500	
クリエイトＳＤホールディングス	14,100	3,175.000	44,767,500	
チムニー	3,500	1,437.000	5,029,500	
シュッピン	7,200	1,057.000	7,610,400	
オイシックス・ラ・大地	11,800	1,433.000	16,909,400	
ネクステージ	20,700	2,157.000	44,649,900	
ジョイフル本田	25,000	2,013.000	50,325,000	
鳥貴族ホールディングス	3,700	4,120.000	15,244,000	
ホットランド	7,100	1,862.000	13,220,200	
すかいらーくホールディングス	120,500	2,224.000	267,992,000	
ＳＦＰホールディングス	4,600	2,090.000	9,614,000	
綿半ホールディングス	7,100	1,480.000	10,508,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	32,800	1,000.000	32,800,000	
ＢＥＥＮＯＳ	3,800	1,397.000	5,308,600	
あさひ	7,600	1,277.000	9,705,200	
日本調剤	6,400	1,431.000	9,158,400	
コスモス薬品	7,500	15,150.000	113,625,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	304,400	6,263.000	1,906,457,200	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	59,700	1,095.000	65,371,500	
ツルハホールディングス	18,600	10,980.000	204,228,000	
サンマルクホールディングス	7,300	2,217.000	16,184,100	
フェリシモ	4,000	925.000	3,700,000	
トリドールホールディングス	25,000	4,220.000	105,500,000	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	10,400	296.000	3,078,400	
ＪＭホールディングス	6,900	2,433.000	16,787,700	
アレンザホールディングス	7,300	1,163.000	8,489,900	
串カツ田中ホールディングス	3,800	1,797.000	6,828,600	
クスリのアオキホールディングス	23,600	3,088.000	72,876,800	
力の源ホールディングス	3,800	1,637.000	6,220,600	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	47,800	3,068.000	146,650,400	
メディカルシステムネットワーク	11,700	611.000	7,148,700	
ノジマ	28,300	1,741.000	49,270,300	
カッパ・クリエイト	13,700	1,670.000	22,879,000	
良品計画	97,300	2,373.000	230,892,900	
アドヴァングループ	10,500	1,165.000	12,232,500	
アルビス	3,100	2,639.000	8,180,900	
Ｇ－７ホールディングス	9,600	1,446.000	13,881,600	
イオン北海道	31,800	930.000	29,574,000	
コジマ	15,600	755.000	11,778,000	
コーナン商事	11,800	3,930.000	46,374,000	
エコス	3,700	2,370.000	8,769,000	
ワタミ	10,300	1,033.000	10,639,900	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	178,700	3,516.000	628,309,200	
西松屋チェーン	17,500	2,137.000	37,397,500	
ゼンショーホールディングス	45,300	6,741.000	305,367,300	
サイゼリヤ	13,100	5,000.000	65,500,000	
ＶＴホールディングス	34,500	520.000	17,940,000	
フジ・コーポレーション	3,800	1,739.000	6,608,200	
ユナイテッドアローズ	9,400	1,790.000	16,826,000	
ハイデイ日高	13,100	2,752.000	36,051,200	
コロワイド	39,700	2,267.000	89,999,900	
壱番屋	6,800	6,110.000	41,548,000	
スギホールディングス	17,600	7,095.000	124,872,000	
薬王堂ホールディングス	4,600	2,811.000	12,930,600	
スクロール	13,200	946.000	12,487,200	
ヨンドシーホールディングス	7,700	1,956.000	15,061,200	
木曽路	12,800	2,627.000	33,625,600	
ＳＲＳホールディングス	15,700	1,182.000	18,557,400	
リテールパートナーズ	12,900	1,755.000	22,639,500	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
上新電機	7,600	2,370.000	18,012,000	
日本瓦斯	46,500	2,376.000	110,484,000	
ロイヤルホールディングス	16,500	2,454.000	40,491,000	
いなげや	8,600	1,226.000	10,543,600	
チヨダ	9,500	884.000	8,398,000	
ライフコーポレーション	7,800	3,735.000	29,133,000	
リンガーハット	11,100	2,377.000	26,384,700	
ＭｒＭａｘＨＤ	13,200	629.000	8,302,800	
ＡＯＫＩホールディングス	16,900	1,156.000	19,536,400	
オークワ	14,700	860.000	12,642,000	
コメリ	13,400	3,305.000	44,287,000	
青山商事	18,900	1,671.000	31,581,900	
しまむら	20,800	8,498.000	176,758,400	
高島屋	64,100	2,293.500	147,013,350	
松屋	15,300	988.000	15,116,400	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	41,600	1,810.000	75,296,000	
近鉄百貨店	4,800	2,522.000	12,105,600	
丸井グループ	60,400	2,478.000	149,671,200	
アクシアル　リテイリング	5,900	4,010.000	23,659,000	
イオン	298,000	3,602.000	1,073,396,000	
イズミ	14,300	3,605.000	51,551,500	
平和堂	14,800	2,195.000	32,486,000	
フジ	13,200	1,969.000	25,990,800	
ヤオコー	9,800	8,145.000	79,821,000	
ゼビオホールディングス	12,200	972.000	11,858,400	
ケーズホールディングス	61,500	1,238.500	76,167,750	
ＯＬＹＭＰＩＣグループ	3,200	555.000	1,776,000	
Ｇｅｎｋｙ　Ｄｒｕｇ　Ｓｔｏｒｅｓ	3,700	6,380.000	23,606,000	
ブックオフグループホールディングス	5,300	1,229.000	6,513,700	
ギフトホールディングス	3,900	2,949.000	11,501,100	
アインホールディングス	12,300	4,655.000	57,256,500	
元気寿司	6,000	3,455.000	20,730,000	
ヤマダホールディングス	289,700	437.700	126,801,690	
アークランズ	27,100	1,676.000	45,419,600	
ニトリホールディングス	32,200	22,155.000	713,391,000	
グルメ杵屋	8,300	1,106.000	9,179,800	
ケーユーホールディングス	5,900	1,171.000	6,908,900	
吉野家ホールディングス	34,000	3,296.000	112,064,000	
松屋フーズホールディングス	4,100	5,630.000	23,083,000	
サガミホールディングス	13,800	1,504.000	20,755,200	
関西フードマーケット	7,700	1,582.000	12,181,400	
王将フードサービス	5,800	7,750.000	44,950,000	
ミニストップ	6,700	1,630.000	10,921,000	
アークス	16,100	3,065.000	49,346,500	
バローホールディングス	16,900	2,461.000	41,590,900	
ベルク	4,300	6,590.000	28,337,000	
大　庄	5,000	1,324.000	6,620,000	
ファーストリテイリング	39,800	42,060.000	1,673,988,000	
サンドラッグ	30,500	4,505.000	137,402,500	
サックスバー　ホールディングス	7,700	859.000	6,614,300	
やまや	2,000	3,390.000	6,780,000	
ベルーナ	21,200	618.000	13,101,600	
いよぎんホールディングス	97,100	1,090.000	105,839,000	
しずおかフィナンシャルグループ	180,800	1,450.000	262,160,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	68,300	1,122.500	76,666,750	
楽天銀行	28,800	2,698.000	77,702,400	
京都フィナンシャルグループ	102,800	2,532.000	260,289,600	
じもとホールディングス	11,000	571.000	6,281,000	
めぶきフィナンシャルグループ	403,700	438.900	177,183,930	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	10,500	4,190.000	43,995,000	
九州フィナンシャルグループ	149,900	972.500	145,777,750	
ゆうちょ銀行	900,800	1,545.500	1,392,186,400	
富山第一銀行	25,000	885.000	22,125,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	436,200	732.000	319,298,400	
西日本フィナンシャルホールディングス	50,600	1,623.000	82,123,800	
三十三フィナンシャルグループ	7,500	1,950.000	14,625,000	
第四北越フィナンシャルグループ	12,600	4,305.000	54,243,000	
ひろぎんホールディングス	117,000	1,040.500	121,738,500	
おきなわフィナンシャルグループ	6,900	2,457.000	16,953,300	
十六フィナンシャルグループ	10,500	4,295.000	45,097,500	
北國フィナンシャルホールディングス	8,500	4,770.000	40,545,000	
プロクレアホールディングス	10,100	1,845.000	18,634,500	
あいちフィナンシャルグループ	11,400	2,640.000	30,096,000	
あおぞら銀行	56,700	2,136.000	121,111,200	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	5,031,400	1,497.500	7,534,521,500	
りそなホールディングス	970,600	836.500	811,906,900	
三井住友トラスト・ホールディングス	293,200	2,988.000	876,081,600	
三井住友フィナンシャルグループ	584,500	8,185.000	4,784,132,500	
千葉銀行	226,400	1,161.500	262,963,600	
群馬銀行	157,700	779.500	122,927,150	
武蔵野銀行	10,200	2,800.000	28,560,000	
千葉興業銀行	13,000	826.000	10,738,000	
筑波銀行	32,000	247.000	7,904,000	
七十七銀行	26,000	3,760.000	97,760,000	
秋田銀行	4,800	2,040.000	9,792,000	
山形銀行	9,000	1,105.000	9,945,000	
岩手銀行	5,800	2,537.000	14,714,600	
東邦銀行	60,000	312.000	18,720,000	
東北銀行	4,600	1,208.000	5,556,800	
ふくおかフィナンシャルグループ	69,700	3,735.000	260,329,500	
スルガ銀行	72,600	799.000	58,007,400	
八十二銀行	170,800	870.000	148,596,000	
山梨中央銀行	7,900	1,739.000	13,738,100	
大垣共立銀行	15,400	2,083.000	32,078,200	
福井銀行	7,500	1,790.000	13,425,000	
清水銀行	3,600	1,575.000	5,670,000	
富山銀行	900	1,787.000	1,608,300	
滋賀銀行	13,600	3,990.000	54,264,000	
南都銀行	12,300	2,726.000	33,529,800	
百五銀行	76,000	620.000	47,120,000	
紀陽銀行	28,900	1,885.000	54,476,500	
ほくほくフィナンシャルグループ	51,400	1,708.000	87,791,200	
山陰合同銀行	50,500	1,026.000	51,813,000	
鳥取銀行	3,800	1,421.000	5,399,800	
百十四銀行	7,600	2,734.000	20,778,400	
四国銀行	13,300	1,070.000	14,231,000	
阿波銀行	11,500	2,462.000	28,313,000	
大分銀行	5,100	2,660.000	13,566,000	
宮崎銀行	5,200	2,753.000	14,315,600	
佐賀銀行	5,100	1,903.000	9,705,300	
琉球銀行	19,200	1,144.000	21,964,800	
セブン銀行	292,900	299.000	87,577,100	
みずほフィナンシャルグループ	1,108,400	2,766.500	3,066,388,600	
高知銀行	4,500	994.000	4,473,000	
山口フィナンシャルグループ	79,000	1,527.500	120,672,500	
名古屋銀行	5,300	5,990.000	31,747,000	
北洋銀行	123,000	348.000	42,804,000	
大光銀行	5,500	1,424.000	7,832,000	
愛媛銀行	11,600	1,120.000	12,992,000	
トマト銀行	5,100	1,214.000	6,191,400	
京葉銀行	37,400	719.000	26,890,600	
栃木銀行	39,200	307.000	12,034,400	
北日本銀行	2,600	2,143.000	5,571,800	
東和銀行	15,200	661.000	10,047,200	
大東銀行	8,500	750.000	6,375,000	
トモニホールディングス	72,200	403.000	29,096,600	
フィデアホールディングス	8,500	1,600.000	13,600,000	
池田泉州ホールディングス	100,000	358.000	35,800,000	
ＦＰＧ	27,600	1,864.000	51,446,400	
ジャパンインベストメントアドバイザー	6,800	901.000	6,126,800	
マーキュリアホールディングス	5,700	780.000	4,446,000	
ＳＢＩホールディングス	119,000	4,055.000	482,545,000	
ジャフコ　グループ	27,500	1,747.000	48,042,500	
大和証券グループ本社	627,800	1,093.500	686,499,300	
野村ホールディングス	1,395,500	841.800	1,174,731,900	
岡三証券グループ	72,600	753.000	54,667,800	
丸三証券	28,000	983.000	27,524,000	
東洋証券	29,400	372.000	10,936,800	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	87,000	584.000	50,808,000	
水戸証券	23,800	478.000	11,376,400	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
いちよし証券	14,800	808.000	11,958,400	
松井証券	47,900	854.000	40,906,600	
マネックスグループ	83,500	884.000	73,814,000	
極東証券	10,900	1,031.000	11,237,900	
岩井コスモホールディングス	9,400	2,210.000	20,774,000	
アイザワ証券グループ	12,200	1,242.000	15,152,400	
スパークス・グループ	9,200	1,848.000	17,001,600	
かんぽ生命保険	90,200	2,694.500	243,043,900	
ＦＰパートナー	1,400	6,600.000	9,240,000	
ＳＯＭＰＯホールディングス	126,800	9,016.000	1,143,228,800	
アニコム　ホールディングス	28,500	590.000	16,815,000	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	179,400	7,558.000	1,355,905,200	
第一生命ホールディングス	399,200	3,445.000	1,375,244,000	
東京海上ホールディングス	809,000	4,517.000	3,654,253,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	226,500	2,570.500	582,218,250	
アドバンスクリエイト	6,300	1,040.000	6,552,000	
全国保証	21,400	5,545.000	118,663,000	
ジェイリース	2,400	2,565.000	6,156,000	
イントラスト	3,900	825.000	3,217,500	
日本モーゲージサービス	10,100	535.000	5,403,500	
ＣＡＳＡ	4,000	819.000	3,276,000	
ＳＢＩアルヒ	11,000	917.000	10,087,000	
プレミアグループ	13,900	1,749.000	24,311,100	
ネットプロテクションズホールディングス	28,400	189.000	5,367,600	
クレディセゾン	51,400	2,791.000	143,457,400	
芙蓉総合リース	7,400	13,700.000	101,380,000	
みずほリース	11,900	5,390.000	64,141,000	
東京センチュリー	60,400	1,612.500	97,395,000	
日本証券金融	30,100	1,656.000	49,845,600	
アイフル	135,400	433.000	58,628,200	
リコーリース	7,600	5,100.000	38,760,000	
イオンフィナンシャルサービス	46,500	1,349.000	62,728,500	
アコム	162,500	404.300	65,698,750	
ジャックス	8,600	5,580.000	47,988,000	
オリエントコーポレーション	21,300	1,078.000	22,961,400	
オリックス	501,500	3,105.000	1,557,157,500	
三菱ＨＣキャピタル	357,300	1,043.000	372,663,900	
九州リースサービス	6,100	1,271.000	7,753,100	
日本取引所グループ	214,800	3,870.000	831,276,000	
イー・ギャランティ	13,700	1,929.000	26,427,300	
アサックス	5,400	749.000	4,044,600	
ＮＥＣキャピタルソリューション	3,900	3,715.000	14,488,500	
Ｒｏｂｏｔ　Ｈｏｍｅ	25,800	166.000	4,282,800	
大東建託	29,800	17,040.000	507,792,000	
いちご	100,700	409.000	41,186,300	
日本駐車場開発	94,300	182.000	17,162,600	
スター・マイカ・ホールディングス	11,000	543.000	5,973,000	
ＳＲＥホールディングス	4,200	3,300.000	13,860,000	
ヒューリック	188,500	1,512.500	285,106,250	
野村不動産ホールディングス	50,500	3,699.000	186,799,500	
三重交通グループホールディングス	19,100	603.000	11,517,300	
サムティ	10,100	2,510.000	25,351,000	
ディア・ライフ	15,000	919.000	13,785,000	
地主	7,100	2,156.000	15,307,600	
プレサンスコーポレーション	14,300	1,704.000	24,367,200	
ＪＰＭＣ	5,600	1,213.000	6,792,800	
フージャースホールディングス	13,400	1,064.000	14,257,600	
オープンハウスグループ	29,900	4,886.000	146,091,400	
東急不動産ホールディングス	243,300	982.200	238,969,260	
飯田グループホールディングス	77,000	1,941.500	149,495,500	
ムゲンエステート	4,300	1,423.000	6,118,900	
シーアールイー	5,300	1,324.000	7,017,200	
ケイアイスター不動産	4,200	3,735.000	15,687,000	
グッドコムアセット	8,900	757.000	6,737,300	
ジェイ・エス・ビー	4,400	2,755.000	12,122,000	
ロードスターキャピタル	5,900	2,272.000	13,404,800	
霞ヶ関キャピタル	2,300	13,800.000	31,740,000	
パーク２４	53,500	1,775.000	94,962,500	
パラカ	3,900	1,955.000	7,624,500	
宮越ホールディングス	4,600	1,115.000	5,129,000	
三井不動産	377,600	4,074.000	1,538,342,400	
三菱地所	533,000	2,113.500	1,126,495,500	
平和不動産	13,900	3,990.000	55,461,000	
東京建物	72,700	2,166.000	157,468,200	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
京阪神ビルディング	15,700	1,584.000	24,868,800	
住友不動産	122,900	4,686.000	575,909,400	
テーオーシー	17,700	682.000	12,071,400	
レオパレス２１	92,500	428.000	39,590,000	
スターツコーポレーション	12,600	3,030.000	38,178,000	
フジ住宅	12,700	719.000	9,131,300	
空港施設	12,000	606.000	7,272,000	
ゴールドクレスト	8,200	2,288.000	18,761,600	
エスリード	4,200	3,345.000	14,049,000	
日神グループホールディングス	15,200	507.000	7,706,400	
日本エスコン	19,600	988.000	19,364,800	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	47,200	492.000	23,222,400	
イオンモール	41,900	1,826.000	76,509,400	
毎日コムネット	6,300	758.000	4,775,400	
カチタス	22,400	1,932.000	43,276,800	
トーセイ	14,600	2,060.000	30,076,000	
穴吹興産	2,900	2,104.000	6,101,600	
サンフロンティア不動産	15,500	1,711.000	26,520,500	
ＦＪネクストホールディングス	9,600	1,183.000	11,356,800	
日本空港ビルデング	28,800	5,845.000	168,336,000	
ＬＩＦＵＬＬ	32,400	167.000	5,410,800	
ＭＩＸＩ	19,100	2,426.000	46,336,600	
ジェイエイシーリクルートメント	30,000	744.000	22,320,000	
日本Ｍ＆Ａセンターホールディングス	144,000	1,007.500	145,080,000	
メンバーズ	3,100	945.000	2,929,500	
ＵＴグループ	12,300	3,225.000	39,667,500	
アイティメディア	3,500	1,987.000	6,954,500	
ケアネット	14,500	668.000	9,686,000	
Ｅ・Ｊホールディングス	5,400	1,680.000	9,072,000	
オープンアップグループ	25,700	2,141.000	55,023,700	
コシダカホールディングス	26,500	927.000	24,565,500	
アルトナー	2,000	2,394.000	4,788,000	
パソナグループ	10,900	2,664.000	29,037,600	
リンクアンドモチベーション	26,100	617.000	16,103,700	
エス・エム・エス	30,700	2,632.500	80,817,750	
パーソルホールディングス	884,400	219.200	193,860,480	
リニカル	7,600	449.000	3,412,400	
学情	4,500	1,849.000	8,320,500	
スタジオアリス	4,800	2,065.000	9,912,000	
ＮＪＳ	2,000	2,743.000	5,486,000	
綜合警備保障	150,000	804.700	120,705,000	
カカクコム	57,600	1,725.000	99,360,000	
アイロムグループ	3,500	1,823.000	6,380,500	
セントケア・ホールディング	7,500	938.000	7,035,000	
サイネックス	2,000	828.000	1,656,000	
ルネサンス	6,600	1,087.000	7,174,200	
ディップ	13,500	2,704.000	36,504,000	
デジタルホールディングス	5,500	1,173.000	6,451,500	
新日本科学	8,100	1,600.000	12,960,000	
キャリアデザインセンター	1,400	1,781.000	2,493,400	
ベネフィット・ワン	31,000	2,167.500	67,192,500	
エムスリー	170,800	2,096.000	357,996,800	
ウェルネット	12,900	539.000	6,953,100	
ワールドホールディングス	3,900	2,455.000	9,574,500	
ディー・エヌ・エー	33,800	1,266.000	42,790,800	
博報堂ＤＹホールディングス	115,000	1,447.500	166,462,500	
タカミヤ	14,000	522.000	7,308,000	
ファンコミュニケーションズ	15,000	403.000	6,045,000	
ライク	3,800	1,568.000	5,958,400	
エスプール	25,600	310.000	7,936,000	
ＷＤＢホールディングス	4,500	2,317.000	10,426,500	
アドウェイズ	12,200	465.000	5,673,000	
バリューコマース	7,900	1,169.000	9,235,100	
インフォマート	90,300	393.000	35,487,900	
ＪＰホールディングス	27,100	472.000	12,791,200	
プレステージ・インターナショナル	42,000	605.000	25,410,000	
アミューズ	5,000	1,517.000	7,585,000	
ドリームインキュベータ	2,800	3,170.000	8,876,000	
クイック	5,800	2,409.000	13,972,200	
電通グループ	84,500	4,305.000	363,772,500	
ぴあ	3,100	3,170.000	9,827,000	
イオンファンタジー	3,500	2,530.000	8,855,000	
シーティーエス	10,600	730.000	7,738,000	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	27,000	2,749.500	74,236,500	
アルプス技研	7,800	2,924.000	22,807,200	
日本空調サービス	10,200	890.000	9,078,000	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
オリエンタルランド	454,900	5,553.000	2,526,059,700	
ダスキン	22,000	3,373.000	74,206,000	
明光ネットワークジャパン	13,800	731.000	10,087,800	
ファルコホールディングス	6,500	2,298.000	14,937,000	
ラウンドワン	82,900	687.000	56,952,300	
リゾートトラスト	39,000	2,547.000	99,333,000	
ビー・エム・エル	10,300	2,734.000	28,160,200	
リソー教育	47,000	233.000	10,951,000	
早稲田アカデミー	5,500	1,647.000	9,058,500	
ユー・エス・エス	97,000	2,643.500	256,419,500	
東京個別指導学院	17,900	447.000	8,001,300	
サイバーエージェント	200,000	1,069.500	213,900,000	
楽天グループ	730,000	792.500	578,525,000	
クリーク・アンド・リバー社	5,100	1,921.000	9,797,100	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	18,000	732.000	13,176,000	
テー・オー・ダブリュー	33,800	363.000	12,269,400	
山田コンサルティンググループ	4,000	1,711.000	6,844,000	
セントラルスポーツ	3,700	2,445.000	9,046,500	
フルキャストホールディングス	8,000	1,476.000	11,808,000	
エン・ジャパン	15,200	2,782.000	42,286,400	
テクノプロ・ホールディングス	52,000	3,256.000	169,312,000	
アイ・アールジャパンホールディングス	4,700	1,421.000	6,678,700	
ＫｅｅＰｅｒ技研	5,800	6,620.000	38,396,000	
Ｇｕｎｏｓｙ	8,100	721.000	5,840,100	
イー・ガーディアン	3,700	1,390.000	5,143,000	
ジャパンマテリアル	26,400	2,676.000	70,646,400	
ベクトル	11,700	1,240.000	14,508,000	
チャーム・ケア・コーポレーション	7,400	1,383.000	10,234,200	
キャリアリンク	3,600	2,589.000	9,320,400	
ＩＢＪ	7,100	609.000	4,323,900	
アサンテ	5,200	1,680.000	8,736,000	
バリューＨＲ	8,000	1,380.000	11,040,000	
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	7,500	2,520.000	18,900,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,200	1,083.000	6,714,600	
ＥＲＩホールディングス	3,600	1,865.000	6,714,000	
シグマクシス・ホールディングス	12,300	1,668.000	20,516,400	
ウィルグループ	7,000	1,140.000	7,980,000	
メドピア	7,700	792.000	6,098,400	
レアジョブ	5,100	946.000	4,824,600	
リクルートホールディングス	636,100	6,008.000	3,821,688,800	
エラン	11,500	979.000	11,258,500	
日本郵政	1,015,300	1,413.000	1,434,618,900	
ベルシステム２４ホールディングス	11,600	1,794.000	20,810,400	
鎌倉新書	7,400	582.000	4,306,800	
エアトリ	6,500	1,645.000	10,692,500	
アトラエ	5,900	515.000	3,038,500	
ストライク	3,800	5,250.000	19,950,000	
ソラスト	23,700	538.000	12,750,600	
セラク	5,300	1,131.000	5,994,300	
インソース	18,500	791.000	14,633,500	
ベイカレント・コンサルティング	65,000	3,178.000	206,570,000	
アイモバイル	14,100	461.000	6,500,100	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	28,200	2,275.000	64,155,000	
ウェルビー	5,400	1,085.000	5,859,000	
エル・ティー・エス	1,300	2,687.000	3,493,100	
ミダックホールディングス	5,500	1,626.000	8,943,000	
キュービーネットホールディングス	4,700	1,327.000	6,236,900	
ＲＰＡホールディングス	13,400	265.000	3,551,000	
マネジメントソリューションズ	4,000	3,030.000	12,120,000	
フロンティア・マネジメント	2,300	1,940.000	4,462,000	
アンビスホールディングス	8,600	2,569.000	22,093,400	
カーブスホールディングス	23,200	742.000	17,214,400	
フォーラムエンジニアリング	13,000	927.000	12,051,000	
ＦＡＳＴ　ＦＩＴＮＥＳＳ　ＪＡＰＡＮ	3,400	1,015.000	3,451,000	
ダイレクトマーケティングミックス	10,900	319.000	3,477,100	
ポピンズ	3,800	1,493.000	5,673,400	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	6,700	2,152.000	14,418,400	
リログループ	45,700	1,289.000	58,907,300	
東祥	10,900	792.000	8,632,800	

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ＩＤ＆Ｅ　ホールディングス	5,100	3,660.000	18,666,000	
ビーウィズ	2,400	1,779.000	4,269,600	
ＴＲＥホールディングス	17,900	1,208.000	21,623,200	
人・夢・技術グループ	3,600	1,748.000	6,292,800	
ＮＩＳＳＯホールディングス	9,000	800.000	7,200,000	
大栄環境	16,000	2,674.000	42,784,000	
日本管財ホールディングス	8,400	2,576.000	21,638,400	
Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	4,300	6,490.000	27,907,000	
エイチ・アイ・エス	24,700	1,737.000	42,903,900	
ラックランド	4,100	2,576.000	10,561,600	
共立メンテナンス	14,300	6,306.000	90,175,800	
イチネンホールディングス	9,100	1,684.000	15,324,400	
建設技術研究所	4,600	5,740.000	26,404,000	
スペース	7,100	975.000	6,922,500	
燦ホールディングス	8,500	1,057.000	8,984,500	
スバル興業	4,000	3,090.000	12,360,000	
東京テアトル	7,000	1,138.000	7,966,000	
ナガワ	2,900	7,190.000	20,851,000	
東京都競馬	7,200	4,280.000	30,816,000	
カナモト	14,400	2,938.000	42,307,200	
ニシオホールディングス	7,600	3,880.000	29,488,000	
トランス・コスモス	10,400	2,953.000	30,711,200	
乃村工藝社	36,600	879.000	32,171,400	
藤田観光	3,800	6,850.000	26,030,000	
ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	7,200	1,241.000	8,935,200	
トーカイ	7,500	2,149.000	16,117,500	
セコム	87,800	10,995.000	965,361,000	
セントラル警備保障	4,700	2,598.000	12,210,600	
丹青社	17,000	802.000	13,634,000	
メイテックグループホールディングス	32,500	3,004.000	97,630,000	
応用地質	8,500	2,346.000	19,941,000	
船井総研ホールディングス	17,600	2,669.000	46,974,400	
いであ	3,500	2,347.000	8,214,500	
学究社	4,200	2,108.000	8,853,600	
イオンディライト	9,200	3,535.000	32,522,000	
ダイセキ	17,600	4,000.000	70,400,000	
ステップ	3,200	2,034.000	6,508,800	
合　計	128,014,400		312,887,275,500	

(b)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「外国株式インデックス・マザーファンド」

貸借対照表

（単位：円）

	(2023年2月20日現在)	(2024年2月19日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	6,810,869,309	12,351,920,465
金銭信託	25,870,400	131,822,113
コール・ローン	511,598,077	5,333,439,611
株式	447,345,580,983	662,139,159,724
投資証券	10,991,824,558	13,443,091,182
派生商品評価勘定	73,653,121	684,090,089
未収入金	146,885,647	3,995,018
未収配当金	526,630,908	737,901,232
差入委託証拠金	2,800,185,211	5,593,483,449
流動資産合計	469,233,098,214	700,418,902,883
資産合計	469,233,098,214	700,418,902,883
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	29,809,652	15,564,893
未払解約金	327,539,394	451,645,978
その他未払費用	2,482	2,693
流動負債合計	357,351,528	467,213,564
負債合計	357,351,528	467,213,564
純資産の部		
元本等		
元本	75,342,567,898	83,796,577,402
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	393,533,178,788	616,155,111,917
元本等合計	468,875,746,686	699,951,689,319
純資産合計	468,875,746,686	699,951,689,319
負債純資産合計	469,233,098,214	700,418,902,883

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2023年2月20日現在)	(2024年2月19日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	75,342,567,898口	83,796,577,402口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　6.2233円 (1万口当たりの純資産額62,233円)	1口当たり純資産額　8.3530円 (1万口当たりの純資産額83,530円)

（金融商品に関する注記）
Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2024年2月19日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
(2023年2月20日現在)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT MAR23	7,905,483,534	－	7,913,727,000	8,243,466
	SPI 200 FUTURES MAR23	393,279,635	－	386,174,842	△7,104,793
	FTSE 100 IDX FUT MAR23	466,505,042	－	476,212,955	9,707,913
	EURO STOXX 50 MAR23	1,597,424,312	－	1,627,917,260	30,492,948
	小計	10,362,692,523	－	10,404,032,057	41,339,534
合　計		10,362,692,523	－	10,404,032,057	41,339,534

（単位：円）

区　分	種　類	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	224,229,369	－	227,189,742	2,960,373
	イギリス・ポンド	43,320,618	－	43,306,414	△14,204
	小計	267,549,987	－	270,496,156	2,946,169
	売建				
	イギリス・ポンド	16,066,830	－	16,157,210	△90,380
	ユーロ	109,717,874	－	110,069,727	△351,853
	小計	125,784,704	－	126,226,937	△442,233
合　計		393,334,691	－	396,723,093	2,503,936

（2024年2月19日現在）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT MAR24	18,752,037,783	－	19,279,695,168	527,657,385
	SPI 200 FUTURES MAR24	738,865,496	－	746,525,760	7,660,264
	FTSE 100 IDX FUT MAR24	996,118,279	－	1,004,383,406	8,265,127
	EURO STOXX 50 MAR24	3,347,433,048	－	3,479,804,955	132,371,907
	小計	23,834,454,606	－	24,510,409,289	675,954,683
合　計		23,834,454,606	－	24,510,409,289	675,954,683

（注）1．時価の算定方法
株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。
1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

区　分	種　類	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	3,954,129,816	－	3,943,295,865	△10,833,951
	カナダ・ドル	151,970,815	－	152,471,142	500,327
	オーストラリア・ドル	138,394,917	－	139,570,184	1,175,267
	香港・ドル	42,726,845	－	42,555,094	△171,751
	イギリス・ポンド	223,567,889	－	223,389,612	△178,277
	スイス・フラン	122,979,487	－	123,428,025	448,538
	デンマーク・クローネ	50,351,619	－	50,469,315	117,696
	スウェーデン・クローナ	37,308,276	－	37,697,346	389,070
	ユーロ	448,158,949	－	449,282,543	1,123,594
	小計	5,169,588,613	－	5,162,159,126	△7,429,487
合　計		5,169,588,613	－	5,162,159,126	△7,429,487

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2023年2月20日現在）

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	61,407,657,975円
同期中における追加設定元本額	24,447,125,618円
同期中における一部解約元本額	10,512,215,695円
2023年2月20日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国株式インデックスファンドＳ	37,413,562,738円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	295,274,961円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	1,115,344,973円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	815,354,615円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	34,670,931円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	992,117円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	5,457,854円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	17,365,378円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	51,071,386円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	57,531,698円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	108,600,216円
外国株式指数ファンド	980,282,730円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	18,845,760,167円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	139,776,013円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	174,586,158円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	110,233,388円
イオン・バランス戦略ファンド	24,288,448円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	23,707,090円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	140,014,851円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	125,293,120円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	467,911,037円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	254,195,375円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	292,755,170円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	59,105,049円
三井住友ＤＳ・外国株式インデックス年金ファンド	1,855,764,128円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	11,428,893円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	52,455,481円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	47,972,323円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	3,087,533円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	534,084,201円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	317,177,107円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	1,706,143,742円
三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド	52,963,147円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	22,505円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	27,108円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	33,586円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	39,724円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	39,724円
ＳＭＡＭ・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	424,161,823円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	2,738,893円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	18,997,417円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	494,761,087円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	683,818,913円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	2,995,512,553円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	9,822,476円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	48,949,181円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	415,329,798円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	36,093,954円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	87,142,750円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	418,011,926円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	287,214,833円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	660,368,254円
ＳＭＡＭ・バランスＶＡ株４０Ｔ＜適格機関投資家限定＞	195,290円
三井住友・外国株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	190,859,012円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	58,376,901円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	7,134,203円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	6,599,547円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	3,833,026円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	16,687,253円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	51,140,413円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	105,383,191円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	44,957,268円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	259,817,292円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	72,627,493円
ＳＭＡＭ・外国株式インデックスファンドＳＡ＜適格機関投資家限定＞	1,506,053,315円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	15,290,739円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	9,454,653円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	12,173,583円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	264,686,196円
合　計	75,342,567,898円

（2024年2月19日現在）

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	75,342,567,898円
同期中における追加設定元本額	16,727,098,331円
同期中における一部解約元本額	8,273,088,827円
2024年2月19日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国株式インデックスファンドＳ	41,950,087,554円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	262,630,320円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	1,017,359,735円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	793,921,765円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	41,980,477円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	765,630円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	3,909,208円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	13,730,815円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	43,433,433円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	51,991,661円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	109,626,387円
外国株式指数ファンド	1,063,149,405円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	22,482,800,807円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	105,225,014円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	141,241,547円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	83,174,042円
イオン・バランス戦略ファンド	15,329,934円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	27,632,950円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	141,442,290円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	132,982,852円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	518,632,989円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	316,103,384円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	434,198,025円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	63,447,082円
三井住友ＤＳ・外国株式インデックス年金ファンド	2,564,847,357円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	11,112,507円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	57,377,889円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	57,867,009円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	2,612,550円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	1,311,446,447円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	194,246,366円

日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	2,780,840,810円
三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド	136,551,619円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	2,851,196円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	1,779,098円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	2,540,163円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	736,750円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	484,201円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	141,347円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	2,481,010円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	11,849,023円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	7,739,434円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	3,630,417円
ＳＭＡＭ・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	293,252,354円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	2,629,155円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	11,708,833円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	312,589,377円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	536,671,089円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	2,350,373,208円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	8,008,470円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	38,792,047円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	367,312,416円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	27,381,353円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	67,281,388円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	344,123,372円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	218,967,456円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	486,198,208円
三井住友・外国株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	177,759,864円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	42,092,664円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	5,291,801円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	5,585,430円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	3,341,135円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	11,984,085円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	39,570,413円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	80,441,373円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	32,878,200円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	132,919,956円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	48,871,271円
ＳＭＡＭ・外国株式インデックスファンドＳＡ＜適格機関投資家限定＞	982,704,790円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	20,499,655円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	9,331,767円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	15,020,973円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	113,869,349円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	43,193,451円
合　計	83,796,577,402円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORP	27,608	31.570	871,584.56	
	BAKER HUGHES CO	78,082	29.150	2,276,090.30	
	CHENIERE ENERGY INC	17,754	160.370	2,847,208.98	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	7,695	78.730	605,827.35	
	CHEVRON CORP	140,288	154.630	21,692,733.44	
	CONOCOPHILLIPS	91,705	110.570	10,139,821.85	
	COTERRA ENERGY INC	59,741	24.680	1,474,407.88	
	DEVON ENERGY CORP	49,897	43.460	2,168,523.62	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	13,065	179.420	2,344,122.30	
	EOG RESOURCES INC	43,830	113.560	4,977,334.80	
	EQT CORP	33,522	34.700	1,163,213.40	
	EXXON MOBIL CORP	309,108	103.730	32,063,772.84	
	HALLIBURTON CO	67,581	35.310	2,386,285.11	
	HESS CORP	21,198	148.430	3,146,419.14	
	HF SINCLAIR CORP	10,663	60.110	640,952.93	
	KINDER MORGAN INC	156,197	17.110	2,672,530.67	
	MARATHON OIL CORP	42,380	23.380	990,844.40	
	MARATHON PETROLEUM CORP	31,150	170.010	5,295,811.50	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	51,961	60.520	3,144,679.72	
	ONEOK INC	43,615	71.990	3,139,843.85	
	OVINTIV INC	23,075	44.830	1,034,452.25	
	PHILLIPS 66	33,814	143.810	4,862,791.34	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	17,516	231.570	4,056,180.12	
	SCHLUMBERGER LTD	110,157	48.570	5,350,325.49	
	TARGA RESOURCES CORP	15,416	96.940	1,494,427.04	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	417	1,511.810	630,424.77	
	VALERO ENERGY CORP	26,805	139.540	3,740,369.70	
	WILLIAMS COS INC	92,048	34.310	3,158,166.88	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	17,056	226.850	3,869,153.60	
	ALBEMARLE CORP	8,338	122.590	1,022,155.42	
	AMCOR PLC	122,899	9.040	1,111,006.96	
	AVERY DENNISON CORP	6,759	208.830	1,411,481.97	
	BALL CORP	23,469	62.090	1,457,190.21	
	CELANESE CORP	8,742	151.060	1,320,566.52	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	14,020	77.700	1,089,354.00	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	33,403	19.870	663,717.61	
	CORTEVA INC	53,900	54.800	2,953,720.00	
	CROWN HOLDINGS INC	9,413	72.260	680,183.38	
	DOW INC	53,862	55.480	2,988,263.76	
	DUPONT DE NEMOURS INC	34,201	68.450	2,341,058.45	
	EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	85.190	810,753.23	
	ECOLAB INC	19,574	215.380	4,215,848.12	
	FMC CORP	8,548	52.340	447,402.32	
	FREEPORT-MCMORAN INC	113,312	38.830	4,399,904.96	
	INTERNATIONAL PAPER CO	23,472	35.800	840,297.60	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	20,983	81.190	1,703,609.77	
	LINDE PLC	37,809	431.630	16,319,498.67	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	19,214	97.700	1,877,207.80	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	4,759	539.870	2,569,241.33	
	MOSAIC CO/THE	25,489	30.550	778,688.95	
	NEWMONT CORP	86,338	33.430	2,886,279.34	
	NUCOR CORP	18,997	185.580	3,525,463.26	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	7,111	167.980	1,194,505.78	
	PPG INDUSTRIES INC	18,754	141.910	2,661,380.14	
	RELIANCE STEEL & ALUMINUM	4,056	326.430	1,324,000.08	
	RPM INTERNATIONAL INC	10,397	108.440	1,127,450.68	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	19,206	309.080	5,936,190.48	
	STEEL DYNAMICS INC	12,713	123.340	1,568,021.42	
	VULCAN MATERIALS CO	9,892	255.150	2,523,943.80	
	WESTLAKE CORP	2,189	144.150	315,544.35	
	WESTROCK CO	16,766	43.710	732,841.86	
	3M CO	42,482	91.250	3,876,482.50	
	AECOM	10,261	89.190	915,178.59	
	AERCAP HOLDINGS NV	15,382	77.640	1,194,258.48	
	ALLEGION PLC	6,843	132.420	906,150.06	
	AMETEK INC	18,518	173.890	3,220,095.02	
	AXON ENTERPRISE INC	5,927	269.800	1,599,104.60	
	BOEING CO/THE	43,359	203.890	8,840,466.51	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	183.790	1,801,325.79	
	CARLISLE COS INC	3,499	341.920	1,196,378.08	
	CARRIER GLOBAL CORP	66,639	54.000	3,598,506.00	
	CATERPILLAR INC	39,051	321.910	12,570,907.41	
	CNH INDUSTRIAL NV	87,561	12.150	1,063,866.15	
	CUMMINS INC	11,429	266.480	3,045,599.92	
	DEERE & CO	20,718	360.680	7,472,568.24	
	DOVER CORP	10,436	161.460	1,684,996.56	
	EATON CORP PLC	30,454	277.520	8,451,594.08	
	EMERSON ELECTRIC CO	45,278	106.150	4,806,259.70	
	FASTENAL CO	41,551	70.240	2,918,542.24	
	FERGUSON PLC	16,077	198.990	3,199,162.23	
	FORTIVE CORP	25,083	84.320	2,114,998.56	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	10,648	79.310	844,492.88	
	GENERAL DYNAMICS CORP	17,778	269.440	4,790,104.32	
	GENERAL ELECTRIC CO	82,651	149.160	12,328,223.16	
	GRACO INC	11,645	88.150	1,026,506.75	
	HEICO CORP	3,085	194.010	598,520.85	
	HEICO CORP-CLASS A	6,593	157.190	1,036,353.67	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	50,521	197.170	9,961,225.57	
	HOWMET AEROSPACE INC	27,783	62.820	1,745,328.06	
	HUBBELL INC	3,897	358.880	1,398,555.36	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,888	285.090	823,339.92	
	IDEX CORP	6,048	227.470	1,375,738.56	
	ILLINOIS TOOL WORKS	23,264	253.920	5,907,194.88	
	INGERSOLL-RAND INC	29,314	89.470	2,622,723.58	
	JARDINE MATHESON	11,600	41.320	479,312.00	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	HLDGS LTD				
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	52,470	56.860	2,983,444.20	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	14,388	211.980	3,049,968.24	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	2,750	448.410	1,233,127.50	
	LOCKHEED MARTIN CORP	17,095	424.070	7,249,476.65	
	MASCO CORP	19,187	73.160	1,403,720.92	
	NORDSON CORP	3,927	264.070	1,037,002.89	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	10,937	450.960	4,932,149.52	
	OTIS WORLDWIDE CORP	31,838	91.240	2,904,899.12	
	OWENS CORNING	7,597	139.950	1,063,200.15	
	PACCAR INC	39,980	107.770	4,308,644.60	
	PARKER HANNIFIN CORP	9,607	520.060	4,996,216.42	
	PENTAIR PLC	11,509	74.920	862,254.28	
	QUANTA SERVICES INC	11,797	211.440	2,494,357.68	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	8,678	279.720	2,427,410.16	
	RTX CORP	110,909	91.010	10,093,828.09	
	SMITH (A.O.) CORP	10,652	80.090	853,118.68	
	SNAP-ON INC	4,041	267.240	1,079,916.84	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	10,869	88.350	960,276.15	
	TEXTRON INC	14,870	85.690	1,274,210.30	
	TORO CO	8,097	93.760	759,174.72	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	17,225	272.170	4,688,128.25	
	TRANSDIGM GROUP INC	4,165	1,146.390	4,774,714.35	
	UNITED RENTALS INC	5,383	650.310	3,500,618.73	
	VERTIV HOLDINGS CO-A	28,880	62.970	1,818,573.60	
	WABTEC CORP	12,782	134.280	1,716,366.96	
	WATSCO INC	2,364	381.460	901,771.44	
	WW GRAINGER INC	3,504	935.800	3,279,043.20	
	XYLEM INC	19,463	123.790	2,409,324.77	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	31,788	252.970	8,041,410.36	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	145.590	1,548,640.83	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	8,963	197.920	1,773,956.96	
	CINTAS CORP	6,998	614.660	4,301,390.68	
	COPART INC	67,779	48.960	3,318,459.84	
	DAYFORCE INC	10,485	73.260	768,131.10	
	EQUIFAX INC	9,133	258.080	2,357,044.64	
	JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	147.540	1,533,383.22	
	LEIDOS HOLDINGS INC	8,863	123.830	1,097,505.29	
	PAYCHEX INC	24,917	123.380	3,074,259.46	
	PAYCOM SOFTWARE INC	3,778	190.820	720,917.96	
	PAYLOCITY HOLDING CORP	2,718	177.390	482,146.02	
	REPUBLIC SERVICES INC	17,805	180.430	3,212,556.15	
	ROBERT HALF INC	8,149	80.840	658,765.16	
	ROLLINS INC	25,137	41.050	1,031,873.85	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	19,314	63.460	1,225,666.44	
	TRANSUNION	14,503	75.070	1,088,740.21	
	VERALTO CORP	17,640	86.090	1,518,627.60	
	VERISK ANALYTICS INC	11,354	244.700	2,778,323.80	
	WASTE CONNECTIONS INC	20,167	167.870	3,385,434.29	
	WASTE MANAGEMENT INC	31,845	201.540	6,418,041.30	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	8,726	72.250	630,453.50	
	CSX CORP	154,835	36.720	5,685,541.20	
	DELTA AIR LINES INC	14,192	40.120	569,383.04	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	10,436	124.160	1,295,733.76	
	FEDEX CORP	18,074	237.590	4,294,201.66	
	GRAB HOLDINGS LTD - CL A	159,485	3.530	562,982.05	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	6,308	211.700	1,335,403.60	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	12,089	56.820	686,896.98	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	17,033	252.040	4,292,997.32	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	7,677	423.450	3,250,825.65	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	14,057	33.930	476,954.01	
	UBER TECHNOLOGIES INC	143,350	78.410	11,240,073.50	
	U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	65.350	382,297.50	
	UNION PACIFIC CORP	46,789	246.590	11,537,699.51	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	55,802	148.410	8,281,574.82	
	APTIV PLC	21,117	78.960	1,667,398.32	
	BORGWARNER INC	17,433	30.610	533,624.13	
	FORD MOTOR CO	299,200	12.300	3,680,160.00	
	GENERAL MOTORS CO	104,301	38.700	4,036,448.70	
	LEAR CORP	3,736	136.300	509,216.80	
	LUCID GROUP INC	82,293	3.710	305,307.03	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	45,698	16.300	744,877.40	
	TESLA INC	220,044	199.950	43,997,797.80	
	DECKERS OUTDOOR CORP	1,872	862.980	1,615,498.56	
	DR HORTON INC	24,030	141.270	3,394,718.10	
	GARMIN LTD	10,774	122.200	1,316,582.80	
	HASBRO INC	11,407	50.780	579,247.46	
	LENNAR CORP-A	19,331	150.220	2,903,902.82	
	LULULEMON ATHLETICA INC	9,037	449.600	4,063,035.20	
	NIKE INC -CL B	93,516	103.510	9,679,841.16	
	NVR INC	250	7,390.650	1,847,662.50	
	PULTEGROUP INC	17,535	101.450	1,778,925.75	
	VF CORP	20,583	16.650	342,706.95	
	AIRBNB INC-CLASS A	33,688	152.510	5,137,756.88	
	BOOKING HOLDINGS INC	2,747	3,716.840	10,210,159.48	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	15,881	42.510	675,101.31	
	CARNIVAL CORP	84,815	14.800	1,255,262.00	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,100	2,598.430	5,456,703.00	
	DARDEN RESTAURANTS INC	9,323	162.460	1,514,614.58	
	DOMINO'S PIZZA INC	2,875	421.850	1,212,818.75	
	DOORDASH INC - A	20,142	116.010	2,336,673.42	
	DRAFTKINGS INC-CL A	32,265	44.570	1,438,051.05	
	EXPEDIA GROUP INC	10,081	135.250	1,363,455.25	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	20,092	197.570	3,969,576.44	
	HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	132.830	447,769.93	
	LAS VEGAS SANDS CORP	27,977	55.250	1,545,729.25	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	19,665	241.630	4,751,653.95	
	MCDONALD'S CORP	56,399	292.020	16,469,635.98	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	42.540	944,302.92	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	19,234	116.090	2,232,875.06	
	STARBUCKS CORP	87,125	93.220	8,121,792.50	
	VAIL RESORTS INC	2,860	225.480	644,872.80	
	WYNN RESORTS LTD	7,730	105.130	812,654.90	
	YUM! BRANDS INC	22,535	134.550	3,032,084.25	
	AMAZON.COM INC	714,284	169.510	121,078,280.84	
	AUTOZONE INC	1,423	2,727.830	3,881,702.09	
	BATH & BODY WORKS INC	15,400	45.400	699,160.00	
	BEST BUY CO INC	14,954	73.750	1,102,857.50	
	BURLINGTON STORES INC	4,802	195.170	937,206.34	
	CARMAX INC	10,366	71.880	745,108.08	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	4,406	169.150	745,274.90	
	EBAY INC	40,534	43.450	1,761,202.30	
	ETSY INC	9,090	76.570	696,021.30	
	GENUINE PARTS CO	10,245	142.930	1,464,317.85	
	GLOBAL-E ONLINE LTD	8,896	40.980	364,558.08	
	HOME DEPOT INC	77,200	362.350	27,973,420.00	
	LKQ CORP	18,982	50.040	949,859.28	
	LOWE'S COS INC	43,814	226.850	9,939,205.90	
	MERCADOLIBRE INC	3,384	1,768.780	5,985,551.52	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	4,512	1,051.050	4,742,337.60	
	POOL CORP	3,252	387.300	1,259,499.60	
	ROSS STORES INC	26,967	144.080	3,885,405.36	
	TJX COMPANIES INC	88,167	98.040	8,643,892.68	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	8,071	236.490	1,908,710.79	
	ULTA BEAUTY INC	3,734	532.090	1,986,824.06	
	ALBERTSONS COS INC - CLASS A	31,907	21.580	688,553.06	
	COSTCO WHOLESALE CORP	34,016	723.990	24,627,243.84	
	DOLLAR GENERAL CORP	15,800	141.500	2,235,700.00	
	DOLLAR TREE INC	15,923	143.370	2,282,880.51	
	KROGER CO	49,890	47.640	2,376,759.60	
	SYSCO CORP	39,957	79.500	3,176,581.50	
	TARGET CORP	36,380	149.610	5,442,811.80	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	21.980	1,160,719.84	
	WALMART INC	114,542	170.360	19,513,375.12	
	ALTRIA GROUP INC	134,504	40.180	5,404,370.72	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	42,289	53.650	2,268,804.85	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	22,643	57.870	1,310,350.41	
	BUNGE GLOBAL SA	12,343	91.680	1,131,606.24	
	CAMPBELL SOUP CO	12,945	41.450	536,570.25	
	CELSIUS HOLDINGS INC	11,375	64.410	732,663.75	
	COCA-COLA CO/THE	317,240	59.390	18,840,883.60	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	15,803	67.600	1,068,282.80	
	CONAGRA BRANDS INC	39,722	27.210	1,080,835.62	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	12,701	243.840	3,097,011.84	
	DARLING INGREDIENTS INC	10,514	42.610	448,001.54	
	GENERAL MILLS INC	46,029	64.100	2,950,458.90	
	HERSHEY CO/THE	11,180	191.160	2,137,168.80	
	HORMEL FOODS CORP	25,536	28.990	740,288.64	
	JM SMUCKER CO/THE	8,172	124.090	1,014,063.48	
	KELLANOVA	19,503	55.470	1,081,831.41	
	KEURIG DR PEPPER INC	80,434	30.970	2,491,040.98	
	KRAFT HEINZ CO/THE	62,228	34.810	2,166,156.68	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	10,534	101.230	1,066,356.82	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	18,425	66.150	1,218,813.75	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	16,433	62.150	1,021,310.95	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	104,920	71.980	7,552,141.60	
	MONSTER BEVERAGE CORP	60,052	55.020	3,304,061.04	
	PEPSICO INC	106,412	166.320	17,698,443.84	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	120,632	89.650	10,814,658.80	
	TYSON FOODS INC-CL A	19,731	53.120	1,048,110.72	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	19,954	97.780	1,951,102.12	
	CLOROX COMPANY	9,104	151.050	1,375,159.20	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	58,956	83.480	4,921,646.88	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	17,009	146.370	2,489,607.33	
	KENVUE INC	136,817	19.050	2,606,363.85	
	KIMBERLY-CLARK CORP	25,378	118.290	3,001,963.62	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	181,943	157.510	28,657,841.93	
	ABBOTT LABORATORIES	134,472	114.010	15,331,152.72	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	5,703	308.770	1,760,915.31	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	39,241	41.220	1,617,514.02	
	BECTON DICKINSON AND CO	22,525	240.760	5,423,119.00	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	113,309	65.820	7,457,998.38	
	CARDINAL HEALTH INC	18,000	104.450	1,880,100.00	
	CENCORA INC	13,560	231.720	3,142,123.20	
	CENTENE CORP	40,300	78.740	3,173,222.00	
	COOPER COS INC/THE	3,384	372.010	1,258,881.84	
	CVS HEALTH CORP	100,326	77.100	7,735,134.60	
	DAVITA INC	4,138	122.220	505,746.36	
	DEXCOM INC	30,245	117.050	3,540,177.25	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	47,943	86.100	4,127,892.30	
	ELEVANCE HEALTH INC	18,135	512.630	9,296,545.05	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	31,160	86.020	2,680,383.20	
	HCA HEALTHCARE INC	16,132	308.550	4,977,528.60	
	HENRY SCHEIN INC	10,457	75.650	791,072.05	
	HOLOGIC INC	19,730	73.790	1,455,876.70	
	HUMANA INC	9,498	366.920	3,485,006.16	
	IDEXX LABORATORIES INC	6,610	555.540	3,672,119.40	
	INSULET CORP	5,082	191.010	970,712.82	
	INTUITIVE SURGICAL INC	26,647	378.630	10,089,353.61	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	6,245	216.640	1,352,916.80	
	MCKESSON CORP	10,067	511.060	5,144,841.02	
	MEDTRONIC PLC	101,168	84.420	8,540,602.56	
	MOLINA HEALTHCARE INC	4,673	401.720	1,877,237.56	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	7,645	124.000	947,980.00	
	RESMED INC	10,758	180.460	1,941,388.68	
	STERIS PLC	7,525	231.230	1,740,005.75	
	STRYKER CORP	26,349	349.300	9,203,705.70	
	TELEFLEX INC	3,067	251.070	770,031.69	
	THE CIGNA GROUP	22,335	341.090	7,618,245.15	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	71,409	521.550	37,243,363.95	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	4,203	162.160	681,558.48	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	12,279	219.350	2,693,398.65	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	15,537	124.710	1,937,619.27	
	ABBVIE INC	136,402	177.490	24,209,990.98	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	23,121	134.840	3,117,635.64	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	9,171	147.000	1,348,137.00	
	AMGEN INC	41,525	283.700	11,780,642.50	
	AVANTOR INC	56,039	23.760	1,331,486.64	
	BIOGEN INC	11,114	219.080	2,434,855.12	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	13,832	88.770	1,227,866.64	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	1,728	340.520	588,418.56	
	BIO-TECHNE CORP	13,296	71.610	952,126.56	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	159,354	49.860	7,945,390.44	
	CATALENT INC	16,025	58.140	931,693.50	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	3,467	244.960	849,276.32	
	DANAHER CORP	54,461	250.000	13,615,250.00	
	ELI LILLY & CO	62,199	782.060	48,643,349.94	
	EXACT SCIENCES CORP	13,570	60.970	827,362.90	
	GILEAD SCIENCES INC	96,170	71.580	6,883,848.60	
	ILLUMINA INC	11,573	143.410	1,659,683.93	
	INCYTE CORP	15,899	57.960	921,506.04	
	IQVIA HOLDINGS INC	14,439	238.600	3,445,145.40	
	JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	4,089	126.780	518,403.42	
	JOHNSON & JOHNSON	185,814	156.550	29,089,181.70	
	MERCK & CO. INC.	195,998	127.790	25,046,584.42	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,691	1,187.440	2,007,961.04	
	MODERNA INC	23,790	88.370	2,102,322.30	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	6,359	132.310	841,359.29	
	PFIZER INC	431,583	27.620	11,920,322.46	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	8,098	948.050	7,677,308.90	
	REPLIGEN CORP	3,456	208.420	720,299.52	
	REVVITY INC	10,411	102.460	1,066,711.06	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	27,162	29.920	812,687.04	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	82,214	13.020	1,070,426.28	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	29,531	547.840	16,178,263.04	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	3,537	214.730	759,500.01	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	20,131	422.200	8,499,308.20	
	VIATRIS INC	83,466	13.060	1,090,065.96	
	WATERS CORP	4,095	325.210	1,331,734.95	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	5,276	362.050	1,910,175.80	
	ZOETIS INC	36,026	188.390	6,786,938.14	
	BANK OF AMERICA CORP	553,387	34.090	18,864,962.83	
	CITIGROUP INC	150,445	54.850	8,251,908.25	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	36,122	31.560	1,140,010.32	
	FIFTH THIRD BANCORP	49,541	33.930	1,680,926.13	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	1,514.990	1,280,166.55	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	105,007	12.870	1,351,440.09	
	JPMORGAN CHASE & CO	223,370	179.030	39,989,931.10	
	KEYCORP	62,741	14.070	882,765.87	
	M & T BANK CORP	12,629	138.310	1,746,716.99	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	30,337	148.850	4,515,662.45	
	REGIONS FINANCIAL CORP	79,089	18.480	1,461,564.72	
	TRUIST FINANCIAL CORP	101,687	36.100	3,670,900.70	
	US BANCORP	116,120	41.490	4,817,818.80	
	WELLS FARGO & CO	283,753	51.910	14,729,618.23	
	ALLY FINANCIAL INC	20,139	35.980	724,601.22	
	AMERICAN EXPRESS CO	47,398	212.560	10,074,918.88	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	7,978	397.800	3,173,648.40	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	31,181	112.710	3,514,410.51	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	11,370	134.970	1,534,608.90	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	61,100	55.150	3,369,665.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	100,857	405.990	40,946,933.43	
	BLACKROCK INC	11,327	794.000	8,993,638.00	
	BLACKSTONE INC	53,294	127.890	6,815,769.66	
	BLOCK INC	43,616	65.640	2,862,954.24	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	29,775	137.230	4,086,023.25	
	CARLYLE GROUP INC/THE	16,730	44.580	745,823.40	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	7,323	186.690	1,367,130.87	
	CME GROUP INC	28,301	212.260	6,007,170.26	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	13,634	180.310	2,458,346.54	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	18,645	110.490	2,060,086.05	
	EQUITABLE HOLDINGS	22,820	34.210	780,672.20	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	INC				
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	2,946	458.420	1,350,505.32	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	47,604	63.650	3,029,994.60	
	FISERV INC	46,955	148.040	6,951,218.20	
	FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	5,089	271.620	1,382,274.18	
	FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	27.270	593,886.06	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,533	52.285	341,577.90	
	GLOBAL PAYMENTS INC	20,594	134.190	2,763,508.86	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	24,977	384.440	9,602,157.88	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	44,499	137.120	6,101,702.88	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	4,971	172.480	857,398.08	
	KKR & CO INC	45,385	95.660	4,341,529.10	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	6,164	257.660	1,588,216.24	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,653	219.040	581,113.12	
	MASTERCARD INC - A	64,946	468.130	30,403,170.98	
	MOODY'S CORP	12,518	370.760	4,641,173.68	
	MORGAN STANLEY	96,914	86.500	8,383,061.00	
	MSCI INC	6,223	568.750	3,539,331.25	
	NASDAQ INC	27,999	55.420	1,551,704.58	
	NORTHERN TRUST CORP	16,793	79.950	1,342,600.35	
	PAYPAL HOLDINGS INC	80,330	59.140	4,750,716.20	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	14,529	118.490	1,721,541.21	
	ROBINHOOD MARKETS INC - A	31,965	14.000	447,510.00	
	S&P GLOBAL INC	24,887	423.570	10,541,386.59	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	116,344	64.400	7,492,553.60	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	7,550	65.870	497,318.50	
	STATE STREET CORP	25,474	72.490	1,846,610.26	
	SYNCHRONY FINANCIAL	32,112	39.560	1,270,350.72	
	T ROWE PRICE GROUP INC	17,303	108.860	1,883,604.58	
	TOAST INC-CLASS A	21,393	22.420	479,631.06	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	8,688	101.510	881,918.88	
	VISA INC-CLASS A SHARES	123,942	278.560	34,525,283.52	
	AFLAC INC	44,628	79.380	3,542,570.64	
	ALLSTATE CORP	20,503	161.780	3,316,975.34	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	4,866	123.440	600,659.04	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	55,264	70.040	3,870,690.56	
	AON PLC-CLASS A	15,769	311.240	4,907,943.56	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	29,061	86.110	2,502,442.71	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	16,577	239.220	3,965,549.94	
	ASSURANT INC	3,114	173.720	540,964.08	
	BROWN & BROWN INC	18,424	82.690	1,523,480.56	
	CHUBB LTD	31,161	250.900	7,818,294.90	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	13,251	111.860	1,482,256.86	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	359.810	807,413.64	
	EVEREST GROUP LTD	3,547	367.870	1,304,834.89	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	19,058	52.390	998,448.62	
	GLOBE LIFE INC	6,373	125.530	800,002.69	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	21,767	93.060	2,025,637.02	
	LOEWS CORP	12,727	74.340	946,125.18	
	MARKEL GROUP INC	957	1,461.500	1,398,655.50	
	MARSH & MCLENNAN COS	38,094	200.300	7,630,228.20	
	METLIFE INC	47,592	68.770	3,272,901.84	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	80.040	1,557,418.32	
	PROGRESSIVE CORP	44,405	189.090	8,396,541.45	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	27,229	107.280	2,921,127.12	
	TRAVELERS COS INC/THE	18,256	217.530	3,971,227.68	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	7,897	277.310	2,189,917.07	
	WR BERKLEY CORP	14,486	82.610	1,196,688.46	
	ACCENTURE PLC-CL A	48,593	369.480	17,954,141.64	
	ADOBE INC	34,737	546.660	18,989,328.42	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	10,300	109.190	1,124,657.00	
	ANSYS INC	6,763	329.850	2,230,775.55	
	ASPEN TECHNOLOGY INC	1,901	182.750	347,407.75	
	ATLASSIAN CORP-CL A	12,421	207.840	2,581,580.64	
	AUTODESK INC	16,146	258.300	4,170,511.80	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	18,166	53.160	965,704.56	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	BILL HOLDINGS INC	6,004	63.490	381,193.96	
	CADENCE DESIGN SYS INC	20,318	290.300	5,898,315.40	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	7,561	162.770	1,230,703.97	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	22,962	98.520	2,262,216.24	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	36,763	77.000	2,830,751.00	
	CONFLUENT INC-CLASS A	15,954	33.960	541,797.84	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	16,959	329.240	5,583,581.16	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	3,173	260.430	826,344.39	
	DATADOG INC - CLASS A	18,911	129.740	2,453,513.14	
	DOCUSIGN INC	17,164	50.220	861,976.08	
	DROPBOX INC-CLASS A	16,584	25.080	415,926.72	
	DYNATRACE INC	21,256	51.090	1,085,969.04	
	EPAM SYSTEMS INC	4,815	311.980	1,502,183.70	
	FAIR ISAAC CORP	1,871	1,282.060	2,398,734.26	
	FORTINET INC	52,961	68.480	3,626,769.28	
	GARTNER INC	6,179	448.610	2,771,961.19	
	GEN DIGITAL INC	41,779	21.360	892,399.44	
	GODADDY INC - CLASS A	11,895	109.980	1,308,212.10	
	HUBSPOT INC	3,878	613.500	2,379,153.00	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	70,794	187.640	13,283,786.16	
	INTUIT INC	21,746	655.740	14,259,722.04	
	MANHATTAN ASSOCIATES INC	4,648	243.810	1,133,228.88	
	MICROSOFT CORP	542,626	404.060	219,253,461.56	
	MONDAY.COM LTD	1,879	225.300	423,338.70	
	MONGODB INC	5,236	465.060	2,435,054.16	
	OKTA INC	10,337	88.860	918,545.82	
	ORACLE CORP	125,744	111.310	13,996,564.64	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	146,227	24.440	3,573,787.88	
	PALO ALTO NETWORKS INC	23,852	366.410	8,739,611.32	
	PTC INC	9,246	178.190	1,647,544.74	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	8,088	545.570	4,412,570.16	
	SALESFORCE INC	75,234	289.720	21,796,794.48	
	SERVICENOW INC	15,875	765.000	12,144,375.00	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	21,974	230.310	5,060,831.94	
	SPLUNK INC	12,234	155.370	1,900,796.58	
	SYNOPSYS INC	11,669	552.910	6,451,906.79	
	TWILIO INC - A	15,028	58.590	880,490.52	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	3,139	440.980	1,384,236.22	
	UIPATH INC - CLASS A	25,298	24.960	631,438.08	
	UNITY SOFTWARE INC	19,066	33.900	646,337.40	
	VERISIGN INC	6,425	194.240	1,247,992.00	
	WIX.COM LTD	4,119	127.260	524,183.94	
	WORKDAY INC-CLASS A	15,569	302.670	4,712,269.23	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	18,307	62.120	1,137,230.84	
	ZSCALER INC	6,271	252.750	1,584,995.25	
	AMPHENOL CORP-CL A	45,311	105.520	4,781,216.72	
	APPLE INC	1,201,879	182.310	219,114,560.49	
	ARISTA NETWORKS INC	20,286	261.750	5,309,860.50	
	CDW CORP/DE	9,855	241.370	2,378,701.35	
	CISCO SYSTEMS INC	313,778	48.440	15,199,406.32	
	CORNING INC	58,470	31.910	1,865,777.70	
	DELL TECHNOLOGIES -C	18,797	84.210	1,582,895.37	
	F5 INC	3,921	182.350	714,994.35	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	102,647	14.930	1,532,519.71	
	HP INC	66,419	28.580	1,898,255.02	
	JABIL INC	9,808	138.500	1,358,408.00	
	JUNIPER NETWORKS INC	21,151	36.920	780,894.92	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	13,320	155.220	2,067,530.40	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	12,784	320.490	4,097,144.16	
	NETAPP INC	17,045	85.710	1,460,926.95	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	13,715	87.520	1,200,336.80	
	SUPER MICRO COMPUTER INC	3,540	803.320	2,843,752.80	
	TE CONNECTIVITY LTD	23,194	142.400	3,302,825.60	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,432	432.260	1,483,516.32	
	TRIMBLE INC	20,783	60.290	1,253,007.07	
	WESTERN DIGITAL CORP	24,533	54.000	1,324,782.00	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	4,189	275.460	1,153,901.94	
	ADVANCED MICRO DEVICES	124,536	173.870	21,653,074.32	
	ANALOG DEVICES INC	38,973	188.240	7,336,277.52	
	APPLIED MATERIALS INC	64,289	199.570	12,830,155.73	
	BROADCOM INC	34,214	1,245.480	42,612,852.72	
	ENPHASE ENERGY INC	10,381	131.870	1,368,942.47	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	ENTEGRIS INC	12,569	136.810	1,719,564.89	
	FIRST SOLAR INC	6,859	156.975	1,076,691.52	
	INTEL CORP	324,491	43.510	14,118,603.41	
	KLA CORP	10,566	661.350	6,987,824.10	
	LAM RESEARCH CORP	10,243	926.030	9,485,325.29	
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	11,073	73.240	810,986.52	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	65,112	66.290	4,316,274.48	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	40,124	81.610	3,274,519.64	
	MICRON TECHNOLOGY INC	84,909	79.500	6,750,265.50	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	3,399	730.500	2,482,969.50	
	NVIDIA CORP	190,007	726.130	137,969,782.91	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	19,715	232.160	4,577,034.40	
	ON SEMICONDUCTOR	31,206	78.640	2,454,039.84	
	QORVO INC	7,835	112.170	878,851.95	
	QUALCOMM INC	85,631	152.690	13,074,997.39	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	13,506	103.750	1,401,247.50	
	TERADYNE INC	10,642	102.240	1,088,038.08	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	70,543	160.380	11,313,686.34	
	AT&T INC	549,913	16.970	9,332,023.61	
	LIBERTY GLOBAL LTD-C	21,079	18.950	399,447.05	
	T-MOBILE US INC	40,664	160.410	6,522,912.24	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	326,424	40.490	13,216,907.76	
	AES CORP	54,086	16.770	907,022.22	
	ALLIANT ENERGY CORP	21,204	48.350	1,025,213.40	
	AMEREN CORPORATION	19,979	69.510	1,388,740.29	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	39,756	81.350	3,234,150.60	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	15,191	122.820	1,865,758.62	
	ATMOS ENERGY CORP	10,802	113.950	1,230,887.90	
	CENTERPOINT ENERGY INC	44,329	27.880	1,235,892.52	
	CMS ENERGY CORP	20,578	57.270	1,178,502.06	
	CONSOLIDATED EDISON INC	25,230	87.320	2,203,083.60	
	CONSTELLATION ENERGY	25,008	131.160	3,280,049.28	
	DOMINION ENERGY INC	66,086	45.860	3,030,703.96	
	DTE ENERGY COMPANY	16,277	107.800	1,754,660.60	
	DUKE ENERGY CORP	59,214	91.880	5,440,582.32	
	EDISON INTERNATIONAL	27,815	66.310	1,844,412.65	
	ENTERGY CORP	17,246	100.150	1,727,186.90	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	16,329	36.190	590,946.51	
	EVERGY INC	17,275	50.030	864,268.25	
	EVERSOURCE ENERGY	25,375	58.870	1,493,826.25	
	EXELON CORP	76,292	34.910	2,663,353.72	
	FIRSTENERGY CORP	45,110	37.390	1,686,662.90	
	NEXTERA ENERGY INC	159,722	57.030	9,108,945.66	
	NISOURCE INC	34,855	25.900	902,744.50	
	NRG ENERGY INC	20,349	51.900	1,056,113.10	
	P G & E CORP	149,297	16.430	2,452,949.71	
	PPL CORP	55,523	26.640	1,479,132.72	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	37,236	59.790	2,226,340.44	
	SEMPRA	48,838	70.490	3,442,590.62	
	SOUTHERN CO/THE	84,470	66.480	5,615,565.60	
	VISTRA CORP	25,777	45.580	1,174,915.66	
	WEC ENERGY GROUP INC	25,816	78.070	2,015,455.12	
	XCEL ENERGY INC	40,756	59.070	2,407,456.92	
	ALPHABET INC-CL A	456,748	140.520	64,182,228.96	
	ALPHABET INC-CL C	402,027	141.760	56,991,347.52	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	7,601	293.000	2,227,093.00	
	COMCAST CORP-CLASS A	313,150	41.240	12,914,306.00	
	ELECTRONIC ARTS INC	19,428	142.280	2,764,215.84	
	FOX CORP - CLASS A	23,886	30.440	727,089.84	
	FOX CORP - CLASS B	8,773	27.950	245,205.35	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	26,027	32.450	844,576.15	
	LIBERTY BROADBAND-C	8,196	60.370	494,792.52	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	12,383	30.010	371,613.83	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	13,438	69.180	929,640.84	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	11,080	93.250	1,033,210.00	
	MATCH GROUP INC	17,799	37.590	669,064.41	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	171,113	473.320	80,991,205.16	
	NETFLIX INC	34,282	583.950	20,018,973.90	
	NEWS CORP - CLASS A	34,405	26.240	902,787.20	
	OMNICOM GROUP	15,106	87.510	1,321,926.06	
	PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	40,964	12.000	491,568.00	
	PINTEREST INC- CLASS A	48,115	35.280	1,697,497.20	
	ROBLOX CORP -CLASS A	29,846	42.910	1,280,691.86	
	ROKU INC	9,945	72.000	716,040.00	
	SEA LTD-ADR	28,149	44.990	1,266,423.51	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	56,550	4.800	271,440.00	
	SNAP INC - A	86,463	11.170	965,791.71	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	12,652	153.380	1,940,563.76	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	32,608	88.930	2,899,829.44	
	WALT DISNEY CO/THE	140,582	111.600	15,688,951.20	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	165,916	9.830	1,630,954.28	
	CBRE GROUP INC - A	23,502	93.130	2,188,741.26	
	COSTAR GROUP INC	30,836	81.400	2,510,050.40	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	3.240	256,284.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	10,672	54.800	584,825.60	
	アメリカ・ドル小計	26,086,834		3,327,801,340.81 (499,270,035,162)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	44,923	22.400	1,006,275.20	
	CAMECO CORP	33,586	56.860	1,909,699.96	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	82,506	85.160	7,026,210.96	
	CENOVUS ENERGY INC	99,824	23.500	2,345,864.00	
	ENBRIDGE INC	163,171	46.460	7,580,924.66	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	80.750	1,313,560.25	
	KEYERA CORP	19,802	32.740	648,317.48	
	MEG ENERGY CORP	21,651	25.870	560,111.37	
	PARKLAND CORP	7,666	45.710	350,412.86	
	PEMBINA PIPELINE CORP	45,973	45.910	2,110,620.43	
	SUNCOR ENERGY INC	100,785	44.580	4,492,995.30	
	TC ENERGY CORP	81,340	53.320	4,337,048.80	
	TOURMALINE OIL CORP	26,107	57.230	1,494,103.61	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	36,483	64.460	2,351,694.18	
	BARRICK GOLD CORP	139,992	19.740	2,763,442.08	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	58.380	774,585.84	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	41,452	12.120	502,398.24	
	FRANCO-NEVADA CORP	14,724	147.120	2,166,194.88	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	56,432	14.470	816,571.04	
	KINROSS GOLD CORP	110,156	6.830	752,365.48	
	LUNDIN MINING CORP	46,446	11.690	542,953.74	
	NUTRIEN LTD	36,792	68.920	2,535,704.64	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	25,157	17.670	444,524.19	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	34,947	52.220	1,824,932.34	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	107.530	477,218.14	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	34,221	59.910	2,050,180.11	
	CAE INC	27,474	25.660	704,982.84	
	STANTEC INC	9,939	112.570	1,118,833.23	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	6,027	124.580	750,843.66	
	WSP GLOBAL INC	9,260	207.950	1,925,617.00	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	22.590	738,105.66	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	15,630	49.850	779,155.50	
	RB GLOBAL INC	12,520	92.980	1,164,109.60	
	THOMSON REUTERS CORP	12,639	216.260	2,733,310.14	
	AIR CANADA	12,083	18.000	217,494.00	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	42,942	175.060	7,517,426.52	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	71,487	115.190	8,234,587.53	
	TFI INTERNATIONAL INC	6,995	197.060	1,378,434.70	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	74.110	1,662,731.96	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	3,082	89.790	276,732.78	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	46.560	526,221.12	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	21,066	104.110	2,193,181.26	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	140.010	663,227.37	
	DOLLARAMA INC	20,468	103.340	2,115,163.12	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	57,969	82.000	4,753,458.00	
	EMPIRE CO LTD 'A'	9,148	34.660	317,069.68	
	LOBLAW COMPANIES LTD	11,573	137.760	1,594,296.48	
	METRO INC/CN	18,929	71.020	1,344,337.58	
	WESTON (GEORGE) LTD	4,984	173.650	865,471.60	
	SAPUTO INC	18,270	28.220	515,579.40	
	BANK OF MONTREAL	56,754	127.030	7,209,460.62	
	BANK OF NOVA SCOTIA	95,377	63.860	6,090,775.22	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	73,290	61.930	4,538,849.70	
	NATIONAL BANK OF CANADA	25,956	103.710	2,691,896.76	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	ROYAL BANK OF CANADA	107,792	131.940	14,222,076.48	
	TORONTO-DOMINION BANK	139,736	80.870	11,300,450.32	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	23,555	55.080	1,297,409.40	
	BROOKFIELD CORP	103,140	54.430	5,613,910.20	
	IGM FINANCIAL INC	4,949	35.100	173,709.90	
	ONEX CORPORATION	4,217	102.740	433,254.58	
	TMX GROUP LTD	26,034	34.180	889,842.12	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,745	1,374.970	2,399,322.65	
	GREAT-WEST LIFECO INC	22,964	41.780	959,435.92	
	IA FINANCIAL CORP INC	8,268	92.640	765,947.52	
	INTACT FINANCIAL CORP	14,283	228.670	3,266,093.61	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	134,995	33.300	4,495,333.50	
	POWER CORP OF CANADA	41,436	38.320	1,587,827.52	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	41,957	72.770	3,053,210.89	
	CGI INC	15,720	154.800	2,433,456.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,547	3,710.830	5,740,654.01	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	6,424	117.050	751,929.20	
	OPEN TEXT CORP	21,507	53.930	1,159,872.51	
	SHOPIFY INC - CLASS A	92,186	109.620	10,105,429.32	
	BCE INC	8,653	50.830	439,831.99	
	QUEBECOR INC -CL B	14,578	31.770	463,143.06	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	28,451	61.550	1,751,159.05	
	TELUS CORP	15,222	23.940	364,414.68	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	44,154	8.120	358,530.48	
	ALTAGAS LTD	27,309	28.250	771,479.25	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	11,200	34.200	383,040.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	30.180	221,641.92	
	EMERA INC	22,591	48.380	1,092,952.58	
	FORTIS INC	35,086	52.950	1,857,803.70	
	HYDRO ONE LTD	24,747	40.580	1,004,233.26	
	NORTHLAND POWER INC	15,741	24.000	377,784.00	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	222.990	818,150.31	
カナダ・ドル小計		3,124,320		198,353,592.74 (22,094,606,694)	
オーストラリア・ドル	AMPOL LTD	19,016	37.590	714,811.44	
	SANTOS LTD	239,685	7.370	1,766,478.45	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	146,210	30.700	4,488,647.00	
	BHP GROUP LTD	384,833	45.610	17,552,233.13	
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	22.850	850,339.90	
	FORTESCUE LTD	135,233	28.400	3,840,617.20	
	IGO LTD	54,323	7.490	406,879.27	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	33,723	57.300	1,932,327.90	
	MINERAL RESOURCES LTD	11,662	59.750	696,804.50	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	92,960	13.160	1,223,353.60	
	ORICA LTD	36,212	16.730	605,826.76	
	PILBARA MINERALS LTD	197,160	3.710	731,463.60	
	RIO TINTO LTD	29,368	128.960	3,787,297.28	
	SOUTH32 LTD	336,639	2.880	969,520.32	
	REECE LTD	13,059	23.120	301,924.08	
	BRAMBLES LTD	105,161	15.280	1,606,860.08	
	COMPUTERSHARE LTD	38,485	26.210	1,008,691.85	
	AURIZON HOLDINGS LTD	130,251	3.910	509,281.41	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	5.820	455,275.32	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	45,243	44.320	2,005,169.76	
	IDP EDUCATION LTD	23,591	20.520	484,087.32	
	LOTTERY CORP LTD/THE	173,268	5.050	875,003.40	
	WESFARMERS LTD	86,240	62.950	5,428,808.00	
	COLES GROUP LTD	99,972	16.130	1,612,548.36	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	138,738	5.460	757,509.48	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	92,646	35.980	3,333,403.08	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	45,684	11.400	520,797.60	
	COCHLEAR LTD	5,404	334.540	1,807,854.16	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	14,565	52.230	760,729.95	
	SONIC HEALTHCARE LTD	31,126	31.940	994,164.44	
	CSL LTD	37,282	284.000	10,588,088.00	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	237,876	28.420	6,760,435.92	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	128,942	116.280	14,993,375.76	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	237,426	33.070	7,851,677.82	
	WESTPAC BANKING CORP	269,603	24.570	6,624,145.71	
	ASX LTD	15,385	65.120	1,001,871.20	
	MACQUARIE GROUP LTD	28,015	192.700	5,398,490.50	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	22,786	34.020	775,179.72	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	173,755	6.080	1,056,430.40	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	193,702	3.750	726,382.50	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	124,450	16.110	2,004,889.50	
	SUNCORP GROUP LTD	88,234	14.370	1,267,922.58	
	WISETECH GLOBAL LTD	12,907	80.010	1,032,689.07	
	XERO LTD	11,173	117.500	1,312,827.50	
	TELSTRA GROUP LTD	273,343	3.860	1,055,103.98	
	ORIGIN ENERGY LTD	134,865	8.730	1,177,371.45	
	CAR GROUP LTD	33,837	34.540	1,168,729.98	
	REA GROUP LTD	3,813	185.080	705,710.04	
	SEEK LTD	29,833	25.350	756,266.55	
オーストラリア・ドル小計		4,933,124		128,286,296.82 (12,602,845,800)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	196,924	42.400	8,349,577.60	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	101,000	84.700	8,554,700.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	94,000	7.160	673,040.00	
	MTR CORP	118,500	25.400	3,009,900.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	13.500	2,160,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	45.650	8,034,400.00	
	SANDS CHINA LTD	172,800	24.500	4,233,600.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	147,000	13.380	1,966,860.00	
	WH GROUP LTD	722,000	4.740	3,422,280.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	247,000	19.640	4,851,080.00	
	HANG SENG BANK LTD	63,400	82.900	5,255,860.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	92,300	251.800	23,241,140.00	
	AIA GROUP LTD	868,200	64.300	55,825,260.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	41,000	45.100	1,849,100.00	
	CLP HOLDINGS LTD	119,600	64.200	7,678,320.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	861,389	5.920	5,099,422.88	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	111,000	45.300	5,028,300.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	160,924	36.000	5,793,264.00	
	ESR GROUP LTD	157,000	9.980	1,566,860.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	190,000	8.420	1,599,800.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	145,384	21.500	3,125,756.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	84,833	9.620	816,093.46	
	SINO LAND CO	248,200	8.100	2,010,420.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	108,000	73.000	7,884,000.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	63.100	1,703,700.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	116,800	15.340	1,791,712.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	113,000	26.300	2,971,900.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	25.600	3,200,000.00	
香港・ドル小計		5,768,254		181,696,345.94 (3,484,935,915)	
シンガポール・ドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	10,800	26.520	286,416.00	
	KEPPEL LTD	115,000	7.340	844,100.00	
	SEATRIUM LTD	3,231,727	0.093	300,550.61	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	108,600	3.910	424,626.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	113,566	7.320	831,303.12	
	GENTING SINGAPORE LTD	452,500	1.040	470,600.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.240	517,104.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	139,800	33.870	4,735,026.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	258,400	13.260	3,426,384.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	93,500	29.190	2,729,265.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	65,200	9.370	610,924.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	645,315	2.380	1,535,849.70	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	89,200	5.760	513,792.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	2.940	647,094.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	49,000	6.080	297,920.00	
	UOL GROUP LTD	30,900	6.080	187,872.00	
シンガポール・ドル小計		5,783,208		18,358,826.43 (2,047,743,500)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	123,055	8.150	1,002,898.25	
	EBOS GROUP LTD	12,972	37.360	484,633.92	
	FISHER & PAYKEL	38,841	24.130	937,233.33	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	HEALTHCARE C				
	SPARK NEW ZEALAND LTD	132,027	5.190	685,220.13	
	MERCURY NZ LTD	48,206	6.780	326,836.68	
	MERIDIAN ENERGY LTD	91,327	5.720	522,390.44	
	ニュージーランド・ドル小計	446,428		3,959,212.75 (364,643,494)	
イギリス・ポンド	BP PLC	1,284,625	4.720	6,063,430.00	
	SHELL PLC	512,561	24.970	12,798,648.17	
	ANGLO AMERICAN PLC	95,436	18.022	1,719,947.59	
	ANTOFAGASTA PLC	30,983	17.850	553,046.55	
	CRH PLC	54,581	61.280	3,344,723.68	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	50.400	518,918.40	
	ENDEAVOUR MINING PLC	17,507	13.000	227,591.00	
	GLENCORE PLC	811,618	3.995	3,242,413.91	
	MONDI PLC	30,822	13.750	423,802.50	
	RIO TINTO PLC	87,195	55.150	4,808,804.25	
	ASHTEAD GROUP PLC	35,259	54.000	1,903,986.00	
	BAE SYSTEMS PLC	231,522	12.420	2,875,503.24	
	BUNZL PLC	26,105	32.150	839,275.75	
	DCC PLC	5,954	57.480	342,235.92	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	6.108	729,637.24	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	649,146	3.233	2,098,689.01	
	SMITHS GROUP PLC	24,369	16.445	400,748.20	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	5,904	104.550	617,263.20	
	EXPERIAN PLC	69,750	33.960	2,368,710.00	
	INTERTEK GROUP PLC	11,884	44.300	526,461.20	
	RELX PLC	144,062	34.020	4,900,989.24	
	RENTOKIL INITIAL PLC	190,467	4.278	814,817.82	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	64,766	4.780	309,581.48	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	6,637	47.200	313,266.40	
	BURBERRY GROUP PLC	26,233	13.385	351,128.70	
	PERSIMMON PLC	27,665	14.220	393,396.30	
	TAYLOR WIMPEY PLC	225,588	1.457	328,681.71	
	COMPASS GROUP PLC	136,342	21.910	2,987,253.22	
	ENTAIN PLC	42,158	9.334	393,502.77	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	13,239	170.850	2,261,883.15	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	11,820	77.600	917,232.00	
	PEARSON PLC	46,942	9.698	455,243.51	
	WHITBREAD PLC	16,522	34.820	575,296.04	
	JD SPORTS FASHION PLC	251,482	1.121	281,911.32	
	KINGFISHER PLC	179,593	2.276	408,753.66	
	NEXT PLC	9,030	84.700	764,841.00	
	OCADO GROUP PLC	42,697	5.360	228,855.92	
	SAINSBURY (J) PLC	113,480	2.534	287,558.32	
	TESCO PLC	551,571	2.796	1,542,192.51	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,992	22.860	708,477.12	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	167,558	24.135	4,044,012.33	
	COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	24.620	439,860.92	
	DIAGEO PLC	169,199	29.275	4,953,300.72	
	IMPERIAL BRANDS PLC	69,831	18.450	1,288,381.95	
	HALEON PLC	415,231	3.230	1,341,196.13	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	53,559	57.660	3,088,211.94	
	UNILEVER PLC	190,822	40.295	7,689,172.49	
	NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
	SMITH & NEPHEW PLC	57,278	11.170	639,795.26	
	ASTRAZENECA PLC	120,019	100.940	12,114,717.86	
	GSK PLC	311,133	16.764	5,215,833.61	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	19.875	289,976.25	
	BARCLAYS PLC	1,208,742	1.467	1,773,224.51	
	HSBC HOLDINGS PLC	1,513,711	6.388	9,669,585.86	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	4,801,858	0.432	2,074,402.65	
	NATWEST GROUP PLC	407,238	2.295	934,611.21	
	STANDARD CHARTERED PLC	182,397	5.946	1,084,532.56	
	3I GROUP PLC	70,572	24.760	1,747,362.72	
	ABRDN PLC	138,015	1.643	226,758.64	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	31,008	8.296	257,242.36	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	32,399	88.880	2,879,623.12	
	M&G PLC	217,201	2.243	487,181.84	
	SCHRODERS PLC	61,711	4.083	251,966.01	
	ST JAMES'S PLACE PLC	33,823	6.552	221,608.29	
	WISE PLC - A	43,661	8.500	371,118.50	
	ADMIRAL GROUP PLC	19,808	25.890	512,829.12	
	AVIVA PLC	217,835	4.325	942,136.37	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	457,083	2.402	1,097,913.36	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	5.050	299,394.30	
	PRUDENTIAL PLC	211,966	8.344	1,768,644.30	
	SAGE GROUP PLC/THE	75,045	11.780	884,030.10	
	HALMA PLC	32,277	22.530	727,200.81	
	BT GROUP PLC	540,623	1.062	574,141.62	
	VODAFONE GROUP PLC	1,629,376	0.656	1,068,870.65	
	CENTRICA PLC	403,810	1.391	561,699.71	
	NATIONAL GRID PLC	280,606	10.160	2,850,956.96	
	SEVERN TRENT PLC	20,117	25.540	513,788.18	
	SSE PLC	87,793	15.955	1,400,737.31	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	51,208	10.430	534,099.44	
	AUTO TRADER GROUP PLC	77,901	7.216	562,133.61	
	INFORMA PLC	102,755	8.170	839,508.35	
	WPP PLC	78,503	7.820	613,893.46	
	イギリス・ポンド小計	20,925,613		144,464,392.78 (27,354,332,773)	
イスラエル・シュケル	ICL GROUP LTD	67,143	18.210	1,222,674.03	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,213	738.000	1,633,194.00	
	BANK HAPOALIM BM	98,327	31.820	3,128,765.14	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	115,937	27.560	3,195,223.72	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	85,339	17.620	1,503,673.18	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	11,916	133.800	1,594,360.80	
	NICE LTD	4,458	808.100	3,602,509.80	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	234.900	828,492.30	
	イスラエル・シュケル小計	388,860		16,708,892.97 (694,341,389)	
スイス・フラン	CLARIANT AG-REG	10,101	11.070	111,818.07	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	624.500	335,981.00	
	GIVAUDAN-REG	709	3,667.000	2,599,903.00	
	HOLCIM LTD	39,459	67.740	2,672,952.66	
	SIG GROUP AG	22,269	18.020	401,287.38	
	SIKA AG-REG	12,022	254.300	3,057,194.60	
	ABB LTD-REG	122,905	40.040	4,921,116.20	
	GEBERIT AG-REG	2,322	512.400	1,189,792.80	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	222.600	393,111.60	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,030	231.200	700,536.00	
	VAT GROUP AG	2,164	429.500	929,438.00	
	ADECCO GROUP AG-REG	14,810	36.650	542,786.50	
	SGS SA-REG	11,450	84.620	968,899.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4,194	282.100	1,183,127.40	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	39,172	137.050	5,368,522.60	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	2,619	217.700	570,156.30	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	5,225	41.950	219,188.75	
	AVOLTA AG	8,656	35.540	307,634.24	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	216	1,299.000	280,584.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	72	11,200.000	806,400.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	111,000.000	888,000.00	
	NESTLE SA-REG	206,281	97.150	20,040,199.15	
	ALCON INC	38,392	68.460	2,628,316.32	
	SONOVA HOLDING AG-REG	4,173	284.300	1,186,383.90	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	8,823	144.650	1,276,246.95	
	BACHEM HOLDING AG	1,756	65.650	115,281.40	
	LONZA GROUP AG-REG	5,801	457.100	2,651,637.10	
	NOVARTIS AG-REG	158,203	88.440	13,991,473.32	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,584	241.600	624,294.40	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	53,731	228.200	12,261,414.20	
	SANDOZ GROUP AG	30,936	28.710	888,172.56	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	106.500	320,139.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,168	49.420	749,602.56	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,773	1,230.000	2,180,790.00	
	UBS GROUP AG-REG	252,693	24.480	6,185,924.64	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3,909	143.200	559,768.80	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	2,221	123.200	273,627.20	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,272	638.000	1,449,536.00	
	SWISS RE AG	22,781	100.950	2,299,741.95	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	11,172	441.400	4,931,320.80	
	TEMENOS AG - REG	3,743	60.620	226,900.66	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13,555	76.560	1,037,770.80	
	SWISSCOM AG-REG	1,994	509.400	1,015,743.60	
	BKW AG	1,385	133.200	184,482.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,572	85.750	477,799.00	
	スイス・フラン小計	1,155,631		106,004,996.41 (18,072,791,838)	
デンマーク・クローネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	26,836	373.500	10,023,246.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	1,102	2,204.000	2,428,808.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	78,424	188.540	14,786,060.96	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	206	10,400.000	2,142,400.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	10,535.000	4,340,420.00	
	DSV A/S	13,716	1,143.000	15,677,388.00	
	PANDORA A/S	6,892	1,134.000	7,815,528.00	
	CARLSBERG AS-B	8,080	944.800	7,633,984.00	
	COLOPLAST-B	10,365	894.000	9,266,310.00	
	DEMANT A/S	8,178	366.000	2,993,148.00	
	GENMAB A/S	4,634	1,989.000	9,217,026.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	251,901	850.900	214,342,560.90	
	DANSKE BANK A/S	50,000	193.550	9,677,500.00	
	TRYG A/S	24,975	145.550	3,635,111.25	
	ORSTED A/S	14,988	397.200	5,953,233.60	
	デンマーク・クローネ小計	500,709		319,932,724.71 (6,942,540,126)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	21,204	261.300	5,540,605.20	
	EQUINOR ASA	72,237	266.050	19,218,653.85	
	NORSK HYDRO ASA	108,109	58.300	6,302,754.70	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	355.000	4,514,890.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	6,526	655.000	4,274,530.00	
	MOWI ASA	36,354	201.900	7,339,872.60	
	ORKLA ASA	63,195	75.000	4,739,625.00	
	SALMAR ASA	6,204	632.400	3,923,409.60	
	DNB BANK ASA	66,810	206.100	13,769,541.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	172.600	3,226,066.60	
	TELENOR ASA	48,435	114.150	5,528,855.25	
	ADEVINTA ASA	15,540	114.600	1,780,884.00	
	ノルウェー・クローネ小計	476,023		80,159,687.80 (1,144,680,342)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	20,658	277.500	5,732,595.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	403.300	2,832,779.20	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	45,662	139.850	6,385,830.70	
	ALFA LAVAL AB	23,093	378.600	8,743,009.80	
	ASSA ABLOY AB-B	80,816	287.000	23,194,192.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	200,121	176.800	35,381,392.80	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	125,066	154.100	19,272,670.60	
	BEIJER REF AB	23,918	144.700	3,460,934.60	
	EPIROC AB-A	56,566	195.850	11,078,451.10	
	EPIROC AB-B	33,182	173.500	5,757,077.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	34,897	78.620	2,743,602.14	
	INDUTRADE AB	17,913	279.000	4,997,727.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	8,223	265.000	2,179,095.00	
	LIFCO AB-B SHS	15,149	273.500	4,143,251.50	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	58.420	6,383,787.08	
	SAAB AB-B	6,953	792.200	5,508,166.60	
	SANDVIK AB	76,866	224.100	17,225,670.60	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	186.750	5,026,376.25	
	SKF AB-B SHARES	31,715	218.400	6,926,556.00	
	VOLVO AB-A SHS	13,283	277.200	3,682,047.60	
	VOLVO AB-B SHS	111,479	270.000	30,099,330.00	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	106.950	4,386,019.50	
	VOLVO CAR AB-B	38,628	38.600	1,491,040.80	
	EVOLUTION AB	13,101	1,311.600	17,183,271.60	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	142.380	7,433,659.80	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	45,427	239.200	10,866,138.40	
	GETINGE AB-B SHS	21,124	205.300	4,336,757.20	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	254.400	3,437,707.20	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	129,315	153.800	19,888,647.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	113,533	122.750	13,936,175.75	
	SWEDBANK AB - A SHARES	63,538	217.900	13,844,930.20	
	EQT AB	29,893	279.100	8,343,136.30	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	10,598	341.600	3,620,276.80	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	10,642	341.400	3,633,178.80	
	INVESTOR AB-B SHS	131,535	255.400	33,594,039.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	559.800	3,404,143.80	
	ERICSSON LM-B SHS	221,040	55.630	12,296,455.20	
	HEXAGON AB-B SHS	157,105	118.250	18,577,666.25	
	TELE2 AB-B SHS	38,424	83.440	3,206,098.56	
	TELIA CO AB	187,675	24.450	4,588,653.75	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	60,454	66.900	4,044,372.60	
	SAGAX AB-B	14,721	252.600	3,718,524.60	
	スウェーデン・クローナ小計	2,468,340		406,585,435.68 (5,850,764,418)	
ユーロ	ENI SPA	179,276	14.154	2,537,472.50	
	GALP ENERGIA SGPS SA	31,670	14.350	454,464.50	
	NESTE OYJ	31,509	27.320	860,825.88	
	OMV AG	10,043	40.660	408,348.38	
	REPSOL SA	96,457	13.585	1,310,368.34	
	TENARIS SA	41,201	15.085	621,517.08	
	TOTALENERGIES SE	178,056	59.890	10,663,773.84	
	AIR LIQUIDE SA	39,911	171.100	6,828,772.10	
	AKZO NOBEL N.V.	12,475	69.160	862,771.00	
	ARCELORMITTAL	44,177	25.630	1,132,256.51	
	ARKEMA	5,145	98.300	505,753.50	
	BASF SE	70,317	46.590	3,276,069.03	
	COVESTRO AG	16,049	48.170	773,080.33	
	DSM-FIRMENICH AG	13,915	103.020	1,433,523.30	
	EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	17.345	306,468.80	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	10,008	85.320	853,882.56	
	OCI NV	11,025	26.480	291,942.00	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	20,828	37.980	791,047.44	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	47,758	11.200	534,889.60	
	SYENSQO SA	4,802	85.130	408,794.26	
	SYMRISE AG	9,721	97.960	952,269.16	
	UMICORE	16,912	20.670	349,571.04	
	UPM-KYMMENE OYJ	38,447	28.910	1,111,502.77	
	VOESTALPINE AG	6,890	25.740	177,348.60	
	WACKER CHEMIE AG	1,414	101.500	143,521.00	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	14,249	36.390	518,521.11	
	AIRBUS SE	44,971	146.340	6,581,056.14	
	ALSTOM	25,574	11.695	299,087.93	
	BOUYGUES SA	17,123	34.300	587,318.90	
	BRENNTAG SE	12,153	80.320	976,128.96	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	34,454	69.130	2,381,805.02	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	44,374	35.550	1,577,495.70	
	DASSAULT AVIATION SA	1,720	184.300	316,996.00	
	EIFFAGE	6,641	96.660	641,919.06	
	FERROVIAL SE	42,157	34.810	1,467,485.17	
	GEA GROUP AG	10,467	37.770	395,338.59	
	IMCD NV	4,340	142.650	619,101.00	
	KINGSPAN GROUP PLC	11,262	82.000	923,484.00	
	KNORR-BREMSE AG	7,217	58.740	423,926.58	
	KONE OYJ-B	27,371	47.000	1,286,437.00	
	LEGRAND SA	19,539	92.020	1,797,978.78	
	LEONARDO SPA	35,486	18.770	666,072.22	
	METSO CORP	50,483	10.395	524,770.78	
	MTU AERO ENGINES AG	3,854	227.000	874,858.00	
	PRYSMIAN SPA	19,681	43.700	860,059.70	
	RATIONAL AG	350	764.500	267,575.00	
	RHEINMETALL AG	2,899	388.200	1,125,391.80	
	SAFRAN SA	25,961	187.880	4,877,552.68	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	41,472	201.900	8,373,196.80	
	SIEMENS AG-REG	58,391	169.220	9,880,925.02	
	SIEMENS ENERGY AG	40,928	13.895	568,694.56	
	THALES SA	8,928	140.650	1,255,723.20	
	VINCI SA	38,750	113.240	4,388,050.00	
	WARTSILA OYJ ABP	38,260	14.645	560,317.70	
	BUREAU VERITAS SA	17,817	25.270	450,235.59	
	RANDSTAD NV	8,946	51.620	461,792.52	
	TELEPERFORMANCE	4,299	135.300	581,654.70	
	WOLTERS KLUWER	18,802	143.950	2,706,547.90	
	ADP	3,679	121.300	446,262.70	
	AENA SME SA	5,640	167.200	943,008.00	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	7.411	377,108.73	
	DHL GROUP	73,067	42.720	3,121,422.24	
	GETLINK SE	30,428	15.305	465,700.54	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	24,500	104.100	2,550,450.00	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	3,679	98.050	360,725.95	
	CONTINENTAL AG	8,078	77.060	622,490.68	
	DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	80.620	685,108.76	
	FERRARI NV	9,563	363.000	3,471,369.00	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	61,762	67.380	4,161,523.56	
	MICHELIN (CGDE)	51,844	33.280	1,725,368.32	
	PORSCHE AUTOMOBIL	14,142	47.470	671,320.74	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	HLDG-PRF				
	RENAULT SA	14,764	38.285	565,239.74	
	STELLANTIS NV	171,748	23.775	4,083,308.70	
	VOLKSWAGEN AG	1,960	135.750	266,070.00	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	15,275	119.660	1,827,806.50	
	ADIDAS AG	12,090	176.240	2,130,741.60	
	HERMES INTERNATIONAL	2,402	2,199.000	5,281,998.00	
	KERING	5,801	428.100	2,483,408.10	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	21,313	815.800	17,387,145.40	
	MONCLER SPA	15,710	62.520	982,189.20	
	PUMA SE	9,601	42.210	405,258.21	
	SEB SA	1,127	113.200	127,576.40	
	ACCOR SA	16,469	36.980	609,023.62	
	AMADEUS IT GROUP SA	34,652	60.500	2,096,446.00	
	DELIVERY HERO SE	13,293	22.595	300,355.33	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	5,785	39.380	227,813.30	
	SODEXO SA	6,960	76.460	532,161.60	
	D'IETEREN GROUP	1,885	172.800	325,728.00	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	81,748	39.600	3,237,220.80	
	PROSUS NV	114,557	28.945	3,315,852.36	
	ZALANDO SE	17,418	19.820	345,224.76	
	CARREFOUR SA	49,914	15.210	759,191.94	
	HELLOFRESH SE	9,790	12.395	121,347.05	
	JERONIMO MARTINS	22,106	21.800	481,910.80	
	KESKO OYJ-B SHS	20,250	17.930	363,082.50	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	71,069	27.315	1,941,249.73	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	66,143	57.810	3,823,726.83	
	DANONE	50,315	61.300	3,084,309.50	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	35,407	9.972	353,078.60	
	HEINEKEN HOLDING NV	7,962	73.700	586,799.40	
	HEINEKEN NV	22,805	88.940	2,028,276.70	
	JDE PEET'S NV	13,317	22.560	300,431.52	
	KERRY GROUP PLC-A	12,402	76.620	950,241.24	
	LOTUS BAKERIES	31	9,110.000	282,410.00	
	PERNOD RICARD SA	14,736	157.150	2,315,762.40	
	REMY COINTREAU	2,008	98.940	198,671.52	
	BEIERSDORF AG	7,876	137.250	1,080,981.00	
	HENKEL AG & CO KGAA	8,714	63.180	550,550.52	
	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	13,009	70.340	915,053.06	
	L'OREAL	18,258	442.400	8,077,339.20	
	AMPLIFON SPA	10,123	31.860	322,518.78	
	BIOMERIEUX	2,791	103.800	289,705.80	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	3,583	111.400	399,146.20	
	DIASORIN SPA	1,313	90.260	118,511.38	
	ESSILORLUXOTTICA	23,299	187.420	4,366,698.58	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG	17,125	38.990	667,703.75	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	31,227	26.440	825,641.88	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	60,155	18.920	1,138,132.60	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	19,203	55.080	1,057,701.24	
	ARGENX SE	4,581	365.600	1,674,813.60	
	BAYER AG-REG	75,808	28.610	2,168,866.88	
	EUROFINS SCIENTIFIC	9,270	57.840	536,176.80	
	GRIFOLS SA	15,169	10.605	160,867.24	
	IPSEN	3,380	104.900	354,562.00	
	MERCK KGAA	9,982	155.700	1,554,197.40	
	ORION OYJ-CLASS B	10,542	39.980	421,469.16	
	QIAGEN N.V.	15,195	39.960	607,192.20	
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	8,068	51.020	411,629.36	
	SANOFI	86,255	86.460	7,457,607.30	
	SARTORIUS AG-VORZUG	2,164	337.700	730,782.80	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	253.800	560,136.60	
	UCB SA	10,230	94.900	970,827.00	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	28,787	14.985	431,373.19	
	AIB GROUP PLC	103,685	4.060	420,961.10	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	452,595	9.016	4,080,596.52	
	BANCO BPM SPA	91,957	4.916	452,060.61	
	BANCO SANTANDER SA	1,274,611	3.673	4,681,646.20	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	75,242	8.460	636,547.32	
	BNP PARIBAS	80,474	54.380	4,376,176.12	
	CAIXABANK SA	308,048	3.963	1,220,794.22	
	COMMERZBANK AG	82,105	10.820	888,376.10	
	CREDIT AGRICOLE SA	90,899	12.230	1,111,694.77	
	ERSTE GROUP BANK AG	28,304	39.210	1,109,799.84	
	FINECOBANK SPA	43,093	13.085	563,871.90	
	ING GROEP NV	270,646	12.384	3,351,680.06	
	INTESA SANPAOLO	1,163,000	2.825	3,285,475.00	
	KBC GROUP NV	20,304	63.100	1,281,182.40	
	MEDIOBANCA SPA	47,708	11.695	557,945.06	
	NORDEA BANK ABP	243,753	10.982	2,676,895.44	
	SOCIETE GENERALE SA	55,196	22.005	1,214,587.98	
	UNICREDIT SPA	121,851	29.790	3,629,941.29	
	ADYEN NV	1,553	1,507.800	2,341,613.40	
	AMUNDI SA	3,955	60.350	238,684.25	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	146,020	11.982	1,749,611.64	
	DEUTSCHE BOERSE AG	14,432	187.650	2,708,164.80	
	EDENRED	20,297	55.480	1,126,077.56	
	EURAZEO SE	3,897	78.300	305,135.10	
	EURONEXT NV	5,502	82.150	451,989.30	
	EXOR NV	8,669	98.360	852,682.84	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7,933	70.680	560,704.44	
	NEXI SPA	57,060	7.218	411,859.08	
	SOFINA	804	218.200	175,432.80	
	WORLDLINE SA	16,677	12.025	200,540.92	
	AEGON LTD	127,748	5.374	686,517.75	
	AGEAS	11,247	39.110	439,870.17	
	ALLIANZ SE-REG	31,080	247.100	7,679,868.00	
	ASR NEDERLAND NV	14,593	43.220	630,709.46	
	ASSICURAZIONI GENERALI	82,510	20.870	1,721,983.70	
	AXA SA	139,104	30.980	4,309,441.92	
	HANNOVER RUECK SE	4,298	228.800	983,382.40	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	10,609	408.700	4,335,898.30	
	NN GROUP NV	20,802	37.420	778,410.84	
	POSTE ITALIANE SPA	34,720	10.035	348,415.20	
	SAMPO OYJ-A SHS	36,423	41.530	1,512,647.19	
	TALANX AG	5,345	65.700	351,166.50	
	BECHTLE AG	4,305	49.230	211,935.15	
	CAPGEMINI SE	12,750	219.700	2,801,175.00	
	DASSAULT SYSTEMES SE	50,781	43.455	2,206,688.35	
	NEMETSCHEK SE	5,941	86.360	513,064.76	
	SAP SE	80,955	165.080	13,364,051.40	
	NOKIA OYJ	404,925	3.289	1,331,798.32	
	ASM INTERNATIONAL NV	3,686	581.300	2,142,671.80	
	ASML HOLDING NV	31,029	874.600	27,137,963.40	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	161.900	1,017,703.40	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	97,120	33.460	3,249,635.20	
	STMICROELECTRONICS NV	48,663	42.565	2,071,340.59	
	CELLNEX TELECOM SA	41,167	33.170	1,365,509.39	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	251,340	22.185	5,575,977.90	
	ELISA OYJ	10,160	42.340	430,174.40	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	10.650	300,223.50	
	KONINKLIJKE KPN NV	222,179	3.318	737,189.92	
	ORANGE	132,722	10.766	1,428,885.05	
	TELECOM ITALIA SPA	696,355	0.278	193,586.69	
	TELEFONICA SA	412,202	3.561	1,467,851.32	
	ACCIONA SA	1,810	109.150	197,561.50	
	CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	6,849	21.140	144,787.86	
	E.ON SE	178,555	11.755	2,098,914.02	
	EDP RENOVAVEIS SA	27,294	14.150	386,210.10	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	227,046	3.768	855,509.32	
	ELIA GROUP SA/NV	2,111	105.000	221,655.00	
	ENAGAS SA	14,471	14.475	209,467.72	
	ENDESA SA	25,535	16.480	420,816.80	
	ENEL SPA	617,940	5.874	3,629,779.56	
	ENGIE	142,233	14.322	2,037,061.02	
	FORTUM OYJ	30,500	11.140	339,770.00	
	IBERDROLA SA	473,759	10.775	5,104,753.22	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	10,603	22.940	243,232.82	
	REDEIA CORP SA	34,539	14.720	508,414.08	
	RWE AG	48,289	31.800	1,535,590.20	
	SNAM SPA	168,809	4.383	739,889.84	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	101,686	7.354	747,798.84	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	48,732	29.240	1,424,923.68	
	VERBUND AG	5,338	64.200	342,699.60	
	BOLLORE SE	69,288	6.165	427,160.52	
	PUBLICIS GROUPE	18,281	97.380	1,780,203.78	
	SCOUT24 SE	6,149	66.000	405,834.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	66,170	26.870	1,777,987.90	
	VIVENDI SE	57,161	10.305	589,044.10	
	LEG IMMOBILIEN SE	6,505	71.300	463,806.50	
	VONOVIA SE	55,940	26.660	1,491,360.40	
ユーロ小計		13,846,584		384,493,531.13 (62,214,898,272)	
合計		85,903,928		662,139,159,724 (662,139,159,724)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	588銘柄	71.3%	75.4%
カナダ・ドル	株式	86銘柄	3.2%	3.3%
オーストラリア・ドル	株式	49銘柄	1.8%	1.9%
香港・ドル	株式	28銘柄	0.5%	0.5%
シンガポール・ドル	株式	16銘柄	0.3%	0.3%
ニュージーランド・ドル	株式	6銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	株式	82銘柄	3.9%	4.1%
イスラエル・シュケル	株式	8銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式	45銘柄	2.6%	2.7%
デンマーク・クローネ	株式	15銘柄	1.0%	1.0%
ノルウェー・クローネ	株式	12銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	株式	42銘柄	0.8%	0.9%
ユーロ	株式	220銘柄	8.9%	9.4%

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	1,591,553.04	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	26,290.00	905,164.70	
		AMERICAN TOWER CORP	36,440.00	6,819,017.20	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	35,166.00	656,197.56	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	10,245.00	1,814,594.40	
		BOSTON PROPERTIES INC	9,604.00	646,925.44	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	7,861.00	755,913.76	
		CROWN CASTLE INC	33,131.00	3,585,436.82	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	22,476.00	3,061,680.72	
		EQUINIX INC	7,252.00	6,209,379.96	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,256.00	943,462.08	
		EQUITY RESIDENTIAL	26,128.00	1,568,463.84	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	5,455.00	1,283,943.35	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	15,328.00	2,169,984.96	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,625.00	1,022,423.75	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	36,377.00	624,229.32	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	59,277.00	1,168,942.44	
		INVITATION HOMES INC	44,730.00	1,462,671.00	
		IRON MOUNTAIN INC	23,774.00	1,616,156.52	
		KIMCO REALTY CORP	57,934.00	1,137,244.42	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	9,567.00	1,235,769.39	
		PROLOGIS INC	71,892.00	9,589,673.88	
		PUBLIC STORAGE	11,880.00	3,344,457.60	
		REALTY INCOME CORP	63,896.00	3,343,677.68	
		REGENCY CENTERS CORP	13,101.00	796,671.81	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	8,176.00	1,690,796.80	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	24,260.00	3,638,029.60	
		SUN COMMUNITIES INC	10,118.00	1,315,340.00	
		UDR INC	27,406.00	988,808.48	
		VENTAS INC	28,342.00	1,240,245.92	
		VICI PROPERTIES INC	76,652.00	2,263,533.56	
		WELLTOWER INC	39,901.00	3,715,980.13	
		WEYERHAEUSER CO	54,126.00	1,785,616.74	
		WP CAREY INC	16,778.00	963,057.20	
	アメリカ・ドル小計		963,787.00	74,955,044.07 (11,245,505,262)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	8,170.00	411,359.50	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	7,441.00	137,881.73	
	カナダ・ドル小計		15,611.00	549,241.23 (61,179,981)	
	オーストラリア・ドル	APA GROUP	108,912.00	880,008.96	
		DEXUS/AU	79,604.00	625,687.44	
		GOODMAN GROUP	133,948.00	3,832,252.28	
		GPT GROUP	159,776.00	726,980.80	
		MIRVAC GROUP	326,863.00	751,784.90	
		SCENTRE GROUP	350,311.00	1,068,448.55	
		STOCKLAND	193,824.00	909,034.56	
		TRANSURBAN GROUP	235,928.00	3,088,297.52	
		VICINITY CENTRES	241,241.00	494,544.05	
	オーストラリア・ドル小計		1,830,407.00	12,377,039.06	
				(1,215,920,317)	
	香港・ドル	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	276,000.00	2,519,880.00	
		LINK REIT	189,400.00	7,310,840.00	
	香港・ドル小計		465,400.00	9,830,720.00 (188,553,211)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	267,000.00	742,260.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	408,716.00	801,083.36	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	208,100.00	322,555.00	
		MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	112,400.00	158,484.00	
	シンガポール・ドル小計		996,216.00	2,024,382.36 (225,799,608)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	386,317.07	
		SEGRO PLC	89,254.00	758,123.47	
	イギリス・ポンド小計		149,111.00	1,144,440.54 (216,699,816)	
	ユーロ	COVIVIO	2,388.00	99,245.28	
		GECINA SA	3,082.00	287,396.50	
		KLEPIERRE	18,172.00	430,312.96	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	8,942.00	626,118.84	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	13,418.00	345,647.68	
	ユーロ小計		46,002.00	1,788,721.26 (289,432,987)	
投資証券合計				13,443,091,182 (13,443,091,182)	
合　計				13,443,091,182 (13,443,091,182)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	34銘柄	1.6%	83.7%
カナダ・ドル	投資証券	2銘柄	0.0%	0.5%
オーストラリア・ドル	投資証券	9銘柄	0.2%	9.0%
香港・ドル	投資証券	2銘柄	0.0%	1.4%
シンガポール・ドル	投資証券	4銘柄	0.0%	1.7%
イギリス・ポンド	投資証券	2銘柄	0.0%	1.6%
ユーロ	投資証券	5銘柄	0.0%	2.2%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「外国債券パッシブ・マザーファンド」

貸借対照表

（単位：円）

	（2023年2月20日現在）	（2024年2月19日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	420,137,655	506,317,357
金銭信託	27,452,528	22,985,235
コール・ローン	542,885,324	929,968,111
国債証券	149,970,158,950	175,822,424,619
未収利息	936,129,638	1,239,675,278
前払費用	76,300,180	93,938,074
流動資産合計	151,973,064,275	178,615,308,674
資産合計	151,973,064,275	178,615,308,674
負債の部		
流動負債		
未払金	38,956,261	－
未払解約金	360,727,345	58,192,859
その他未払費用	2,185	1,726
流動負債合計	399,685,791	58,194,585
負債合計	399,685,791	58,194,585
純資産の部		
元本等		
元本	78,149,894,072	80,415,247,995
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	73,423,484,412	98,141,866,094
元本等合計	151,573,378,484	178,557,114,089
純資産合計	151,573,378,484	178,557,114,089
負債純資産合計	151,973,064,275	178,615,308,674

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

項　目	自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2023年2月20日現在)	(2024年2月19日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	78,149,894,072口	80,415,247,995口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.9395円 (1万口当たりの純資産額19,395円)	1口当たり純資産額　2.2204円 (1万口当たりの純資産額22,204円)

（金融商品に関する注記）
Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2024年2月19日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2023年2月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	82,333,458,509円
同期中における追加設定元本額	11,125,531,084円
同期中における一部解約元本額	15,309,095,521円
2023年2月20日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドＳ	26,114,593,808円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	897,622,791円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	2,277,304,683円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	1,269,134,694円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	163,762,412円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	6,297,588円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	29,502,621円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	102,718,935円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	268,930,247円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	195,766,919円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	310,561,552円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	24,106,305円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	116,200,545円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	152,961,156円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	97,271,094円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	29,148,525円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	87,757,719円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	65,514,212円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	177,153,519円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	52,809,123円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	26,615,507円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	186,388,452円
三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	740,469,062円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	36,230,420円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	110,716,800円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	75,508,558円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	3,803,824円
日興ＦＷＳ・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	890,014,503円
三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド	90,944,838円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	27,622円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	32,834円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	40,651円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	47,947円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	47,947円
ＳＭＡＭ・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	4,127,762,178円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	30,152,077円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	5,611,457,006円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	3,950,525,621円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	9,244,600,710円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	29,825,111円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	74,453,005円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	637,751,835円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	108,360,283円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	942,176,072円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,268,921,919円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	1,323,429,747円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	4,101,843,816円
ＳＭＡＭ・バランスＶＡ株４０Ｔ＜適格機関投資家限定＞	604,716円
ＳＭＡＭ・外国債券パッシブファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	7,085,943,621円
三井住友・外国債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	347,826,035円

ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	118,096,909円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	67,375,516円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	30,968,221円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	11,644,067円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	79,129,938円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	363,615,745円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	87,782,097円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	37,478,954円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,563,850円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	894,241,280円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	536,701,272円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	733,398,496円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	403,957,887円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	271,348,478円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	80,252,402円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	51,570,634円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	66,141,197円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	824,985,964円
合　計	78,149,894,072円

（2024年2月19日現在）

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	78,149,894,072円
同期中における追加設定元本額	13,335,323,911円
同期中における一部解約元本額	11,069,969,988円
2024年2月19日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドＳ	27,036,917,024円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	969,291,403円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	2,437,524,335円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	1,460,646,470円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	121,105,587円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	5,712,728円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	25,193,200円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	95,498,475円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	292,748,845円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	220,951,196円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	358,827,889円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	19,824,266円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	57,265,000円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	101,159,985円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	64,458,044円
イオン・バランス戦略ファンド	82,860,131円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	40,653,897円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	359,406,170円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	242,197,240円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	684,187,770円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	218,225,142円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	113,475,292円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	231,601,277円
三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	1,067,046,769円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	40,599,325円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	140,958,749円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	109,081,800円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	3,854,235円
日興ＦＷＳ・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	3,271,941,028円
三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド	313,784,002円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	4,250,284円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	2,643,628円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	3,761,241円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	1,072,377円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	702,610円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	617,466円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	8,666,727円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	32,673,788円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	17,130,944円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	6,299,676円
ＳＭＡＭ・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	5,050,280,230円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	21,269,064円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	4,123,873,956円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	3,597,206,169円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	8,585,342,356円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	28,565,773円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	68,538,172円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	646,535,008円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	97,653,517円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	851,328,029円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,219,045,963円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	1,182,676,466円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	3,585,194,533円
ＳＭＡＭ・外国債券パッシブファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	6,191,016,644円
三井住友・外国債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	293,323,555円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	101,932,994円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	56,153,532円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	29,310,007円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	11,741,981円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	63,446,869円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	328,215,221円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	71,432,351円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	37,190,973円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,511,845円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	776,532,407円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	475,694,440円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	631,728,833円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	247,141,919円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	211,356,046円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	132,924,650円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	57,415,916円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	91,674,234円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	990,643,082円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	288,535,245円
合　計	80,415,247,995円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	Ｔ 0.25 05/31/25	4,400,000.00	4,150,828.00	
		Ｔ 0.25 06/30/25	2,900,000.00	2,726,667.00	
		Ｔ 0.25 07/31/25	300,000.00	281,124.00	
		Ｔ 0.25 09/30/25	2,000,000.00	1,861,440.00	
		Ｔ 0.25 10/31/25	1,000,000.00	927,730.00	
		Ｔ 0.375 04/30/25	3,000,000.00	2,844,240.00	
		Ｔ 0.375 07/31/27	2,500,000.00	2,181,675.00	
		Ｔ 0.375 09/30/27	4,800,000.00	4,165,296.00	
		Ｔ 0.375 11/30/25	2,000,000.00	1,853,820.00	
		Ｔ 0.375 12/31/25	3,000,000.00	2,773,050.00	
		Ｔ 0.5 03/31/25	1,600,000.00	1,524,272.00	
		Ｔ 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,061,808.00	
		Ｔ 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,204,675.00	
		Ｔ 0.5 06/30/27	4,000,000.00	3,517,960.00	
		Ｔ 0.5 10/31/27	1,000,000.00	869,270.00	
		Ｔ 0.625 03/31/27	2,400,000.00	2,138,856.00	
		Ｔ 0.625 05/15/30	5,000,000.00	4,001,950.00	
		Ｔ 0.625 07/31/26	800,000.00	728,656.00	
		Ｔ 0.625 08/15/30	4,800,000.00	3,808,656.00	
		Ｔ 0.625 11/30/27	3,400,000.00	2,961,910.00	
		Ｔ 0.625 12/31/27	7,200,000.00	6,252,696.00	
		Ｔ 0.75 01/31/28	5,900,000.00	5,135,596.00	
		Ｔ 0.75 04/30/26	1,500,000.00	1,381,575.00	
		Ｔ 0.75 05/31/26	2,000,000.00	1,836,900.00	
		Ｔ 0.75 08/31/26	1,500,000.00	1,367,040.00	
		Ｔ 0.875 06/30/26	2,000,000.00	1,839,240.00	
		Ｔ 0.875 09/30/26	2,500,000.00	2,281,775.00	
		Ｔ 0.875 11/15/30	4,900,000.00	3,932,593.00	
		Ｔ 1 07/31/28	2,900,000.00	2,513,401.00	
		Ｔ 1.125 02/15/31	5,700,000.00	4,636,551.00	
		Ｔ 1.125 02/28/25	1,500,000.00	1,442,460.00	
		Ｔ 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,815,500.00	
		Ｔ 1.125 05/15/40	3,800,000.00	2,316,556.00	
		Ｔ 1.125 08/15/40	3,100,000.00	1,871,780.00	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,043,600.00	
		T 1.125 10/31/26	3,700,000.00	3,388,645.00	
		T 1.25 05/15/50	5,100,000.00	2,546,991.00	
		T 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,641,260.00	
		T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,635,410.00	
		T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,195,204.00	
		T 1.25 09/30/28	3,000,000.00	2,618,370.00	
		T 1.25 11/30/26	4,200,000.00	3,851,904.00	
		T 1.25 12/31/26	2,600,000.00	2,380,456.00	
		T 1.375 01/31/25	1,900,000.00	1,836,388.00	
		T 1.375 08/15/50	4,500,000.00	2,322,495.00	
		T 1.375 08/31/26	600,000.00	555,702.00	
		T 1.375 10/31/28	3,000,000.00	2,628,330.00	
		T 1.375 11/15/31	4,900,000.00	3,962,287.00	
		T 1.375 11/15/40	3,500,000.00	2,198,420.00	
		T 1.375 12/31/28	1,000,000.00	872,590.00	
		T 1.5 01/31/27	3,400,000.00	3,127,796.00	
		T 1.5 02/15/25	3,000,000.00	2,898,870.00	
		T 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,791,888.00	
		T 1.5 11/30/28	4,500,000.00	3,958,200.00	
		T 1.625 02/15/26	2,900,000.00	2,735,715.00	
		T 1.625 05/15/26	11,450,000.00	10,741,016.00	
		T 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,594,920.00	
		T 1.625 08/15/29	3,750,000.00	3,273,750.00	
		T 1.625 09/30/26	900,000.00	837,702.00	
		T 1.625 11/15/50	3,200,000.00	1,767,552.00	
		T 1.625 11/30/26	200,000.00	185,420.00	
		T 1.75 01/31/29	3,300,000.00	2,927,562.00	
		T 1.75 03/15/25	1,500,000.00	1,449,900.00	
		T 1.75 08/15/41	4,400,000.00	2,904,000.00	
		T 1.75 11/15/29	1,300,000.00	1,137,747.00	
		T 1.75 12/31/26	2,500,000.00	2,321,375.00	
		T 1.875 02/15/32	5,300,000.00	4,434,987.00	
		T 1.875 02/15/41	3,300,000.00	2,251,260.00	
		T 1.875 02/15/51	5,800,000.00	3,415,968.00	
		T 1.875 02/28/27	3,400,000.00	3,156,458.00	
		T 1.875 02/28/29	2,800,000.00	2,495,500.00	
		T 1.875 07/31/26	2,500,000.00	2,349,100.00	
		T 1.875 11/15/51	3,300,000.00	1,932,216.00	
		T 2 02/15/25	2,500,000.00	2,427,450.00	
		T 2 02/15/50	2,800,000.00	1,717,604.00	
		T 2 08/15/25	3,300,000.00	3,169,023.00	
		T 2 08/15/51	2,900,000.00	1,756,965.00	
		T 2 11/15/26	1,000,000.00	937,030.00	
		T 2 11/15/41	3,800,000.00	2,609,574.00	
		T 2.125 05/15/25	600,000.00	580,368.00	
		T 2.25 02/15/27	4,400,000.00	4,134,416.00	
		T 2.25 02/15/52	1,700,000.00	1,093,933.00	
		T 2.25 03/31/26	8,200,000.00	7,820,094.00	
		T 2.25 05/15/41	5,000,000.00	3,615,500.00	
		T 2.25 08/15/27	4,200,000.00	3,911,964.00	
		T 2.25 08/15/46	1,950,000.00	1,309,308.00	
		T 2.25 08/15/49	3,500,000.00	2,286,550.00	
		T 2.25 11/15/25	4,000,000.00	3,837,160.00	
		T 2.25 11/15/27	4,400,000.00	4,081,572.00	
		T 2.375 02/15/42	2,800,000.00	2,041,368.00	
		T 2.375 03/31/29	5,000,000.00	4,560,900.00	
		T 2.375 05/15/27	3,000,000.00	2,817,360.00	
		T 2.375 05/15/29	2,400,000.00	2,185,488.00	
		T 2.375 05/15/51	3,900,000.00	2,591,433.00	
		T 2.375 11/15/49	1,900,000.00	1,275,470.00	
		T 2.5 01/31/25	3,400,000.00	3,320,848.00	
		T 2.5 02/15/45	1,400,000.00	1,004,934.00	
		T 2.5 02/15/46	1,000,000.00	709,840.00	
		T 2.5 02/28/26	2,100,000.00	2,014,593.00	
		T 2.5 03/31/27	3,000,000.00	2,835,030.00	
		T 2.5 05/15/46	1,000,000.00	707,940.00	
		T 2.625 01/31/26	2,200,000.00	2,118,270.00	
		T 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,665,828.00	
		T 2.625 03/31/25	1,000,000.00	975,270.00	
		T 2.625 04/15/25	4,500,000.00	4,385,385.00	
		T 2.625 05/31/27	4,800,000.00	4,540,080.00	
		T 2.625 07/31/29	1,100,000.00	1,011,175.00	
		T 2.625 12/31/25	1,400,000.00	1,349,656.00	
		T 2.75 02/15/28	5,300,000.00	4,992,653.00	
		T 2.75 02/28/25	2,000,000.00	1,955,560.00	
		T 2.75 04/30/27	1,600,000.00	1,521,360.00	
		T 2.75 05/15/25	3,000,000.00	2,923,650.00	
		T 2.75 05/31/29	1,400,000.00	1,297,996.00	
		T 2.75 06/30/25	900,000.00	875,682.00	
		T 2.75 08/15/32	4,200,000.00	3,735,606.00	
		T 2.75 08/15/42	2,000,000.00	1,542,180.00	
		T 2.75 08/15/47	1,800,000.00	1,322,568.00	
		T 2.75 08/31/25	3,400,000.00	3,298,714.00	
		T 2.75 11/15/42	300,000.00	230,517.00	
		T 2.75 11/15/47	1,500,000.00	1,100,505.00	
		T 2.875 04/30/25	400,000.00	390,684.00	
		T 2.875 04/30/29	3,500,000.00	3,268,860.00	
		T 2.875 05/15/28	3,500,000.00	3,303,125.00	
		T 2.875 05/15/32	5,700,000.00	5,135,643.00	
		T 2.875 05/15/43	1,200,000.00	936,444.00	
		T 2.875 05/15/49	1,400,000.00	1,045,072.00	
		T 2.875 05/15/52	3,200,000.00	2,372,480.00	
		T 2.875 05/31/25	3,100,000.00	3,024,112.00	
		T 2.875 06/15/25	2,000,000.00	1,950,000.00	
		T 2.875 08/15/28	4,500,000.00	4,236,030.00	
		T 2.875 08/15/45	800,000.00	611,480.00	
		T 2.875 11/15/46	3,000,000.00	2,270,490.00	
		T 2.875 11/30/25	2,500,000.00	2,422,400.00	
		T 3 02/15/47	2,500,000.00	1,932,175.00	
		T 3 02/15/48	2,400,000.00	1,844,184.00	
		T 3 02/15/49	3,300,000.00	2,525,457.00	
		T 3 05/15/42	800,000.00	643,184.00	
		T 3 05/15/45	900,000.00	704,664.00	
		T 3 05/15/47	2,700,000.00	2,082,942.00	
		T 3 07/15/25	2,000,000.00	1,951,160.00	
		T 3 08/15/48	2,000,000.00	1,533,120.00	
		T 3 08/15/52	3,000,000.00	2,283,750.00	
		T 3 09/30/25	1,000,000.00	972,870.00	
		T 3 10/31/25	2,600,000.00	2,527,174.00	
		T 3 11/15/44	1,000,000.00	786,320.00	
		T 3 11/15/45	800,000.00	624,024.00	
		T 3.125 02/15/42	1,000,000.00	822,360.00	
		T 3.125 02/15/43	2,300,000.00	1,871,349.00	
		T 3.125 05/15/48	2,400,000.00	1,885,440.00	
		T 3.125 08/15/25	3,000,000.00	2,929,020.00	
		T 3.125 08/15/44	700,000.00	563,346.00	
		T 3.125 08/31/29	2,700,000.00	2,544,210.00	
		T 3.125 11/15/28	2,900,000.00	2,753,840.00	
		T 3.125 11/15/41	1,000,000.00	825,230.00	
		T 3.25 05/15/42	2,200,000.00	1,835,966.00	
		T 3.25 06/30/29	3,000,000.00	2,849,160.00	
		T 3.375 05/15/33	5,500,000.00	5,110,435.00	
		T 3.375 05/15/44	500,000.00	419,450.00	
		T 3.375 08/15/42	3,000,000.00	2,546,010.00	
		T 3.375 11/15/48	3,100,000.00	2,544,883.00	
		T 3.5 01/31/28	1,000,000.00	968,980.00	
		T 3.5 01/31/30	2,500,000.00	2,394,525.00	
		T 3.5 02/15/33	6,100,000.00	5,732,658.00	
		T 3.5 02/15/39	200,000.00	180,378.00	
		T 3.5 04/30/30	2,500,000.00	2,389,725.00	
		T 3.625 02/15/44	300,000.00	261,777.00	
		T 3.625 02/15/53	1,700,000.00	1,465,417.00	
		T 3.625 03/31/28	3,000,000.00	2,918,940.00	
		T 3.625 03/31/30	1,200,000.00	1,155,696.00	
		T 3.625 05/15/26	2,500,000.00	2,450,375.00	
		T 3.625 05/15/53	2,100,000.00	1,811,565.00	
		T 3.625 05/31/28	2,000,000.00	1,944,880.00	
		T 3.625 08/15/43	500,000.00	437,265.00	
		T 3.75 04/15/26	3,300,000.00	3,243,702.00	
		T 3.75 05/31/30	3,000,000.00	2,906,760.00	
		T 3.75 06/30/30	4,400,000.00	4,261,796.00	
		T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	994,895.00	
		T 3.75 11/15/43	700,000.00	622,643.00	
		T 3.75 12/31/28	1,000,000.00	976,090.00	
		T 3.75 12/31/30	2,400,000.00	2,320,488.00	
		T 3.875 01/15/26	5,300,000.00	5,224,899.00	
		T 3.875 02/15/43	2,600,000.00	2,363,452.00	
		T 3.875 04/30/25	1,000,000.00	988,100.00	
		T 3.875 05/15/43	1,500,000.00	1,362,765.00	
		T 3.875 08/15/33	6,000,000.00	5,798,400.00	
		T 3.875 08/15/40	500,000.00	463,485.00	
		T 3.875 09/30/29	2,300,000.00	2,250,297.00	
		T 3.875 12/31/27	4,400,000.00	4,323,000.00	
		T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,466,130.00	
		T 4 01/15/27	4,900,000.00	4,841,396.00	
		T 4 01/31/29	1,600,000.00	1,579,616.00	
		T 4 02/15/26	2,000,000.00	1,976,040.00	
		T 4 02/28/30	1,500,000.00	1,474,800.00	
		T 4 02/29/28	5,000,000.00	4,934,050.00	
		T 4 06/30/28	3,000,000.00	2,960,910.00	
		T 4 07/31/30	2,200,000.00	2,160,928.00	
		T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,574,864.00	
		T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,853,040.00	
		T 4 11/15/52	2,600,000.00	2,401,880.00	
		T 4.125 01/31/25	3,500,000.00	3,470,460.00	
		T 4.125 06/15/26	2,000,000.00	1,981,560.00	
		T 4.125 07/31/28	1,000,000.00	992,080.00	
		T 4.125 08/15/53	1,000,000.00	944,920.00	
		T 4.125 08/31/30	500,000.00	494,420.00	
		T 4.125 10/31/27	3,500,000.00	3,469,025.00	
		T 4.125 11/15/32	5,600,000.00	5,523,000.00	
		T 4.25 01/31/26	3,300,000.00	3,275,415.00	
		T 4.25 05/15/39	100,000.00	98,101.00	
		T 4.25 10/15/25	2,000,000.00	1,984,280.00	
		T 4.25 11/15/40	600,000.00	581,388.00	
		T 4.25 12/31/25	3,500,000.00	3,472,910.00	
		T 4.375 05/15/40	900,000.00	888,813.00	
		T 4.375 05/15/41	300,000.00	294,321.00	
		T 4.375 08/15/26	4,000,000.00	3,987,080.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		T 4.375 08/15/43	500,000.00	486,445.00	
		T 4.375 08/31/28	1,000,000.00	1,002,320.00	
		T 4.375 11/15/39	300,000.00	297,378.00	
		T 4.375 11/30/28	1,900,000.00	1,906,308.00	
		T 4.375 11/30/30	1,900,000.00	1,905,928.00	
		T 4.375 12/15/26	4,000,000.00	3,991,840.00	
		T 4.5 05/15/38	2,000,000.00	2,029,320.00	
		T 4.5 07/15/26	3,900,000.00	3,897,465.00	
		T 4.5 08/15/39	300,000.00	302,136.00	
		T 4.5 11/15/25	3,800,000.00	3,785,940.00	
		T 4.5 11/15/33	4,500,000.00	4,568,175.00	
		T 4.625 02/15/40	1,000,000.00	1,018,160.00	
		T 4.625 02/28/25	3,800,000.00	3,786,206.00	
		T 4.625 03/15/26	2,500,000.00	2,500,275.00	
		T 4.625 09/15/26	4,000,000.00	4,012,080.00	
		T 4.625 09/30/30	1,500,000.00	1,526,010.00	
		T 4.625 10/15/26	1,000,000.00	1,003,370.00	
		T 4.625 11/15/26	2,800,000.00	2,810,808.00	
		T 4.75 02/15/41	900,000.00	925,515.00	
		T 4.75 11/15/43	700,000.00	715,967.00	
		T 4.75 11/15/53	300,000.00	315,117.00	
		T 4.875 10/31/28	1,400,000.00	1,432,998.00	
		T 5.25 11/15/28	500,000.00	519,840.00	
		T 5.375 02/15/31	320,000.00	342,224.00	
		T 6 02/15/26	1,000,000.00	1,026,520.00	
		T 6.125 11/15/27	1,000,000.00	1,059,600.00	
		アメリカ・ドル小計	626,170,000.00	554,711,738.00 (83,223,402,052)	
	カナダ・ドル	CAN 0.5 09/01/25	2,700,000.00	2,543,211.00	
		CAN 1 06/01/27	800,000.00	731,560.00	
		CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	369,748.00	
		CAN 1.25 06/01/30	800,000.00	694,792.00	
		CAN 1.5 04/01/25	300,000.00	289,638.00	
		CAN 1.5 06/01/26	2,600,000.00	2,452,918.00	
		CAN 1.5 12/01/31	2,100,000.00	1,801,527.00	
		CAN 1.75 12/01/53	1,100,000.00	757,581.00	
		CAN 2 06/01/28	700,000.00	653,653.00	
		CAN 2 06/01/32	2,000,000.00	1,771,380.00	
		CAN 2.25 06/01/25	500,000.00	485,440.00	
		CAN 2.25 06/01/29	1,100,000.00	1,029,391.00	
		CAN 2.25 12/01/29	1,600,000.00	1,490,416.00	
		CAN 2.5 12/01/32	2,930,000.00	2,688,392.20	
		CAN 2.75 06/01/33	1,800,000.00	1,681,956.00	
		CAN 2.75 09/01/27	2,300,000.00	2,217,522.00	
		CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,147,731.00	
		CAN 2.75 12/01/55	300,000.00	261,345.00	
		CAN 3 04/01/26	200,000.00	195,200.00	
		CAN 3 10/01/25	900,000.00	879,372.00	
		CAN 3.25 12/01/33	300,000.00	291,864.00	
		CAN 3.5 08/01/25	1,300,000.00	1,280,799.00	
		CAN 3.5 12/01/45	1,200,000.00	1,201,380.00	
		CAN 4 06/01/41	1,300,000.00	1,379,092.00	
		CAN 4.5 11/01/25	1,800,000.00	1,801,512.00	
		CAN 5 06/01/37	400,000.00	459,324.00	
		CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	275,342.50	
		CAN 5.75 06/01/33	300,000.00	350,466.00	
		CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	605,934.00	
		カナダ・ドル小計	33,980,000.00	31,788,486.70 (3,540,919,534)	
	オーストラリア・ドル	ACGB 0.25 11/21/25	1,300,000.00	1,221,194.00	
		ACGB 0.5 09/21/26	100,000.00	92,018.00	
		ACGB 1.25 05/21/32	800,000.00	640,008.00	
		ACGB 1.5 06/21/31	4,100,000.00	3,440,023.00	
		ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	281,040.00	
		ACGB 1.75 11/21/32	1,400,000.00	1,154,006.00	
		ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,221,090.00	
		ACGB 2.5 05/21/30	2,400,000.00	2,208,264.00	
		ACGB 2.75 05/21/41	600,000.00	475,512.00	
		ACGB 2.75 06/21/35	800,000.00	692,552.00	
		ACGB 2.75 11/21/27	2,400,000.00	2,313,432.00	
		ACGB 2.75 11/21/28	200,000.00	190,712.00	
		ACGB 2.75 11/21/29	1,800,000.00	1,693,638.00	
		ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	932,760.00	
		ACGB 3 11/21/33	900,000.00	814,437.00	
		ACGB 3.25 04/21/29	800,000.00	777,248.00	
		ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,742,000.00	
		ACGB 3.75 04/21/37	900,000.00	848,538.00	
		ACGB 4.25 04/21/26	2,150,000.00	2,169,092.00	
		ACGB 4.5 04/21/33	1,500,000.00	1,536,780.00	
		オーストラリア・ドル小計	27,150,000.00	24,444,344.00 (2,401,412,355)	
	シンガポール・ドル	SIGB 0.5 11/01/25	200,000.00	190,746.00	
		SIGB 1.25 11/01/26	600,000.00	571,200.00	
		SIGB 1.625 07/01/31	1,000,000.00	905,500.00	
		SIGB 2.25 08/01/36	1,000,000.00	917,000.00	
		SIGB 2.625 05/01/28	800,000.00	786,880.00	
		SIGB 2.75 03/01/46	1,000,000.00	960,500.00	
		SIGB 2.75 04/01/42	700,000.00	676,389.00	
		SIGB 2.875 09/01/30	200,000.00	197,760.00	
		SIGB 3.375 09/01/33	400,000.00	410,344.00	
		SIGB 3.5 03/01/27	880,000.00	890,736.00	
		シンガポール・ドル小計	6,780,000.00	6,507,055.00 (725,796,915)	
	ニュージーランド・ドル	NZGB 0.5 05/15/26	100,000.00	90,755.00	
		NZGB 1.75 05/15/41	700,000.00	433,286.00	
		NZGB 2 05/15/32	1,120,000.00	909,764.80	
		NZGB 2.75 04/15/25	550,000.00	533,742.00	
		NZGB 2.75 05/15/51	500,000.00	328,785.00	
		NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	923,910.00	
		NZGB 4.5 04/15/27	1,100,000.00	1,091,530.00	
		NZGB 4.5 05/15/30	170,000.00	168,111.30	
		ニュージーランド・ドル小計	5,240,000.00	4,479,884.10 (412,597,326)	
	イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	600,000.00	382,758.00	
		UKT 0.125 01/30/26	1,500,000.00	1,384,110.00	
		UKT 0.125 01/31/28	1,700,000.00	1,458,413.00	
		UKT 0.25 01/31/25	700,000.00	670,915.00	
		UKT 0.25 07/31/31	1,300,000.00	987,103.00	
		UKT 0.375 10/22/26	2,000,000.00	1,807,700.00	
		UKT 0.375 10/22/30	600,000.00	474,552.00	
		UKT 0.5 01/31/29	2,050,000.00	1,729,175.00	
		UKT 0.5 10/22/61	900,000.00	260,991.00	
		UKT 0.625 06/07/25	900,000.00	855,315.00	
		UKT 0.625 07/31/35	1,700,000.00	1,146,140.00	
		UKT 0.875 01/31/46	400,000.00	195,280.00	
		UKT 0.875 07/31/33	1,300,000.00	971,620.00	
		UKT 0.875 10/22/29	500,000.00	422,070.00	
		UKT 1 01/31/32	2,100,000.00	1,668,492.00	
		UKT 1.125 10/22/73	300,000.00	107,070.00	
		UKT 1.25 07/22/27	900,000.00	818,397.00	
		UKT 1.25 07/31/51	1,200,000.00	576,480.00	
		UKT 1.25 10/22/41	2,700,000.00	1,628,802.00	
		UKT 1.5 07/22/26	1,100,000.00	1,031,965.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UKT 1.5 07/22/47	2,000,000.00	1,111,280.00	
		UKT 1.625 10/22/28	900,000.00	809,991.00	
		UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	257,090.00	
		UKT 1.75 01/22/49	1,950,000.00	1,127,100.00	
		UKT 1.75 09/07/37	100,000.00	73,351.00	
		UKT 2 09/07/25	1,100,000.00	1,058,475.00	
		UKT 2.5 07/22/65	1,600,000.00	1,001,808.00	
		UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,316,736.00	
		UKT 3.25 01/31/33	2,400,000.00	2,248,128.00	
		UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	1,062,237.50	
		UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	1,052,220.00	
		UKT 3.5 10/22/25	700,000.00	687,624.00	
		UKT 3.75 01/29/38	1,100,000.00	1,023,627.00	
		UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	1,034,160.00	
		UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,170,130.00	
		UKT 4.125 01/29/27	1,700,000.00	1,693,625.00	
		UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	698,194.00	
		UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	507,725.00	
		UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	584,394.00	
		UKT 4.25 12/07/27	900,000.00	904,050.00	
		UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	580,500.00	
		UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,418,475.00	
		UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	847,206.00	
		UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,595,280.00	
		UKT 4.5 09/07/34	400,000.00	410,044.00	
		UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	1,040,025.00	
		UKT 4.625 01/31/34	400,000.00	414,564.00	
		UKT 4.75 12/07/30	1,150,000.00	1,201,474.00	
		UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	1,033,450.00	
		UKT 5 03/07/25	1,300,000.00	1,302,028.00	
		UKT 6 12/07/28	650,000.00	705,783.00	
		イギリス・ポンド小計	58,500,000.00	48,548,122.50 (9,192,586,995)	
	イスラエル・シュケル	ILGOV 0.5 04/30/25	3,100,000.00	2,980,588.00	
		ILGOV 1 03/31/30	1,400,000.00	1,171,184.00	
		ILGOV 1.5 05/31/37	1,200,000.00	837,600.00	
		ILGOV 2.25 09/28/28	1,900,000.00	1,763,979.00	
		ILGOV 3.75 02/28/29	500,000.00	494,600.00	
		ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	3,092,976.00	
		ILGOV 6.25 10/30/26	3,300,000.00	3,498,033.00	
		イスラエル・シュケル小計	15,000,000.00	13,838,960.00 (575,080,751)	
	デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	500,000.00	416,490.00	
		DGB 0.25 11/15/52	1,800,000.00	963,198.00	
		DGB 0.5 11/15/27	6,100,000.00	5,673,061.00	
		DGB 0.5 11/15/29	5,400,000.00	4,853,250.00	
		DGB 1.75 11/15/25	100,000.00	98,195.00	
		DGB 2.25 11/15/33	1,200,000.00	1,174,068.00	
		DGB 4.5 11/15/39	7,000,000.00	8,688,400.00	
		デンマーク・クローネ小計	22,100,000.00	21,866,662.00 (474,506,564)	
	ノルウェー・クローネ	NGB 1.375 08/19/30	6,800,000.00	5,875,948.00	
		NGB 1.5 02/19/26	2,300,000.00	2,189,968.00	
		NGB 1.75 02/17/27	200,000.00	188,126.00	
		NGB 1.75 03/13/25	1,200,000.00	1,168,344.00	
		NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,504,700.00	
		NGB 2 04/26/28	5,900,000.00	5,494,198.00	
		NGB 3 08/15/33	1,100,000.00	1,033,659.00	
		NGB 3.5 10/06/42	700,000.00	689,983.00	
		ノルウェー・クローネ小計	23,200,000.00	21,144,926.00 (301,949,543)	
	スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	500,000.00	425,600.00	
		SGB 0.75 05/12/28	3,700,000.00	3,446,513.00	
		SGB 0.75 11/12/29	4,200,000.00	3,836,364.00	
		SGB 1 11/12/26	6,200,000.00	5,925,960.00	
		SGB 2.5 05/12/25	5,000,000.00	4,955,900.00	
		SGB 3.5 03/30/39	5,300,000.00	5,896,462.00	
		スウェーデン・クローナ小計	24,900,000.00	24,486,799.00 (352,365,038)	
	メキシコ・ペソ	MBONO 5 03/06/25	16,000,000.00	15,186,240.00	
		MBONO 5.5 03/04/27	3,000,000.00	2,683,260.00	
		MBONO 5.75 03/05/26	19,000,000.00	17,491,020.00	
		MBONO 7.5 05/26/33	6,000,000.00	5,356,200.00	
		MBONO 7.5 06/03/27	22,000,000.00	20,788,680.00	
		MBONO 7.75 05/29/31	29,000,000.00	26,739,160.00	
		MBONO 7.75 11/23/34	18,000,000.00	16,208,640.00	
		MBONO 8 11/07/47	9,000,000.00	7,822,530.00	
		MBONO 8.5 05/31/29	25,000,000.00	24,270,000.00	
		MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	37,557,600.00	
		メキシコ・ペソ小計	187,000,000.00	174,103,330.00 (1,534,024,441)	
	オフショア・人民元	CGB 2.18 08/15/26	22,800,000.00	22,793,160.00	
		CGB 2.18 08/25/25	39,000,000.00	39,012,480.00	
		CGB 2.24 05/25/25	31,000,000.00	31,021,080.00	
		CGB 2.26 02/24/25	18,000,000.00	18,046,620.00	
		CGB 2.3 05/15/26	17,000,000.00	17,038,250.00	
		CGB 2.37 01/15/29	6,000,000.00	6,023,280.00	
		CGB 2.39 11/15/26	35,000,000.00	35,184,450.00	
		CGB 2.4 07/15/28	41,000,000.00	41,123,410.00	
		CGB 2.46 02/15/26	29,000,000.00	29,173,710.00	
		CGB 2.48 04/15/27	9,000,000.00	9,071,640.00	
		CGB 2.5 07/25/27	13,000,000.00	13,089,050.00	
		CGB 2.52 08/25/33	11,000,000.00	10,997,030.00	
		CGB 2.54 12/25/30	5,000,000.00	5,022,300.00	
		CGB 2.55 10/15/28	11,000,000.00	11,087,340.00	
		CGB 2.6 09/15/30	32,000,000.00	32,153,280.00	
		CGB 2.62 04/15/28	27,000,000.00	27,358,830.00	
		CGB 2.62 06/25/30	22,000,000.00	22,196,900.00	
		CGB 2.62 09/25/29	19,000,000.00	19,240,730.00	
		CGB 2.64 01/15/28	31,500,000.00	31,929,660.00	
		CGB 2.67 05/25/33	5,000,000.00	5,067,400.00	
		CGB 2.67 11/25/33	15,000,000.00	15,300,600.00	
		CGB 2.69 08/12/26	50,000,000.00	50,632,500.00	
		CGB 2.8 03/24/29	26,000,000.00	26,564,200.00	
		CGB 2.8 03/25/30	15,000,000.00	15,289,050.00	
		CGB 2.8 11/15/32	21,000,000.00	21,473,760.00	
		CGB 2.88 02/25/33	10,900,000.00	11,233,649.00	
		CGB 2.91 10/14/28	21,000,000.00	21,578,340.00	
		CGB 3 10/15/53	6,000,000.00	6,442,020.00	
		CGB 3.02 05/27/31	43,000,000.00	44,544,990.00	
		CGB 3.12 10/25/52	16,000,000.00	17,295,680.00	
		CGB 3.19 04/15/53	8,000,000.00	8,905,440.00	
		CGB 3.72 04/12/51	38,700,000.00	46,138,140.00	
		オフショア・人民元小計	694,900,000.00	712,028,969.00 (14,817,892,468)	
	マレーシア・リンギット	MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,101,683.00	
		MGS 3.582 07/15/32	2,500,000.00	2,448,250.00	
		MGS 3.757	1,400,000.00	1,353,030.00	

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
		05/22/40			
		MGS 3.882 03/14/25	500,000.00	503,115.00	
		MGS 3.9 11/30/26	1,300,000.00	1,315,457.00	
		MGS 3.955 09/15/25	3,200,000.00	3,225,952.00	
		MGS 4.498 04/15/30	4,000,000.00	4,170,640.00	
		MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	728,532.00	
		MGS 4.696 10/15/42	1,700,000.00	1,834,589.00	
		MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,242,834.00	
		マレーシア・リンギット小計	27,100,000.00	27,924,082.00 (876,528,557)	
	ポーランド・ズロチ	POLGB 0 10/25/25	5,000,000.00	4,603,050.00	
		POLGB 0.25 10/25/26	7,900,000.00	6,976,569.00	
		POLGB 0.75 04/25/25	1,800,000.00	1,714,698.00	
		POLGB 1.25 10/25/30	7,800,000.00	6,089,304.00	
		POLGB 2.75 04/25/28	3,000,000.00	2,740,080.00	
		POLGB 2.75 10/25/29	700,000.00	618,457.00	
		POLGB 6 10/25/33	2,000,000.00	2,083,120.00	
		ポーランド・ズロチ小計	28,200,000.00	24,825,278.00 (925,374,650)	
	ユーロ	BGB 0 10/22/27	800,000.00	725,288.00	
		BGB 0 10/22/31	1,500,000.00	1,216,155.00	
		BGB 0.1 06/22/30	700,000.00	594,937.00	
		BGB 0.35 06/22/32	700,000.00	572,775.00	
		BGB 0.4 06/22/40	800,000.00	515,128.00	
		BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	168,140.00	
		BGB 0.8 06/22/25	700,000.00	678,300.00	
		BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	751,320.00	
		BGB 0.8 06/22/28	1,000,000.00	925,100.00	
		BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	821,754.00	
		BGB 1 06/22/26	700,000.00	671,020.00	
		BGB 1 06/22/31	1,300,000.00	1,149,863.00	
		BGB 1.25 04/22/33	900,000.00	787,257.00	
		BGB 1.45 06/22/37	1,200,000.00	982,920.00	
		BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	468,812.50	
		BGB 1.7 06/22/50	1,100,000.00	785,268.00	
		BGB 1.9 06/22/38	1,000,000.00	855,000.00	
		BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	376,075.00	
		BGB 2.25 06/22/57	500,000.00	389,720.00	
		BGB 3 06/22/34	200,000.00	201,098.00	
		BGB 3.75 06/22/45	600,000.00	640,116.00	
		BGB 4 03/28/32	300,000.00	325,968.00	
		BGB 4.25 03/28/41	680,000.00	768,801.20	
		BGB 4.5 03/28/26	1,100,000.00	1,135,365.00	
		BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,187,080.00	
		BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,108,320.00	
		BKO 3.1 09/18/25	300,000.00	300,231.00	
		BTPS 0 08/01/26	1,300,000.00	1,203,735.00	
		BTPS 0.35 02/01/25	2,400,000.00	2,330,736.00	
		BTPS 0.45 02/15/29	2,400,000.00	2,086,392.00	
		BTPS 0.5 02/01/26	1,500,000.00	1,423,110.00	
		BTPS 0.85 01/15/27	900,000.00	842,760.00	
		BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,672,220.00	
		BTPS 0.95 03/01/37	1,000,000.00	691,770.00	
		BTPS 0.95 06/01/32	3,300,000.00	2,673,198.00	
		BTPS 0.95 08/01/30	1,200,000.00	1,026,492.00	
		BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	740,048.00	
		BTPS 0.95 12/01/31	2,600,000.00	2,138,110.00	
		BTPS 1.1 04/01/27	2,300,000.00	2,159,815.00	
		BTPS 1.25 12/01/26	800,000.00	759,824.00	
		BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	303,864.00	
		BTPS 1.45	700,000.00	683,963.00	

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
		05/15/25			
		BTPS 1.5 06/01/25	1,900,000.00	1,855,179.00	
		BTPS 1.6 06/01/26	1,200,000.00	1,158,660.00	
		BTPS 1.65 12/01/30	1,100,000.00	977,416.00	
		BTPS 1.7 09/01/51	1,500,000.00	905,460.00	
		BTPS 1.85 07/01/25	1,000,000.00	979,830.00	
		BTPS 2 02/01/28	2,500,000.00	2,389,100.00	
		BTPS 2 12/01/25	1,300,000.00	1,272,622.00	
		BTPS 2.05 08/01/27	1,500,000.00	1,445,010.00	
		BTPS 2.1 07/15/26	1,000,000.00	975,650.00	
		BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	873,000.00	
		BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	414,240.00	
		BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	538,152.00	
		BTPS 2.45 09/01/50	1,700,000.00	1,222,300.00	
		BTPS 2.5 11/15/25	1,200,000.00	1,185,228.00	
		BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	392,196.00	
		BTPS 2.7 03/01/47	1,250,000.00	973,225.00	
		BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	504,714.00	
		BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	972,420.00	
		BTPS 2.8 12/01/28	1,300,000.00	1,273,064.00	
		BTPS 2.95 09/01/38	1,000,000.00	873,330.00	
		BTPS 3 08/01/29	2,600,000.00	2,553,642.00	
		BTPS 3.1 03/01/40	700,000.00	611,233.00	
		BTPS 3.25 09/01/46	1,600,000.00	1,370,800.00	
		BTPS 3.35 03/01/35	700,000.00	663,621.00	
		BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	881,000.00	
		BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	1,004,990.00	
		BTPS 3.7 06/15/30	1,900,000.00	1,922,933.00	
		BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.00	1,027,158.00	
		BTPS 3.85 09/15/26	2,900,000.00	2,946,255.00	
		BTPS 3.85 12/15/29	1,300,000.00	1,328,691.00	
		BTPS 4 02/01/37	2,000,000.00	2,001,820.00	
		BTPS 4 04/30/35	1,100,000.00	1,108,723.00	
		BTPS 4.1 02/01/29	700,000.00	724,045.00	
		BTPS 4.4 05/01/33	1,700,000.00	1,787,244.00	
		BTPS 4.5 03/01/26	1,300,000.00	1,332,032.00	
		BTPS 4.75 09/01/28	1,800,000.00	1,910,178.00	
		BTPS 4.75 09/01/44	1,200,000.00	1,273,128.00	
		BTPS 5 03/01/25	1,000,000.00	1,014,950.00	
		BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,720,704.30	
		BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	1,962,720.00	
		BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,853,646.00	
		BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	1,959,420.00	
		BTPS 6 05/01/31	2,200,000.00	2,547,996.00	
		BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,894,633.00	
		BTPS 7.25 11/01/26	400,000.00	441,876.00	
		DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,306,665.00	
		DBR 0 02/15/32	3,200,000.00	2,663,808.00	
		DBR 0 05/15/35	2,000,000.00	1,523,520.00	
		DBR 0 05/15/36	800,000.00	591,808.00	
		DBR 0 08/15/29	2,500,000.00	2,202,250.00	
		DBR 0 08/15/30	2,500,000.00	2,154,875.00	
		DBR 0 08/15/31	200,000.00	168,598.00	
		DBR 0 08/15/31	2,300,000.00	1,939,291.00	
		DBR 0 08/15/50	3,000,000.00	1,557,240.00	
		DBR 0 08/15/50	900,000.00	469,377.00	
		DBR 0 11/15/27	1,300,000.00	1,187,212.00	
		DBR 0 11/15/28	400,000.00	357,984.00	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
		DBR 0.25 02/15/27	300,000.00	280,365.00	
		DBR 0.25 02/15/29	1,200,000.00	1,082,568.00	
		DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,365,435.00	
		DBR 0.5 02/15/25	1,400,000.00	1,362,102.00	
		DBR 0.5 02/15/26	3,200,000.00	3,058,560.00	
		DBR 0.5 02/15/28	1,600,000.00	1,484,736.00	
		DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	1,963,248.00	
		DBR 1 05/15/38	1,600,000.00	1,304,800.00	
		DBR 1 08/15/25	1,900,000.00	1,844,520.00	
		DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,265,286.00	
		DBR 1.7 08/15/32	2,400,000.00	2,283,552.00	
		DBR 1.8 08/15/53	200,000.00	169,708.00	
		DBR 1.8 08/15/53	900,000.00	764,901.00	
		DBR 2.1 11/15/29	1,400,000.00	1,379,490.00	
		DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,593,360.00	
		DBR 2.3 02/15/33	800,000.00	797,216.00	
		DBR 2.5 07/04/44	1,600,000.00	1,575,680.00	
		DBR 2.5 08/15/46	2,700,000.00	2,668,707.00	
		DBR 3.25 07/04/42	1,000,000.00	1,093,010.00	
		DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,511,016.00	
		DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	847,000.00	
		DBR 4.75 07/04/28	1,600,000.00	1,751,856.00	
		DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	727,044.00	
		DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,864,352.00	
		DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,077,930.00	
		DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,115,260.00	
		DBR 6.25 01/04/30	800,000.00	968,320.00	
		DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,126,010.00	
		FRTR 0 02/25/25	3,000,000.00	2,900,940.00	
		FRTR 0 02/25/26	2,000,000.00	1,887,860.00	
		FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	1,012,968.00	
		FRTR 0 03/25/25	1,900,000.00	1,833,006.00	
		FRTR 0 05/25/32	2,900,000.00	2,314,374.00	
		FRTR 0 11/25/29	3,500,000.00	3,005,345.00	
		FRTR 0 11/25/30	3,600,000.00	3,004,200.00	
		FRTR 0 11/25/31	3,000,000.00	2,432,070.00	
		FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,706,802.00	
		FRTR 0.5 05/25/25	1,300,000.00	1,256,918.00	
		FRTR 0.5 05/25/26	3,100,000.00	2,942,210.00	
		FRTR 0.5 05/25/29	3,000,000.00	2,682,090.00	
		FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	862,940.00	
		FRTR 0.5 05/25/72	100,000.00	38,690.00	
		FRTR 0.5 06/25/44	1,200,000.00	717,756.00	
		FRTR 0.75 02/25/28	4,200,000.00	3,892,056.00	
		FRTR 0.75 05/25/28	3,100,000.00	2,860,773.00	
		FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,623,120.00	
		FRTR 0.75 11/25/28	3,400,000.00	3,109,130.00	
		FRTR 1 05/25/27	2,000,000.00	1,892,720.00	
		FRTR 1 11/25/25	800,000.00	772,944.00	
		FRTR 1.25 05/25/34	1,200,000.00	1,026,000.00	
		FRTR 1.25 05/25/36	2,750,000.00	2,255,825.00	
		FRTR 1.25 05/25/38	900,000.00	707,058.00	
		FRTR 1.5 05/25/31	3,050,000.00	2,809,263.50	
		FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,655,520.00	
		FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	540,040.00	
		FRTR 1.75 06/25/39	2,700,000.00	2,259,279.00	
		FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,576,800.00	
		FRTR 2 11/25/32	2,700,000.00	2,534,436.00	
		FRTR 2.5 05/25/30	2,600,000.00	2,571,400.00	
		FRTR 2.5 05/25/43	1,600,000.00	1,428,656.00	
		FRTR 2.5 09/24/26	2,200,000.00	2,181,542.00	

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
		FRTR 2.75 02/25/29	1,100,000.00	1,102,211.00	
		FRTR 2.75 10/25/27	2,650,000.00	2,651,696.00	
		FRTR 3 05/25/33	1,500,000.00	1,519,845.00	
		FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	899,451.00	
		FRTR 3.5 04/25/26	1,800,000.00	1,823,346.00	
		FRTR 3.5 11/25/33	1,900,000.00	2,000,016.00	
		FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,546,812.20	
		FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,603,294.00	
		FRTR 4 10/25/38	2,000,000.00	2,209,220.00	
		FRTR 4.5 04/25/41	1,900,000.00	2,230,220.00	
		FRTR 4.75 04/25/35	800,000.00	935,000.00	
		FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,869,384.00	
		FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	488,972.00	
		FRTR 6 10/25/25	2,100,000.00	2,199,771.00	
		IRISH 0 10/18/31	500,000.00	409,840.00	
		IRISH 0.9 05/15/28	500,000.00	466,815.00	
		IRISH 1 05/15/26	800,000.00	769,856.00	
		IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	464,125.00	
		IRISH 1.3 05/15/33	500,000.00	443,360.00	
		IRISH 1.35 03/18/31	500,000.00	459,890.00	
		IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	362,440.00	
		IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	260,328.00	
		IRISH 2 02/18/45	1,100,000.00	926,200.00	
		IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	593,100.00	
		IRISH 2.6 10/18/34	300,000.00	294,591.00	
		IRISH 5.4 03/13/25	800,000.00	817,128.00	
		NETHER 0 01/15/27	1,300,000.00	1,204,268.00	
		NETHER 0 07/15/30	2,200,000.00	1,869,824.00	
		NETHER 0.25 07/15/25	930,000.00	894,129.90	
		NETHER 0.25 07/15/29	500,000.00	442,430.00	
		NETHER 0.5 01/15/40	1,500,000.00	1,062,150.00	
		NETHER 0.5 07/15/26	1,300,000.00	1,232,699.00	
		NETHER 0.5 07/15/32	1,700,000.00	1,431,502.00	
		NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	375,916.00	
		NETHER 0.75 07/15/28	1,500,000.00	1,386,585.00	
		NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	594,276.00	
		NETHER 2.5 07/15/33	500,000.00	493,045.00	
		NETHER 2.75 01/15/47	2,300,000.00	2,297,102.00	
		NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,470,664.00	
		NETHER 4 01/15/37	300,000.00	338,886.00	
		NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	773,402.00	
		OBL 0 04/10/26	2,100,000.00	1,981,539.00	
		OBL 0 04/11/25	2,800,000.00	2,701,356.00	
		OBL 0 04/16/27	3,200,000.00	2,957,216.00	
		OBL 0 10/09/26	1,400,000.00	1,307,334.00	
		OBL 0 10/10/25	2,600,000.00	2,479,672.00	
		OBL 1.3 10/15/27	300,000.00	287,904.00	
		OBL 2.2 04/13/28	600,000.00	594,204.00	
		OBL 2.4 10/19/28	1,600,000.00	1,598,976.00	
		RAGB 0 02/20/30	1,300,000.00	1,105,312.00	
		RAGB 0 02/20/31	1,400,000.00	1,154,580.00	
		RAGB 0 04/20/25	230,000.00	221,602.70	
		RAGB 0 10/20/40	300,000.00	180,399.00	
		RAGB 0.5 02/20/29	550,000.00	493,328.00	
		RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	652,715.00	
		RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	555,918.00	
		RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	522,792.00	

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
		RAGB 0.75 10/20/26	600,000.00	568,914.00	
		RAGB 0.85 06/30/20	250,000.00	112,025.00	
		RAGB 0.9 02/20/32	1,000,000.00	863,380.00	
		RAGB 1.2 10/20/25	1,000,000.00	970,870.00	
		RAGB 1.5 02/20/47	700,000.00	517,286.00	
		RAGB 1.5 11/02/86	400,000.00	238,312.00	
		RAGB 2.4 05/23/34	1,000,000.00	954,550.00	
		RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	499,780.00	
		RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	803,936.00	
		RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	334,698.00	
		RAGB 4.85 03/15/26	800,000.00	830,448.00	
		RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,110,760.00	
		RFGB 0 09/15/26	300,000.00	279,162.00	
		RFGB 0 09/15/30	400,000.00	334,936.00	
		RFGB 0.25 09/15/40	700,000.00	444,738.00	
		RFGB 0.5 04/15/26	700,000.00	665,973.00	
		RFGB 0.5 09/15/27	500,000.00	462,480.00	
		RFGB 0.5 09/15/28	300,000.00	272,013.00	
		RFGB 0.5 09/15/29	800,000.00	708,872.00	
		RFGB 0.75 04/15/31	800,000.00	696,976.00	
		RFGB 1.375 04/15/47	500,000.00	363,335.00	
		RFGB 2.625 07/04/42	800,000.00	748,216.00	
		RFGB 2.75 04/15/38	200,000.00	192,334.00	
		RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	200,432.00	
		RFGB 4 07/04/25	300,000.00	303,324.00	
		SPGB 0 01/31/25	500,000.00	484,210.00	
		SPGB 0 01/31/27	500,000.00	459,020.00	
		SPGB 0 05/31/25	2,600,000.00	2,494,804.00	
		SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,377,664.00	
		SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,155,434.00	
		SPGB 0.7 04/30/32	2,000,000.00	1,654,620.00	
		SPGB 0.8 07/30/27	1,700,000.00	1,584,009.00	
		SPGB 0.8 07/30/29	700,000.00	624,792.00	
		SPGB 0.85 07/30/37	800,000.00	574,096.00	
		SPGB 1 10/31/50	800,000.00	429,664.00	
		SPGB 1.2 10/31/40	1,400,000.00	974,610.00	
		SPGB 1.25 10/31/30	2,100,000.00	1,876,707.00	
		SPGB 1.3 10/31/26	1,400,000.00	1,341,312.00	
		SPGB 1.4 04/30/28	2,000,000.00	1,882,320.00	
		SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,125,708.00	
		SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	1,952,538.00	
		SPGB 1.45 10/31/27	1,800,000.00	1,708,650.00	
		SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	193,808.00	
		SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,435,635.00	
		SPGB 1.6 04/30/25	1,400,000.00	1,372,532.00	
		SPGB 1.85 07/30/35	600,000.00	515,208.00	
		SPGB 1.95 04/30/26	2,400,000.00	2,346,888.00	
		SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	657,433.00	
		SPGB 2.15 10/31/25	1,600,000.00	1,576,400.00	
		SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	651,511.00	
		SPGB 2.55	1,600,000.00	1,526,912.00	
		10/31/32			
		SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	620,130.00	
		SPGB 2.8 05/31/26	1,100,000.00	1,094,830.00	
		SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,480,360.00	
		SPGB 3.15 04/30/33	1,800,000.00	1,791,540.00	
		SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,172,756.00	
		SPGB 3.55 10/31/33	1,500,000.00	1,537,215.00	
		SPGB 3.9 07/30/39	700,000.00	721,903.00	
		SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,131,889.50	
		SPGB 4.65 07/30/25	800,000.00	816,128.00	
		SPGB 4.7 07/30/41	1,500,000.00	1,702,290.00	
		SPGB 4.9 07/30/40	1,400,000.00	1,614,508.00	
		SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,645,620.00	
		SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,684,284.00	
		SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,194,310.00	
		SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	533,525.00	
		SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,167,482.00	
	ユーロ小計		375,580,000.00	348,977,117.80 (56,467,987,431)	
国債証券合計				175,822,424,619 (175,822,424,619)	
合　計				175,822,424,619 (175,822,424,619)	

（注）金額欄の（　）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	240銘柄	46.6%	47.3%
カナダ・ドル	国債証券	29銘柄	2.0%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	20銘柄	1.3%	1.4%
シンガポール・ドル	国債証券	10銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	8銘柄	0.2%	0.2%
イギリス・ポンド	国債証券	51銘柄	5.1%	5.2%
イスラエル・シュケル	国債証券	7銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	7銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券	8銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	6銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	10銘柄	0.9%	0.9%
オフショア・人民元	国債証券	32銘柄	8.3%	8.4%
マレーシア・リンギット	国債証券	10銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	7銘柄	0.5%	0.5%
ユーロ	国債証券	284銘柄	31.6%	32.1%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「国内債券パッシブ・マザーファンド」

貸借対照表

（単位：円）

	(2023年2月20日現在)	(2024年2月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	19,179,591	11,026,563
コール・ローン	379,284,508	446,127,786
国債証券	93,914,832,360	104,594,011,690
地方債証券	9,327,354,900	9,117,443,700
特殊債券	8,983,279,483	10,570,047,833
社債券	6,536,207,600	7,069,628,000
未収入金	83,000,000	－
未収利息	306,540,887	326,962,421
前払費用	8,217,910	15,202,553
流動資産合計	119,557,897,239	132,150,450,546
資産合計	119,557,897,239	132,150,450,546
負債の部		
流動負債		
未払金	－	184,409,400
未払解約金	35,371,000	32,592,689
その他未払費用	1,034	613
流動負債合計	35,372,034	217,002,702
負債合計	35,372,034	217,002,702
純資産の部		
元本等		
元本	98,468,499,154	108,788,622,566
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	21,054,026,051	23,144,825,278
元本等合計	119,522,525,205	131,933,447,844

（単位：円）

	（2023年2月20日現在）	（2024年2月19日現在）
純資産合計	119,522,525,205	131,933,447,844
負債純資産合計	119,557,897,239	132,150,450,546

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2023年2月20日現在）	（2024年2月19日現在）
1．当計算期間の末日における受益権の総数	98,468,499,154口	108,788,622,566口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.2138円 （1万口当たりの純資産額2,138円）	1口当たり純資産額　1.2128円 （1万口当たりの純資産額2,128円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2024年2月19日現在）
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項ありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2023年2月20日現在）	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	102,053,846,373円
同期中における追加設定元本額	27,964,043,892円
同期中における一部解約元本額	31,549,391,111円
2023年2月20日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	7,923,460,658円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	12,755,531,327円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	3,025,477,132円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	722,058,897円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	41,625,383円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	198,031,820円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	548,196,469円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	939,015,409円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	497,124,584円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	629,401,805円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	142,965,910円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	988,245,910円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	334,157,236円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	13,049,588円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	67,640,670円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	2,175,938,455円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	745,900,911円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	1,138,229,302円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	256,092,408円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	41,823,338円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	221,791,251円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	314,254,587円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	614,543,782円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	178,682,271円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	8,810,148円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	363,085円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	298,337円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	201,623円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	109,828円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	109,828円
ＳＭＡＭ・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	1,165,585,383円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	10,131,272,966円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	5,883,975,871円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	14,827,042,772円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	299,804,746円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	469,103,658円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	252,747,789円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	120,221,118円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	1,758,891,118円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家	2,036,392,293円

専用＞	
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	2,141,556,909円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	7,715,877,192円
ＳＭＡＭ・バランスＶＡ株４０Ｔ＜適格機関投資家限定＞	961,967円
三井住友・国内債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	1,077,378,938円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	385,918,055円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	476,420,978円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	165,177,003円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	44,327,528円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	1,259,376,954円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	1,957,126,760円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	615,082,574円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	209,309,392円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	20,824,733円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	256,032,422円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	4,751,028,753円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,287,393,245円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	1,232,850,854円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	1,576,598,738円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	1,827,086,493円
合　計	98,468,499,154円

（2024年2月19日現在）

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	98,468,499,154円
同期中における追加設定元本額	31,977,575,692円
同期中における一部解約元本額	21,657,452,280円
2024年2月19日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	9,620,997,562円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	15,526,463,226円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	3,987,637,784円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	925,911,090円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	42,583,404円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	194,230,025円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	628,023,020円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	1,240,587,184円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	696,136,829円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	851,343,826円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	136,777,668円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	841,690,788円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	273,793,027円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	13,534,979円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	108,294,373円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	5,009,516,485円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	1,674,585,928円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	2,772,557,793円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	670,079,799円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	72,948,387円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	318,746,820円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	407,797,339円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	900,506,313円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	297,658,115円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	10,241,979円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	69,656,857円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	30,812,144円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	24,772,459円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	2,841,646円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	1,872,876円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	6,216,899円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	46,249,188円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	123,009,451円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	39,781,654円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	4,230,505円
ＳＭＡＭ・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	1,045,988,493円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	8,589,514,042円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	5,753,629,689円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	15,309,103,584円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	306,375,000円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	497,670,273円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	274,074,334円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	118,270,332円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	1,730,943,889円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	2,201,314,761円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	2,108,318,347円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	7,442,323,334円
三井住友・国内債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	942,125,331円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	370,979,799円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	444,025,322円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	176,362,458円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	49,904,999円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	1,111,885,167円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	1,902,733,061円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	574,222,087円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	219,051,405円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	23,223,787円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	247,758,985円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	4,559,946,725円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,281,133,219円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	826,818,499円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	1,318,888,290円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	887,713,018円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	902,236,914円
合　計	108,788,622,566円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	４５１　２年国債	1,160,000,000	1,158,990,800	
	４５２　２年国債	180,000,000	179,778,600	
	４５３　２年国債	800,000,000	798,776,000	
	４５４　２年国債	60,000,000	59,989,800	
	４５５　２年国債	1,030,000,000	1,027,806,100	
	４５６　２年国債	230,000,000	229,848,200	
	４５７　２年国債	460,000,000	459,595,200	
	１４５　５年国債	1,180,000,000	1,180,365,800	
	１４６　５年国債	1,000,000,000	999,720,000	
	１４７　５年国債	1,310,000,000	1,306,738,100	
	１４８　５年国債	1,180,000,000	1,176,566,200	
	１４９　５年国債	1,290,000,000	1,285,846,200	
	１５０　５年国債	3,130,000,000	3,118,512,900	
	１５１　５年国債	300,000,000	298,665,000	
	１５２　５年国債	730,000,000	728,875,800	
	１５３　５年国債	1,200,000,000	1,193,244,000	
	１５４　５年国債	1,180,000,000	1,175,799,200	
	１５６　５年国債	1,090,000,000	1,088,964,500	
	１５７　５年国債	370,000,000	369,252,600	
	１５８　５年国債	930,000,000	924,364,200	
	１５９　５年国債	100,000,000	99,251,000	
	１６０　５年国債	1,190,000,000	1,186,180,100	
	１６１　５年国債	370,000,000	370,314,500	
	１６２　５年国債	220,000,000	219,850,400	
	１６３　５年国債	770,000,000	772,949,100	
	１６４　５年国債	280,000,000	278,070,800	
	１６５　５年国債	40,000,000	39,904,800	
	１　４０年国債	40,000,000	46,244,800	
	２　４０年国債	242,000,000	269,430,700	
	３　４０年国債	185,000,000	205,422,150	
	４　４０年国債	247,000,000	273,703,170	
	５　４０年国債	235,000,000	249,821,450	
	６　４０年国債	240,000,000	249,338,400	
	７　４０年国債	265,000,000	262,130,050	
	８　４０年国債	300,000,000	274,716,000	
	９　４０年国債	523,000,000	349,578,430	
	１０　４０年国債	470,000,000	368,545,800	
	１１　４０年国債	370,000,000	278,328,800	
	１２　４０年国債	390,000,000	260,020,800	
	１３　４０年国債	495,000,000	325,744,650	
	１４　４０年国債	505,000,000	354,661,500	
	１５　４０年国債	560,000,000	433,792,800	
	１６　４０年国債	460,000,000	390,655,000	
	３４０　１０年国債	770,000,000	773,888,500	
	３４１　１０年国債	557,000,000	558,877,090	

SMAM・バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
	３４２　１０年国債	350,000,000	349,818,000	
	３４３　１０年国債	310,000,000	309,783,000	
	３４４　１０年国債	811,000,000	810,367,420	
	３４５　１０年国債	258,000,000	257,744,580	
	３４６　１０年国債	340,000,000	339,476,400	
	３４７　１０年国債	100,000,000	99,751,000	
	３４８　１０年国債	145,000,000	144,483,800	
	３４９　１０年国債	650,000,000	646,912,500	
	３５０　１０年国債	510,000,000	506,909,400	
	３５１　１０年国債	350,000,000	347,378,500	
	３５２　１０年国債	150,000,000	148,543,500	
	３５３　１０年国債	180,000,000	177,987,600	
	３５４　１０年国債	565,000,000	558,090,050	
	３５５　１０年国債	660,000,000	651,367,200	
	３５６　１０年国債	130,000,000	128,185,200	
	３５７　１０年国債	710,000,000	699,257,700	
	３５８　１０年国債	1,040,000,000	1,022,694,400	
	３５９　１０年国債	1,150,000,000	1,128,702,000	
	３６０　１０年国債	1,240,000,000	1,214,580,000	
	３６１　１０年国債	1,160,000,000	1,133,842,000	
	３６２　１０年国債	1,030,000,000	1,004,579,600	
	３６３　１０年国債	1,030,000,000	1,001,572,000	
	３６４　１０年国債	710,000,000	688,245,600	
	３６５　１０年国債	1,040,000,000	1,005,243,200	
	３６６　１０年国債	1,170,000,000	1,137,006,000	
	３６７　１０年国債	1,110,000,000	1,075,623,300	
	３６８　１０年国債	1,190,000,000	1,149,742,300	
	３６９　１０年国債	1,110,000,000	1,097,923,200	
	３７０　１０年国債	950,000,000	937,783,000	
	３７１　１０年国債	1,010,000,000	985,618,600	
	３７２　１０年国債	1,020,000,000	1,030,077,600	
	３７３　１０年国債	280,000,000	276,785,600	
	２　３０年国債	440,000,000	492,861,600	
	４　３０年国債	340,000,000	395,848,400	
	５　３０年国債	290,000,000	325,600,400	
	７　３０年国債	474,000,000	539,838,600	
	９　３０年国債	240,000,000	255,885,600	
	１０　３０年国債	95,000,000	98,790,500	
	１１　３０年国債	430,000,000	470,123,300	
	１２　３０年国債	570,000,000	644,248,200	
	１４　３０年国債	392,000,000	454,939,520	
	１６　３０年国債	205,000,000	240,639,250	
	１８　３０年国債	190,000,000	219,556,400	
	１９　３０年国債	170,000,000	196,589,700	
	２１　３０年国債	345,000,000	399,416,850	
	２２　３０年国債	315,000,000	372,128,400	
	２３　３０年国債	349,000,000	412,570,350	
	２４　３０年国債	460,000,000	543,789,000	
	２５　３０年国債	260,000,000	301,173,600	
	２６　３０年国債	253,000,000	296,187,100	
	２７　３０年国債	250,000,000	295,900,000	
	２８　３０年国債	96,000,000	113,698,560	
	２９　３０年国債	157,000,000	183,683,720	
	３０　３０年国債	142,000,000	164,035,560	
	３１　３０年国債	235,000,000	267,956,400	
	３２　３０年国債	360,000,000	414,763,200	
	３３　３０年国債	208,000,000	229,898,240	
	３４　３０年国債	87,000,000	98,561,430	
	３５　３０年国債	260,000,000	285,838,800	
	３６　３０年国債	90,000,000	98,786,700	
	３７　３０年国債	225,000,000	243,020,250	
	３８　３０年国債	220,000,000	233,248,400	
	３９　３０年国債	220,000,000	236,552,800	
	４０　３０年国債	260,000,000	274,716,000	
	４１　３０年国債	240,000,000	248,856,000	
	４２　３０年国債	280,000,000	289,982,000	
	４３　３０年国債	265,000,000	274,108,050	
	４４　３０年国債	310,000,000	320,251,700	
	４５　３０年国債	315,000,000	313,752,600	
	４６　３０年国債	315,000,000	313,242,300	
	４７　３０年国債	290,000,000	293,262,500	
	４８　３０年国債	400,000,000	389,352,000	
	４９　３０年国債	345,000,000	335,191,650	
	５０　３０年国債	325,000,000	278,941,000	
	５１　３０年国債	345,000,000	262,783,050	
	５２　３０年国債	363,000,000	289,089,570	
	５３　３０年国債	277,000,000	225,034,800	
	５４　３０年国債	115,000,000	97,521,150	
	５５　３０年国債	355,000,000	300,124,100	
	５６　３０年国債	320,000,000	269,702,400	
	５７　３０年国債	255,000,000	214,258,650	
	５８　３０年国債	350,000,000	293,177,500	
	５９　３０年国債	390,000,000	317,951,400	
	６０　３０年国債	420,000,000	358,024,800	
	６１　３０年国債	315,000,000	254,882,250	
	６２　３０年国債	275,000,000	210,322,750	
	６３　３０年国債	230,000,000	170,423,100	
	６４　３０年国債	315,000,000	232,262,100	
	６５　３０年国債	275,000,000	201,951,750	

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
	６６　３０年国債	360,000,000	263,084,400	
	６７　３０年国債	340,000,000	261,738,800	
	６８　３０年国債	340,000,000	260,783,400	
	６９　３０年国債	350,000,000	275,114,000	
	７０　３０年国債	370,000,000	289,839,500	
	７１　３０年国債	350,000,000	273,217,000	
	７２　３０年国債	370,000,000	287,823,000	
	７３　３０年国債	380,000,000	294,838,200	
	７４　３０年国債	340,000,000	285,804,000	
	７５　３０年国債	360,000,000	326,228,400	
	７６　３０年国債	370,000,000	343,038,100	
	７７　３０年国債	350,000,000	339,937,500	
	７８　３０年国債	400,000,000	369,812,000	
	７９　３０年国債	310,000,000	272,204,800	
	８０　３０年国債	360,000,000	364,928,400	
	８１　３０年国債	100,000,000	96,586,000	
	８２　２０年国債	620,000,000	639,771,800	
	８４　２０年国債	500,000,000	517,210,000	
	８５　２０年国債	645,000,000	671,380,500	
	８８　２０年国債	742,000,000	779,381,960	
	８９　２０年国債	20,000,000	20,961,000	
	９０　２０年国債	580,000,000	610,879,200	
	９２　２０年国債	324,000,000	341,949,600	
	９３　２０年国債	632,000,000	667,903,920	
	９５　２０年国債	305,000,000	326,502,500	
	９７　２０年国債	327,000,000	350,311,830	
	９９　２０年国債	153,000,000	163,924,200	
	１００　２０年国債	207,000,000	223,377,840	
	１０１　２０年国債	355,000,000	385,956,000	
	１０２　２０年国債	457,000,000	498,756,090	
	１０５　２０年国債	370,000,000	400,003,300	
	１０６　２０年国債	370,000,000	401,675,700	
	１０７　２０年国債	378,000,000	409,808,700	
	１０９　２０年国債	40,000,000	43,135,600	
	１１１　２０年国債	386,000,000	423,685,180	
	１１３　２０年国債	27,000,000	29,602,530	
	１１４　２０年国債	163,000,000	179,348,900	
	１１８　２０年国債	200,000,000	220,022,000	
	１１９　２０年国債	295,000,000	320,886,250	
	１２０　２０年国債	200,000,000	215,012,000	
	１２１　２０年国債	55,000,000	60,289,900	
	１２２　２０年国債	130,000,000	141,668,800	
	１２３　２０年国債	70,000,000	77,833,700	
	１２５　２０年国債	205,000,000	229,917,750	
	１２６　２０年国債	180,000,000	199,339,200	
	１２７　２０年国債	145,000,000	159,582,650	
	１２８　２０年国債	65,000,000	71,610,500	
	１３０　２０年国債	155,000,000	169,841,250	
	１３１　２０年国債	80,000,000	87,075,200	
	１３２　２０年国債	450,000,000	490,135,500	
	１３３　２０年国債	190,000,000	208,374,900	
	１３４　２０年国債	200,000,000	219,586,000	
	１３５　２０年国債	155,000,000	168,979,450	
	１３６　２０年国債	120,000,000	129,843,600	
	１３７　２０年国債	185,000,000	201,781,350	
	１３９　２０年国債	60,000,000	64,965,000	
	１４０　２０年国債	420,000,000	458,446,800	
	１４１　２０年国債	360,000,000	393,040,800	
	１４２　２０年国債	240,000,000	264,151,200	
	１４３　２０年国債	150,000,000	162,561,000	
	１４４　２０年国債	170,000,000	182,775,500	
	１４５　２０年国債	110,000,000	120,264,100	
	１４６　２０年国債	195,000,000	213,177,900	
	１４７　２０年国債	840,000,000	909,946,800	
	１４８　２０年国債	459,000,000	492,635,520	
	１４９　２０年国債	565,000,000	606,199,800	
	１５０　２０年国債	511,000,000	542,758,650	
	１５１　２０年国債	700,000,000	728,266,000	
	１５２　２０年国債	480,000,000	498,772,800	
	１５３　２０年国債	587,000,000	615,563,420	
	１５４　２０年国債	670,000,000	694,354,500	
	１５５　２０年国債	510,000,000	516,278,100	
	１５６　２０年国債	200,000,000	188,286,000	
	１５７　２０年国債	385,000,000	352,159,500	
	１５８　２０年国債	380,000,000	359,369,800	
	１５９　２０年国債	388,000,000	370,140,360	
	１６０　２０年国債	375,000,000	361,151,250	
	１６１　２０年国債	610,000,000	577,901,800	
	１６２　２０年国債	470,000,000	443,539,000	
	１６３　２０年国債	520,000,000	488,789,600	
	１６４　２０年国債	475,000,000	438,653,000	
	１６５　２０年国債	600,000,000	551,682,000	
	１６６　２０年国債	475,000,000	447,469,000	
	１６７　２０年国債	530,000,000	482,983,700	
	１６８　２０年国債	490,000,000	437,717,000	
	１６９　２０年国債	480,000,000	419,985,600	
	１７０　２０年国債	515,000,000	448,559,850	
	１７１　２０年国債	475,000,000	411,559,000	
	１７２　２０年国債	480,000,000	420,595,200	

SMAM･バランスファンドVA50 ＜適格機関投資家専用＞

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
	１７３　２０年国債	485,000,000	422,784,200	
	１７４　２０年国債	700,000,000	607,026,000	
	１７５　２０年国債	655,000,000	575,096,550	
	１７６　２０年国債	670,000,000	585,278,500	
	１７７　２０年国債	670,000,000	572,173,300	
	１７８　２０年国債	620,000,000	536,727,800	
	１７９　２０年国債	690,000,000	594,600,600	
	１８０　２０年国債	550,000,000	498,437,500	
	１８１　２０年国債	530,000,000	487,435,700	
	１８２　２０年国債	550,000,000	522,203,000	
	１８３　２０年国債	540,000,000	537,991,200	
	１８４　２０年国債	590,000,000	557,060,300	
	１８５　２０年国債	590,000,000	555,048,400	
	１８６　２０年国債	480,000,000	482,553,600	
	１８７　２０年国債	60,000,000	58,121,400	
	国債証券　小計		104,594,011,690	
地方債証券	１　東京都３０年	100,000,000	112,595,300	
	８　東京都３０年	400,000,000	451,558,800	
	１３　東京都３０年	500,000,000	534,918,000	
	６　東京都２０年	100,000,000	102,014,100	
	２６－１５　北海道公債	100,000,000	100,330,100	
	３０－１８　北海道公債	200,000,000	196,888,600	
	２１０　神奈川県公債	100,000,000	100,317,300	
	２１１　神奈川県公債	100,000,000	100,297,200	
	３　神奈川県２０年	100,000,000	102,614,000	
	７　神奈川県２０年	100,000,000	106,027,800	
	１３　神奈川県２０年	100,000,000	110,022,000	
	３８８　大阪府公債	100,000,000	100,318,800	
	３９２　大阪府公債	100,000,000	100,253,600	
	１　大阪府２０年	200,000,000	218,920,200	
	１７９　大阪府５年	100,000,000	99,572,000	
	１９３　大阪府５年	300,000,000	297,646,500	
	２７－４　京都府公債	100,000,000	100,547,600	
	２９－４　京都府公債	100,000,000	99,699,700	
	１－６　京都府５年	200,000,000	200,008,400	
	５　兵庫県公債１５年	300,000,000	311,778,600	
	１０兵庫県公債２０年	100,000,000	110,365,000	
	７　静岡県３０年	100,000,000	107,441,100	
	１　静岡県２０年	100,000,000	103,156,000	
	２２－８　愛知県２０年	200,000,000	217,594,600	
	２７－１６　愛知県公債	400,000,000	401,688,800	
	２　埼玉県公債	300,000,000	298,231,800	
	５　埼玉県２０年	100,000,000	108,032,400	
	２６－３　福岡県公債	100,000,000	100,326,500	
	２６－１０　福岡県公債	100,000,000	100,349,600	
	１－１　福岡県公債	200,000,000	195,411,200	
	１－３　福岡県３０年	100,000,000	72,905,000	
	２６－４　千葉県公債	100,000,000	100,328,600	
	２７－３　千葉県公債	100,000,000	100,507,200	
	２８－１　千葉県公債	100,000,000	99,663,800	
	９　千葉県２０年	200,000,000	217,072,600	
	１３７　共同発行地方	200,000,000	200,661,000	
	１３８　共同発行地方	200,000,000	200,657,200	
	１５５　共同発行地方	100,000,000	99,994,900	
	１７２　共同発行地方	500,000,000	498,929,000	
	１８３　共同発行地方	600,000,000	595,395,000	
	１９９　共同発行地方	100,000,000	97,671,200	
	３　名古屋市２０年	100,000,000	102,505,000	
	５　名古屋市２０年	100,000,000	105,310,500	
	１　京都市３０年	100,000,000	117,599,400	
	７　京都市２０年	100,000,000	108,927,000	
	２６－１７　神戸市公債	100,000,000	100,175,300	
	２６－３　横浜市公債	200,000,000	200,648,800	
	４　横浜市２０年	100,000,000	102,063,900	
	７　横浜市２０年	100,000,000	103,357,900	
	９　横浜市２０年	100,000,000	104,910,900	
	１４　横浜市２０年	100,000,000	107,911,900	
	２－７　札幌市公債	100,000,000	97,116,100	
	９４　川崎市公債	100,000,000	96,180,600	
	１－２　北九州市５年	100,000,000	99,993,100	
	１－２　岡山県公債	100,000,000	98,032,200	
	地方債証券　小計		9,117,443,700	
特殊債券	４７日本政策投資ＣＯ	100,000,000	102,678,500	
	１２４　日本政策投資	100,000,000	97,538,600	
	３６　日本政策投資Ｂ	100,000,000	106,144,800	
	１８　道路機構	100,000,000	120,393,000	
	２２　道路機構	300,000,000	349,976,100	
	２７　道路機構	100,000,000	107,091,500	
	３７　道路機構	300,000,000	325,178,700	
	４７　道路機構	200,000,000	219,103,400	
	１３５　道路機構	200,000,000	204,209,400	
	７４　政保道路機構	100,000,000	107,350,900	
	７９　政保道路機構	200,000,000	217,266,000	
	８１　政保道路機構	200,000,000	217,514,800	
	８８　政保道路機構	100,000,000	114,070,000	
	９０　政保道路機構	500,000,000	546,377,000	
	９９　政保道路機構	100,000,000	110,346,500	
	１２７　政保道路機構	200,000,000	220,247,400	
	１７６　政保道路機構	100,000,000	108,111,700	

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
	１９６　政保道路機構	100,000,000	109,330,200	
	２１０　政保道路機構	200,000,000	214,141,400	
	２２７　政保道路機構	200,000,000	200,715,000	
	２３１　政保道路機構	300,000,000	301,101,600	
	２８８　政保道路機構	189,000,000	188,108,676	
	９　道路債券	100,000,000	117,000,900	
	２　地方公営２０年	100,000,000	108,599,700	
	４　地方公共団２０年	100,000,000	108,680,800	
	１８　地方公共団２０	300,000,000	322,505,100	
	Ｆ９６　地方公共団体	100,000,000	103,357,700	
	Ｆ１４３地方公共団体	100,000,000	103,153,100	
	６３　地方公共団体	100,000,000	100,257,200	
	６４　地方公共団体	100,000,000	100,249,500	
	６７政保地方公共団	100,000,000	100,347,100	
	７６政保地方公共団	300,000,000	301,292,100	
	８５　地方公共団体	100,000,000	99,292,600	
	１０１　地方公共団体	100,000,000	99,169,700	
	１０６　地方公共団体	200,000,000	197,594,000	
	２９　地方公共団５年	300,000,000	297,277,800	
	１５　公営企業２０年	100,000,000	102,888,100	
	１７　公営企業２０年	100,000,000	104,194,100	
	２０　公営企業２０年	100,000,000	105,669,300	
	２２　公営企業２０年	100,000,000	106,233,000	
	２４　公営企業２０年	200,000,000	214,625,000	
	１０　日本政策金融	100,000,000	109,612,000	
	８９　都市再生	100,000,000	102,830,700	
	９３　都市再生	100,000,000	102,933,700	
	１１７　都市再生	100,000,000	101,251,200	
	３３　政保中部空港	200,000,000	199,525,600	
	５２　住宅支援機構	100,000,000	108,959,200	
	９３　住宅支援機構	100,000,000	103,542,100	
	１２４　住宅支援機構	100,000,000	103,916,000	
	１３０　住宅支援機構	200,000,000	216,049,600	
	２２６　住宅支援機構	100,000,000	99,395,900	
	Ｓ７　住宅機構ＲＭＢＳ	9,679,000	9,698,358	
	Ｓ９　住宅機構ＲＭＢＳ	9,966,000	9,988,921	
	Ｓ１０　住宅機構ＲＭＢＳ	9,862,000	9,882,710	
	Ｓ１１　住宅機構ＲＭＢＳ	10,715,000	10,820,007	
	２　住宅機構ＲＭＢＳ	19,114,000	19,159,873	
	１９　住宅機構ＲＭＢＳ	12,959,000	13,358,137	
	２４　住宅機構ＲＭＢＳ	26,156,000	27,071,460	
	２６　住宅機構ＲＭＢＳ	40,413,000	41,698,133	
	２７　住宅機構ＲＭＢＳ	14,543,000	15,063,639	
	２８　住宅機構ＲＭＢＳ	16,907,000	17,655,980	
	２９　住宅機構ＲＭＢＳ	18,297,000	19,147,810	
	３０　住宅機構ＲＭＢＳ	17,919,000	18,750,441	
	３２　住宅機構ＲＭＢＳ	35,534,000	36,969,573	
	３５　住宅機構ＲＭＢＳ	17,981,000	18,727,211	
	３６　住宅機構ＲＭＢＳ	17,194,000	17,843,933	
	４３　住宅機構ＲＭＢＳ	22,384,000	23,230,115	
	４６　住宅機構ＲＭＢＳ	17,224,000	17,909,515	
	４８　住宅機構ＲＭＢＳ	32,762,000	34,036,441	
	４９　住宅機構ＲＭＢＳ	16,717,000	17,320,483	
	５１　住宅機構ＲＭＢＳ	36,492,000	37,772,869	
	５５　住宅機構ＲＭＢＳ	48,808,000	50,272,240	
	５７　住宅機構ＲＭＢＳ	23,298,000	24,022,567	
	５８　住宅機構ＲＭＢＳ	26,104,000	26,894,951	
	５９　住宅機構ＲＭＢＳ	49,474,000	51,057,168	
	６０　住宅機構ＲＭＢＳ	75,279,000	77,356,700	
	６１　住宅機構ＲＭＢＳ	25,287,000	25,896,416	
	６７　住宅機構ＲＭＢＳ	32,458,000	32,873,462	
	６９　住宅機構ＲＭＢＳ	67,954,000	69,469,374	
	７０　住宅機構ＲＭＢＳ	58,750,000	60,118,875	
	７３　住宅機構ＲＭＢＳ	33,491,000	34,291,434	
	９９　住宅機構ＲＭＢＳ	52,733,000	52,332,229	
	１２３　住宅機構ＲＭＢＳ	70,114,000	66,888,756	
	１２４　住宅機構ＲＭＢＳ	69,725,000	66,301,502	
	１２５　住宅機構ＲＭＢＳ	69,725,000	66,308,475	
	１２７　住宅機構ＲＭＢＳ	71,870,000	68,104,012	
	１２８　住宅機構ＲＭＢＳ	70,525,000	66,998,750	
	１２９　住宅機構ＲＭＢＳ	72,122,000	68,609,658	
	１３７　住宅機構ＲＭＢＳ	74,688,000	70,856,505	
	１６７　住宅機構ＲＭＢＳ	87,049,000	81,147,077	
	１８３　住宅機構ＲＭＢＳ	186,386,000	176,507,542	
	１８６　住宅機構ＲＭＢＳ	94,601,000	91,365,645	
	１９８　住宅機構ＲＭＢＳ	198,074,000	199,975,510	
	８５　中日本高速道	300,000,000	298,895,400	
	特殊債券　小計		10,570,047,833	
社債券	８６　東日本高速道	200,000,000	198,154,200	
	２３　西日本高速道	100,000,000	100,258,000	
	８４　西日本高速道	200,000,000	199,243,600	
	１３　大和ハウス	100,000,000	99,454,200	
	１７　アサヒグループＨＤ	200,000,000	198,889,200	
	３０　東レ	100,000,000	99,593,400	
	１２　旭化成	200,000,000	195,209,400	
	２４三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	99,035,800	
	３２　住友電工	100,000,000	98,918,700	
	１６　小松製作所	100,000,000	98,998,000	
	２２　日立製作所	100,000,000	100,543,400	

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
	９　ＴＤＫ	100,000,000	97,657,300	
	６３　三井物産	100,000,000	106,022,900	
	８　みずほコーポレート	100,000,000	107,065,900	
	１　三井住友ＦＧ劣後	100,000,000	100,240,000	
	８　住友信託　劣後	100,000,000	105,301,500	
	１　みずほＦＧ劣後	100,000,000	100,279,300	
	９　みずほ銀行劣後	100,000,000	105,513,300	
	１７　ＮＴＴファイナンス	200,000,000	198,032,400	
	７３　ホンダファイナンス	200,000,000	198,390,200	
	１０１　トヨタファイナンス	200,000,000	200,280,600	
	２０７　オリックス	200,000,000	198,782,800	
	２　三菱ＨＣキャピタル	200,000,000	198,192,200	
	５８　三菱地所	100,000,000	115,605,600	
	１３５　三菱地所	200,000,000	191,829,800	
	１０　東急	100,000,000	94,978,200	
	３８　京王電鉄	100,000,000	99,329,400	
	１１０東日本旅客鉄	100,000,000	97,837,700	
	１６９　東日本旅客鉄	200,000,000	190,674,200	
	６０　西日本旅客鉄	200,000,000	194,612,800	
	４１　東海旅客鉄道	100,000,000	107,376,700	
	４２　東海旅客鉄道	100,000,000	108,360,000	
	４５　東京地下鉄	100,000,000	96,779,000	
	６４　阪急阪神ＨＬＤＧ	100,000,000	99,179,400	
	１５　九州旅客鉄道	200,000,000	198,847,800	
	３１　ＫＤＤＩ	200,000,000	199,414,000	
	５４６　中部電力	200,000,000	191,574,600	
	５５３　中部電力	200,000,000	199,169,800	
	５５０　関西電力	300,000,000	299,291,700	
	５６０　関西電力	200,000,000	204,925,600	
	５０８　東北電力	200,000,000	197,563,400	
	５４７　東北電力	100,000,000	98,874,200	
	４９６　九州電力	300,000,000	287,477,400	
	５６　東京電力ＰＧ	200,000,000	201,715,400	
	６６　東京電力ＰＧ	100,000,000	99,481,000	
	４１　大阪瓦斯	200,000,000	191,513,800	
	７　フアーストリテイリング	100,000,000	99,160,200	
	社債券　小計		7,069,628,000	
合　計			131,351,131,223	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書

2024年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	75,673,226,443円
Ⅱ　負債総額	150,410,545円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	75,522,815,898円
Ⅳ　発行済口数	26,788,305,595口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	2.8192円 （28,192円）

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	229,119,917	10,383,091,307
第11期	322,576,816	12,104,184,344
第12期	66,278,777	8,510,464,114
第13期	419,332,765	10,148,061,553
第14期	76,066,034	5,784,058,517
第15期	90,644,522	5,477,364,411
第16期	80,625,369	5,643,440,257
第17期	254,613,956	5,580,278,274
第18期	153,919,903	4,588,193,760
第19期	140,275,552	4,104,196,269

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

SMAM・FGマネーファンドVA
＜適格機関投資家限定＞

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

目　　次

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格 343
2. 投資方針および投資リスク 344
3. その他詳細情報 347
4. 運用状況 349

Ⅱ　財務ハイライト情報 352

Ⅲ　「資産の運用に関する重要な事項」の項目 354

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の沿革 355

Ⅱ　投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表 355
2. 投資信託（ファンド）の現況 359

Ⅲ　設定及び解約の実績 359

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

SMAM・FGマネーファンドVA＜適格機関投資家限定＞

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

2 目的および基本的性格

「マネーインカム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、実質的に円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

当ファンドが該当する商品分類は、次の通りです。

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

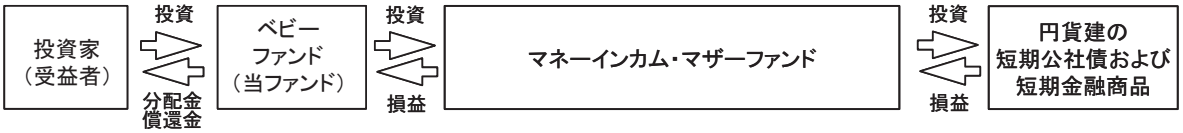
3 特 色

■ マザーファンドへの投資を通じて、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

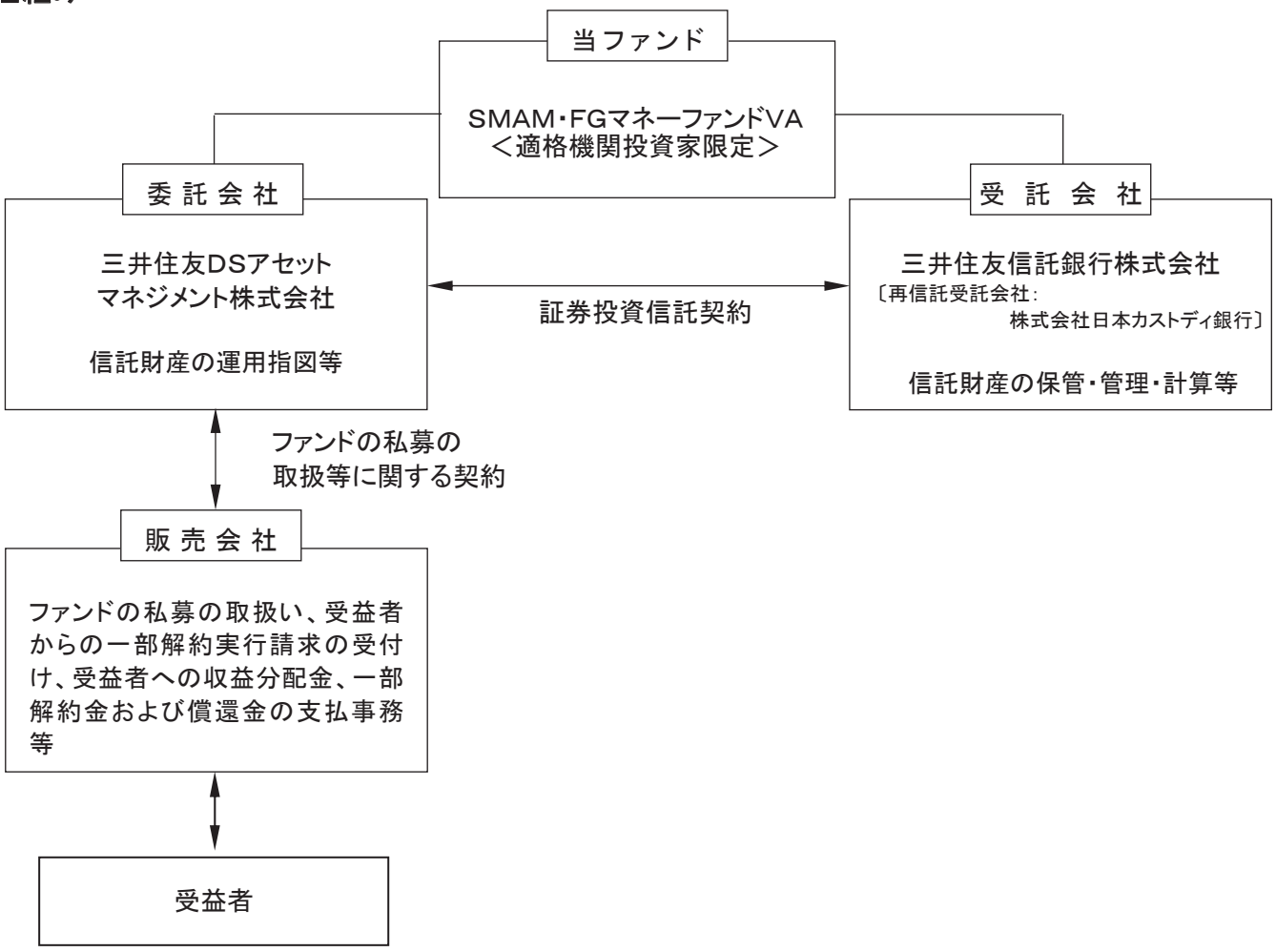
■ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、安定した収益の確保を目指します。

- マザーファンドへの投資を通じて、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- マザーファンドの投資方針につきましては、下記【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象をご参照ください。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

マネーインカム・マザーファンド

（目的および基本的性格）

円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。

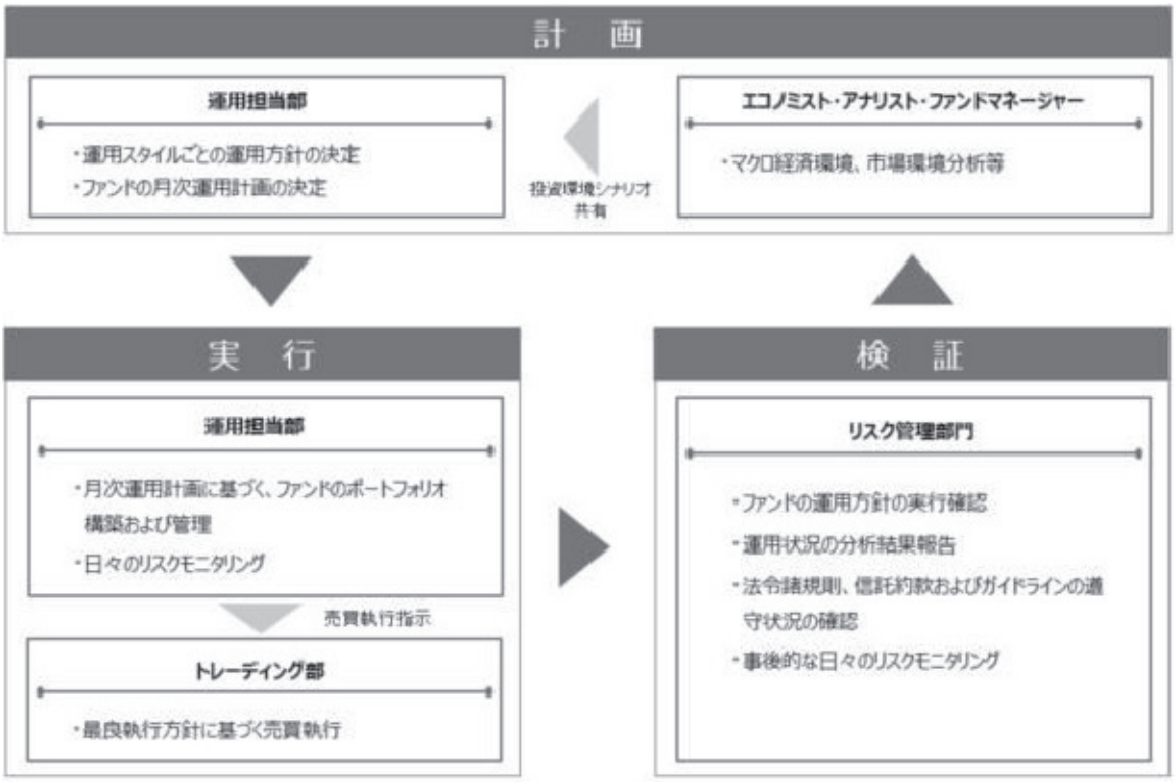
（特色）

・主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

① ファンドの運用体制



※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

② 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

3 主な投資制限

信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
② 外貨建資産への投資は行いません。
③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

マネーインカム・マザーファンド

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
③ 外貨建資産への投資は行いません。
④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■ 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

上記の投資リスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「マネーインカム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいま

す。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 投資制限

① ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 信用取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ヘ)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

ⅰ)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ⅱ)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ)上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証

券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ)有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)有価証券の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

i)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

ii)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

iii)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

② 法令に基づく投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

4. 運用状況

1 投資状況(2024年10月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	393,331,471	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	△16,905	△0.00
合計(純資産総額)		393,314,566	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

2024年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	マネーインカム・マザーファンド	390,325,962	1.0074	393,209,970	1.0077	393,331,471	100.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合　計	100.00

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

年月日	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4期 （2015年 4月13日）	381,240,850	381,240,850	10,025	10,025
第5期 （2016年 4月13日）	280,087,998	280,087,998	10,024	10,024
第6期 （2017年 4月13日）	171,696,931	171,696,931	10,015	10,015
第7期 （2018年 4月13日）	1,126,045,843	1,126,045,843	10,008	10,008
第8期 （2019年 4月15日）	1,076,947,995	1,076,947,995	10,001	10,001
第9期 （2020年 4月13日）	1,112,410,027	1,112,410,027	9,993	9,993
第10期 （2021年 4月13日）	852,969,864	852,969,864	9,983	9,983
第11期 （2022年 4月13日）	584,390,744	584,390,744	9,977	9,977
第12期 （2023年 4月13日）	435,877,069	435,877,069	9,972	9,972
第13期 （2024年 4月15日）	351,241,833	351,241,833	9,966	9,966
2023年10月末日	489,511,236	－	9,968	－
11月末日	453,838,215	－	9,969	－
12月末日	453,845,871	－	9,970	－
2024年 1月末日	410,441,772	－	9,969	－
2月末日	404,892,507	－	9,967	－
3月末日	392,550,630	－	9,968	－
4月末日	350,937,059	－	9,966	－
5月末日	348,469,594	－	9,963	－
6月末日	343,664,679	－	9,965	－
7月末日	342,460,360	－	9,963	－
8月末日	367,689,798	－	9,965	－
9月末日	393,033,003	－	9,968	－
10月末日	393,314,566	－	9,967	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

② 分配の推移

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第4期	2014年 4月 15日～2015年 4月 13日	0
第5期	2015年 4月 14日～2016年 4月 13日	0
第6期	2016年 4月 14日～2017年 4月 13日	0
第7期	2017年 4月 14日～2018年 4月 13日	0
第8期	2018年 4月 14日～2019年 4月 15日	0
第9期	2019年 4月 16日～2020年 4月 13日	0
第10期	2020年 4月 14日～2021年 4月 13日	0
第11期	2021年 4月 14日～2022年 4月 13日	0
第12期	2022年 4月 14日～2023年 4月 13日	0
第13期	2023年 4月 14日～2024年 4月 15日	0

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第4期	0.0
第5期	△0.0
第6期	△0.1
第7期	△0.1
第8期	△0.1
第9期	△0.1
第10期	△0.1
第11期	△0.1
第12期	△0.1
第13期	△0.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2024年10月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	1,269,102,300	64.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	684,315,920	35.03
合計（純資産総額）		1,953,418,220	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

2024 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	国債証券	３３７　１０年国債	520,000,000	100.09	520,457,000	100.03	520,156,000	0.300	2024/12/20	26.63
日本	国債証券	１２５７国庫短期証券	350,000,000	99.76	349,145,650	99.77	349,191,500	0.000	2025/09/22	17.88
日本	国債証券	１２２６国庫短期証券	200,000,000	99.87	199,741,600	99.94	199,882,800	0.000	2025/04/21	10.23
日本	国債証券	１４４　５年国債	200,000,000	99.92	199,844,000	99.94	199,872,000	0.100	2025/06/20	10.23

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2024 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	64.97
合　計	64.97

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1.財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1.財務諸表」については、PwC Japan有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞

(1)貸借対照表

（単位：円）

	第12期 (2023年4月13日現在)	第13期 (2024年4月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	34	12
コール・ローン	773	562
親投資信託受益証券	435,881,237	351,251,791
流動資産合計	435,882,044	351,252,365
資産合計	435,882,044	351,252,365
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	－	582
未払委託者報酬	－	5,135
その他未払費用	4,975	4,815
流動負債合計	4,975	10,532
負債合計	4,975	10,532
純資産の部		
元本等		
元本	437,090,389	352,423,437
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,213,320	△1,181,604
（分配準備積立金）	4,302,062	2,805,481
元本等合計	435,877,069	351,241,833
純資産合計	435,877,069	351,241,833
負債純資産合計	435,882,044	351,252,365

(2)損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日	第13期 自 2023年4月14日 至 2024年4月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△237,370	△255,977
営業収益合計	△237,370	△255,977
営業費用		
支払利息	5	224
受託者報酬	－	582
委託者報酬	－	5,135
その他費用	11,102	10,421
営業費用合計	11,107	16,362
営業利益又は営業損失（△）	△248,477	△272,339
経常利益又は経常損失（△）	△248,477	△272,339
当期純利益又は当期純損失（△）	△248,477	△272,339
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△81,120	△125,122
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,344,062	△1,213,320
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,259,960	1,817,078
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,259,960	1,817,078
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	961,861	1,638,145
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	961,861	1,638,145
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,213,320	△1,181,604

(3)注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	第13期 自 2023年4月14日 至 2024年4月15日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023年4月14日から2024年4月15日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第12期 (2023年4月13日現在)	第13期 (2024年4月15日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	437,090,389口	352,423,437口
2．「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 1,213,320円	元本の欠損 1,181,604円
3．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.9972円 （１万口当たりの純資産額9,972円）	1口当たり純資産額　0.9966円 （１万口当たりの純資産額9,966円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第 12 期 自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日	第 13 期 自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,967,654円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（43,757,249円）、および分配準備積立金（2,334,408円）より、分配対象収益は48,059,311円（1万口当たり1,099.53円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,699,500円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（37,804,111円）、および分配準備積立金（1,105,981円）より、分配対象収益は40,609,592円（1万口当たり1,152.30円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第 13 期 自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第 13 期 (2024 年 4 月 15 日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第12期（自 2022年4月14日　至 2023年4月13日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△129,797円
合計	△129,797円

第13期（自 2023年4月14日　至 2024年4月15日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△106,434円
合計	△106,434円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 13 期 自 2023年4月14日 至 2024年4月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第 12 期 (2023 年 4 月 13 日現在)	第 13 期 (2024 年 4 月 15 日現在)
期首元本額	585,734,806円	437,090,389円
期中追加設定元本額	395,933,410円	553,265,026円
期中一部解約元本額	544,577,827円	637,931,978円

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革
Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況
1．財務諸表
（1）貸借対照表
（2）損益及び剰余金計算書
（3）注記表
（4）附属明細表
2．投資信託（ファンド）の現況
純資産額計算書
Ⅲ 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の沿革

2011年３月３日　信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

Ⅱ 投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表

ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞

当ファンドは、第13期（2023年4月14日から2024年4月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年６月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山口 健志
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　榊原 康太

監査意見
当監査法人は、ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞の2023年４月14日から2024年４月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞の2024年４月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(1)貸借対照表

（単位：円）

	第12期 (2023年4月13日現在)	第13期 (2024年4月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	34	12
コール・ローン	773	562
親投資信託受益証券	435,881,237	351,251,791
流動資産合計	435,882,044	351,252,365
資産合計	435,882,044	351,252,365
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	－	582
未払委託者報酬	－	5,135
その他未払費用	4,975	4,815
流動負債合計	4,975	10,532
負債合計	4,975	10,532
純資産の部		
元本等		
元本	437,090,389	352,423,437
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,213,320	△1,181,604
（分配準備積立金）	4,302,062	2,805,481
元本等合計	435,877,069	351,241,833
純資産合計	435,877,069	351,241,833
負債純資産合計	435,882,044	351,252,365

(2)損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日	第13期 自 2023年4月14日 至 2024年4月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△237,370	△255,977
営業収益合計	△237,370	△255,977
営業費用		
支払利息	5	224
受託者報酬	－	582
委託者報酬	－	5,135
その他費用	11,102	10,421
営業費用合計	11,107	16,362
営業利益又は営業損失（△）	△248,477	△272,339
経常利益又は経常損失（△）	△248,477	△272,339
当期純利益又は当期純損失（△）	△248,477	△272,339
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△81,120	△125,122
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,344,062	△1,213,320
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,259,960	1,817,078
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,259,960	1,817,078
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	961,861	1,638,145
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	961,861	1,638,145
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,213,320	△1,181,604

(3)注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	第13期 自 2023年4月14日 至 2024年4月15日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023年4月14日から2024年4月15日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第12期 (2023年4月13日現在)	第13期 (2024年4月15日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	437,090,389口	352,423,437口
2．「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,213,320円	元本の欠損 1,181,604円
3．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.9972円 （1万口当たりの純資産額9,972円）	1口当たり純資産額　0.9966円 （1万口当たりの純資産額9,966円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日	第13期 自 2023年4月14日 至 2024年4月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,967,654円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（43,757,249円）、および分配準備積立金（2,334,408円）より、分配対象収益は48,059,311円（1万口当たり1,099.53円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,699,500円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（37,804,111円）、および分配準備積立金（1,105,981円）より、分配対象収益は40,609,592円（1万口当たり1,152.30円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第13期 自 2023年4月14日 至 2024年4月15日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リス

	クの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第13期 (2024年4月15日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

第12期（自 2022年4月14日　至 2023年4月13日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△129,797円
合計	△129,797円

第13期（自 2023年4月14日　至 2024年4月15日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△106,434円
合計	△106,434円

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第13期 自 2023年4月14日 至 2024年4月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第12期 (2023年4月13日現在)	第13期 (2024年4月15日現在)
期首元本額	585,734,806円	437,090,389円
期中追加設定元本額	395,933,410円	553,265,026円
期中一部解約元本額	544,577,827円	637,931,978円

(4)附属明細表

①有価証券明細表
(a)株式
該当事項はありません。
(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネーインカム・マザーファンド	348,706,236	351,251,791	
	親投資信託受益証券　小計		351,251,791	
合　計			351,251,791	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞は、「マネーインカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

マネーインカム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2024年4月15日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	12,483,776
コール・ローン	589,788,318
国債証券	270,503,100
特殊債券	1,001,717,500
未収利息	1,297,039
前払費用	16,033
流動資産合計	1,875,805,766
資産合計	1,875,805,766
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,099,999
流動負債合計	4,099,999
負債合計	4,099,999
純資産の部	
元本等	
元本	1,858,052,855
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	13,652,912
元本等合計	1,871,705,767
純資産合計	1,871,705,767
負債純資産合計	1,875,805,766

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2023年4月14日 至 2024年4月15日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

SMAM・FGマネーファンドVA＜適格機関投資家限定＞

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2024年4月15日現在）
1．当計算期間の末日における受益権の総数	1,858,052,855口
2．１単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.0073円 （１万口当たりの純資産額10,073円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2023年4月14日 至 2024年4月15日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2024年4月15日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年4月14日 至 2024年4月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2024年4月15日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,989,263,317円
同期中における追加設定元本額	1,108,055,562円
同期中における一部解約元本額	1,239,266,024円
2024年4月15日現在の元本の内訳	
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	25,629,854円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	96,450,922円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	259,215,540円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	201,333,396円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	59,215,119円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	44,151,579円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	70,837,458円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384円
ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	752,116,239円
ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	348,706,236円
合　計	1,858,052,855円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	３３５　１０年国債	120,000,000	120,249,600	
	３３７　１０年国債	150,000,000	150,253,500	
	国債証券　小計		270,503,100	
特殊債券	２１５　政保道路機構	200,000,000	200,098,400	
	２１８　政保道路機構	100,000,000	100,149,500	
	２２０　政保道路機構	200,000,000	200,449,200	
	２２２　政保道路機構	100,000,000	100,250,600	
	２２５　政保道路機構	100,000,000	100,233,800	
	６０政保地方公共団	100,000,000	100,113,600	
	６４政保地方公共団	100,000,000	100,211,200	
	３１　政保日本政策	100,000,000	100,211,200	
	特殊債券　小計		1,001,717,500	
合　計			1,272,220,600	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書

2024年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	393,332,057円
Ⅱ　負債総額	17,491円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	393,314,566円
Ⅳ　発行済口数	394,621,325口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.9967円 （9,967円）

Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定口数（口）	解約口数（口）
第4期	259,912,272	151,388,171
第5期	507,136,746	608,009,287
第6期	168,732,941	276,707,766
第7期	2,079,393,701	1,125,679,086
第8期	1,565,941,850	1,614,228,587
第9期	1,093,423,600	1,057,058,539
第10期	688,534,393	947,386,249
第11期	648,554,557	917,205,599
第12期	395,933,410	544,577,827
第13期	553,265,026	637,931,978

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

特別勘定のユニットプライスなどについては下記へお問合わせください。

ホームページアドレス（URL）：https://www.ms-primary.com

お客さまサービスセンター：0120−520−256　受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）　9：00～17：00

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。
また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものですので、大切に保管してください。必ずご一読の上、契約者等の不利益となる事項やリスクについてご理解の上ご契約ください。

この保険の正式名称は変額保険（有期型）です。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

資料請求・お問合わせ

フリーダイヤル　0120-125-104

〒 103-0028
東京都中央区八重洲1-3-7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
ホームページ：https://www.ms-primary.com

●ご契約後の照会につきましては

フリーダイヤル　0120-520-256

MSPL-2503-A-0077-00